

發 刊 登 録 番 号
12-B552783-0000040-10



2020 ANNUAL
REPORT

知的財産保護政策執行
年次報告書



大統領所属
国家知識財産委員会
Presidential Council on Intellectual Property

本仮訳は、国家知識財産委員会で発表した「2020 ANNUAL REPORT 知的財産保護政策執行年次報告書（2021 年 12 月）」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。（http://www.ipkorea.go.kr/information/reference_list.do）

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

発刊の辞

私たちはコロナ禍により、政治・経済・社会・文化のあらゆる分野で苦しんでいます。しかしコロナ危機にもかかわらず、韓国企業、科学技術者、文化芸術家は発明や創造により、知的財産分野で多くの成果を上げました。韓国政府も民間分野の努力と成果を後押しするために多様な努力をし、今回 2020 年一年間の知的財産保護政策と執行成果をまとめて「知的財産保護政策執行年次報告書」を発刊することになりました。年次報告書は政府の保護政策と執行に関する努力を振り返り、良い成果を得た部分はさらに発展させ、残念な点は改善し、韓国の知的財産保護水準を高めるために国家知識財産委員会が毎年発刊しています。

コロナ危機により、米国や日本など主要国の特許出願は減少しましたが、韓国国内での特許出願、特許協力条約（PCT）に基づく国際特許出願件数は共に増加しました。また、映画「パラサイト」がアカデミー4冠を達成し、アイドルグループの BTS（防弾少年団）は韓国大衆音楽史上初のビルボードのメインシングルチャート 1 位を獲得し、BLACKPINK はユーチューブの登録者数で世界 2 位となるなど、韓流コンテンツの存在感が大幅に高まりました。韓国銀行（韓国の中央銀行）が発表する知的財産権貿易収支を見ると、2020 年度における韓国の文化芸術著作権分野の貿易収支が韓国史上初めて黒字に転じました。こうした成果の裏面には危機を機会に変えるための韓国企業や科学技術者、文化芸術家らの努力と情熱、発明と創作を奨励し、成果物を保護する知的財産政策と執行の努力がありました。

韓国政府は昨年も知的財産関連法律の制定・改正、知的財産法の執行及び紛争解決支援などで知的財産保護体系の強化を図りました。「知的財産保護政策執行年次報告書」は韓国政府の努力を振り返るために、関連統計資料をまとめて客観的に保護政策と執行の状況を確認しました。特に、この報告書は海外で発行される主な国際知的財産保護指数まで検討することで、より実効性のある今後の政策提言につなげようとしてきました。この報告書が韓国政府の知的財産保護政策の策定の基礎となれば幸いです。

年次報告書の発行のためにご協力いただいたすべての関係機関に心から感謝申し上げます。

国家知識財産委員会共同委員長 チョン・サンジョ

主要内容

□2020年のグローバルな知的財産保護環境及び韓国の国際知的財産保護順位

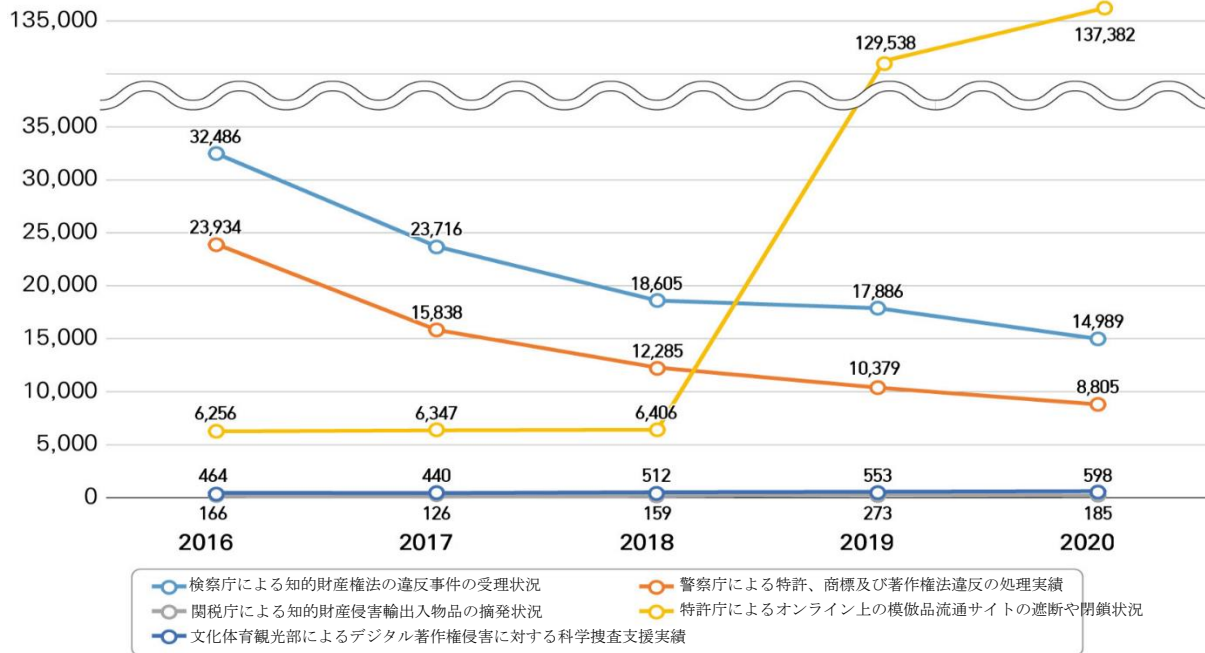
- (米国・中国) 貿易摩擦に対して2020年1月15日、第1段階の貿易合意に署名し、2月14日から発効する。同合意文は①中国の知的財産権侵害に対する立証責任の転換、②損害賠償範囲及び処罰拡大などを主要内容とする。
- (米国) 2020年1月29日、メキシコ・カナダとの貿易協定 (USMCA) に署名。同協定は①著作権及びデザイン保護期間の延長、②営業秘密の民事・刑事責任の強化などが知的財産関連の主要内容である。
- (日本) 意匠法を改正し、2020年4月1日発効。同法は①物品に記録・表示されないイメージと建築物の外観・室内デザインを保護対象に拡大、②デザイン権の保護期間を出願日から25年に変更などを主要内容とする。
- (中国) 2020年10月17日に改正された特許法が成立。これは、12年ぶりの改正であり、①故意侵害に対して最大5倍まで損害賠償金を確定することができる、②法定損害賠償金の増額などを主要内容とする。
- (EU) 2020年1月31日、英国政府のEU離脱とブレグジットの宣言で、英国はEUの知的財産システムから分離された。ただ、2020年12月31日までを移行期間として今までのシステムを維持する。
- (国際知的財産保護順位) 世界各国の知的財産保護環境を推測できる尺度の一つで、2020年に韓国は国際経営開発研究所 (IMD) 知的財産保護指数で63カ国のうち38位、グローバルイノベーション政策センター (GIPC) 保護指数では分析対象53カ国のうち13位となっている。

□2020年の知的財産保護執行の成果

- (法体系の整備) 関連法律を改正して知的財産権利者の保護を強化し、現行制度の運用上で現れた問題点改善・補完
- (特許法) 特許または専用実施権の侵害に対し、既存の親告罪から反意思不罰罪に変更し、既存特許権者の生産能力限度内に算定された損害賠償額方法を生産能力を超えた部分まで追加で賠償するよう変更 (2020年1月20日施行)
- (商標法・デザイン保護法) 特許と営業秘密及び不正競争行為に先に導入された故意侵害に対する3倍賠償制度を商標とデザインにまで拡大 (2020年1月20日施行)
- (商標法) 侵害に対する法定損害賠償額の最高限度を既存の5千万ウォンから1億ウォンに引き上げる。 (2020年1月20日施行)

- (著作権法) 誤って登録された著作権職権登録抹消制度及び著作権紛争調停に職権調停決定制度製を導入し、オンライン教育コンテンツに活用される教科用著作物を活用できる根拠を新設 (2020年8月5日施行)
- (産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行令) 国家中核技術を保有する機関が海外との買収・合併などを進める場合は事前に産業通商資源部長官に申告などの措置が必要 (2020年2月21日施行)
- (植物新品種保護法) 植物新品種に関し、偽証罪と虚偽表示罪に対する罰則と罰金を引き上げる。(2020年6月11日施行)
- (取り締まり実績) 知的財産関連法律の違反者などを取り締まり、知的財産権侵害発生状況を把握し、制裁
 - (検察庁) 知的財産権法の違反事件 14,989 件を受理し、14,720 件を処理
 - (警察庁) 特許、商標及び著作権法の違反事件計 8,805 件を処理
 - (関税庁) 商標権侵害物品 156 件と知的財産侵害輸出入物品 185 件を摘発
 - (特許庁) オンライン調査を実施し、模倣品 137,382 件の流通サイトを遮断・閉鎖
 - (文化体育観光部) デジタル著作権侵害 598 件に対して科学捜査を支援し、「Ani24」、「トレント」などの主な違法コピー品流通サイトを閉鎖
- 主要実績を 2019 年と比較すると、全体的には減少傾向を示しているが、オンライン上の知的財産侵害事件はやや増加

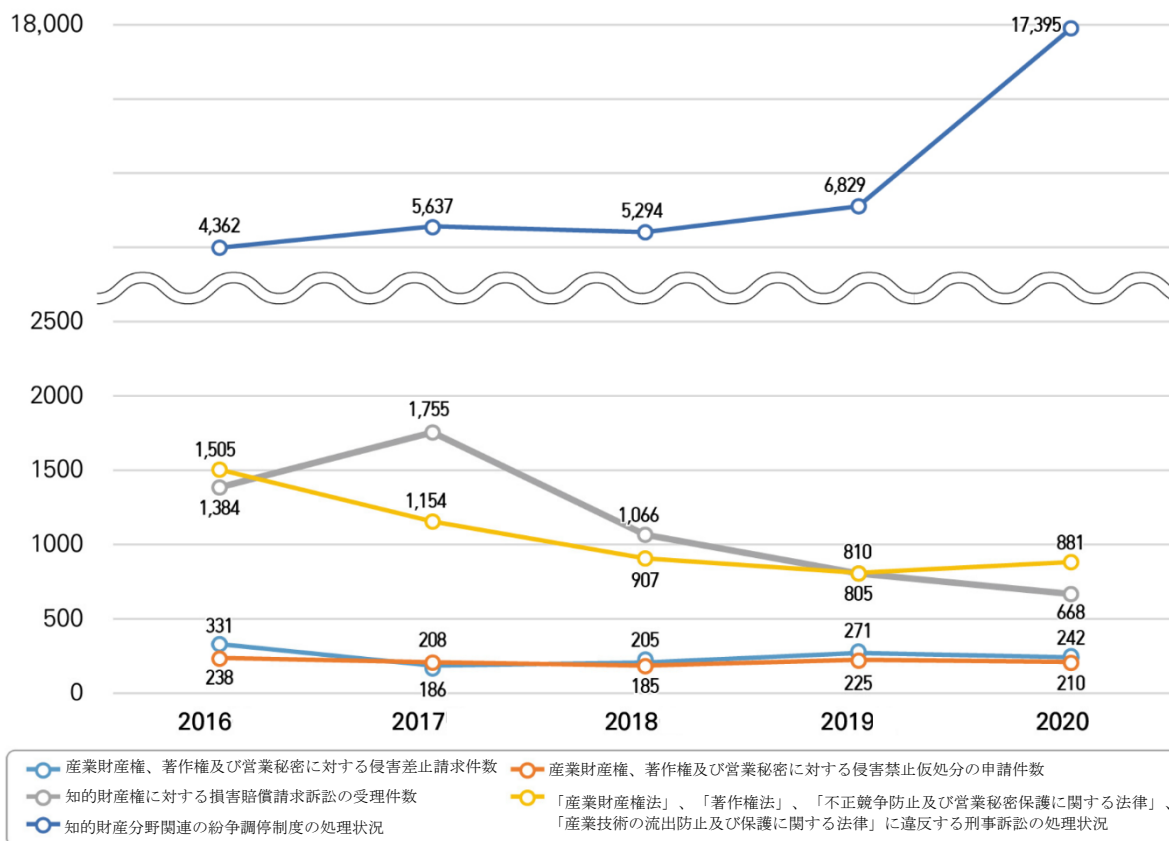
<2016～2020年の主要知的財産関連法律の違反者取り締まり状況（件）>



出処：各部処の統計資料

- （紛争解決）民事的救済措置、刑事的制裁及び代替的紛争解決制度などによる紛争解決を支援
- （民事）産業財産権、著作権及び営業秘密に対する侵害差止請求 242 件、侵害差止の仮処分申請 210 件を受理
- （民事）産業財産権、品種保護権及び著作権など知的財産権に関する損害賠償請求訴訟 668 件を受理
- （刑事）「産業財産権法」、「著作権法」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」、「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」の違反刑事訴訟で 881 人を処理
- （代替的紛争解決制度）知的財産分野関連の紛争調停制度で計 17,395 件を処理
- 2020 年度の紛争受理及び処理状況を前年度と比較すると、民事を利用した紛争申請は減少しているのに対し、刑事訴訟及び紛争調停制度の利用は増加している。

<2016～2020年の主要知的財産紛争受理及び処理状況>



出処：各部処の統計資料

- (海外知的財産保護) 関係部処と海外機関などと協業を行い、国内外の知的財産保護体系を強化し、韓国企業を保護
- (現地における対応体系の拡大) 現地における知的財産権保護インフラを強化するためにマニラで海外知的財産センターを新規開所
- (商標ブローカーへの対応) 中国の商標ブローカーにより、商標を先取りされる被害を受けた韓国企業 225 社を支援
- (海外における模倣品侵害対応) 中国と ASEAN のオープンマーケットで販売されているオンライン上の模倣品を申告し、165,460 件の掲示物を削除
- (海外における著作権侵害対応) 韓国の著作権を侵害している海外のウェブサイト 2,457 件を遮断し、韓国の著作権を頻繁に侵害する 5 カ国 (中国、タイ、フィリピン、ベトナム、インドネシア) を対象に 74,363 件の違法 URL を削除
- (中小企業の技術保護強化) 中小企業を対象に技術保護・セキュリティ管理に対する実態調査を実施し、企業の技術保護に必要な国別の技術保護指針を策定

○（尊重文化の拡大）各部処ごとに多様な広報及びオン・オフライン教育を実施

- （特許庁）全国巡回キャンペーン 16 回、国民参加型知的財産保護公募展 10 回、公益広告の制作及び送出 145 回などについて広報し、知的財産一般先導高校の選定・運用及び知的財産教育先導大学を指定し、さまざまな知的財産教科課程を開設
- （文化体育観光部）オンライン・ライブコンサート 5 回、国民参加型オン・オフライン上の著作権定期キャンペーン 18 回、広報映像制作及び送出約 525 万回、教師、学生、大人及び文化芸術家など需要者目線の教育を企画し、専門講座を提供
- （中小ベンチャー企業部）中小企業の役職員などを対象に技術保護教育説明会を開催

□今後の展望及び政策提言

○オンライン環境における知的財産保護の強化

- 過去 5 年間オフラインでの知的財産侵害は全体的に減少してきているのに対し、オンラインでの知的財産侵害は増加傾向にある。
- さらに、第四次産業革命の技術発展によるデジタル時代への転換やメタバースなどの新しいプラットフォームの登場に伴い、オンライン市場の拡大が予想されるため、オンライン環境での知的財産保護の強化策が必要

○知的財産執行力強化のための特別司法警察の運用拡大

- 2019 年 3 月、産業財産特別司法警察の職務範囲を既存の商標から特許、営業秘密などへと拡大し、2020 年の取り締まり実績が前年比 72%増加
- 営業秘密漏洩などの罪名で受理された事件のうち起訴率は 2016 年～2019 年平均 7.8%であったのに対し、2020 年には 14.1%と急増しているため、営業秘密侵害に対応する知的財産分野に対する専門性のある特別司法警察の運用拡大が必要

○代替的紛争解決制度の専門性及び効率性の強化

- 2020 年の特許権侵害差止請求民事本案（一審）の平均処理日数は 510.5 日、過去 5 年間の平均日数は 494.5 日と、訴訟による知的財産の紛争解決には多くの時間がかかる。
- このような限界を乗り越えるために、政府は訴訟に比べて迅速で費用が安い代替的紛争解決制度を運用している。知的財産関連申請件数は 2015 年～2019 年まで 14.2%の伸び率を示したが、2020 年は前年比 154.7%が増加
- 急増する知的財産分野の代替的紛争解決制度の専門性を強化するために、調停員及び調停担当官などに専門教育などを提供し、新規制度を導入するなどして運用の効率性を高める方策が必要

○ 知的財産に対する認識向上による韓国の国際知的財産保護順位の改善

- 2020年の韓国の国際知的財産保護順位は定量的指標を中心に算出するGIPC指数では13位（2019年13位）となったが、経営者などを対象とするアンケート調査で算出するIMD指数では38位（2019年37位）となった。
- 韓国は特許及び商標などの故意侵害に最大3倍の賠償制度を導入するなど制度改善を行い、継続的な取り締まりで知的財産保護環境を積極的に改善するために取り組んだが、経営者などの認識は改善されていない。
- したがって、韓国の知的財産保護制度を継続的に改善していき、その成果をもとに経営者などに効果的に広報し、韓国の国際知的財産保護順位を改善する必要がある。

PART 01 序論

PART 02 知的財産保護環境

第1節	グローバルな知的財産保護環境	6
1.	米国	6
	(1) 知的財産保護体系	6
	(2) 知的財産保護戦略	7
2.	日本	9
	(1) 知的財産保護体系	9
	(2) 知的財産保護戦略	10
3.	中国	13
	(1) 知的財産保護体系	13
	(2) 知的財産保護戦略	14
4.	欧州連合 (EU)	17
	(1) 知的財産保護体系	17
	(2) 知的財産保護戦略	18
第2節	国際知的財産保護指数と韓国の知的財産保護水準	21
1.	IMD 知的財産保護指数	21
2.	WEF 知的財産保護指数	22
3.	USTR スペシャル 301 条レポート	23
4.	GIPC 保護指数	24

PART 03 知的財産保護状況

第1節 知的財産の出願及び登録状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

1. 産業財産権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
(1) 国内出願の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
(2) 国内登録の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
(3) 国際出願の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
2. 著作権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
(1) 国内登録の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
(2) ソフトウェア（SW）の寄託状況・・・・・・・・・・・・・・	33
3. 営業秘密及び産業技術・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
(1) 営業秘密原本証明制度の利用状況・・・・・・・・・・・・	34
(2) 技術資料の寄託状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
(3) 国家中核技術の指定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
4. 植物新品種、半導体直接回路の配置設計など・・・・・・・・	36
(1) 植物新品種の出願・登録状況・・・・・・・・・・・・・・	36
(2) 半導体集積回路の配置設計設定登録状況・・・・・・・・	37
(3) 地理的表示の登録状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
(4) 遺伝資源の保有状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
(5) 伝統的知識の登録状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39

第2節 知的財産保護法律と政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

1. 知的財産保護法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
2. 知的財産保護政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
(1) 国家知識財産委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
(2) 中央行政機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
(3) 広域地方自治体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65

PART 04 知的財産保護執行の成果

第1節 知的財産保護関連法令などの制定・改正 77

1. 産業財産権	77
(1) 「特許法」改正	77
(2) 「特許法施行令・施行規則」及び「実用新案法施行令」改正	78
(3) 「デザイン保護法」及び同法施行規則改正	82
(4) 「商標法」及び「商標法施行令」改正	83
(5) 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」改正	84
2. 著作権	86
(1) 「著作権法」改正	86
(2) 「著作権法施行令」改正	87
3. 営業秘密及び産業技術	88
(1) 「産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行令及び施行規則」改正	88
(2) 「不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律施行令」改正	90
4. 植物新品種など	91
(1) 「植物新品種保護法」改正	91
(2) 「農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律施行規則」改正	91

第2節 知的財産関連法律違反者の取り締まりなど 92

1. 産業財産権	92
(1) 産業財産権法律違反事件の受理・処理	92
(2) 知的財産権侵害物品の輸出入制限	95
(3) 模倣品などに対するオン・オフライン取り締まり・是正勧告など	97
(4) 知的財産権虚偽表示の取り締まり・是正	100
(5) 不公正貿易行為の調査・制裁	101

2. 著作権	102
(1) 「著作権法」違反事件の受理・処理	102
(2) 著作権侵害物品の輸出入制限	103
(3) オン・オフライン上の違法コピー品の取り締まり及びモニタリング	104
(4) オン・オフライン上の違法コピー品に対する是正勧告・廃棄処分などの措置	110
(5) 正規ソフトウェア（SW）使用の点検	113
(6) 著作権侵害総合対応の強化	115
(7) 著作権安心（Copyright OK）指定制度の運用	115
3. 営業秘密及び産業技術	117
(1) 「不正競争防止法」違反事件の受理・処理	117
(2) 「産業技術流出防止法」違反者の受理・処理	119
(3) 技術流用行為に対する職権調査及び制裁	119
(4) 不正競争行為の調査・是正勧告	120
(5) 中小企業技術侵害行為に対する行政調査制度の運用など	121
4. 植物新品種など	121
(1) 「植物新品種保護法」違反事件の受理・処理	121
(2) 違法・不良な森林種子の取り締まり・処理	121
(3) 品種保護権の侵害者捜査	122
第3節 知的財産紛争解決	124
1. 審判及び訴訟	124
(1) 産業財産権の審判及び訴訟	124
(2) 著作権訴訟	130
(3) 営業秘密訴訟	132

2. 代替的紛争解決制度	135
(1) 産業財産権紛争調停委員会	136
(2) 韓国著作権委員会著作権紛争調停部	139
(3) コンテンツ紛争調停委員会	141
(4) 産業技術紛争調停委員会	144
(5) 中小企業技術紛争調停・仲裁委員会	145
(6) インターネットアドレス紛争調停委員会	146
(7) 大韓商事仲裁院	148
(8) ソウル法院調停センター（ソウル中央地方法院連携調停）	150
3. その他の紛争解決支援活動	150
(1) 公益弁理士特許相談センターの運用	150
(2) 著作権相談センターの運用	152
(3) コンテンツ公正共生センターの運用	152
(4) 営業秘密保護センターの運用	153
(5) 中小企業技術紛争支援	154
(6) 地方自治団体の知的財産紛争防止・対応支援	156

第4節 知的財産保護のための国内外の協力活動 158

1. 国内の協力体制	158
(1) 国家知的財産ネットワーク（KIPnet）の運用	158
(2) 知的財産保護のための中央行政機関間の協力の多角化	159
2. 国際協力体制	167
(1) 産業財産権	167
(2) 著作権	170
(3) 植物新品種など	171

第5節 海外での知的財産保護活動 174

1. 産業財産権	174
(1) 海外知的財産センター（IP-DESK）の運用	174
(2) 海外知的財産権紛争の初動対応支援	176
(3) K-ブランドの保護基盤構築	177
(4) 海外知的財産権紛争防止・対応コンサルティング	181
(5) 海外知的財産権紛争共同対応の支援	182
(6) 海外進出コンテンツの知的財産権保護コンサルティング	184
(7) 在外公館の現地知的財産侵害防止・対応支援の強化	184
2. 著作権	185
(1) 著作権海外事務所の運用及び海外著作権情報提供の拡大	185
(2) 海外著作物の合法利用活性化環境造成	186
(3) 海外著作権侵害サイトへのアクセス遮断など保護体系の強化	188
(4) 中国国内の韓国コンテンツ権利認証による利用契約の活性化	190
3. 営業秘密及び産業技術	191
4. 植物新品種など	192

第6節 知的財産尊重文化の拡大 193

1. 産業財産権	193
(1) 産業財産権に対する認識向上教育	194
(2) 産業財産権保護に関する広報	196
2. 著作権	198
(1) 著作権に対する認識向上教育	198
(2) 著作権保護のための広報	202

3. 営業秘密及び産業技術	206
(1) 営業秘密保護の教育及び広報	206
(2) 中小企業技術保護の教育及び広報	206
4. 植物新品種など	208
(1) 品種保護権侵害紛争防止の教育及び広報	208
(2) 「遺伝資源法」履行のための教育及び広報	208

PART 05 今後の展望及び政策提言

第1節 知的財産侵害対応の強化及び紛争解決支援	211
1. オンライン上の知的財産侵害に対する対応策づくり	211
2. 韓流コンテンツ保護支援の強化	211
3. 知的財産執行力の強化のための特別司法警察の運用拡大	212
4. 代替的紛争解決制度の専門性及び効率性の強化	212
第2節 中小・ベンチャー企業の知的財産強化	214
1. 中小・ベンチャー企業の技術保護強化	214
2. 中小・ベンチャー企業の技術活用強化	215
第3節 新知的財産対応体系の構築及び育成	216
1. 人工知能、メタバースの登場による総合対応体系の構築	216
2. 種子の優秀品種育成及び海外輸出市場の拡大	217
第4節 国際協力による知的財産保護強化	218
1. グローバルな通商の変化に応える知的財産の通商協定戦略の模索	218
2. 世界知的所有権機関の地域事務所の誘致など国際協力強化	218
第5節 知的財産保護に対する認識向上	220
1. 知的財産に対する認識向上による韓国の国際知的財産保護順位の改善	220

表の目次

[表 2-1-1]USMCA の知的財産権関連の主要内容	7
[表 2-1-2]中国の知的財産保護強化に関する推進計画（2020-2021）	14
[表 2-1-3]2020 年の中国の知的財産強国推進計画の主要内容	15
[表 2-1-4]欧州の商標・登録デザイン審査ガイドラインの主要内容	19
[表 2-1-5]2020 年 IMD 科学インフラ部門の上位 10 カ国順位	22
[表 2-1-6]WEF 知的財産保護指数測定アンケート	22
[表 2-1-7]2019 年 WEF 知的財産保護指数上位 10 カ国	23
[表 2-1-8]米国スペシャル 301 条レポートの国別の区分と指定基準など	24
[表 2-1-9]GIPC 国際知的財産指数評価指標 9 分野	25
[表 2-1-10]2020 年 GIPC 保護指数上位 10 カ国	25
[表 2-1-11]2020 年に GIPC が評価した韓国の主な長所と短所	26
[表 3-1-1]韓国の過去 5 年間の著作権登録状況	32
[表 3-1-2]韓国の過去 5 年間の SW の寄託件数	33
[表 3-1-3]韓国の営業秘密原本証明制度の利用状況（2020 年まで累積統計）	34
[表 3-1-4]国家中核技術に指定された細部技術の改正案（2020 年 12 月）	36
[表 3-1-5]韓国の過去 5 年間の作物別新品種の出願及び登録件数	36
[表 3-1-6]韓国の過去 5 年間の半導体集積回路の配置設計設定登録件数	37
[表 3-1-7]過去 5 年間の地理的表示制、地理的表示団体標章及び地理的表示証明標章の登録件数	38
[表 3-1-8]国家生物多様性情報共有体系により、部処及び機関が保有する遺伝資源の件数	38
[表 3-1-9]韓国の伝統的知識の登録件数（2020 年 12 月時点）	39
[表 3-2-1]韓国の知的財産関連法律及び所管部処	41
[表 3-2-2]2020 年度国家知識財産委員会の上程案件	43
[表 3-2-3]ベンチャー企業の 7 つの技術奪取防止規則	63
[表 4-1-1]2020 年「特許法」改正の主要内容 1	77

[表 4-1-2]2020 年「特許法」改正の主要内容 2	78
[表 4-1-3]2020 年「特許法施行令」改正の主要内容	79
[表 4-1-4]2020 年「実用新案法施行令」改正の主要内容	80
[表 4-1-5]2020 年「特許法施行規則」改正の主要内容 1	80
[表 4-1-6]2020 年「特許法施行規則」改正の主要内容 2	81
[表 4-1-7]2020 年「実用新案法施行規則」改正の主要内容 1	81
[表 4-1-8]2020 年「実用新案法施行規則」改正の主要内容 2	82
[表 4-1-9]2020 年「デザイン保護法」改正の主要内容	82
[表 4-1-10]2020 年「デザイン保護法施行規則」改正の主要内容	83
[表 4-1-11]2020 年「商標法」改正の主要内容	83
[表 4-1-12]2020 年「商標法施行令」改正の主要内容	84
[表 4-1-13]2020 年「不正競争防止法」改正の主要内容 1	84
[表 4-1-14]2020 年「不正競争防止法」改正の主要内容 2	85
[表 4-1-15]2020 年「著作権法」改正の主要内容 1	86
[表 4-1-16]2020 年「著作権法」改正の主要内容 2	87
[表 4-1-17]2020 年「著作権法施行令」改正の主要内容 1	87
[表 4-1-18]2020 年「著作権法施行令」改正の主要内容 2	88
[表 4-1-19]2020 年「産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行令」改正の主要内容	89
[表 4-1-20]2020 年「産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行規則」改正の主要内容	90
[表 4-1-21]2020 年「不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律施行令」改正の主要 内容	90
[表 4-1-22]2020 年「植物新品種保護法」改正の主要内容	91
[表 4-1-23]2020 年「農業生命資源法施行規則」一部改正	91
[表 4-2-1]過去 5 年間の検察庁の知的財産権法律違反事件の受理・処理状況	92
[表 4-2-2]過去 5 年間の検察庁の「商標法」違反事件の受理・処理状況	93
[表 4-2-3]過去 5 年間の検察庁の「特許法」違反事件の受理・処理状況	93

[表 4-2-4]過去 5 年間の検察庁の「実用新案法」違反事件の受理・処理状況	94
[表 4-2-5]過去 5 年間の検察庁の「デザイン保護法」違反事件の受理・処理状況	94
[表 4-2-6]過去 5 年間、警察庁の産業財産権侵害事件の処理状況	95
[表 4-2-7]過去 5 年間の知的財産権侵害物品の摘発状況	95
[表 4-2-8]最近 2 年間の特許庁産業財産特別司法警察の技術デザイン侵害捜査の実績状況	97
[表 4-2-9]過去 5 年間の産業財産特別司法警察の模倣品（商標権侵害）取り締まり実績	98
[表 4-2-10]過去 5 年間の模倣品申告褒賞金の支給実績	98
[表 4-2-11]過去 5 年間の地方自治体の是正勧告の実績	99
[表 4-2-12]2020 年の地方自治体別是正勧告の支援件数	99
[表 4-2-13]過去 5 年間のオンライン模倣品流通サイトの遮断及び閉鎖状況	100
[表 4-2-14]特許庁の知的財産権虚偽表示申告センターの運用実績	100
[表 4-2-15]マスクの産業財産権虚偽表示摘発事例	100
[表 4-2-16]過去 5 年間の不公正貿易行為の調査件数	101
[表 4-2-17]過去 5 年間の検察庁の「著作権法」違反事件の受理・処理状況	102
[表 4-2-18]過去 5 年間の著作権侵害者取り締まり実績	103
[表 4-2-19]過去 5 年間の著作権侵害物品の通関保留件数	103
[表 4-2-20]過去 5 年間の著作権特別司法警察の主な企画捜査の状況	105
[表 4-2-21]過去 5 年間のデジタル著作権侵害科学捜査の支援件数	106
[表 4-2-22]過去 5 年間の違法コピー品追跡管理システム（ICOP）のモニタリング件数	107
[表 4-2-23]オンライン上の違法コピー品流通分析システム（ICOP-T）運用状況	108
[表 4-2-24]過去 5 年間のオンライン違法コピー品在宅モニタリング運用件数	109
[表 4-2-25]過去 5 年間のシルバー監視員の情報提供による取り締まり状況	110
[表 4-2-26]違法コピー・送信者の情報提供請求関連の韓国著作権保護院（著作権保護審議委員会）の審議状況	111
[表 4-2-27]過去 5 年間のメディア別オンライン上の違法コピー品に対する是正勧告の件数	112
[表 4-2-28]過去 5 年間のオフライン上の違法コピー品の収集・廃棄状況	112

[表 4-2-29] 大学街の出版物の違法コピーに対する取り締まり状況	113
[表 4-2-30] 著作権安心 (Copyright OK) オンラインサービス指定状況	117
[表 4-2-31] 著作権安心 (Copyright OK) オフライン店舗指定状況	117
[表 4-2-32] 過去 5 年間の検察庁の「不正競争防止法」(営業秘密漏洩等の罪) 違反事件の受理・処理状況	118
[表 4-2-33] 過去 5 年間の検察庁の「不正競争防止法」(営業秘密国外漏洩等の罪) 違反事件の受理・処理状況	118
[表 4-2-34] 過去 5 年間の警察庁の「不正競争防止法」違反事件の処理状況	119
[表 4-2-35] 過去 5 年間の検察庁の「産業技術流出防止法」違反事件の受理・処理状況	119
[表 4-2-36] 2020 年技術流用関連事件の処理状況 (警告以上)	120
[表 4-2-37] 過去 4 年間の不正競争行為の調査及び是正勧告の処理件数	120
[表 4-2-38] 過去 5 年間の検察庁の「植物新品種保護法」違反事件の受理・処理状況	121
[表 4-2-39] 過去 5 年間の「植物新品種保護法」及び「種子産業法」違反事件の受理・処理状況	122
[表 4-2-40] 過去 5 年間の森林庁の品種生産・輸入販売申告、種子輸入要件承認件数	122
[表 4-2-41] 過去 5 年間の農林畜産食品部の品種保護権侵害発生状況	123
[表 4-3-1] 過去 5 年間の産業財産権に関する審判請求件数	124
[表 4-3-2] 過去 5 年間の特許法院及び大法院による審決取消訴訟の件数	125
[表 4-3-3] 過去 5 年間の特許権侵害差止請求の民事本案 (一審) の処理状況	125
[表 4-3-4] 過去 5 年間の実用新案権侵害差止請求の民事本案 (一審) 処理状況	126
[表 4-3-5] 過去 5 年間のデザイン権侵害差止請求の民事本案 (一審) 処理状況	126
[表 4-3-6] 過去 5 年間の商標権侵害差止請求の民事本案 (一審) の処理状況	127
[表 4-3-7] 過去 5 年間の特許権侵害差止の仮処分申請の処理状況	127
[表 4-3-8] 過去 5 年間の実用新案権侵害差止の仮処分申請の処理状況	128
[表 4-3-9] 過去 5 年間のデザイン権侵害差止の仮処分申請の処理状況	128
[表 4-3-10] 過去 5 年間の商標権侵害差止の仮処分申請の処理状況	128
[表 4-3-11] 過去 5 年間の知的財産権損害賠償請求訴訟の処理状況	129

[表 4-3-12] 過去 5 年間の産業財産権法律違反刑事訴訟の処理状況	130
[表 4-3-13] 過去 5 年間の著作権侵害差止請求の民事本案（一審）処理状況	131
[表 4-3-14] 過去 5 年間の著作権侵害差止の仮処分申請の処理状況	131
[表 4-3-15] 過去 5 年間の「著作権法」違反刑事訴訟の処理状況	132
[表 4-3-16] 過去 5 年間の営業秘密侵害差止請求の民事本案（一審）の処理状況	132
[表 4-3-17] 過去 5 年間の営業秘密侵害差止の仮処分申請の処理状況	133
[表 4-3-18] 過去 5 年間の「不正競争防止法」違反刑事訴訟の処理状況	133
[表 4-3-19] 過去 5 年間の「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」違反刑事訴訟の処理状況	134
[表 4-3-20] 5 つの紛争調停委員会の処理件数	136
[表 4-3-21] 過去 5 年間の産業財産権調停対象及び申請種類別の利用件数	138
[表 4-3-22] 過去 5 年間の韓国著作権委員会の調停処理件数	140
[表 4-3-23] 過去 5 年間の韓国著作権委員会の分野別調停申請件数	140
[表 4-3-24] 過去 5 年間の裁判所連携型著作権調停処理件数	140
[表 4-3-25] 過去 5 年間の年度別コンテンツ紛争調停委員会の調停処理状況	142
[表 4-3-26] 過去 5 年間のコンテンツ分野別調停申請の受理件数	143
[表 4-3-27] 2020 年コンテンツ紛争調停事件の種類及び部門別受理件数	143
[表 4-3-28] 過去 5 年間の産業技術紛争調停の申請・処理件数	144
[表 4-3-29] 過去 5 年間の中小企業技術紛争の調停・仲裁事件処理件数	145
[表 4-3-30] 過去 5 年間の国家ドメイン名紛争調停の申請・処理件数	148
[表 4-3-31] 過去 5 年間の一般ドメイン名紛争調停の申請・処理件数	148
[表 4-3-32] 過去 5 年間の大韓商事仲裁院の知的財産権関連仲裁申立件数	149
[表 4-3-33] 過去 5 年間の大韓商事仲裁院の知的財産権関連仲裁申立額別件数	149
[表 4-3-34] 過去 5 年間の公益弁理士特許相談センターにおける相談・コンサルティング支援件数	151
[表 4-3-35] 過去 5 年間の公益弁理士特許相談センターの書類作成の支援・出願件数	151

[表 4-3-36] 過去 5 年間の公益弁理士特許相談センターの審判及び審決取消訴訟の直接代理支援 件数	152
[表 4-3-37] 過去 5 年間の著作権相談センターの著作権相談件数	152
[表 4-3-38] 過去 5 年間の営業秘密保護センターのコンサルティング、法律諮問などの実施件数	153
[表 4-3-39] 過去 5 年間の中小ベンチャー企業部の技術保護現場諮問件数	154
[表 4-3-40] 過去 3 年間の技術保護支援班の運用件数	154
[表 4-3-41] 過去 5 年間の技術保守サービスの件数	155
[表 4-3-42] 過去 5 年間の技術流出防止システムの支援件数	155
[表 4-4-1] 2020 年 KIPnet 分科別幹事機関及び参加機関	158
[表 4-4-2] 2020 年知的財産権法違反取り締まり実績	159
[表 4-4-3] 技術保護関連法律の立証責任転換の導入状況	161
[表 4-4-4] ゴールデン・シード・プロジェクト推進戦略	164
[表 4-4-5] 輸出戦略種子	164
[表 4-4-6] 過去 5 年間の海外搬出国際郵便物に対する模倣品取り締まり件数	165
[表 4-4-7] 過去 4 年間のオンライン保護要求著作物の件数	166
[表 4-4-8] 過去 5 年間の権利者保護要請による侵害事実通知件数	166
[表 4-4-9] 過去 3 年間の知的財産権をめぐる多国間・通商交渉の分析及び対応回数	168
[表 4-4-10] PRISMA を用いて出願可能な国及び植物種	172
[表 4-5-1] IP-DESK 海外商標・デザイン出願支援内容	175
[表 4-5-2] IP-DESK 侵害調査及び法律検討支援内容	175
[表 4-5-3] IP-DESK の過去 5 年間の事業実績の状況	176
[表 4-5-4] IP-DESK 未所在国別海外商標・デザイン出願支援内容	176
[表 4-5-5] 2020 年海外知的財産紛争の初動対応支援事業の実績	177
[表 4-5-6] 過去 5 年間の中国で活動する商標ブローカーによる国内企業の商標の無断先取り状況	178
[表 4-5-7] 過去 5 年間の中国におけるオンライン模倣品のモニタリング及び遮断の実績	180

[表 4-5-8]	2020 年 ASEAN オンライン模倣品のモニタリング及び遮断の実績	180
[表 4-5-9]	特許庁の海外知的財産権紛争防止コンサルティング支援事業の内容	181
[表 4-5-10]	過去 5 年間の海外知的財産権紛争防止・対応コンサルティング支援件数	182
[表 4-5-11]	特許庁の知的財産権紛争共同対応支援事業の内容	183
[表 4-5-12]	過去 5 年間の共同対応支援の状況	183
[表 4-5-13]	海外進出コンテンツの知的財産権保護コンサルティング支援の内容	184
[表 4-5-14]	2020 年の本部 - 公館及び公館間の有機的協力体制の構築	185
[表 4-5-15]	過去 5 年間の海外法律コンサルティング及び救済措置の支援件数	186
[表 4-5-16]	2020 年の合法利用協力交流会の推進状況	187
[表 4-5-17]	過去 5 年間の文化体育観光部による海外の著作権侵害サイトへのアクセス遮断件数	188
[表 4-5-18]	過去 3 年間のキラークンテンツの集中モニタリング及び救済措置の状況	190
[表 4-5-19]	海外進出技術保護支援事業の期間内の推進実績	191
[表 4-5-20]	2020 年の農林畜産食品部の国内育成品種の海外進出支援状況	192
[表 4-6-1]	過去 5 年間の知的財産一般の先導学校の指定高校及び教科採択高校の状況	194
[表 4-6-2]	2020 年の税関取締職員向けの模倣品の識別教育	195
[表 4-6-3]	過去 5 年間の全国巡回キャンペーンの実施回数	196
[表 4-6-4]	過去 5 年間の産業財産権保護に関する広報活動の状況	197
[表 4-6-5]	2020 年の青少年の著作権指数	198
[表 4-6-6]	過去 5 年間の著作権体験教室の運用状況	198
[表 4-6-7]	過去 5 年間の出張型著作権教育（学生）の運用状況	199
[表 4-6-8]	過去 5 年間の出張型著作権教育（大人）の運用状況	199
[表 4-6-9]	過去 5 年間の大人向けの出張型著作権教育中の文化芸術部門の運用状況	199
[表 4-6-10]	過去 5 年間の大人向けの出張型著作権教育中の公共部門の運用状況	199
[表 4-6-11]	過去 5 年間の大学連携型創造的人材育成のための著作権専門講座の運用状況	200
[表 4-6-12]	過去 5 年間の著作権研修修了人数の状況	201

[表 4-6-13] 2020 年の著作権現場の職務能力向上課程の運用状況	202
[表 4-6-14] 著作権教育条件付き起訴猶予制教育の状況	202
[表 4-6-15] 2020 年新学期における大学街の違法コピー解消政策に関する提案の公募展：政策 提案部門の授賞内訳	205
[表 4-6-16] 2020 年新学期における大学街の違法コピー解消政策に関する提案の公募展：標語 部門の授賞内訳	205
[表 4-6-17] 過去 5 年間の営業秘密保護センターの営業秘密教育の実施状況	206
[表 4-6-18] 過去 5 年間の中小ベンチャー企業部の技術保護に関する教育・説明会の実施状況	207
[表 4-6-19] 中小企業技術保護の無料教育課程の詳細	207
[表 4-6-20] 過去 5 年間の中小ベンチャー企業部の技術保護カンファレンス及び有功者への褒賞	207
[表 4-6-21] 2020 年の遺伝資源へのアクセス・利益及び利益配分に関するオンライン相談及び 出張型コンサルティング支援	208
[表 5-1-1] 2020 年の中小企業の技術資料の流出や奪取状況（調査対象年度 2017～2019）	214

図の目次

[図 2-1-1] 米国の知的財産政策及び保護・執行推進体系	6
[図 2-1-2] 日本の知的財産戦略本部及び知的財産保護体系	10
[図 2-1-3] 中国の知的財産政策推進体系	13
[図 2-1-4] EU の知的財産政策推進体系	18
[図 3-1-1] 韓国の過去 5 年間の産業財産権の出願件数	30
[図 3-1-2] 韓国の過去 5 年間の産業財産権の登録件数	31
[図 3-1-3] 韓国の過去 5 年間の産業財産権の国際出願件数	32
[図 3-1-4] 韓国の過去 5 年間の技術資料の寄託件数	35
[図 3-2-1] 国家知識財産委員会の機構図	43
[図 3-2-2] 「第 2 次国家知的財産基本計画（2017 年～2021 年）」の政策目標及び基本方向	44
[図 3-2-3] 第 2 次国家知的財産基本計画（2017～2021）上の推進戦略及び中核課題	45
[図 3-2-4] 6 大重点方向別推進課題	46
[図 3-2-5] 2020 年国家知的財産施行計画の推進戦略及び重点課題	47
[図 3-2-6] 知的財産保護政策関連の中央行政機関	50
[図 3-2-7] 2020 年広域地方自治団体別政策ビジョン及び地域別事業遂行機関の分布状況	66
[図 4-2-1] 過去 5 年間の知的財産権侵害物品に対する通関保留措置の件数	96
[図 4-2-2] 過去 5 年間の IPIMS による疑わしい物品の鑑定及び侵害の確認	96
[図 4-2-3] 産業財産特別司法警察地域事務所の状況	97
[図 4-2-4] 過去 5 年間の警察庁の著作権違反の検挙人員及び起訴人員	103
[図 4-2-5] 過去 5 年間の著作権特別司法警察による著作権侵害者の送致人員	104
[図 4-2-6] デジタル著作権侵害科学捜査の手続き	106
[図 4-2-7] 違法コピー品追跡管理システムの証拠資料収集過程	107
[図 4-2-8] オンライン上の違法コピー品流通分析システム（ICOP-T）の統計情報	108
[図 4-2-9] 過去 5 年間のオンライン著作権違法コピー品在宅モニタリング要員の数	109

[図 4-2-10]	コピー・送信者に関する情報提供請求などの処理手続	110
[図 4-2-11]	過去 5 年間のオンライン上の違法コピー品に対する是正勧告措置件数	111
[図 4-2-12]	中小企業を対象にした正規ソフトウェア使用周知の状況	113
[図 4-2-13]	過去 5 年間の公共機関の正規 SW 使用の自主・現場点検	114
[図 4-2-14]	著作権侵害対応総合状況室の運用	115
[図 4-2-15]	著作権安心 (Copyright OK) シンボルロゴ (マーク)	116
[図 4-2-16]	2020 年森林用種子流通調査	122
[図 4-2-17]	品種保護権侵害対応システム推進体系	123
[図 4-3-1]	各紛争調停委員会の件数変化の推移	135
[図 4-3-2]	産業財産権紛争委員会の調停手続	137
[図 4-3-3]	過去 5 年間の産業財産権紛争調停委員会への調停申請件数と成立件数	138
[図 4-3-4]	韓国著作権委員会の調停手続	139
[図 4-3-5]	コンテンツ紛争調停委員会の調停手続	141
[図 4-3-6]	産業技術紛争調停委員会の調停手続	144
[図 4-3-7]	中小企業技術紛争調停・仲裁委員会調整・仲裁効力	145
[図 4-3-8]	中小企業技術紛争調停申請企業の法律代理人・訴訟費用の支援手続	146
[図 4-3-9]	インターネットアドレス紛争調停委員会の一般ドメインの紛争手続	147
[図 4-3-10]	大韓商事仲裁院の仲裁手続	149
[図 4-3-11]	コンテンツ公正共生センターの申告受理業務処理図	153
[図 4-3-12]	ソウル特別市の中小企業向けの知的財産権保護ガイドブック	156
[図 4-3-13]	ソウル特別市の知的財産権の審判、訴訟、侵害物品取り締まり事業体系	157
[図 4-4-1]	オンライン・オフライン知的財産侵害取り締まり体系	160
[図 4-4-2]	ソウル特別市中小企業の技術保護段階別支援体系	161
[図 4-4-3]	技術保護関連法律の懲罰的損害賠償規定の導入状況	162
[図 4-4-4]	中小企業技術保護の強化策	163

[図 4-4-5] 国際植物新品種保護連盟の国際電子出願システム体系	171
[図 4-5-1] IP-DESK の設置状況	175
[図 4-5-2] 海外の商標ブローカー対応の手続き	177
[図 4-5-3] 過去 5 年間の中国における新規商標ブローカーの発掘及び商標ブローカーにの無断先取りによる産業別被害状況	178
[図 4-5-4] 2020 年ベトナム・タイにおける多数の商標を先取りした出願人による無断先取りの被害を受けた産業の状況	179
[図 4-5-5] 海外オープンマーケットのオンライン模倣品への対応支援の手続き	180
[図 4-5-6] 海外知的財産権紛争防止コンサルティングの支援手続	181
[図 4-5-7] 地域の中小企業のグローバルな知的財産能力強化のための支援体系	182
[図 4-5-8] 海外著作権合法利用活性化サービスの手続き	186
[図 4-5-9] 著作権登録、契約締結支援、契約書の検討など海外合法利用支援件数	187
[図 4-5-10] 中韓放送分野の著作権侵害ホットライン運用による違法な URL の削除件数	189
[図 4-5-11] 中国国内の著作権権認証の件数	190
[図 4-6-1] 知的財産保護水準の体感度	193
[図 4-6-2] 産業財産権保護のための広報コンテンツ	197
[図 4-6-3] SNS チャンネルを活用したオンライン・ライブコンサート	203
[図 4-6-4] 著作権情報映像	204
[図 4-6-5] 著作権に対する認識向上の広報ウェブトゥーン	204

PART

01

序論

知的財産とは、人間の創造的活動または経験などにより、創出または発見された知識・情報・技術、思想や感情の表現、営業や物の表示、生物の品種や遺伝資源、その他財産的価値が実現されることができ無形のことをいい¹、知的財産権とは、法令または条約などにより、認定または保護される知的財産に関する権利を指す²。

最近、第四次産業革命³時代の到来につれ、モノのインターネット（IoT）、人工知能（AI）、3Dプリンティングといった新技術を基盤とする発展が予想される。同時に扱われる情報の量と多様性が従来に比べて幾何級数的に増えるはずであるため、技術や文化の情報などを含む知的財産の役割と重要性はさらに強調されるだろう。既存の第一～三次産業革命⁴を振り返っても知的財産が重要な役割を果たした。英国は特許制度の導入とともに第一次産業革命を成し遂げ、米国はプロパテント政策（Pro Patent Policy）で第二次と第三次産業革命を起し、世界経済の覇権を占めたためである。

これを受け、世界各国は第四次産業革命の時代にグローバル競争の優位に立ち、自国の技術保護及びイノベーションを促進するために知的財産保護を強化する方向の政策などを積極的に展開している。米国はイノベーション競争力向上のための今後5カ年の知的財産の未来戦略を盛り込んだ「2018-2022 戦略計画（Strategic Plan）」を2019年に施行し、日本は2020年5月27日に「知的財産推進計画2020：新型コロナ後の「ニュー・ノーマル」に向けた知的財産戦略⁵」を決定・公開した。

中国も「2020年国家知的財産戦略を深化させて実施する行動計画及び新たな情勢における知的財産強国建設の加速に関する若干意見（2020年深入实施国家知识产权战略加快建设知识产权强国推进计划）」など多様な計画⁶を発表し、欧州委員会（EU Commission）は「知的財産実行計画（Intellectual Property Action Plan⁷）」を発表して知的財産保護体系の強化に取り組んでいる。

¹ 「知識財産基本法」第3条第1号

² 「知識財産基本法」第3条第3号

³ 産業革命（Industrial Revolution）という用語は1844年フリードリヒ・エンゲルスにより生まれた。これは、1884年アーノルド・トインビーの「英国産業革命史」（Lectures on the Industrial Revolution of the Eighteenth Century in England）で具体的に言及された。

⁴ 第一次産業革命は18世紀末に英国を拠点に紡績機、蒸気機関、鋳物技術の登場による変革である。第一次産業革命の中核は「動力」であり、これは「工場」を立ち上げる源泉であった。第二次産業革命は19世紀末に米国を拠点に電気エネルギー、ベルトコンベアが登場したことで発生した変革といえる。第二次産業革命の核心は動力を貯えて必要なときに使用できるエネルギーである。これは、大量生産と工業化を可能にした原動力となった。第三次産業革命は20世紀末に米国を拠点にコンピュータ、インターネットに代表されるIT技術の登場によって発生した変革といえる。

⁵ 日本の知的財産推進計画2020は価値のあるデータの活用とデータガバナンス構築策及びデジタル・オンライン化に伴った知的財産侵害対応策を集中的に検討している。

⁶ 「知的財産保護強化に関する意見」推進計画（2020-2021年）、「2020年全国知的財産権侵害及び模倣品取り締まり業務の概要など、知的財産保護強化のための行政保護及び司法執行関連計画と指針」など

⁷ 欧州委員会（EU Commission、EC）の「知的財産実行計画（Intellectual Property Action Plan）」は「知的財産の保護向上」と「コピー品、模倣品などへの対応」を主要課題に提示しており、2020年11月25日に発表された。

このような国際情勢のなかで、韓国も「第四次産業革命を先導する知的財産競争力の確保」を目標として第2次国家知的財産基本計画（2017～2021）を策定した。新技術の導入、コンテンツのデジタル化、名古屋議定書の発効など、グローバルな環境の変化を踏まえた本計画を施行することで、知的財産制度の先進化、7兆7,251億ウォンの生産、3兆6,017億ウォンの付加価値、79,076人の就職、63,389人の就業誘発などの経済的波及効果が見込まれる⁸。

2020年には第2次国家知的財産基本計画で設定した目標に基づき、「第四次産業革命を先導する知的財産国家競争力の確保」のための5大重点方向を設定し、各細部課題を推進した。重点方向は①市場の需要を反映した知的財産戦略資産化、②中小・ベンチャー企業の起業・成長及び保護の強化、③国内の知的財産のグローバル進出支援の強化、④デジタル環境の創作に対する公正な共生エコシステム造成、⑤人と文化を中心とする知的財産の土壌構築である。

これを受け、韓国の各中央行政機関と広域地方自治体は国家知的財産施行計画（2020年）を策定し、①中小企業の知的財産・技術の保護強化、②海外進出企業に対する韓国企業の知的財産保護、③生物遺伝資源の確保及び国際規範対応、④知的財産尊重文化の拡大、⑤知的財産紛争解決制度の改善など、さまざまな知的財産保護政策を推進した。

2020年知的財産保護政策執行年次報告書は、韓国政府が2020年一年間で知的財産保護のために推進したさまざまな政策とその執行の成果を紹介し、韓国政府の知的財産保護に対する意志、取り組み及び成果を国内外に紹介するために作成された。

本報告書の第2章では海外の主要国と韓国の知的財産保護環境について、第3章では韓国で2020年に一年間、知的財産権が保護されている状況と韓国の知的財産保護法律と政策推進体系について紹介している。

第4章では知的財産保護関連法令などの制定・改正事項、知的財産関連法律の違反者の取り締まり実績、知的財産紛争解決実績、知的財産尊重文化の拡大及び知的財産保護のための国内外の協力活動など、知的財産保護政策の執行成果について具体的に説明し、これを基に第5章で今後、韓国政府が推進すべき主な知的財産政策の方向を提示したい。

⁸ 国家知識財産委員会、「第四次産業革命の時代に応えた韓国知的財産戦略－第2次知的財産基本計画の経済的波及効果の分析を中心に－」（2017.04）

PART

02

知的財産保護環境

第1節 グローバルな知的財産保護環境

第2節 国際知的財産保護指数と韓国の知的財産保護水準

第1節 グローバルな知的財産保護環境

1. 米国

(1) 知的財産保護体系

米国は2008年9月、「知的財産に対する資源及び組織の優先に関する法律 (Prioritizing Resources and Organization for Intellectual Property Act)」を制定した。同法は知的財産権の保護水準を高め、知的財産権執行機関の協力を促進することで知的財産侵害行為に対する執行力を強化する内容を盛り込んでおり、米国の知的財産政策推進及び知的財産保護執行を主導するコントロールタワーとして知的財産執行高位諮問委員会 (Senior IP Enforcement Advisory Committee)、知的財産執行諮問委員会 (IP Enforcement Advisor Committee)、知的財産執行調整官 (Intellectual Property Enforcement Coordinator、IPEC) を設置するように規定した。知的財産執行調整官は知的財産執行高位諮問委員会と知的財産執行諮問委員会の議長を務めている。二つの諮問委員会は、知的財産執行に関する政府間戦略計画委員会 (Interagency Strategic Planning Committees on IP Enforcement) と呼ばれる。

[図 2-1-1] 米国の知的財産政策及び保護・執行推進体系



出処：米国知的財産執行調整官、「2017年～2019年知的財産執行に関する合同戦略計画」(2016.12)

(2) 知的財産保護戦略

1) 主要政策の流れ

2020 年は米国の知的財産政策にとって重要な時期といえる。米トランプ政権の最後の任期であり、知的財産権に関する貿易摩擦が激化していたためである。2018 年から続いた米中貿易摩擦について、米国のトランプ大統領と中国の劉鶴中央政治局委員兼副首相は 2020 年 1 月 15 日に第 1 段階の合意に署名し、2 月 14 日から発効した。米中の第 1 段階の合意文には中国の知的財産権侵害に対する立証責任の転換、損害賠償範囲の拡大、民事救済及び刑事処罰の拡大、営業秘密侵害防止措置及び取り締まり強化、電子商取引上の違法コピー及び偽造防止及び自発的な技術移転などに関する内容が規定されている⁹。米国は第 1 段階の合意に対する後続措置として、2020 年 2 月に両国の評価及び紛争解決事務所を設立し、8 月には両国の履行状況を点検する電話会談（6 カ月周期）を実施した。

また、米トランプ大統領は 2020 年 1 月 29 日、北米自由貿易協定（以下「NAFTA」）の再交渉の結果である米国・メキシコ・カナダ協定（US-Mexico-Canada Trade Agreement、以下「USMCA」）の修正案に署名した。これで 1994 年に発効した NAFTA が終了し、7 月 1 日から USMCA が発効した。USMCA は知的財産権の分野を包括的かつ最小限に取り扱う NAFTA 規定を改正して知的財産に対する保護を一層強化したが、特に、特許権・デザイン権・著作権保護期間延長、医薬品保護強化、資料保護期間延長、営業秘密関連の民事・刑事責任強化、商標・地理的表示の異議申立制度の導入などの内容を盛り込んでいる¹⁰。

[表 2-1-1]USMCA の知的財産権関連の主要内容

区分	主要内容
特許	<ul style="list-style-type: none"> ・特許遅延に対する存続期間延長（出願日から 5 年、審査請求日から 3 年より遅い場合） ・農化学品に対する資料保護期間延長（5 年→10 年） ・生物学的制裁を含む医薬品に対する資料保護（最低 10 年）
商標・地理的表示	<ul style="list-style-type: none"> ・音商標、団体標章、証明標章、有名商標の保護 ・商標・地理的表示の異議申立制度の導入
営業秘密	<ul style="list-style-type: none"> ・民事・刑事上の責任強化 ・国営企業による営業秘密不正取得防止
デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン保護期間延長（最低 10 年→最低 15 年）
著作権	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権及び著作隣接権に対する完全な内国民待遇の保証 ・著作権保護期間延長（著作者死後 50 年→70 年） ・技術的保護措置規定
執行	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインでの違法コピー防止のためにインターネットサービスプロバイダ（ISP）に対するセーフハーバー（safe-harbor）の導入 ・映画や映像著作物のビデオカメラの録画に対する刑事処罰 ・衛星及びケーブルの信号の盗難に対する民事・刑事上の責任強化

⁹ ユ・ゲファン・キム・アリン、中国の知的財産保護状況及び執行の動向を分析 - 米中第1段階の合意及びスペシャル301条への対応を中心に、「IP Focus」第2020-08号、2020、8-13頁

¹⁰ 韓国知識財産研究院のプレスリリース、「最も高いレベルの知的財産権貿易協定、USMCA発効」、2020

2020年、米連邦最高裁判所（US Supreme Court）は新型コロナウイルス感染症（COVID-19、以下「新型コロナウイルス」）の感染拡大により、知的財産事件で最初に電話による口頭弁論を実施した。5月4日に行われた「米国特許商標庁（以下「USPTO」）v.Booking.com B.V.」事件がそれである。当時、連邦最高裁判所があるワシントンDCは新型コロナウイルスにより、外出（自宅退避）や店舗の営業を制限する命令が発動されている状態であった。したがって、同事件の口頭弁論では関連裁判官と弁護士は各家庭や事務所で口頭弁論に参加し、USPTOとBooking.com双方の代理人弁護士による弁論と質疑が行われた¹¹。

また、USPTOは2020年3月16日にコロナ禍により、出願の放棄を余儀なくされるか、再審査の手続きが制限や終了されるなど期限を守ることができなかつた場合に限り、権利回復の申請（Petitions to Revive）に必要な手数料を免除すると発表¹²し、2020年5月8日にはコロナ禍に対応するために小企業などのための優先審査プログラム（Prioritized Examination Pilot Program）を実施した。同プログラムは新型コロナウイルスの予防及び治療に対して米食品医薬品局（FDA）の承認を受けなければならない発明などを対象に、小企業または小企業の資格を有する特許出願人は手数料を支払わず、優先審査を申請可能にする¹³。

2020年11月9日、米国知的財産執行調整官（IPEC）は「2020-2023米国の知的財産に関する合同戦略計画（US Joint Strategic Plan on Intellectual Property 2020-2023）」を発表した。同計画は米国政府が2020年から2023年までの3年間、健全かつ強力な知的財産政策環境を支援するために実行する作業のための道筋を示している。主な内容としては、貿易による知的財産の保護及び執行の強化、米中の第1段階合意の履行の監督、他国との貿易透明性単位（TTU）の合意、オンラインセーフハーバー（Safe harbor）条項の検討、営業秘密奪取防止のための国家サイバー戦略の策定、電子商取引における模倣品と違法コピー品の撲滅などがある。

以上のように、米国は知的財産の保護及び執行体系を強化しており、通商法第301条に基づき、知的財産権侵害調査、中国からの輸入品に対する関税賦課、TRIPs協定違反なども主張し、通商関係で強力な自国の知的財産保護を図っている。

2) 主要制度の変化

2020年3月23日、米トランプ大統領は米国と海外で安全な無線通信技術を採用するための戦略を策定し実施するために、「5G及びそれ以降の技術の確保法（Secure 5G and Beyond Act of 2020）」に署名した。同法案は米国内の次世代移動通信システムとインフラのセキュリティを確保するという内容、次世代移動通信システム及び基盤施設のセキュリティを最大化する上で同盟国及び戦略的パートナーを支援する内容からなる¹⁴。

¹¹ 韓国知識財産研究院、「米連邦最高裁判所、コロナ禍により電話による遠隔口頭弁論を実施」、「IP NEWS」第2020-20巻号、2020

¹² 韓国知識財産研究院、「米国特許商標庁、コロナ禍の影響による救済措置の際、手数料免除を発表」、「IP NEWS」第2020-12巻号、2020

¹³ 韓国知識財産研究院、「米国特許商標庁、コロナ禍への対応、小企業のための優先審査プログラムを実施」、「IP NEWS」第2020-20巻号、2020

¹⁴ 韓国知識財産研究院、「米トランプ大統領、『5G及びそれ以降の技術の確保法』に署名」、「IP NEWS」第

また、2020年3月26日、米上院（House of Representatives）はコロナ禍による被害救済と経済安全保障のための法案である「Coronavirus Aid, Relief and Economic Security Act」を承認した。同法案に基づき、知的財産権分野の場合、USPTOの特許商標長官（責任者）に特許法や商標法など規定の期限を一時的に取消、保留、調整または修正することができる権限が臨時に与えられた¹⁵。

他にも2020年12月22日、米上院法制司法委員会知的財産分科委員会委員長であるトム・ティリス上院議員は、「デジタルミレニアム著作権法」（以下「DMCA」）改正草案を発表した。今回の法案はオンライン上の侵害問題を解決し、迂回措置を最新化し、少額訴訟裁判廷を設立して創作者の権利を強化できる手段を提供することで、米国の著作権制度の最新化を図った。また、同草案は米「著作権法」第512条によるオンラインサービスプロバイダプロバイダに対する確実性の向上、既存の法律の通知及び削除、システムを通知及び中断システムに切り替え、孤児著作物（Orphan Works）に対する善意のユーザーへの責任制限などの内容も盛り込んでいる。

2. 日本

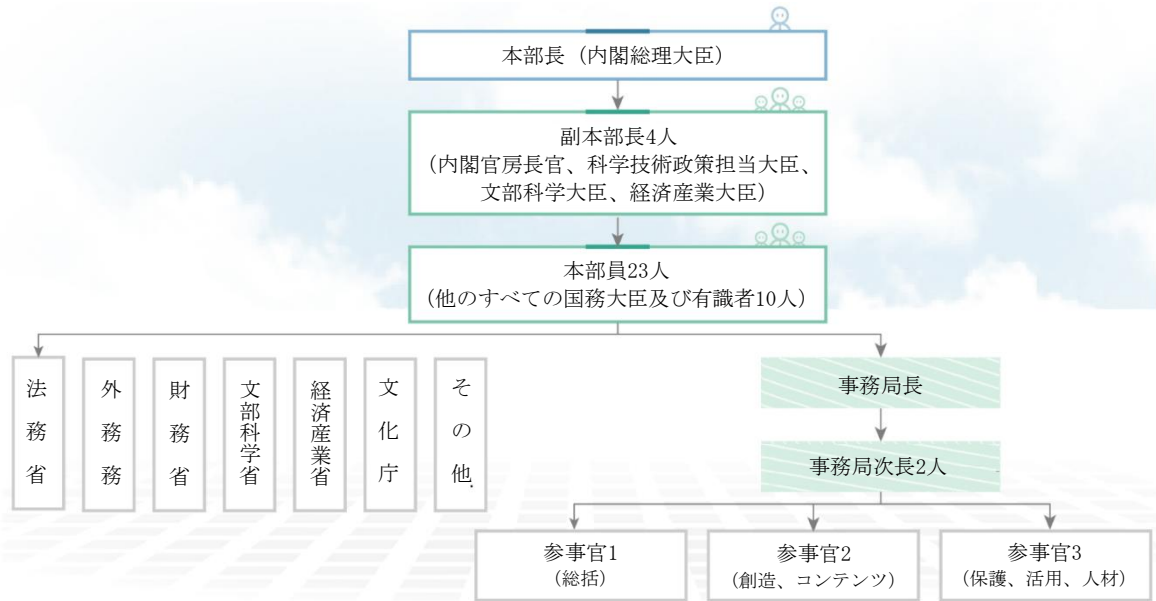
(1) 知的財産保護体系

日本の知的財産政策は知的財産戦略本部（本部長：安倍晋三首相）を中心に策定・推進される。2002年、知的財産で国を興すという小泉純一郎首相の「知財立国」宣言後、2002年12月に「知的財産基本法」が制定され、これに基づいて2003年3月に知的財産戦略本部が設立された。同本部は知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的・計画的に推進するために内閣に設置した機構であり、知的財産に関する業務を総合的に調整する業務を担当する。また、日本の知的財産政策及びシステムに関する中長期政策である「知的財産戦略ビジョン」を5年ごとに提示しており、そのビジョンを実行するための「知的財産推進計画」を毎年策定・発表している。

2020-14巻、2020

¹⁵ 韓国知識財産研究院、「米上院、景気刺激策及び経済構造法案である『CARES Act』を承認」、「IP NEWS」第2020-14巻、2020

[図 2-1-2] 日本の知的財産戦略本部及び知的財産保護体系



日本の産業財産権関連業務は経済産業省傘下の特許庁で担当・総括しており、著作権関連業務は文部科学省傘下の文化庁で担当している。経済産業省は計9地域¹⁶に経済産業局を設け、知的財産室を設置し、その地域の中小企業支援と地域経済の特性に合致した知的財産の活用と普及を促進する業務を行っている。

(2) 知的財産保護戦略

1) 主要政策の流れ

日本政府は2003年に施行された「知的財産基本法」と「知的財産政策ビジョン」に基づき、毎年「知的財産推進計画」を策定し、国家知的財産戦略の基本方針と細部施策を提示している。2020年5月27日に発表された「2020年知的財産推進計画」は、2018年に提案された「脱平均」、「融合」、「共感」に「デジタルイノベーション」を追加し、コロナ禍以降の「ニュー・ノーマル (new normal)」時代を実現するための知的財産権施策を提案している。細部戦略としては、「イノベーションエコシステムにおける戦略的な知財活用の推進」、「クールジャパン (CJ) 戦略の実行」、「コンテンツ・クリエーション・エコシステムの構築」が含まれた。

具体的には、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、世界でリモート化・オンライン化が加速し、新しい日常をもたらすことになる。これに対応するために知的財産の分野はデジタルトランスフォーメーション (DX) の加速、文化産業におけるオンライン対応力向上、知的財産権保護及び活用のバランス、価値デザイン経営の実践拡大を図る方向に進むことを提案している¹⁷。

¹⁶ 北海道、関東、東北、中部、近畿、中国、四国、九州の経済産業局と内閣府沖縄総合事務局

¹⁷ 韓国知識財産研究院、World IP Review、2020、36頁

また、日本特許庁（以下「JPO」）は2020年7月15日、「第2次地域知財活性化行動計画（2020-2022）」を確定し発表した。これは、2016年に発表された「第1次地域知財活性化行動計画（2016-2019）」を改正したもので、2020年から2022年までJPOと独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）が地方自治体などと連携して実施する。第2次行動計画は知的財産分野の地域・中小企業支援を目指し、3つの基本方針を提案した。第一に、中小企業が保有する知的財産の権利化と知的財産権の利用及び活用戦略構築を支援し、中小企業の知的財産の質を高め、企業の利益を最大化する。第二に、JPO以外の関係部処など他の機関や地域との協力を強化し、各支援事業とJPOの知的財産政策を融合して水平で一元的な支援システムを構築する。第三に、各関係主体がKPI（重要業績評価指標）を設定して定期的な自己検証を行い、他の主体とこれを共有することで関係主体間の活動状況を相互に把握するようにする¹⁸。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、これに対応したさまざまな知的財産政策も策定された。2020年3月3日、経済産業省はコロナ禍の影響を受けている中小企業への資金融通支援措置として、「セーフティネット保証4号及び5号」を発動した。セーフティネット保証とは、経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度である。セーフティネット保証4号は突発的災害（自然災害等）により影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を信用保証協会が保証し、セーフティネット保証5号は特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証する¹⁹。

同庁は2020年4月21日、特許、商標、デザインなどの審判事件で新型コロナウイルスの影響により、指定期間内に手続きを進めることができない場合、指定期間延長申請を可能にし²⁰、2020年5月8日には審査及び審理に必要な面接をオンラインで実施すると発表した²¹。

2020年は「東京2020オリンピック・パラリンピック」が開催される予定であったため、これに関わる商標保護作業も行われた。本来2020年7月に開幕の予定であった「東京2020オリンピック・パラリンピック」が新型コロナウイルスにより1年延期され、既存の公式大会名称の「TOKYO 2020」の使用可否と、「TOKYO 2021」などの類似ドメイン及び商標の出願増加が問題となった。これを受けて2020年4月18日、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「TOCOG」）は、東京オリンピックの延期が決定されたが、既存の大会名称の「TOKYO 2020」をそのまま使用すると発表するとともに「TOKYO 2021」の商標も出願した。TOCOGは「TOKYO 2021」という名称が商業的に使用されると、消費者に混乱や被害を引き起こす

¹⁸ 韓国知識財産研究院、「日本特許庁、『第2次地域知財活性化行動計画』を策定」、「IP NEWS」第2020-29巻号、2020

¹⁹ 韓国知識財産研究院、「日本経済産業省、新型コロナウイルス感染による中小企業支援策を発表」、「IP NEWS」第2020-10巻号、2020

²⁰ 韓国知識財産研究院、「日本特許庁、新型コロナウイルス感染の影響を受ける審判事件の手続きの指定期間延長」、「IP NEWS」第2020-17・18巻号、2020

²¹ 韓国知識財産研究院、「日本特許庁、新型コロナウイルスの感染拡大によるオンライン面接審査・オンライン面接審理などを実施」、「IP NEWS」第2020-20巻号、2020

可能性があり、アンブッシュマーケティングにも当たるため、消費者保護と大会ブランド保護基準に基づいて「TOKYO 2021」を出願することになったと説明した²²。

2) 主要制度の変化

デジタル技術を活用したデザイン保護とブランド構築のために2019年5月に改正された「意匠法」が2020年4月1日に発効し、改正「意匠法」の主な内容は次のとおりである。第一に、物品に記録・表示されていない画像や、建築物の外観・内装のデザインを、新たに意匠法の保護対象に拡大して²³物品性を前提とする伝統的な意匠の概念に例外を置いた。第二に、意匠権の保護期間を「登録日から20年」から「出願日から25年」に延長した。第三に、関連意匠の出願可能時期を「本意匠の出願から10年が経過する日前まで」に大幅に延長し、連鎖的な関連意匠の出願も可能になった²⁴。

2020年6月5日、漫画や書籍などの違法コピーに対する対応を強化する改正「著作権法」が成立し、2021年1月1日から施行される。同改正「著作権法」は特に、インターネット上の違法コピーへの対応を強化したが、侵害コンテンツへのリンクを張る行為を著作権等の侵害行為とみなし、著作権侵害サイトを運用する行為を刑事処罰の対象に含めることで民事・刑事上の責任を課すことができるようにした。また、違法アップロードされたコンテンツであることを知りながら、侵害コンテンツをダウンロードする行為について私的使用を目的としても、違法な行為をしたとみなし、正規版が有償で提供されているコンテンツを継続的にダウンロードする場合、刑事処罰の対象に含まれるように処罰対象を強化した²⁵。

2020年8月12日、日本政府は「秘密特許制度」の導入に向けた法改正を検討すると明らかにした。実際に日本とメキシコ以外の20カ国・地域（G20）加盟国は秘密特許制度に相当する制度を有しているため、専門家らはその必要性について積極的に主張している状況であった。日本は特に、セキュリティ分野におけるアプリ（App）などによる情報流出を防止するため、2021年の通常国会で秘密特許制度の導入を目指したことが分かった。しかし、同制度は以前も議論されたことがあったが、国民の知る権利を侵害するという反発があり、実現してこなかった²⁶。

²² 韓国知識財産研究院、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、『TOKYO 2021』の商標を出願」、「IP NEWS」第2020-17・18巻号、2020

²³ 韓国知識財産研究院、World Ip、36頁

²⁴ チェ・ギソン、日本意匠法の改正と示唆点 - 韓国のデザイン保護法との比較研究-、法制研究、韓国法制研究院、2020、183頁

²⁵ 韓国知識財産研究院、「日本の参議院本会議で違法なダウンロードなどの対象を拡大する改正著作権法が可決・成立」、「IP NEWS」第2020-25巻号、2020

²⁶ 韓国知識財産研究院、「日本政府、『秘密特許制度』の導入に向けた法改正を検討」、「IP NEWS」第2020-24巻号、2020

3. 中国

(1) 知的財産保護体系

中国の知的財産政策は国務院を中心に行われる。国務院は中央行政機関で、首相は李克強であり、2018年の組織再編により、26の長官級部処と10の次官級直属機構などからなっている。国務院傘下のすべての部処と地方政府は、国務院が発表する政策など行政命令に従って行政執行と監督を行う。

産業財産に関わる業務は国務院の次官級直属機構である国家市場監督管理総局が総括し、傘下の国家知識産権局（CNIPA²⁷）が産業財産権関連政策の策定・実施など実質的な役割を果たしている。国家知識産権局の職務及び内部機関と組織構成に関する規定（国家知识产权局职能配置、内设机构和人员编制规定）によると、国家知識産権局は①国家知的財産戦略の策定及び施行、②知的財産権保護に関する責任、③知的財産権の活用を奨励、④知的財産権の審判、⑤知的財産権公共サービスシステムの構築、⑥知的財産権の国際協力の業務を遂行しなければならない。知的財産権の出願、登録などの審査業務は特許局（專利局）と商標局（商標局）で担当している。

著作権分野の業務は中央宣伝部傘下の国家版權局（著作権局）で担当し、知的財産権関連の行政取り締まり業務は中国の各省・市に地方知識産権局を置いて遂行している。

[図 2-1-3] 中国の知的財産政策推進体系



²⁷ 国家知識産権局はその機能が拡張され、2018年8月に発表された「国家知識産権局の新しい英文翻訳名の正式使用等事項に関する通知」に基づき、既存のSIPO (State Intellectual Property Office) からCNIPA (China National Intellectual Property Administration) に英文名を変更した。

(2) 知的財産保護戦略

1) 主要政策の流れ

米国との第1段階の合意の締結後、中国は知的財産保護に関する国家計画及び指針を策定・発表することで合意の履行と知的財産保護及び執行強化に対する中国政府の積極的な意志を表明した。

代表的に2020年4月20日、国家知識産権局は「知的財産保護強化に関する意見」の履行のために年間実践計画である「知的財産保護強化に関する意見推進計画（2020-2021）」を策定した。同計画は①知的財産法律・法規及び規範性文件の制定・改正、②知的財産の行政執行及び司法保護の強化、③知的財産の大保護体制の建設完備、④知的財産の迅速な保護核心措置の最適化、⑤知的財産保護の対外交流及び協力の拡大、⑥知的財産保護資源の保障強化の6大重点任務と133の細部計画を提示した。そのうち、執行などの知的財産保護強化に関する主な計画は次のとおりである²⁸。

[表 2-1-2] 中国の知的財産保護強化に関する推進計画（2020-2021）

重点任務	主要詳細計画
知的財産の行政執行及び司法保護の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・商標権侵害判断標準を制定（2020年6月末まで） ・年間権利別及び分野別の行政執行、司法保護の典型的な事例を発表（2021年12月末まで） ・税関の「龍騰（龙腾）」知的財産保護専門活動を実施（2020年4月末まで） ・偽造医薬品執行関連の年間統計を公開発表（2020年7月末まで） ・知的財産行政保護技術調査官制度の策定を研究（2021年12月末まで） ・インターネット上の権利侵害及び違法コピーの取り締まりに向けた「劍網（剑网）」への専門活動を実施（継続推進） ・農資材模倣品の取り締まり専門管理活動を実施（継続推進） ・偽造医薬品の取り締まり専門活動を実施（継続推進） ・重点分野の不正競争行為防止のための専門活動を実施（継続推進） ・知的財産権侵害処罰を強化（懲罰的損害賠償制度の適用、高い法定損害賠償額の策定など）（継続推進）

2020年5月13日には国務院が「2020年国家知的財産権戦略の深化実施及び知的財産権強国建設加速化推進計画（以下「2020年知的財産強国推進計画」）」を発表した。同計画は知的財産権分野の改革の深化、知的財産権保護力の強化、知的財産権の創出及び活用の促進、知的財産権の国際交流及び協力の強化、頂層設計及び組織実施の強化の5大重点分野の計100の細部措置が提案された。その主な内容は次のとおりである²⁹。

²⁸ 国家知識財産委員会、2020国家知識財産委員会年次報告書、2021、13頁、韓国知識財産研究院、「中国国務院、2020年知的財産強国推進計画を発表」、「IP NEWS」第2020-21号、2020

²⁹ 国家知識財産委員会、2020国家知識財産委員会年次報告書、2021、13頁、韓国知識財産研究院、「中国国務院、2020年知的財産強国推進計画発表」、「IP NEWS」第2020-21号、2020

[表 2-1-3]2020 年の中国の知的財産強国推進計画の主要内容

重点任务	主要詳細計画
知的財産権分野の改革の深化	・高品質の知的財産権サービス提供のための政策の制定、知的財産権保護措置の経験共有と拡散、放管服改革の深化、知的財産権関連の業務・行政・情報を提供するための公共サービスの改善、特許代理業の自浄活動の深化推進など
知的財産権保護力の強化	・特許法及び著作権法改正の促進、知的財産権保護センターの建設などによる長期的な知的財産権保護システムの構築、知的財産権行政執行を強化し、各種専門行動を継続的に展開、知的財産権裁判の標準を統一し、民事訴訟手続きの簡素化を試験的に実施
知的財産権の創出及び活用の促進	・知的財産の審査品質と審査効率を改善して審査サイクルを短縮、異常な特許出願と悪質な商標出願・商標先取り行為を取り締まり、各地域の特性と組み合わせた商標と地理的表示商品ブランドの開発を推進、知的財産権の移転・譲渡の活性化推進など
知的財産権の国際交流及び協力の強化	・多国間主義を守り、重点国家との知的財産の交流及び協力推進、米中第 1 段階の合意の知的財産チャプターの履行、2020 年一帯一路知的財産権高位級会議の開催など
頂層設計及び組織実施の強化	・知的財産強国戦略綱要の制定加速化、第 14 次 5 年規程制定など

他にも、2020 年にはコロナ禍というパンデミックに対応するための多様な政策が実施された。2020 年 1 月には国家知識産権局が知的財産権利回復策を公告したが、特許及び半導体配置設計権などが不可抗力的な事由で権利を喪失した場合、権利回復ができることについて案内した³⁰。2 月には国家市場監督管理総局、国家医薬品監督管理局と協力し、「業務復帰生産再開 10 の支援」措置を発表し、感染症の拡大防止及び統制を強化し、企業の業務再開を迅速に支援できる方策を提示した³¹。3 月には「感染症防止関連の商標の登録・出願の迅速審査業務案を公開し、感染症防止、新型コロナウイルスなどに関わる商標を対象に、迅速審査の手続きに入った³²。4 月には「2020 年知的財産権サービス万里行」活動を実施し、企業の生産支援のための知的財産金融サービス支援コンサルティングと特許分析などの知的財産権サービスを提供し、感染症の克服と企業の業務復帰を推進した³³。

³⁰ 韓国知識財産研究院、「中国国家知識産権局、パンデミックという国家緊急事態による IP の権利回復の案内」、2020-08 巻号、2020

³¹ 韓国知識財産研究院、「中国国家知識産権局など、コロナ禍での景気回復に向けた企業業務復帰支援策を発表」、第 2020-09 巻号、2020

³² 韓国知識財産研究院、「中国国家知識産権局、新型コロナウイルスに関わる商標に関する審査の強化」、「IP NEWS」第 2020-11 号、2020

³³ 韓国知識財産研究院、「中国国家知識産権局、2020 年『知的財産権サービス万里行』活動実施」、「IP NEWS」第 2020-20 巻号、2020

2) 主要制度の変化

2020年に中国の知的財産権法制度は大きく整備された。中国の「特許法」第4次改正案が2020年10月17日、全国人民代表大会常務委員会会議で成立したが、これは、2008年の第3次改正以降12年ぶりの全面改正である。改正された「特許法」は特許・実用新案・デザインの故意侵害に対して最大5倍まで損害賠償金を確定できるようにし、法定損害賠償金の範囲を「1万元以上100万元以下」から「3万元以上500万元以下」に引き上げた。また、部分デザイン制度とデザイン優先権制度を導入し、デザイン権の存続期間を10年から15年に延長し、医薬特許権の存続期間を最大5年に延長し、医薬品特許紛争の早期解決のための環境を整備する。さらに、コロナ禍のような「国家緊急事態または非常事態の発生時、公益を目的として最初に公開された場合」を特許の新規性喪失の例外事由に追加し、特許権者が自発的に実施権設定の意思と使用料の基準などを決めて公開し、利用者は当該特許に対する使用料を支払って利用する開放許可（オープンライセンス）制度も新設し、特許・実用新案・デザイン権の保護と活用の促進強化策を新設した。

中国の「著作権法」第3次改正案も2020年11月11日に成立した³⁴。改正「著作権法」は著作物の定義について「文学、芸術、科学分野について独創性があり、一定の形式で表現できる知的成果」と規定して範囲を拡大し、「視聴覚著作物」を著作物の種類に追加して多様な種類の動画が著作物として保護されるようにし、「放送権」を「有線または無線方法で著作物を公開電波または中継放送する権利」と規定し、インターネットライブ配信も著作権保護を受けられるようにした。また、特許法と同様に著作権法にも懲罰的損害賠償制度を導入し、故意侵害に対して最大5倍まで損害賠償金を確定できるようにし、法定損害賠償額も50万元から500万元に引き上げた。さらに、技術的措置迂回禁止条項を具体化し、著作権集中管理制度を導入した。

他にも、中国の「民法典」が2020年5月28日に制定された³⁵。「民法典」は民法総則編で知的財産権が民事的権利に該当すると規定し、違法行為編では知的財産権侵害に対する懲罰的損害賠償請求ができることを明記した。「民法典」第123条で民事主体は著作物（作品）、発明・実用新案・デザイン、商標、営業秘密、集積回路配置設計、植物新品種など、法律で規定する客体として知的財産権を所有し、この権利は排他的権利であることを明記した。第1185条では他人の知的財産権を故意に侵害し、状況が嚴重な場合、被侵害者は懲罰的賠償を請求する権利があると規定した。

³⁴ 韓国知識財産研究院、「中国全国人民代表大会、著作権法改正を発表」、「IP NEWS」第2020-46巻号、2020

³⁵ 韓国知識財産研究院、「中国、民法展が成立」、「IP NEWS」第2020-22巻号、2020

4. 欧州連合（EU）

（1）知的財産保護体系

欧州連合（以下「EU」）の知的財産政策は一般的に欧州委員会（European Commission³⁶）が欧州の知的財産政策を提案し、欧州議会（European Parliament³⁷）と欧州理事会（European Council³⁸）の議決により、最終的に決定される。EUの知的財産政策の多くはEU全体の調和的な発展を目指しているため、なるべく法制度は連合国が統一化するために取り組み、産業政策の場合は国別・地域別の差別性を認めると同時に、その格差を解消し、共同の発展を図る方向で推進されている。

EUの行政部または執行部として機能する欧州委員会は、EUに適用される政策を開発・設計し、実施する。欧州委員会は5年ごとに優先的に推進する政策を決定し、それに基づいて細部推進計画を1年単位で設定する。また、EUの予算管理及び資金配分担当とともに、欧州議会と理事会に法令制定を提案し、マクロ視点での知的財産発展の道筋及び政策などの中長期的推進活動を提示する。

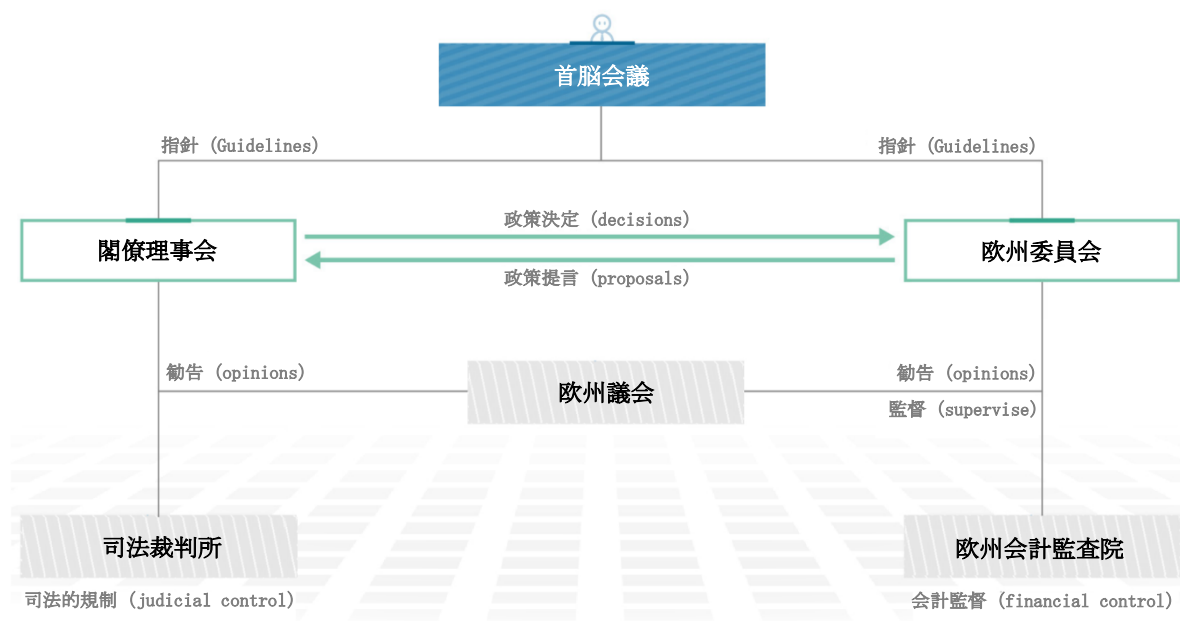
他にも、欧州特許庁（European Patent Office、以後「EPO」）と欧州連合知的財産庁（European Union Intellectual Property Office、以後「EUIPO」）でも関連政策を策定している。

³⁶ 欧州委員会は欧州統合関連条約を守り、欧州連合の行政府の役割を担い、各種政策を立案し、欧州連合の利益を守る欧州統合の中心機構である。

³⁷ 欧州議会は各加盟国から直接普通選挙により選出された任期5年の計751人の議員からなる。欧州議会には外交、経済、金融問題、農業、開発予算など22の常任委員会があり、必要に応じて特定事項に関する臨時委員会を設置することができ、非加盟国（ヨーロッパ及び非ヨーロッパ）議会との交流のための40の議員代表団（delegation）がある。

³⁸ 欧州理事会は、欧州連合加盟国の首脳が集まるEU首脳会議（European Council）と閣僚（長官）級会議の閣僚理事会（Council of the European Union）からなり、欧州連合で最高の立法及び主要政策決定機構である。

[図 2-1-4]EU の知的財産政策推進体系



(2) 知的財産保護戦略

1) 主要政策の流れ

2020年におけるEUの最大の変化は、英国が2020年1月31日に欧州離脱（ブレグジット）を宣言したことである。ブレグジットとともに、2021年1月1日から英国はEUの知的財産システムから分離され、英国の知的財産権法（UK intellectual property law）が適用される。これに備えて2020年1月29日、英国知的財産庁（以下「UKIPO」）は2020年2月1日から12月31日までの過渡期に現在の知的財産権システムが維持されると発表した³⁹。

その後、UKIPOは2020年7月9日に「2020-2021 共同計画（Corporate Plan 2020-21）」でブレグジット以降の英国の経済を支援するための業務計画を発表した。同共同計画の主な目標は次のとおりである。第一に、英国でビジネスを開始または展開したい企業のために高品質の知的財産権を付与することを保証する。第二に、ブレグジット以降、英国がEUから独立した経済体制を備え、各種貿易交渉などで自国の利益を保護するとともに、知的財産権システムを発展させる柔軟な交渉結果を導き出せるように支援する。第三に、AI、データに関わる知的財産体系を構築し、炭素排出削減の技術開発など人類が直面する課題を解決するための英国政府の政策を支援する。

2020年10月28日、UKIPOは2021年1月1日以降の英国の知的財産システムの重要事項について再び案内した。特許の場合、EPOはEUに属する機構ではないため、UKIPOを通じて欧州特許を出願し、欧州特許条約（EPC）を通じて特許権の保護を受けることができる。商標・デザインの場合、登録されたすべての欧州商標及び登録デザイン、国際商標・デザインに対応する英国

³⁹ 韓国知識財産研究院、「欧州委員会、デジタル未来戦略を発表」、「IP NEWS」第2020-08巻号、2020

の権利が2021年1月1日付で自動的に付与され、既存の出願日が維持されるようにした。著作権は継続的にEUと英国で保護を受けられるが、国境間の協定は交渉の結果により修正されることもあると明らかにした⁴⁰。

英国を除くEUが発表した主な政策は、2020年2月、欧州委員会（EU Commission）が発表した未来のデジタル社会に備えるための戦略「デジタル時代の欧州（A Europe Fit for the Digital Age）」である。同戦略は新しいビジネスの機会を開き、持続可能な経済発展のために、「開放性、公正性、多様性、民主性、確信性」という欧州最高の価値を反映し、人間中心のデジタル社会への転換を図ることを目的とする。具体的には、欧州のデジタル未来社会への発展、信頼できる人工知能のリーダー、データ経済の先駆者という3つの行動案を提案した⁴¹。また、EUIPOは2020年7月1日、欧州の企業と市民のための知的財産の価値向上をビジョンとした「戦略計画2025」も施行した⁴²。

2) 主要制度の変化

2020年2月1日、EUIPOの改訂欧州の商標・登録デザイン審査ガイドライン（the Guidelines for Examination of EUTMs and RCDs）が発効した。今回の改訂では欧州の商標に対する改訂事項のみあり、デザイン部門は従来と同じである⁴³。

[表 2-1-4] 欧州の商標・登録デザイン審査ガイドラインの主要内容

区分	主要内容
代理人 法人/協会	<ul style="list-style-type: none"> ・EUIPOが代理人にIDを付与するためには、EU商標規定（EUTMR）第120（1）、施行規則（CDR）第78条（1）に基づき、少なくとも2名以上の現役弁護士又は専門代理人が存在しなければならない。 ・改訂審査基準に基づき、各法人構成員には先に有効な個人IDが発行され、同一住所に2名以上の登録代理人の要件を満たせば、EUIPOは初めて代理人にIDを付与する。
標章の表示	<ul style="list-style-type: none"> ・背景色と対照的な白色（white against a background）または透明な要素を含む標章をEUTMとして出願したい出願人は出願の際、商標の種類を「その他（other）」オプションに選択し、標章の説明欄にその特徴についての説明を記入する。 ・「標章の説明」は商標の出願・登録の公告時に同時に公開されるため、積極的に活用する。

⁴⁰ 韓国知識財産研究院、「英国知的財産庁、2021年1月1日以降の状況について案内」、「IP NEWS」第2020-46巻号、2020

⁴¹ 韓国知識財産研究院、「欧州委員会、デジタル未来戦略発表」、「IP NEWS」第2020-08巻号、2020

⁴² 戦略計画2025では3つの戦略推進要素（Strategic Driver）を提示した。その1は相互連結され、効率的で安定した域内市場の知的財産システムを構築するために、利用者のニーズを満たすことと知的財産に対する理解を深めることである。その2は顧客中心のサービス改善でユーザーの経験を反映した品質向上、審査手続き全般での顧客とのコミュニケーション強化、中小企業のための知的財産サービスを提供することである。その3はダイナミックでイノベーション的な組織を作っていくことである。[韓国知識財産研究院、2020 World IP Review、2020、39頁]

⁴³ 国家知識財産委員会、2020 国家知識財産委員会年次報告書、2021、23 頁。駐ベルギー欧州連合韓国大使館、EU 知的財産庁（EUIPO）改訂審査基準の主要内容、2020、1-5 頁

<p>使用による識別力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の検討基準である外挿法（extrapolation）に基づく伝統モデルからさらに進み、商標出願人は市場が超国家的な地域に統合されていることを証明できる。 ・EU 市場は①経済的営業主体が複数の加盟国を単一流通ネットワークに統合/グループ化、②加盟国間の地域的、文化的または言語的類似性の存在の 2 つのケースで地域的区分が可能である。 ・この 2 つのシナリオの下で、EUTM 出願人は EU 内の関連領域全体で識別力を証明するため証拠の妥当性を説得力を持って説明できる。
<p>商標 不使用期間の計算</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5 年の商標不使用期間の算定のための商標登録完了日（the date of completion of the registration proceeding）は国内法に基づき決定すべきである。 ・したがって、官報抄録（official extract）上の登録日（date of registration）がこれと一致すると推定することはできない。

第2節 国際知的財産保護指数と韓国の知的財産保護水準

世界各国の知的財産保護環境について考えることができる尺度の一つが国際知的財産保護指数である。代表的な国際知的財産保護指数としては、①スイスの国際経営開発研究所（以下「IMD」）が発行する「IMD世界競争力分析」に含まれている知的財産保護指数（以下「IMD知的財産保護指数」、②世界経済フォーラム（World Economic Forum、以下「WEF」）が毎年発行する報告書で、国際競争力指標（Global Competitiveness Index）のうち、知的財産保護指数（以下「WEF知的財産保護指数」、③米国通商代表部（以下「USTR」）が毎年主な貿易相手国のIP保護及び執行レベルを評価するスペシャル301条レポート（Special 301 Report）、④米商工会議所傘下の世界革新政策センター（Global Innovation Policy Center、以下「GIPC」）が発表する国際知的財産指数（International IP Index、以下「GIPC保護指数」）などがある。

1. IMD知的財産保護指数

IMDは1989年から毎年上半期に「IMD世界競争力年鑑（The IMD World Competitiveness Yearbook）」を発行している。同年鑑は国の国家競争力を評価し、国別順位及び競争力向上のための政策方向を含んでおり、2020年時点で63カ国を評価した。

評価は2020年時点で経済運用成果、政府行政効率、企業経営効率、インフラの4部門と下位の20項目、337の指標からなり、定量データ（162の指標）と定性データ（経営者集団に対するアンケート調査、92の指標）をもとに算定する。その中でIMD知的財産保護指数は科学インフラ部門の細部指標からなっており、企業の経営者などを対象に行ったアンケート調査で算定される。

2020年、科学インフラ部門で韓国は3位となったが⁴⁴、IMD知的財産保護指数では2019年の37位から2020年には38位となった。

⁴⁴ KISTEP、2020 IMD世界競争力分析、2020、6頁以下を参照

[表 2-1-5]2020 年 IMD 科学インフラ部門の上位 10 カ国順位

順位	国	2019 年の順位
1	米国	1
2	スイス	4
3	韓国	3
4	ドイツ	5
5	イスラエル	7
6	スウェーデン	9
7	台湾	8
8	日本	6
9	デンマーク	10
10	中国	2

韓国の科学インフラ部門は伝統的に強い指標である研究開発費、研究人材、特許の数などが継続的に上位圏を維持し、特に、GDP に対する総研究開発投資費の割合 2 位（2019 年末韓国銀行の「国民経済計算の基準年改編」による GDP 変更で 1 段階下落）、人口 1 千人当たりの研究者数 2 位、人口 10 万人当たりの出願人の国籍別特許出願数 3 位を記録した。

2. WEF 知的財産保護指数

WEF は毎年「国際競争力指標」で世界各国の競争力順位を発表している。同指標は 2018 年から 4 分野（基本環境、人的資本、市場、イノベーションエコシステム）、12 部門（制度、インフラ、ICT 普及、マクロ経済の安定性、保健、技術、生産物市場、労働市場、金融システム、市場規模、企業活力、革新力）について 103 項目（統計 56、アンケート 47 件）で評価している。

WEF 知的財産保護指数は 12 分野の第 1 分野（Institution）財産権（property rights）部門に含まれており、専門家アンケート調査（The Executive Opinion Survey）をもとに算定している⁴⁵。

[表 2-1-6] WEF 知的財産保護指数測定アンケート

[Intellectual property protection]

（質問）Response to the survey question “In your country, to what extent is intellectual property protected?” [1 = not at all; 7 = to a great extent]

| 2018-2019 weighted average or most recent period available

⁴⁵ 専門家アンケート調査（Executive Opinion Survey）を実施（1-7点尺度）する。2019年のレポートの場合、139カ国16,936人の経営者を対象に実施（2019.01-04月）され、134カ国で計12,987の回答を得た。調査方法は郵便、オンラインまたは電話インタビューである。アンケート調査は10分野78質問からなっており、各国別パートナー機関を介して国レベルで行う[WEF, “The Global Competitiveness Report2019”], p. 633

2020年の場合、データ収集不足とコロナ危機への対応状況を踏まえ、従来の競争力評価を発表せず、37カ国の限定データに基づく特別版レポート（Special Edition 2020）を発行した⁴⁶。2019年 WEF 知的財産保護指数で韓国の知的財産保護点数は59.9点で50位となった⁴⁷。

[表 2-1-7]2019年 WEF 知的財産保護指数上位10カ国

rank	country	value	score
1	フィンランド (Finland)	6.5	92.2
2	シンガポール (Singapore)	6.4	89.3
3	スイス (Switzerland)	6.3	88.3
4	オランダ (Netherlands)	6.1	85.0
5	香港 (Hong Kong SAR)	6.1	84.5
6	ルクセンブルク (Luxembourg)	6.1	84.4
7	ベルギー (Belgium)	6.0	83.5
8	日本 (Japan)	6.0	83.0
9	オーストラリア (Austria)	5.9	81.6
10	ニュージーランド (New Zealand)	5.8	80.7

*出処：WEF、The Global Competitiveness Report 2019

3. USTR スペシャル 301 条レポート

USTRは1974年「通商法」(Trade Act of 1974)第182条に基づき、1989年から毎年主な貿易相手国の知的財産保護及び執行レベルを評価するスペシャル301条レポートを発行している。このレポートでは各国の知的財産保護レベルを評価し、保護が不十分な国をグループ化し、等級別（優先交渉対象国、優先監視対象国、監視対象国）に分類し、その内容をこのレポートで発表する。優先監視対象国は知的財産保護水準が不十分で、知的財産市場へのアクセスが困難であるため状況が悪化する国であり、監視対象国は知的財産市場へのアクセス問題で注意が必要な国に当たる。

⁴⁶ コロナ禍の克服と未来経済変化への対応程度を調査することで、パンデミック状況を考慮して国別順位は発表しなかった。

⁴⁷ WEF国際競争力指標で韓国の国家競争力順位は141カ国のうち13位となった。

[表 2-1-8] 米国スペシャル 301 条レポートの国別の区分と指定基準など⁴⁸

区分	優先交渉対象国 (Priority Foreign Country)	優先監視対象国 (Priority Watch List)	監視対象国 (Watch List)
指定基準	大規模な知的財産権侵害国	知財権保護水準が不十分、市場へのアクセスが困難であるため、状況が悪化すると予想される国	知的財産権市場へのアクセス問題で注意を要する国
後続の手続き	指定後 30 日以内に調査開始 ↓ 調査開始日に相手局に協議要請 ↓ 調査開始後 6 カ月以内に対抗措置発動の決定	別途手続きなし	別途手続きなし
対抗措置	関税賦課またはその他の輸入制限など	なし	なし

2020 年スペシャル 301 条で優先交渉対象国は指定しておらず、10 の優先監視対象国⁴⁹と 23 の監視対象国⁵⁰を指定した。韓国は 2009 年に監視対象国から除外され、2020 年まで持続的に除外されている。

同レポートによると、米国の製薬及び医療機器業界は、韓国を含む中国、日本、オーストラリア、ニュージーランド、トルコなどの貿易パートナーの医薬品イノベーション及び市場へのアクセス関連問題について懸念を示している。韓国の場合、薬価及び返済制度（pharmaceutical pricing and reimbursement）が公正かつ透明、支障なく行われる必要があると指摘している。

4. GIPC 保護指数

GIPC は GIPC で発表する国際知的財産指数が「国の知的財産権の強さ及び執行可能性と国内のイノベーション・クリエーション力の活用、世界のイノベーションを利用できる能力の間に直接的な関係があることを継続的に指している」と説明している。このために、国別の知的財産の保護及び執行水準などの諸状況を分析して総合指数で表し、各国が知的財産保護のための法制度及び手続きの改善を促すことを目指し、2020 年時点で 9 分野、50 の評価指標に基づいて知的財産保護指数を測定した⁵¹。

⁴⁸ 著作権委員会、海外事務所ニュース第2020-020号

⁴⁹ 中国、インド、インドネシア、アルジェリア、サウジアラビア、ロシア、ウクライナ、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ

⁵⁰ タイ、ベトナム、トルクメニスタン、ウズベキスタン、エジプト、パキスタン、カナダ、クウェート、レバノン、UAE、ルーマニア、トルコ、バルバドス、ボリビア、ブラジル、コロンビア、ドミニカ共和国、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ペルー、トリニダード・トバゴ

⁵¹ GIPC 知的財産保護指数の分析方法は、バイナリ指標（binary）、数値的（numerical）指標、混合（mixed）指

[表 2-1-9]GIPC 国際知的財産指数評価指標 9 分野

＜9 つの分野＞
1) 特許、関連権利及び制限事項 (Patents, Related Rights, and Limitations)
2) 著作権、関連権利及び制限事項 (Copyrights, Related Rights, and Limitations)
3) 商標、関連権利及び制限事項 (Trademarks, Related Rights, and Limitations)
4) デザイン、関連権利及び制限事項 (Design Rights, Related Rights, and Limitations)
5) 営業秘密及び機密情報の保護 (Trade Secrets and the protection of Confidential Information)
6) 知的財産資産の商業化 (Commercialization of IP Assets)
7) 執行 (Enforcement)
8) システムの効率性 (Systemic Efficiency)
9) 国際条約の加入及び批准 (Membership and Ratification of International Treaties)

2020 年の GIPC 保護指数で韓国は分析対象 53 カ国のうち 13 位となり、米国が 1 位、英国が 2 位、フランスが 3 位となった。

[表 2-1-10]2020 年 GIPC 保護指数上位 10 カ国

rank	country	total score
1	米国	47.64
2	英国	46.96
3	フランス	45.75
4	ドイツ	45.54
5	スウェーデン	45.28
6	日本	45.20
7	オランダ	44.82
8	アイルランド	44.49
9	スイス	42.67
10	スペイン	42.32

出処：GIPC、US Chamber International IP Index、2020 からの抜粋

標を活用して一定の基準に基づいて点数化及び順位付けをしている。特許保護期間20年 (Trips) などのようにベースラインがある場合、要件が満たされると満点であり、一定の基準がなく、立法または規制が実際の使用または適用された場合に得点できる混合指標 (混合指標で可能点数0/0.25/0.5/0.75/1で構成) で構成されている。

2020年にGIPCが評価した韓国の知的財産保護制度及びイノベーション分野の長所と短所を比べてみると、次のとおりである。

[表 2-1-11]2020年にGIPCが評価した韓国の主な長所と短所

主な強み	主な弱点
<ul style="list-style-type: none"> ・営業秘密侵害に対する刑事処罰の強化 ・国際優秀標準に適合する特許規格 ・優秀なオンライン及びデジタル著作権保護体系 ・相対的に強固な商標権・デザイン保護 ・中小企業に関する教育及び技術支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・民事的救済適用の難題（改善努力中） ・サイバー犯罪防止条約を批准していない ・外国IP所有者の市場アクセスに対する一部の障壁 ・負担となるライセンス登録要件

GIPCは韓国の場合、全体的に強力なオンライン・デジタル著作権保護と比較的強硬な商標及びデザイン保護法体系を強みとして評価した。一方、知的財産侵害による損害賠償額の算定など民事上救済手段に対する障害がまだ残っており、外国人の知的財産保有者に対する差別により、一部市場参入に事実上障壁が存在するという点を問題として挙げた。具体的に見ると、制度の効率性部門で3.75点で米国・英国・フランスなどと共同2位となり、特許権及び関連権利と制限部門で7.5点でフランス・ドイツ・日本などと共同2位を記録した。

商標権及び関連権利と制限部門では5.55点で3位、著作権及び関連権利と制限部門で5.99点で6位になった。しかし、執行分野で5.01点で13位、営業秘密関連権利分野で1.85点で17位、国際条約の加入及び批准分野で3点で18位など低い順位を見せた。著作権関連分野では米国は7点満点で6.75点を獲得して1位となっており、韓国は7点満点で5.99点で共同6位を記録した。

PART

03

知的財産保護状況

第 1 節 知的財産の出願及び登録状況

第 2 節 知的財産保護法律と政策

韓国では発明と考案は特許権と実用新案権で、物品の外形に対してはデザイン権で、商品やサービスの識別標識は商標権で保護する。文学・学術または芸術の範囲に属する創作物は著作権で保護する。

しかし、経済・社会または文化が変化し、科学技術が発展するにつれて既存の知的財産権の範囲には含まれていないが、保護の必要性が求められる新しいタイプの知的財産が登場している。韓国政府はこれを新知的財産と定義⁵²し、積極的な保護策を模索している⁵³。

他にも、知的財産は営業秘密と産業技術なども含んでいる。

以下では、知的財産の種類別に保護体系が異なることを考慮し、特許権、実用新案権、デザイン保護権及び商標権を含む産業財産権については出願・登録状況、著作権の場合は登録状況、営業秘密と産業技術は関連保護制度の利用状況を中心に検討する。また、植物新品種などについては登録状況を中心に調べてみたい。

⁵² 「知識財産基本法」第3条第2号

⁵³ 新知的財産を保護するための方法は、保護対象の特徴によって多少異なる。例えば、既存の新知的財産に分類されていた微生物発明など生命工学の成果物の一部は「特許法」など既存の知的財産権法体系に含めて保護しており、植物新品種、遺伝資源などはそれぞれ「植物新品種保護法」、「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律」など特別法を新設して保護している。これに対し、番組のフォーマットはまだシステムが確立されていないため、それを保護するかどうかについて議論している。

第 1 節 知的財産の出願及び登録状況

1. 産業財産権

特許権、実用新案権、デザイン保護権及び商標権など産業財産権は出願及び審査など、一定の手続きを経て登録することで発生する権利である。このような産業財産権は属地主義をとっているため、権利を取得したい場合は該当国別に出願して登録を受けなければならない。

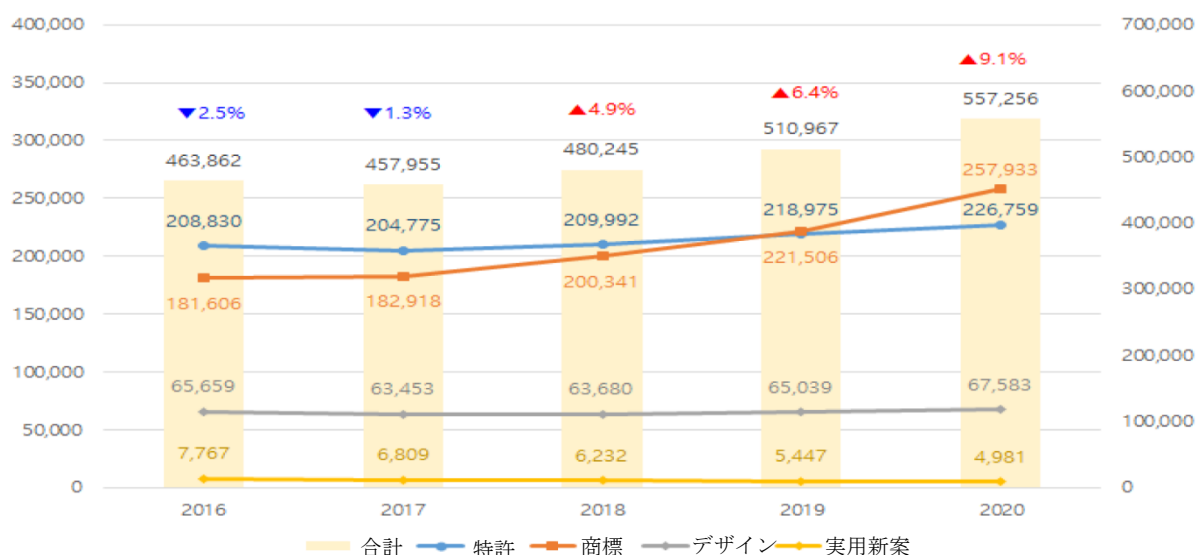
ただし、多数の国に同一の発明を出願することは現実的に相当な期間がかかり、そのため、出願時点の判断などに不利益を受ける恐れもある。このような問題と出願人の不便を解消するために一度の出願で複数の国に出願できるよう、国際条約が作られている。特許では特許協力条約（Patent Cooperation Treaty、以下「PCT」）国際出願、デザインではハーグ国際出願、商標ではマドリッド国際出願がそれである。

以下は各産業財産権の国内外の出願・登録状況である。

(1) 国内出願の状況

2020年の産業財産権の出願件数は前年比約9.1%増の557,256件である。詳細を見ると、前年に比べて特許は約3.6%、デザインは3.9%、商標は16.4%増加した一方、実用新案は約8.6%減少した。

[図 3-1-1] 韓国の過去 5 年間の産業財産権の出願件数

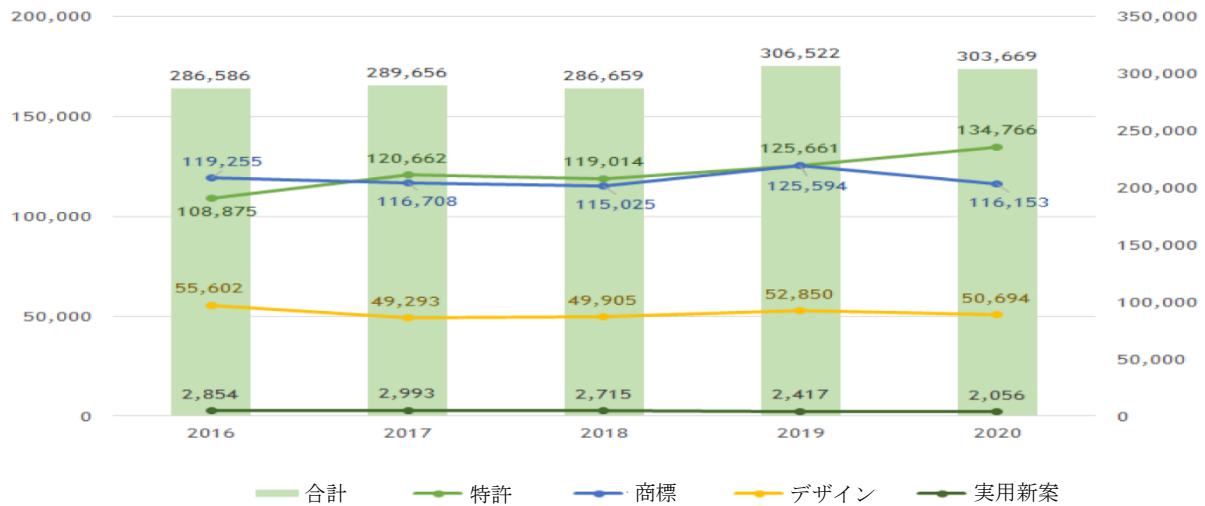


出処：特許庁、「2020 知的財産統計年報」（2021. 07）

(2) 国内登録の状況

2020年の産業財産権の登録件数は前年比約0.9%減の303,669件である。詳細を見ると、前年に比べて特許は約7.2%増加した一方、実用新案は約14.9%、デザインは4.1%、商標は約7.5%減少した。

[図 3-1-2] 韓国の過去5年間の産業財産権の登録件数

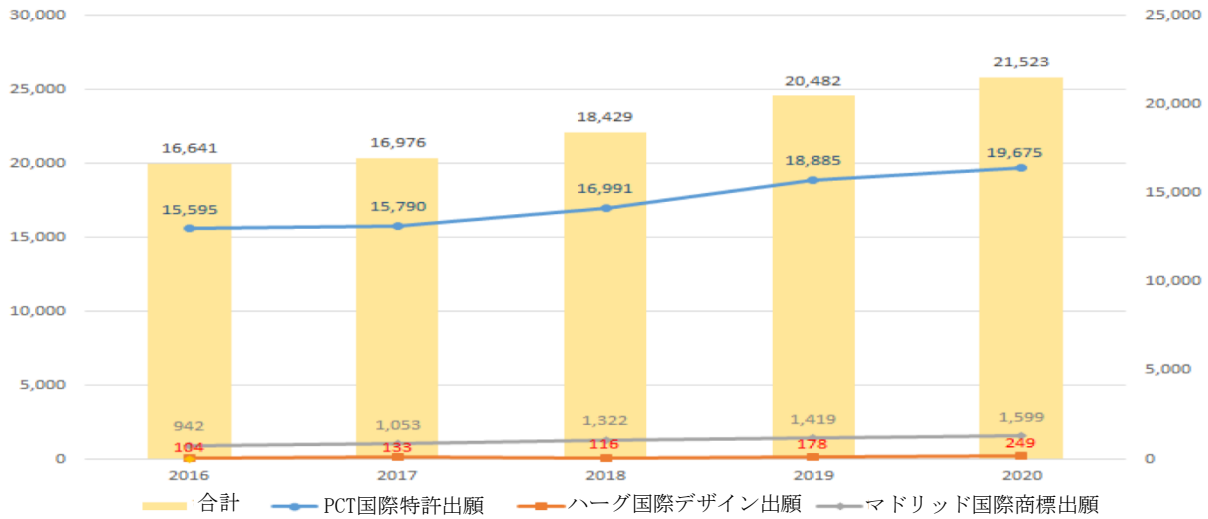


出処：特許庁、「2020 知的財産統計年報」（2021.07）

(3) 国際出願の状況

2020年 PCT 国際特許出願及びマドリッド国際商標出願件数は毎年増加する傾向にある。前年に比べ、PCT 国際特許出願件数は約4.2%、マドリッド国際商標出願件数は12.7%、ハーグ国際デザイン出願は約39.9%増加した。

[図 3-1-3] 韓国の過去 5 年間の産業財産権の国際出願件数



出処：特許庁、「2020 知的財産統計年報」（2021. 07）

2. 著作権

著作権は著作物を創作した時から発生する。著作権は無方式主義をとっており、出願などの手続きを必要とせず、著作権登録も著作権の発生または取得要件ではない。ただし、著作権を登録すると、権利者、創作年月日、公表日が推定され、著作権譲渡及び処分制限など第三者に対抗できる要件として意味を持つ。

(1) 国内登録の状況

著作権登録件数は 2016 年に比べて約 57.07%増加し、過去 5 年間で年平均約 11.95%ずつ増加する傾向にある。そのうち、美術及びコンピュータープログラムの著作物登録件数は 2020 年の著作権登録件数 61,885 件の約 64.45%である 39,887 件で、最大の割合を占めることが分かった。

[表 3-1-1] 韓国の過去 5 年間の著作権登録状況

(単位：件)

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計	
著作物	語文	4,616	4,155	4,481	4,858	5,907	24,017
	音楽	1,820	2,085	2,229	2,037	2,610	10,781
	演劇	48	126	55	123	73	425
	美術	11,344	11,325	13,403	16,149	21,237	73,458
	建築	91	74	66	67	89	387
	写真	508	1,114	1,123	1,238	1,492	5,475
	映像	1,089	1,159	2,098	1,943	1,915	8,204
	図形	450	484	466	704	992	3,096
	編集	3,045	3,566	2,985	3,060	4,423	17,079

	2次的	799	492	623	1,353	1,456	4,723
	コンピュータープログラム	14,502	15,180	16,210	15,198	18,650	79,740
著作隣接物	放送	-	-	-	-	1	1
	実演	7	6	33	5	4	55
	レコード	954	700	1,077	236	2,897	5,864
データベース		127	157	70	92	139	585
合計		39,400	40,623	44,919	47,063	61,885	233,890

出処：韓国著作権委員会、「著作権統計」（2020.12）

(2) ソフトウェア (SW) の寄託状況

SWの著作権者とプログラムの利用許可を受けた者は、SWのソースコード及び技術情報などを韓国著作権委員会に寄託することができる⁵⁴。これにより、利用契約の当事者は安定的・継続的に該当SWを使用することができる。最新版の寄託を含めてSWの寄託件数は、過去5年間継続的に増加しており、2020年は前年に比べて約124.3%増加した。

[表 3-1-2] 韓国の過去5年間のSWの寄託件数

区分		2016	2017	2018	2019	2020	合計
寄託契約	新規	185	164	173	190	913	1,625
	更新	324	376	396	417	454	1,967
	使用権者登録	23	21	34	10	34	122
	小計	532	561	603	617	1,401	3,714
最新版寄託*		27	25	12	17	21	102
合計		559	586	615	634	1,422	3,816

* 既存の寄託ソフトウェアを最新版（ソースコードなど）に最新化した件数

出処：韓国著作権委員会

3. 営業秘密及び産業技術

「営業秘密」とは、公然と知られておらず、独立した経済的価値を持つことを開示せず、保有して保護することである。営業秘密には秘密に管理された生産方法、販売方法、他に営業活動に有用な技術上または経営上の情報などが含まれ⁵⁵、「産業技術」とは、国の中核技術、先端技術または中核素材技術などで産業競争力向上や流出防止などのために行政機関の長が指定・告示・公告・認証する技術をいう。

⁵⁴ 「著作権法」第101条の7。SW寄託制度とは、SWの利用許可契約などをするに当たり、SWソースコードを信頼できる第三者に任せておき、開発者の破産・廃業、ソースコードの滅失により開発者のメンテナンスができなくなる場合などに利用契約の相手はそのソースコードをその第三者から提供されるようにする制度を意味する。

⁵⁵ 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条（定義）

営業秘密または産業技術は産業財産権の出願・登録のような手続きを必要とせず、秘密として維持されるため、不正取引及び技術流出などの紛争が発生した場合、立証責任が難しいという問題点がある。このような問題を解決するために、営業秘密原本証明制度、寄託制度及び指定制度などが運用されている。

以下はその利用状況である。

(1) 営業秘密原本証明制度の利用状況

営業秘密原本証明制度とは、営業秘密の原本ファイルから抽出した電子指紋を活用して技術流出紛争が発生した際、当該技術の保有時期・保有者などを立証する証明制度を意味する。そのため、この制度を活用すれば、営業秘密保有者の立証責任を緩和することができ、原本流出の危険性を根本的に解消できる。この制度は2010年から施行されている。

2010年から2012年までの3年間の営業秘密原本証明制度の利用件数は16,070件とそれほど多くはなかったが、継続的に増加し、2020年までに累計16万件以上が活用された。

[表 3-1-3] 韓国の営業秘密原本証明制度の利用状況 (2020年まで累積統計)

区分	個人	中小企業	大企業	合計
登録件数 (件)	7,186	42,118	114,867	164,171
割合 (%)	4.38	25.65	69.97	100

出処：特許庁営業秘密保護センター

(2) 技術資料の寄託状況

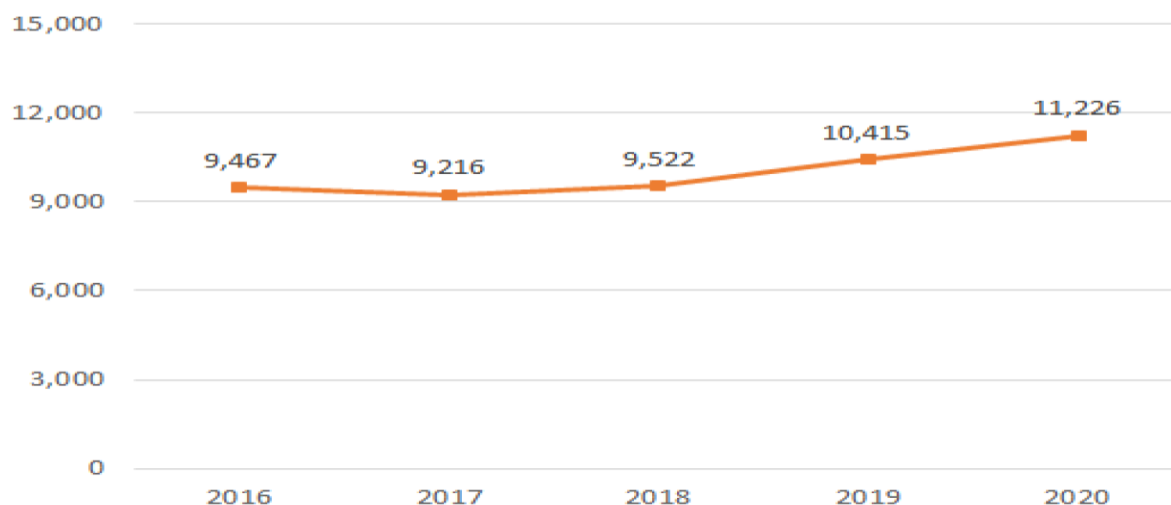
技術資料の寄託制度⁵⁶は、中小企業の中核技術及び営業秘密を寄託機関に保管し、それを保護し、不正取引を防止することが目的である。取引関係の大企業と中小企業が一定の条件下で互いに合意し、中核技術資料を第三の機関である大・中小企業・農漁業協力財団に保管しておき、中小企業の破産・廃業の際、該当する寄託物を利用して関連技術を活用できるようにする制度であり、2008年から運用されている。

2012年に初めて技術資料の寄託を義務付け、2019年2月には中小企業の技術寄託制度の活用を促進するため、既存の大・中小企業・農漁業協力財団でのみ運用してきた技術寄託を技術保証基金でも運用するようになった。また、2019年9月にはスマート工場事業の成果物に対しても寄託制度を義務付け、2020年12月には標準請負契約書の48業種のうち12業種を追加で反映し、計45業種に寄託制度を反映した。

2020年の技術資料の寄託件数は11,226件と、徐々に増加する傾向にある。

⁵⁶ 「大・中小企業共生協力促進に関する法律」第24条の2（技術資料寄託制度）

[図 3-1-4] 韓国の過去 5 年間の技術資料の寄託件数



出処：中小ベンチャー企業部技術資料寄託センター

(3) 国家中核技術の指定状況

国家中核技術とは、国内外の市場における技術的・経済的価値、または関連産業の潜在成長力が大きい場合、海外に流出した場合、国の安全保障及び国民経済の発展に重大な悪影響を与える恐れがある技術で、「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第 9 条に基づいて指定された産業技術を言う。国家中核技術は関連製品の国内外市場でのシェア、該当分野の研究動向及び技術拡散との調和などを総合的に考慮して毎年選定される。

2020 年 12 月、産業通商資源部は「国家中核技術指定などに関する告示」の一部改正案を発表したが、同改正案では技術的価値が高いため、保護する必要性の高い半導体（2 件）、生命工学（1 件）、情報通信（1 件）、宇宙（1 件）技術の 5 件を新規の国家中核技術に入れ、現在指定されている国家中核技術のうち、半導体（3 件）、造船（3 件）、宇宙（1 件）、情報通信（2 件）、生命工学（3 件）、自動車（1 件）、機械（2 件）、ロボット（3 件）の 18 件の技術範囲を拡大し、明確に調整しようとした。また、現行の国家中核技術のうち、汎用化または斜陽化された技術である情報通信（3 件）、宇宙（1 件）技術 4 件を指定から解除し、計 12 分野 71 の細部技術を国家中核技術に指定した。

国家中核技術を保有・管理している対象機関は保護区域の設定・出入許可または出入の際の携帯品検査など、国家中核技術の流出防止のための基盤構築に必要な措置を実施しなければならないなど、特別な保護措置を講じる必要がある⁵⁷。

⁵⁷ 「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第 10 条及び同法施行令第 14 条

[表 3-1-4] 国家中核技術に指定された細部技術の改正案 (2020 年 12 月)

(単位：件)

半導体	ディスプレイ	電気電子	鉄道・自動車	鉄鋼	造船	原子力	情報通信	宇宙	生命工学	機械	ロボット	合計
10	2	3	9	9	8	5	7	4	4	7	3	71

出処：産業通商資源部告示第 2020-704 (2020.12.16)

4. 植物新品種、半導体直接回路の配置設計など

植物新品種は「植物新品種保護法」、半導体直接回路の配置設計権は「半導体集積回路の配置設計に関する法律」など特別法で保護している。以下は植物新品種、半導体集積回路、地理的表示及び遺伝資源の出願・登録、またはその保有状況である。

(1) 植物新品種の出願・登録状況

植物新品種は植物の新品種で優秀品種の育成及び優良種子の普及を促進し、さらに農業生産性を高めるために、「植物新品種保護法」上の要件⁵⁸を満たす品種育成者に商業的独占権である品種保護権を付与することで、植物新品種を保護している。2012 年 1 月からすべての植物が品種保護出願の対象となり、作物の用途に応じて農業用は農林畜産食品部の国立種子院が、森林用は森林庁の国立森林品種管理センターが出願・登録を管理している。

2020 年には 品種 726 件が出願され、454 件が登録された。1998 年に植物新品種制度が導入されてから 2020 年 12 月 31 日時点で、出願件数は 12,151 件、登録件数は 8,620 件である。

[表 3-1-5] 韓国の過去 5 年間の作物別新品種の出願及び登録件数

区分		2016	2017	2018	2019	2020	合計	
国立種子院	花卉類	出願	311	277	349	242	265	1,444
		登録	310	250	265	210	181	1,216
	野菜類	出願	203	216	203	230	248	1,100
		登録	127	143	143	169	157	739
	食糧作物	出願	61	85	62	53	66	327
		登録	56	66	70	53	45	290
	果樹類	出願	51	79	64	85	53	332
		登録	29	25	41	30	26	151
	特用作物	出願	16	21	20	20	20	97
		登録	16	18	14	15	12	75
	キノコ類	出願	11	13	10	10	11	55
		登録	14	6	9	11	9	49
	飼料作物	出願	5	2	7	5	9	28
		登録	4	-	7	1	3	15
	小計	出願	658	693	715	645	672	3,383
		登録	556	508	549	489	433	2,535

⁵⁸ 「植物新品種保護法」第16条

国立森林品種管理センター	出願	41	48	47	48	50	234
	登録	31	30	23	29	20	133
水産植物品種管理センター	出願	5	4	5	3	4	21
	登録	1	3	2	4	1	11
合計	出願	704	745	767	696	726	3,638
	登録	588	541	574	522	454	2,679

出処：国立種子院ウェブサイト

(2) 半導体集積回路の配置設計設定登録状況

半導体集積回路とは、半導体または絶縁材料の表面や半導体材料の内部に1つ以上の能動素子を含む回路素子とそれらをつなぐ導線が分離できない状態で同時に形成され、電子回路の機能を有するように製造された中間及び最終段階の製品をいう⁵⁹。配置設計とは、半導体集積回路を製造するために複数の回路素子及びそれらをつなぐ導線を平面的または立体的に配置した設計をいう⁶⁰。このような半導体集積回路の配置設計は「半導体集積回路の配置設計に関する法律」に基づき、保護される。

半導体直接回路の配置設計権の保護対象は半導体集積回路の空間的配置設計、すなわち設計図面である。半導体直接回路の配置設計権は保護要件として創造性のみが要求されるという点で著作権と似ている。しかし、特許庁への登録が求められるという点では特許権と同様の性格を持つ。2020年に半導体集積回路の配置設計は42件が設定登録された。

[表 3-1-6] 韓国の過去5年間の半導体集積回路の配置設計設定登録件数

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
設定登録	55	27	12	46	42	182

出処：特許庁ウェブサイト 2020 半導体の配置設計権設定登録の動向

(3) 地理的表示の登録状況

広い意味での地理的表示には一般的に出处表示と原産地名称の両方が含まれる。韓国は地理的表示について「農水産物品質管理法⁶¹」による地理的表示制度と「商標法」上の団体標章⁶²及び証明標章⁶³制度により、これを保護している。さらに、未登録地理的表示でも誤認・混同の恐れ

⁵⁹ 「半導体集積回路の配置設計に関する法律」第2条第1号

⁶⁰ 「半導体集積回路の配置設計に関する法律」第2条第2号

⁶¹ 「農水産物品質管理法」第2条第8号：地理的表示とは、農水産物又は第13号に基づく農水産加工品の名声・品質、その他の特徴が本質的に特定地域の地理的特性に起因する場合、該当する農水産物又は農水産加工品がその特定地域で生産・製造及び加工されたことを示す表示をいう。

⁶² 地理的表示団体標章は、該当商品を生産する者が法人を設立し、生産者が規定した使用条件を満足する団体の員のみ原則として地域の特産物名称を使用する制度をいう。

⁶³ 地理的表示団体標章のみ存在していたときは、団体を構成するのに非常に困難で、ごく一部であるが品質管理を怠る場合などがあり、このような問題を解決するために、特許庁は米韓FTAを機に2012年に地理的表示証明標章制度を導入した。同制度は地方自治体が権利者になることができ、生産者が法人を構成する必要がなく、地方自治体が品質基準を規定し、直接または委託機関を通じて地域特産品を管理するため、品質管理を徹底するという長所がある。

がある場合は「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に基づき、保護を受けることができる。

「農水産物品質管理法」に基づく地理的表示は2002年に寶城緑茶が第1号に登録されたことを皮切りに、2020年には楊口干葉（第109号）1件が新規登録され、2020年までに186件が登録された。2020年に「商標法」に基づく地理的表示団体標章は7件、及び地理的表示証明標章は5件登録された。

[表 3-1-7] 過去5年間の地理的表示制、地理的表示団体標章及び地理的表示証明標章の登録件数

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
地理的表示制登録（累積）	175	179	184	185	186	909
地理的表示団体標章登録	32	15	14	7	7	75
地理的表示証明標章登録	15	3	4	1	5	28
合計	222	197	202	193	198	1,012

出処：国立農産物品質管理院ウェブサイト、特許庁、「2019 知的財産統計年報」（2020）

(4) 遺伝資源の保有状況

遺伝資源とは、遺伝の機能的単位を含む植物、動物、微生物、またはその他の遺伝的起源となる遺伝物質のうち、実質的または潜在的価値を有する物質をいう⁶⁴。韓国は「生物多様性保全及び利用に関する法律」に基づき、国家生物多様性情報共有体系を構築し、中央行政機関別に遺伝資源を登録して管理している。

2020年4月時点、国家生物多様性情報共有体系（CBD-CHM KOREA）の生物資源統計によると、環境部は遺伝資源を208,659件、農林畜産食品部は391,393件を保有している。

[表 3-1-8] 国家生物多様性情報共有体系により、部処及び機関別が保有する遺伝資源の件数

部処	機関	遺伝資源
環境部 (国立生物資源課)	国立生物資源館	161,127
	生物多様性管理機関	46,532
	国立洛東江生物資源館	13,303
	環境部小計	208,659
農林畜産食品部	農林畜産食品部	391,393
合計		600,052

出処：CBD CHM KOREA（2020.04）

⁶⁴ 「生物多様性保全及び利用に関する法律」第2条第4号

(5) 伝統的知識の登録状況

伝統的知識とは、生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用に適した伝統的生活様式を維持してきた個人または地域社会の知識、技術及び慣行などをいう⁶⁵。韓国は伝統的知識と伝統文化が反映された有形無形の表現物を保護している。特許庁はこれをデータベースに登録・管理しており、検索サービスも提供している。

韓国伝統的知識ポータルに登録された伝統的知識は、2020年12月時点で論文40,876件、農業・生活技術7,774件、伝統処方20,121件、遺伝資源6,453件など計116,202件に達する。

[表 3-1-9] 韓国の伝統的知識の登録件数 (2020年12月時点)

区分	登録件数	区分	登録件数
論文	40,876 (1,122)	農業・生活技術	7,774 (10)
天然薬材	5,500	伝統工芸	4,509
伝統処方	20,121	伝統文様	1,008
漢方病症	12,500	村の森	1巻
伝統食品	14,225	遺伝資源	6,453
郷土料理	3,236	無形文化財	58巻 (5)
合計	59巻, 116,202件		
備考			

* () は 2020 年の新規登録件数

出処：韓国伝統的知識ポータル (www.koreantk.com)

⁶⁵ 「生物多様性保全及び利用に関する法律」第2条第6号

第2節 知的財産保護法律と政策

1. 知的財産保護法律

韓国の知的財産の最上位法律は「知識財産基本法」である。この法律は科学技術情報通信部（国家知識財産委員会）で所管する。

産業財産権に関連する法律の「特許法」、「実用新案法」、「商標法」、「デザイン保護法」と「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」などは特許庁の所管であり、「著作権法」と「コンテンツ産業振興法」などは文化体育観光部が担当する。「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」、「不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律」は産業通商資源部、「中小企業の技術保護支援に関する法律」、「中小企業振興に関する法律」は中小ベンチャー企業部が担当している。

「植物新品種保護法」は農林畜産食品部と海洋水産部が所管し、「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律」は環境部、「農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」は農林畜産食品部、「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」は海洋水産部が担当する。

他にも、複数の部処で知的財産の保護・執行に関する法律規定を置いている。

[表 3-2-1] 韓国の知的財産関連法律及び所管部処

分野	知的財産保護法律	所管部処
知的財産一般	知識財産基本法	科学技術情報通信部 (国家知識財産委員会)
	ソフトウェア産業振興法、生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律	科学技術情報通信部
	独占規制及び公正取引に関する法律	公正取引委員会
	司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律	法務部
	国有財産法	企画財政部
	関税法	関税庁
	対外貿易法、産業技術の流出防止及び保護に関する法律、不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律	産業通商資源部
産業財産権	特許法、実用新案法、デザイン保護法、商標法、発明振興法、弁理士法	特許庁
	薬事法	保健福祉部、 食品医薬品安全処
	防衛産業技術保護法	国防省
著作権	著作権法、文化産業振興基本法、コンテンツ産業振興法、公演法、ゲーム産業振興に関する法律、音楽産業振興に関する法律、映画及びビデオ物の振興に関する法律	文化体育観光部
営業秘密及び産業技術	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律	特許庁
	産業技術の流出防止及び保護に関する法律	産業通商資源部
	中小企業の技術保護支援に関する法律、中小企業振興に関する法律	中小ベンチャー企業部
植物新品種など	植物新品種保護法	海洋水産部、農林畜産食品部
	種子産業法、農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律	農林畜産食品部
	農水産物品質管理法	農林畜産食品部、海洋水産部、 食品医薬品安全処
	海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律	海洋水産部
	遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律、生物多様性の保全及び利用に関する法律	環境部
	半導体集積回路の配置設計に関する法律	特許庁

2. 知的財産保護政策

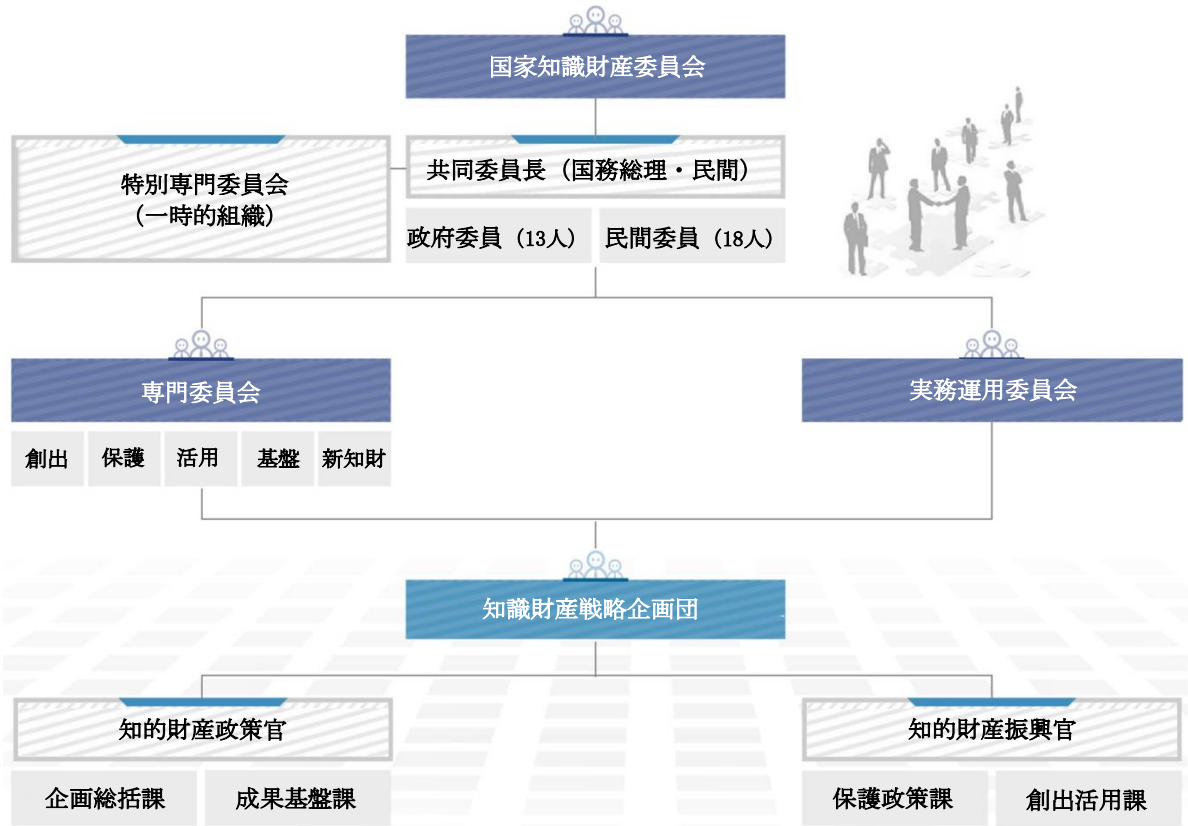
韓国は国家知的財産戦略の中長期政策目標である「国家知的財産基本計画」を5年単位で策定している。また、この基本計画に基づき、関係中央行政機関及び広域地方自治体が1年単位の実践計画である「国家知的財産施行計画」を策定している。以下では、韓国の国家知的財産戦略を担当している国家知識財産委員会の政策を中心に各中央行政機関及び広域自治団体の政策について紹介する。

(1) 国家知識財産委員会

国家知識財産委員会は2011年に制定された「知識財産基本法」に基づいて発足し、韓国の知的財産の全分野に対するコントロールタワーの役割を果たしている。そのため①国家知的財産基本計画及び施行計画の策定・変更、②基本計画及び施行計画の推進状況に対する点検・評価、③知的財産関連財源の配分方向及び効率的運用、④知的財産の創出・保護及び活用の促進とその基盤づくりのための施策など、国全般の知的財産関連の主要政策を策定し、審議・調整・点検する。

2020年に国家知識財産委員会では第5期委員が活動しており、委員は国務総理と民間委員長を共同委員長にして、13人の政府委員、20人の民間委員で構成されている。また、国家知識財産委員会は傘下に分野別5つの専門委員会（創出・保護・活用・基盤・新知的財産）と、重要懸案に対応するための一時的な組織である特別専門委員会を設けている。また、委員会の案件の事前検討及び政府部処間の異見調整のための実務運用委員会と委員会の業務支援を担当する知識財産戦略企画団を置いている。

[図 3-2-1] 国家知識財産委員会の機構図



出处：国家知識財産委員会ウェブサイト (www.ipkorea.go.kr)

[表 3-2-2] 2020 年度国家知識財産委員会の上程案件

区分	案件番号	上程案件
第 26 回 (2020. 03. 31)	1	2020 年度国家知的財産施行計画 (案)
	2	2019 年度国家知的財産施行計画推進実績の点検・評価結果及び 2021 年度財源配分方向 (案)
	3	人工知能 (AI) -IP 特別専門委員会の構成・運用計画 (案)
	4	2020 年知的財産イシュー政策化推進計画 (案)
	5	2019 年国家知的財産ネットワーク (KIPnet) の運用結果 (案)
第 27 回 (2020. 09. 04)	1	2020 年度中央部処・広域自治体 IP 主要事業推進状況の点検 (案)
	2	バイオ産業の知的財産 (IP) 政策提案 (案)
	3	非対面時代、新韓流活性化のための海外著作権の進出拡大及び保護 策 (案)
	4	知的財産価値評価体系の改善策 (案)

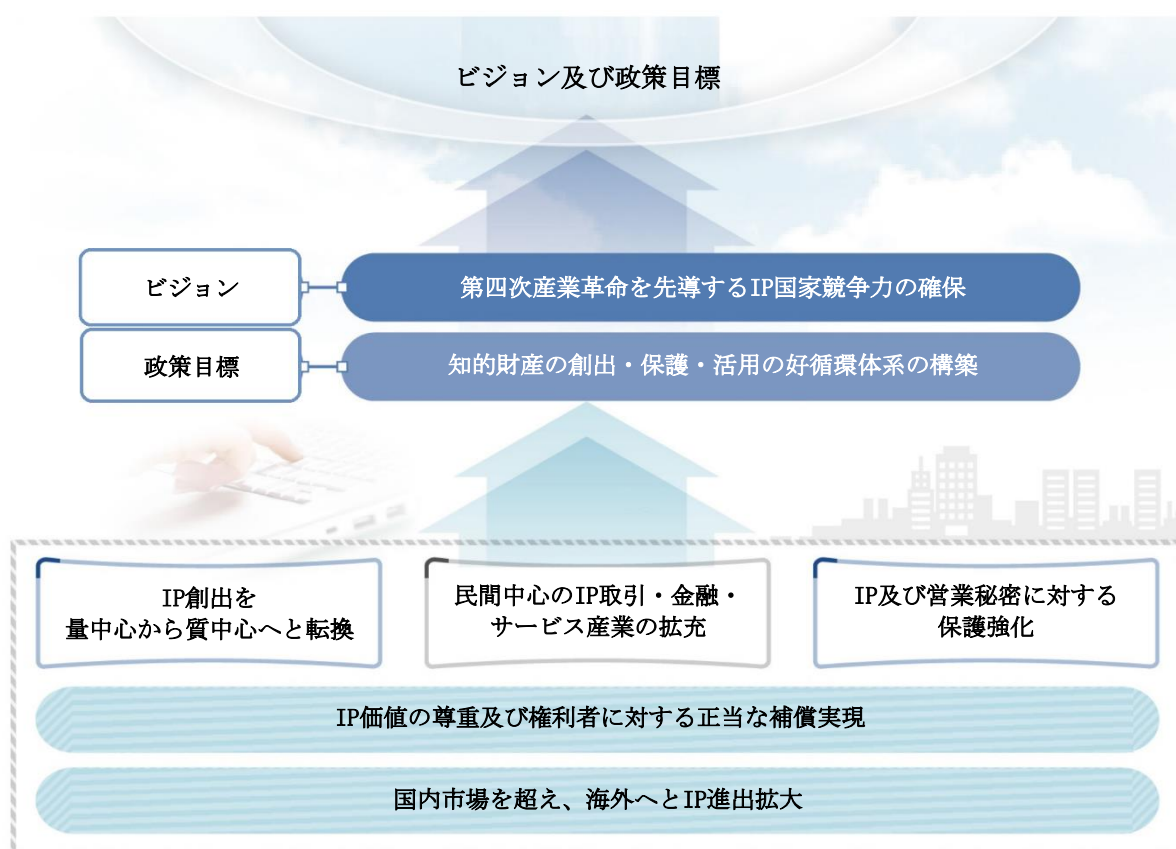
出处：国家知識財産委員会ウェブサイト (www.ipkorea.go.kr)

1) 第2次国家知的財産基本計画（2017年～2021年）

国家知識財産委員会は5年ごとに国家知的財産に対する基本計画を策定し施行する。2012年から施行された第1次国家知的財産基本計画は2016年に終了し、2016年12月に第2次国家知的財産基本計画を議決し、2021年まで第2次国家知的財産基本計画に基づき、政策が推進される予定である。

第2次国家知的財産基本計画は「第四次産業革命を先導するIP国家競争力の確保」というビジョンの下で細部政策方向及び戦略目標が設定されており、同計画の実現のために計4兆700億ウォンが投入される計画である。

[図 3-2-2] 「第2次国家知的財産基本計画（2017年～2021年）」の政策目標及び基本方向



出処：国家知識財産委員会、「第2次国家知的財産基本計画（2017～2021）」（2016.12）

[図 3-2-3] 第2次国家知的産基本計画（2017～2021）上の推進戦略及び中核課題



出処：国家知識財産委員会「第2次国家知的財産基本計画（2017～2021）」（2016.12）

[図 3-2-4]6 大重点方向別推進課題

6 大 重 点 推 進 課 題	Step 01 / IPを基盤とする良質な雇用の創出に寄与 ① IP専門人材の育成及び起業・就業への連携 ② 民間IPサービス業及び市場主導型IP取引・金融の活性化
	Step 02 / 第四次産業革命への対応及び新産業の創出に向けた強力なIPの確保 ③ IP - R&D戦略による中核技術IPの先取り ④ 新技術・新産業に対応したIPインフラ構築
	Step 03 / 起業と中小・ベンチャー企業の成長に向けたIP競争力の強化及び公正な秩序の確立 ⑤ イノベーション型の起業及び中小・ベンチャー企業のIP活動への支援強化 ⑥ 中小・ベンチャー企業のIP保護に必要な公正な経済基盤の構築
	Step 04 / デジタル環境に対応した著作権エコシステムの基盤構築 ⑦ 創作者に対する公正な補償体系の構築及び定着 ⑧ コンテンツ産業育成のための制度改善及び輸出先の多角化
	Step 05 / グローバルなIP対応力の強化 ⑨ 現地対応体系の強化及び国際協力の持続的拡大 ⑩ 生物・遺伝資源など新知的財産国際規範に対する対応強化
	Step 06 / IP尊重文化の拡大及び基盤構築 ⑪ 小・中・高でのIP教育拡大及び市民の意識改善に向けた努力強化 ⑫ 地域のIP競争力強化

出処：国家知識財産委員会ウェブサイト (www.ipkorea.go.kr)

2) 2020年の国家知的財産施行計画など

第2次国家知的財産基本計画に基づき、国家知識財産委員会は2020年3月第26回会議で「2020年度国家知的財産施行計画」を審議・議決した。

「2020年度国家知的財産施行計画」は、第2次国家知的財産基本計画に基づく政策環境の変化などを考慮し、16の中央行政機関と17の広域自治体が策定した知的財産政策の推進計画をまとめた。その結果、「2019年度国家知的財産施行計画」は6大重点方向に基づいて12大推進課題で構成されていたのに対し、「2020年度国家知的財産施行計画」は「第四次産業革命を先導するIP国家競争力の確保」というビジョンの下、5大戦略と21の重点課題に課題体系が「全面改編」となった。

[図 3-2-5]2020 年国家知的財産施行計画の推進戦略及び重点課題



2020 年度国家知的財産施行計画の 5 大戦略別重点課題の内容は次のとおりである。第一に、市場需要を反映した IP 戦略資産化のための課題を施行する。①IP-R&D による優秀な知的財産創出を促進するため、素材・部品・装置分野の戦略品目の R&D を集中的に支援し、部処間の協業で知的財産戦略-R&D パッケージを支援し、技術の自立と中核・源泉知的財産権を確保する。②事業化有望技術の商用化のための開発支援を強化し、有望技術の商用化を促進するため、中小・中堅企業に公共研究機関の有望技術を移転し、事業化を支える。③知的財産・技術取引、金融及び事業化の支援を活性化させるために、優秀な特許を保有するスタートアップなどに IP

ファンドを支援し、経営安定化と IP 担保貸付のための回収支援機構を発足する。④新技術分野の R&D 標準特許連携を強化するため、第四次産業革命時代における技術分野の R&D・特許・標準連携戦略と標準開発を支援し、標準コンサルティング・教育など標準化能力を強化するための支援を行う。⑤大学・公共研究機関の IP 経営戦略の高度化による大学・公共研究機関の優秀な知的財産の好循環のために特許ギャップファンドを拡充し、政府の支援が終了した後も作動できるように、大学・公共研究機関の TL0 中心の特許技術エコシステムを構築する。

第二に、中小・ベンチャー企業に対する起業・成長及び保護を強化するための課題を施行する。①知的財産を基盤とする起業を活性化し、知的財産サービス費用に対する支援を強化するために、地域別知的財産起業ゾーンを拠点にコンサルティング起業資金を連携できるように支援し、スタートアップが知的財産サービス・機関を選択するバウチャーを支援する。②中小企業の知的財産競争力強化のための支援を拡大するために、中小企業の成長段階別に応じて特許戦略・投資・R&D を連携できるように支援し、中小企業の R&D 全段階で教育を実施して企画力を高めることができるように支援する。③中小企業の知的財産・技術の保護強化による技術・営業秘密の保護のために被害立証の責任を緩和し、秘密保持条約の導入を拡大する。

第三に、国内知的財産のグローバル進出支援を強化するための課題を施行する。①海外進出企業に対する知的財産活動の支援を強化することで、グローバル知的財産企業を育成する体系的な知的財産サービスを支援し、グローバル技術事業化協力センターと欧州技術協力ネットワークなどを活用して海外パートナーの発掘・契約締結・技術取引の拡大を支援する。②韓流コンテンツの海外進出の拡大を支援し、新規市場を開拓するためにコンテンツ輸出ハブを構築し、コンテンツ海外市場を多角化し、官民協力で韓流コンテンツと連携する消費財産業が同伴進出できるように支援する。③国際協力により知的財産を保護し、審査協力を強化するために特許共同審査を拡大し、五庁間の PCT 協力審査を改善する。また、特許審査ハイウェイ (PPH) などを拡大して国際審査協力を強化し、国際的に知的財産分野を先導するための韓国と世界知的所有権機関の協力を強化し、世界知的所有権機関の地域事務所を韓国に誘致する。④生物・遺伝資源を確保して国際規範の対応を推進し、国内の生物・遺伝資源を保護するために国家生物資源総合インベントリを構築し、獣医遺伝資源を持続的に収集・保存し、森林生命資源の管理を強化するなど、保存・管理体系を強化する。⑤新品種事業化を促進し、品種保護制度の運用を効率化し、新品種開発のために新品種育種の種類を拡大し、出願を活性化させるために現場訪問コンサルティングを実施する。

第四に、デジタル環境の創作に対する公正・共生エコシステムを造成するための課題を施行する。①創作者を保護し、デジタル著作権侵害に対する対応体系を先進化し、公正・共生体系を構築する。このために、政府支援事業に対する標準契約書の適用を拡大し、被害申告の相談とデジタル著作権保護のための総合対応体系を構築する。②著作物の流通と活用の支援を活性化するため、民間需要に基づいて高品質の自由利用著作物を拡充して提供し、著作権の権利情報を統合して収集・提供するなど著作物利用のワンストップサービスを提供する。③有望コンテンツへの投資を活性化し、関連産業を育成するためにコンテンツ分野の価値評価の適用対象を拡大し、コンテンツの企画開発・制作初期段階と疎外ジャンルにファンドの投資を拡大する。④職務発明制度の拡大による正当な補償文化を定着させるために職務発明制度を拡大し、産・学・研の発展協議会を運用して様式 (サンプル) などのガイドラインを製作・配布する。

第五に、人と文化を中心とする知的財産の土壌を構築するための課題を施行する。①知的財産専門人材を育成するために起業保育センターと連携して企業向けの教育を実施し、コンテンツ創造人材の教育人数を拡大する。②発明・特許の素養教育を強化し、著作権を尊重する文化を拡大するために、発明教育センター－メーカー体験施設を連携してワンストップ教育課程を提供し、小中高に著作権体験教室を提供するなど、正しい著作物の利用方法に関する教育を実施する。③特許審査のインフラを整備するとともに、専門性を高めるために特許審査における3人協議審査の実施を拡大し、機械翻訳サービスを高度化する一方、審査で引用された非特許文献に対する検索サービスを提供する。④地域の知的財産の競争力を強化することで地域産業を育成するため、地域の特産品、伝統産業などを知的財産の観点から主力特化産業として育成し、地域の観光資源に対する固有ブランドを開発する。

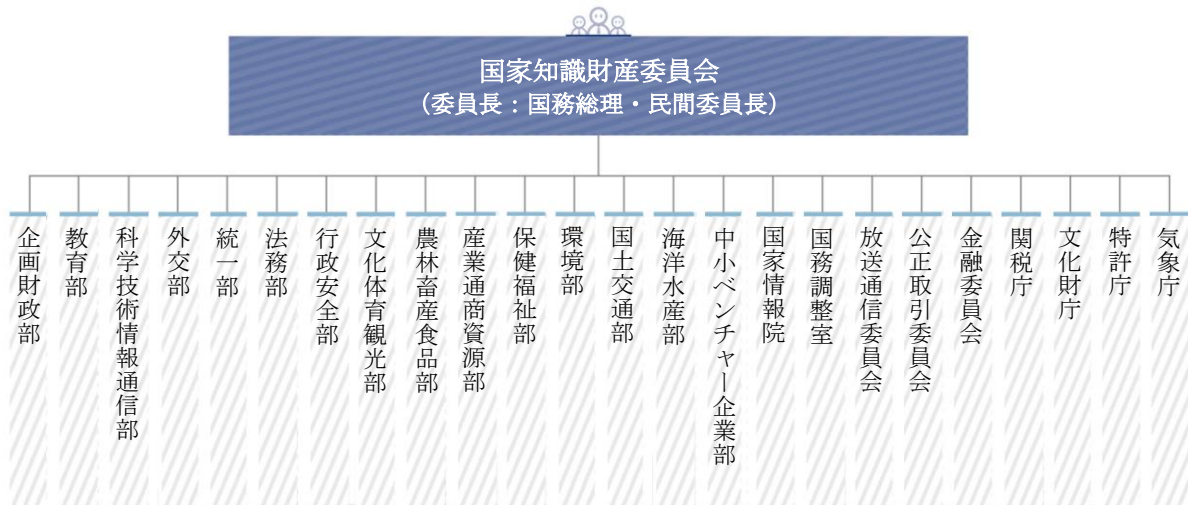
他にも2020年3月には2019年度施行計画推進実績の点検・評価結果及び未来展望などを反映し、知的財産関連の細部または内訳事業（53社）を対象に「2021年度財源配分の方針」を審議・議決した⁶⁶。

(2) 中央行政機関

特許庁、文化体育観光部、環境部、農林畜産食品部など、知的財産保護政策に関わる中央行政機関は、それぞれ産業財産権、著作権、植物新品種など所管する知的財産保護のために多様な政策を執行する。他の関係部処とも積極的に協力し、知的財産の保護に努めている。以下は各中央行政機関の知的財産政策の確立及び執行に対する固有の機能及び役割、2020年の活動についてである。

⁶⁶ 「知識財産基本法」第6条に基づき、国家知識財産委員会は知的財産事業の財源配分の方針を策定し、政府の予算編成過程に反映するよう取り組まなければならない。

[図 3-2-6] 知的財産保護政策関連の中央行政機関



1) 特許庁

特許庁は、特許、実用新案、デザイン、商標など産業財産権に関する国内外の出願・審査・登録の事務を担当する⁶⁷。このため、産業財産権保護のための関連法制度を検討し、制定・改正を推進するだけでなく、さまざまな発明振興施策を策定・施行する。また、特許審判院を設置して産業財産権に対する無効審判などの審判制度も運用している。これとともに、産業財産権に対する国際協力体系を構築するなどの役割も果たしている。

また、特許技術情報の産業界への拡散、産業財産権の効果的な保護・管理のために産業財産権に対する行政情報化を推進し、産業財産権に対する認識を向上させる教育・広報及び専門人材育成など多様な役割を果たしている。その他、半導体集積回路の配置設計、不正競争行為及び営業秘密などに対する保護活動なども行っている。

特許庁は検察庁などの関係部処と協業し、オン・オフライン上の模倣品の生産・流通などの商標権、特許権、デザイン権及び営業秘密侵害行為を捜査・取り締まり、商品形態模倣など不正競争行為に対する行政調査及び是正勧告を行う。さらに、不正競争行為申告センター及び知的財産権虚偽表示申告センターを運用し、それぞれ経済的価値を持つアイデアに対する奪取など不正競争行為及び虚偽表示について調査・是正措置を行う。

など、特許庁は産業財産権関連紛争の迅速かつ円滑な解決のために産業財産権紛争調停委員会を運用する一方、公益弁理士相談センターで社会的弱者の産業財産権を保護するための多様なサービスを提供している。同時に、企業の営業秘密を保護するために営業秘密保護センターを運用し、営業秘密関連の相談及び紛争対応法律諮問を実施する。

他にも、特許庁は海外現地で韓国企業を保護するために海外知的財産センターを運用し、知的財産紛争関連の法律諮問などを支援している。また、海外進出企業などを対象に国際知的財産

⁶⁷ 政府組織法第37条第5項

権紛争の防止及び対応コンサルティングを支援するとともに、海外のブローカーによる商標の無断先取りに対する対応体系を構築し、関連企業に被害情報を提供し、対応策を模索している。

さらに、特許庁は二国間及び多国間協力を推進し、グローバル知的財産対応力を強化し、海外での知的財産保護環境構築に力を入れている。そのために海外の主要国と協力を強化し、五庁間の国家協議体を構成し、審査協力、制度調和を図っている。また、グローバル知的財産のイニシアチブを主導するために、世界知的所有権機関など国際機関の主な懸案に関心を持ち、戦略的に対応している。同時に海外の国に特許行政情報システムを輸出して韓国企業の特許が海外の国で審査なしで自動的にその効力が認められるようにするなど、海外での安定した知的財産保護のために努力している。

特許庁は2020年、国内の知的財産保護基盤をさらに強化するためにさまざまな努力をした。特許権者の生産能力を超えて侵害製品を市場で販売すると、販売数量を損害額と算定できるように特許法を改正した。これは、「特許権者の生産能力内」であった既存の損害額の認定範囲を「超過分に対して実施料を相当部分認める」ように改正したもので、知的財産の侵害に対する損害賠償を強化したのである。また、特許と営業秘密及び不正競争行為に先に導入された「故意侵害に対する3倍賠償制度」を商標とデザインまで拡大・施行し、特許侵害罪を反意思不罰罪に転換し、不正競争行為に対する是正勧告を履行しない場合、その事実を公表するように法令を改正し、執行力を強化した。

さらに、権利者の立証負担を軽減し、紛争早期終結のために侵害事実・損害関連証拠を効果的に確保できる「韓国型証拠収集制度」の導入を推進した。侵害訴訟で侵害・損害賠償の責任は特許権者にあるが、証拠の多くは侵害者が保有している。これに対し、特許庁は権利者の証拠確保を容易にする特許法改正案を発議した。韓国型証拠収集制度は裁判に入る前に特許訴訟当事者が証拠と情報を相互公開して争点を明らかにするための制度であり、裁判に入る前に訴訟当事者が証拠と情報を相互公開する米国式ディスカバリー制度とは違いがある。

他にも、中国企業の技術奪取の撲滅に向けて関連制度を改善し、部処横断的な協業体系を構築している。共生調停委員会への参加、中小ベンチャー企業部・公正取引委員会の技術奪取事件について共同調査を実施するなど、技術奪取に対する部処横断的な協力体制を推進し、コロナ禍の非対面消費文化の拡大に対応し、オンラインを中心に取り締まりを強化した。

2) 文化体育観光部

文化体育観光部は著作権保護体系の強化に向けた総合計画及び著作物利用活性化のための支援政策の策定・施行、著作権関連産業の発展基盤を強化するなど、著作権分野を総括している。

文化体育観光部は著作権特別司法警察、オンライン在宅モニタリング、オフラインシルバー監視員などを運用し、オンライン事業者などとの官民協力を拡大して違法コピー品の迅速な削除・送信の中止措置をとっている。また、情報通信網を介した違法コピー品の削除、コピー送信者に対する警告などの是正勧告を行っており、オフライン上の違法コピー品については押収・廃棄及び削除活動をしている。また、著作権関連紛争の円滑な解決のための著作権紛争調

停部及びコンテンツ取引関連紛争の迅速な解決のためのコンテンツ紛争調停委員会を運用しており、著作権相談センターでも著作権紛争防止にも取り組んでいる。

さらに、部処横断的・公共・権利者団体の協議体である「海外知的財産保護協議体」を運用し、海外での著作権侵害に対する官民共同対応のための基盤を設けている。特に、著作権侵害発生時に迅速に対応するために2018年に開所した著作権侵害対応総合状況室を継続的に運用し、「文化産業の公正な流通環境づくりに関する法律」制定を推進しており、不公正なコンテンツ被害申告の受付及び法律コンサルティングを支援するコンテンツ公正共生センターの役割拡大を図っている。海外著作権センターを中心に、海外における著作物合法流通のための総合支援体系も構築・運用し、著作権に関する国際協力を強化・拡大している。

他にも、未来の著作権環境に適した法制度の改善方向を研究し、デジタル・ネットワーク環境でのソフトウェアの知的財産権保護体系の改善のための点検及び教育を実施するとともに、権利者に対する正当な補償のために標準契約書の活用拡大を試みている。また、著作権尊重文化の拡大のため、職務教育、ソフトウェア保護教育など、著作権に対する認識向上教育を複数の学習対象別に実施し、キャンペーンを開催したり、広報コンテンツを制作したりと著作権保護に関する広報も進めている。

2020年には著作権登録制度を改善し、著作権者保護を強化した。著作権は登録されていなくても権利が認められる無方式主義を採用しているため、多くの著作物が登録されておらず、正当な権限がないか、または創作性を認められにくいものも著作権に登録されて市場で混乱を招いていた。著作権法改正案は保護されていない著作物や権限のない者が登録を申請する場合、その登録申請を差し戻すことができるようにし、事後でも誤って登録されたものと確認された場合、職権で登録を抹消できるようにすることで、著作権者の権利者を保護できるようにした⁶⁸。

さらに、著作財産権が制限事由に捜査目的の著作物コピー及び教科用図書に掲載された著作物の利用、試験問題のための公衆送信などを追加し、公益的に必要な場合、著作権に拘束されずに自由に著作物を利用できるようにした⁶⁹。なお、著作権紛争調停に職権調停決定制度を導入し、円滑な著作権紛争の解決を支援した。職権調停決定制度は調停申請当事者間の合意がなされない事件について、調停部が職権で決定する制度で、対象事件は1千万ウォン未満の少額事件または調停部の調停案を当事者が合理的な理由なく拒否した事件である⁷⁰。

他にも、著作権侵害に対応するため、関係機関の協業を強化し、2020年にも警察庁などとともに、違法サイトに対する政府合同取り締まりを実施し、主要侵害サイト7つを閉鎖するとともに、運用者・転載者など37人も検挙した。また、オンライン著作権侵害対応のためのインターポール協業事業に対する「文化体育観光部-警察庁-インターポール」の了解覚書を締結し、「インターポール国際協力協業事業」を最初に推進し、オンラインで韓流コンテンツを侵害した主要懸案に対する194の加盟国協力体制を構築し、共同で対応した。

⁶⁸ 文化体育観光部のプレスリリース、職権調停の導入など「著作権法」改正案が国会で成立、2020.01.10

⁶⁹ 文化体育観光部のプレスリリース、職権調停の導入など「著作権法」改正案が国会で成立、2020.01.10

⁷⁰ 韓国著作権委員会のプレスリリース、著作権紛争に「職権調停決定」制度を施行、2020.08.05

3) 検察庁と警察庁

イ) 検察庁

検察庁は増加する知的財産権侵害事件を効果的に処理するために、専門性を強化する制度を導入している。高度な技術的問題が含まれている特許侵害事件の場合、既存の捜査方法だけでは実体的真実を発見するには限界があるため、2015年から大田地方検察庁を特許犯罪重点検察庁に指定・運用している。また、最近、重要性が高まる技術流出犯罪に効果的に対応するために、水原地方検察庁に産業技術犯罪刑事部を新設して運用しており、2020年には技術流出捜査の専門担当捜査官の採用及び教育の実施、技術流出犯罪捜査装置を購入・普及し、技術流出犯罪捜査力を強化した。さらに、国家情報院などの関連機関との懇談会を実施し、セミナーに参加するなどして継続的に協力を強化している。

ロ) 警察庁

警察庁は知的財産権保護のために「特許法」、「商標法」、「著作権法」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」違反に対する定期及び特別取り締まり活動を施行する。特に、商標権侵害に関連して模倣品の製造及び流通を集中的に取り締まり、定期的なサイバーモニタリングにより模倣品を販売するオンラインサイトを摘発する。また、警察庁はインターネットを用いたコンテンツファイルの共有やコピーなどの著作権侵害事件も継続的に取り締まっている。

2020年1月、警察庁は文化体育観光部とともに海外サーバーを利用して違法著作物を流通する著作権侵害サイトに対する2019年合同取り締まりの結果を発表し、計9つのサイトの運用者19人を検挙して6人を拘束し、20のサイトを閉鎖した。また、文化体育観光部とともに、海外に滞在しながら大規模な著作権侵害サイトを運用する被疑者に対して、初めてインターポール赤手配書を発行するなど、国際協力を強化した。著作権侵害サイトは警察庁（地方庁サイバー捜査隊）、文化体育観光部（著作権特別司法警察）が協力して常時取り締まり、バナー広告でつながるギャンブルサイトなどについては、警察が追加捜査を行う方式で総合的な取り締まりがなっている⁷¹。

他にも、警察庁は2020年9月、大韓貿易投資振興公社（KOTRA）と優秀な治安装置の輸出活性化と韓国企業の犯罪被害防止に向けた業務提携を締結した。これに基づき、海外進出企業などを対象に産業技術流出及び知的財産権侵害犯罪の被害防止のための広報及び教育を実施した⁷²。

4) 関税庁

関税庁は「関税法」第235条に基づき、知的財産権を侵害する物品を輸出または輸入できないように取り締まるのが主な任務である。そのために、権利者が保有する知的財産権に関する情報を受け取り、情報をもとに通関段階で審査に活用できるように電算で連携している。関税庁

⁷¹ 警察庁のプレスリリース、「2019年著作権侵害海外サイト合同取り締まりの結果」、2020.01.22

⁷² 警察庁のプレスリリース、「治安装置の輸出活性化と韓国企業の犯罪被害防止のための『警察庁-大韓貿易投資振興公社』（KOTRA）の業務提携調印式」を開催、2020.09.08

の知的財産侵害取り締まりは、輸出入申告される物品だけでなく、積み替え、複合積み替え、保税地域への搬入、保税運送、一時揚陸の申告物品も対象となる。

また、税関職員向けの知的財産権侵害識別教育を定期的実施することで、専門能力を高めている。同時に（社団法人）貿易関連知的財産権保護協会などの民間団体と民間協議体を構成し、関係機関間で情報共有を行う取り締まり協力体制を構築することで、通関段階だけでなく流通段階でも知的財産権侵害物品に対する取り締まりを強化している。さらに、毎年「知的財産権侵害取り締まりに関する年間統計報告書」を発行し、知的財産税関制度の紹介と通関過程及び通関後の知的財産権侵害物品の摘発状況、知的財産権侵害物品の主な摘発事例に関する情報を提供している。

他にも、関税庁は知的財産権保護に向けた国内外の協力を強化している。2020年9月には科学技術情報通信部と協業し、知的財産権保護のための「人工知能（AI）違法コピー品読取実証ラボ⁷³」を開所した。同実証ラボは製品のデザインを模倣した模倣品を識別できるように、真正商品の写真、図面など関連データを加工・学習できる施設と装置を提供する。また、日中韓関税局長・長官会議を行い、アジア・太平洋地域の知的財産権専門家招請研修を実施し、日本などの国の税関と模倣品の情報交換を行い、知的財産権保護強化のための国際協力の基盤を固めている。並びに、K-Brand 保護事業を継続的に推進し、韓国企業を保護する役割も果たしている。

5) 食品医薬品安全処

最近、電子商取引の活性化などの新しい社会環境の変化に対応し、食品医薬品安全処は国内外の不正・不良医薬品の流通を遮断するために努力している。このためにオンラインモニタリング要員を募集して医薬品の違法流通インターネットモニタリングを行い、大学生、消費者団体などからなる医薬品安全保護隊を構成し、インターネットモニタリング活動を奨励するとともに、監視の幅を広げている。確認された医薬品違法販売サイトや掲示物については、アクセス遮断または掲示物削除などの措置をとっている。

2020年5月には専門医薬品の直接容器・包装の材質や種類を変更する場合、安定性試験資料の提出を義務付けることを主な内容とする「医薬品の品目許可・申告・審査規定」を改定した。同改定には国際共通技術文書（CTD⁷⁴）の提出が義務付けられている対象を拡大し、注射剤の製剤・工程開発資料の提出要求などを含め、ジェネリック医薬品の品質水準を一層高めた⁷⁵。

また、2020年6月には「医薬品再評価実施に関する規定」も改定した。同改定では①許可の更新又は安全性情報分析の結果、さらなる安全性・有効性の検討が必要な場合、②許可・審査基

⁷³ AI違法コピー品読取事業は、「デジタルニューディール」の代表課題であるデータダム（digital dam）を基に、各分野にAIを融合してイノベーションをサポートするAI融合プロジェクトの一つである。関税庁が「良質のデータ（データダム）」を提供し、科学技術情報通信部が「安全なデータ学習」を支援するとともに、大田市が「空間」を提供することで、関係部処と自治体のコンピテンシーを結集した。「関税庁のプレスリリース、『データダムを利用して違法コピー品を摘発するAIを開発する、2020.09.28]」

⁷⁴ 国際共通技術文書（CTD、Common Technical Document）とは、医薬品許可に必要な提出資料を国際的に標準化した文書を指し、医薬品に対する一般的な説明、品質、非臨床・臨床試験の資料などが含まれた。

⁷⁵ 食品医薬品安全処のプレスリリース、「ジェネリック医薬品の品質競争力強化のための許可制度の改善」、2020.05.04

準の変更、新しい科学的根拠などにより、安全性・有効性についての見直しが必要な場合、③その他、食薬処長が認める場合、医薬品再評価を実施するようにした⁷⁶。

医薬品特許及び医薬品特許インフォメティクスのデータベースを構築し、ジェネリック医薬品開発に欠かせない基礎資料である許可情報、特許情報などを製薬会社などに提供⁷⁷する一方、新薬の安定性・有効性資料の利用を拡大しつつも、それに関する特許権を積極的に保護するために医薬品許可特許連携制度を導入した。また、毎年、特許連携制度に対する影響評価の結果レポートを発行することで、国内の製薬産業、保健政策、雇用に及ぼす影響を算出・評価している。2020年には違法な食薬品・医薬品の遮断を目指し、「2019食薬品・医薬品などの捜査・分析事例集」も発行したが、同事例集は検察庁・税関など関連機関と共有し、違反者の摘発や不正・違法な製品の迅速な遮断に活用された。

他にも、食品医薬品安全処は国内外との協力により、知的財産保護活動を活発にしている。不正・不良医薬品の流通が発生しないよう、地方自治体と協力して医薬品の製造・輸入・販売業者に対して監視情報の交流及び合同監視を行い⁷⁸、違反者中央調査団及び警察庁などとの情報共有や協力により、不正・不良医薬品の流通に対する効率的な監視体系を構築した。また、関税庁などとの業務協力で海外からの不正・不良医薬品の国内流入が遮断されるように取り組んでおり、世界の医薬品規制当局、税関、警察庁などがともに違法医薬品の流通を取り締まるインターポール主管プロジェクトであるパンゲアプロジェクト（Pangaea Project）にも毎年参加し、海外の医薬品違法販売サイトをインターポールに通知するなど、国際協力を推進している。さらに、2020年6月に文化体育観光部のスポーツドーピング防止政策と協力して違法医薬品の流通・販売調査及び撲滅活動を強化した。両機関は有機的協力を行い、インターネットなどを介して違法に流通・販売されるステロイドを取り締まり、違法医薬品の製造・販売者などを迅速に検挙する⁷⁹。

6) 公正取引委員会

公正取引委員会は知的産業分野における独寡占の乱用、不公正取引の調査、知的財産権に関する競争政策の策定、制度改善などを担当する。そのために、知的財産権の行使に対する「独占規制及び公正取引に関する法律」適用の一般原則と具体的な審査基準を盛り込んだ「知的財産権の不当な行事に対する審査指針」を策定し、法執行の一貫性と予測可能性を高めている。

また、次世代半導体、無線通信など技術標準が広がった分野でイノベーション企業の成長を妨げる特許権の乱用行為に対する常時監視体系を構築し、製薬・バイオ分野で特許権を媒介とした市場参入への制限など不当な特許権の行使に対する実態点検などを職権で実施している。

⁷⁶ 食品医薬品安全処のプレスリリース、「医薬品再評価対象の選定基準の明確化を推進」、2020.06.11

⁷⁷ 食品医薬品安全処、医薬品安全全国ウェブサイトを参照（medipatent.mfds.go.kr）

⁷⁸ 不正・不良医薬品は薬事法令に基づく許可を得ていないもの（無許可）、許可された内容と有効成分が異なる、あるいは著しく不足したもの（不良）、既に許可されている医薬品と類似に偽造や変造されたもの（偽造）などを通称する。「保健犯罪取り締まりに関する特別措置法」第3条

⁷⁹ 特に、2020年1月13日、個人情報委員会が違法医薬品を購入したアスリートの名簿を韓国ドーピング防止委員会に提供できると決定したことを受け、両部処間の情報共有と協力捜査を強化できる制度的基盤ができた。

これとともに、オンライン音源流通など文化コンテンツ分野でも中小企業の自由な市場参入や事業活動を妨げる談合行為があるかを監視する常時監視体系を構築・運用しており、下請取引における不当な技術侵害を防止するため、技術流用事件の専門担当 TF（タスクフォース）を設置して 2018 年から技術流用監視チームを運用している。2020 年には技術資料を第三者に提供する行為を別途の違法行為と明示し、秘密管理性の要件を緩和するなど、これまで下請法及び施行令の改正事項を反映して「技術資料提供要求・流用行為審査指針」を改定・施行した。

さらに、2020 年 7 月に公正取引委員会は下請け業者の技術資料を流用して他社に生産を任せ、一方的に取引を中止した企業に対し、最大の課徴金を課して技術流用撲滅に対する法執行を強化した⁸⁰。2020 年 6 月にはデジタル経済の甲乙・消費者・独寡占 이슈に総合対応するための「デジタル公正経済政策」を発表し、プラットフォーム及び ICT 分野に対する法執行も強化し、11 月に技術ライセンス関連の抱き合わせ販売などの特許権乱用行為を制裁した⁸¹。

他にも、私益騙し取り・不当支援行為の調査及び制裁のため、2020 年 12 月に公示対象企業集団の商標権使用料の取引履歴を分析・公開し、正当な商標権使用料手数を誘導し、私益騙し取りを防止した⁸²。

7) 貿易委員会

産業通商資源部傘下の貿易委員会は「不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律」に基づき、知的財産権侵害など不公正な貿易行為を調査する。また、議決を経て違反業者に対して輸出・輸入・販売・製造行為の中止、侵害物品の搬入排除及び廃棄処分、訂正広告の是正命令を下し、知的財産権侵害者に対して課徴金を課すことで、公正貿易秩序確立の先頭に立っている。

2020 年には調査申請の多くが知的財産権侵害事件（過去 5 年間 90%）であることを反映し、計画人事交流を通じて特許庁審査官を貿易委員会調査官として派遣し、特許権侵害調査事件を担当させた⁸³。その結果、曲面カバー保護フィルムの特許権侵害、靴の商標権侵害、靴下編機の特許権侵害、フェルト時間割の著作権侵害、電気フライパンの特許権侵害、お菓子の商標権侵害などの事件に対し、専門家が不公正貿易行為を判定することができた。他にも調査手続の予測可能性及び透明性を高める「不公正貿易行為調査手続等に関する規定（告示）」及び「不公正貿易行為調査実務指針（例規）」を改正した。

8) 環境部

環境部は韓国の生物・遺伝資源の主権を確保するために、毎年国家生物種のリストを公式に発表し、国家生物多様性センターを運用して部処別生物資源の統計を総合する。また、国内の自生生物と伝統的知識に基づいた有用性研究を進めて確保した技術を国有特許として管理しており、保有技術の高度化及び研究協力のため、生物資源の産学研協議会を運用して関連産業を支

⁸⁰ 公正取引委員会、2021年度業務計画、2021、2面

⁸¹ 公正取引委員会、2021年度業務計画、2021、2面

⁸² 公正取引委員会、2020年の自己評価結果報告書、2020、19頁

⁸³ 産業通商資源部、2020年度自己評価報告書、2020、143頁

援している。その他、生物資源統合情報システムである朝鮮半島の生物多様性ウェブサイトでは生物情報を提供し、生物資源の持続可能な利用のために生物素材銀行を運用している。また、環境部はタンザニア、ベトナムなど協力国との海外生物資源の調査・共同研究を推進するとともに、海外生物遺伝資源の確保に向けた国際協力体系を構築するために力を入れている。

環境部に所属する国立生物資源館は名古屋議定書⁸⁴の国家の責任・点検機関で国内外の遺伝資源などへのアクセス、利用及び利益配分に関する事前承認及び履行事項を点検するとともに、国内外の遺伝資源などへのアクセス・利用及び利益配分に関する情報を取りまとめ・管理・調査・提供し、国家連絡機関（外交部、環境部）、国家責任機関（環境部など5つの部処）及び国家点検機関（環境部など6つの部処）の業務に対する行政的・技術的支援を行っている。また、遺伝資源情報管理センターを運用し、生物多様性条約事務局に国内の遺伝資源などに関する情報を提供しており、遺伝資源などへのアクセス及び利益配分（以下「ABS⁸⁵」）の法律支援団を発足し、共同業務条約を締結した。同条約に基づき、環境部など関係部処は国内企業を対象にABS関連コンサルティング及び相談を支援し、ワークショップを開催して最新動向や争点を共有し、対応策についても議論している。

2020年、環境部はABS及び生物多様性の専門人材育成を積極的に推進した。ABS専門家育成教育を展開して国内の専門家を拡大し、部処合同ABS法律支援団の力量強化のための教育を実施した。また、産業博覧会の現場コンサルティング、出張型コンサルティング、オンライン相談なども実施し、特許・国際法律など専門分野に対する国民の悩みを解決しようとした。生物多様性の保全に関しても未開拓生物分類群の専門人材育成事業を運用し、修士・博士号の取得、国外の専門家と映像教育、国際学術大会の開催などを支援した。さらに、生物多様性条約に対応する専門人材育成コンテンツ開発及び運用事業も実施し、法学、国際学、生物学分野などの修士・博士レベルの専門人材を育成し、生物多様性条約の映像コンテンツと国際動向ニュースレターを作成し配布した⁸⁶。

並びに、対内外でABS及び生物多様性に関連する協力体系を構築した。対外的にはベトナムと生物多様性共同研究の成果物の効率的な管理と有用生物素材の確保に向けた共同研究の合意覚書を締結し、ネパールヒマラヤ資源研究財団ともヒマラヤ南部地域の生物多様性共同調査及び研究のための合意覚書を締結した。対内的には国立生物資源館・国立園芸特作科学院・韓国バイオ協会・企業・農家が名古屋議定書に対応する生物素材の国産化のための業務提携を締結した⁸⁷。

他にも、ABS及び生物多様性に対する認識を高めるために、ベトナムの遺伝資源へのアクセス及び利益配分の手続きガイドと生物資源センターのABS履行のためのガイドラインを発行・配布

⁸⁴ 名古屋議定書は生物多様性条約の3つの目標のうち「利益の公正かつ衡平な配分」を達成するための国際的な規範を定めたもので、国際的に拘束力を持つ法的文書である。

⁸⁵ Access and Benefit Sharing

⁸⁶ 環境部、2020年度自己評価結果報告書、2020、238-239面

⁸⁷ 環境部、2020年度自己評価結果報告書、2020、239-240面

し、東アジアにおける生物多様性利用の取引動向政策セミナーと生物資源センターの ABS 履行オンラインフォーラムを開催した⁸⁸。

9) 農林畜産食品部

農林畜産食品部は国立農産物品質管理院、国立種子院、国立森林品種管理センターなどで地理的表示、植物新品種、農業生命資源、森林資源などを保護する。また、特別司法警察を活用して違法・不良な種子の流通を取り締まっており、種子委員会を置いて品種保護権侵害紛争の調停をしている。侵害が発生した場合、紛争解決のために品種識別のためのマーカを開発する一方、侵害紛争の発生を防止するために、関連教育と広報も実施している。さらに、種子産業分野の実習中心の教育で優秀な人材を育成し、国内の育成品種の海外進出のために国際植物新品種保護連盟 (UPOV⁸⁹) への国際電子出願システムを構築し、海外での現地適応性及び市場性のテストを支援している。

他にも、農林畜産食品部は「農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」第5条に基づき、毎年「農業生命資源施行計画」を策定している。2020年2月に発表された「2020年生命資源施行計画」では農業遺伝資源の収集・保存・管理・情報提供・利用の活性化に対する推進戦略について詳しく説明したが、戦略には名古屋議定書に対応してデジタル配列情報 (Digital Sequence Information)、FAO植物遺伝資源条約など、遺伝資源の利益配分に関する国際問題の分析資料の作成などが含まれた⁹⁰。また、資源情報、特許、伝統的知識、論文などを総合的に分析・提供できる生物資源情報データ基盤の分析システムの構築を推進し、農業生命資源に関する特許DBを拡大し、教育・案内資料などのコンテンツを拡充して農業生命資源情報の利用活性化を図った⁹¹。

さらに、農林畜産食品部は、2020年6月19日に改正された「種子産業法施行規則」を施行し、これにより、外国品種の果樹・サツマイモの種子を生産・輸入販売申告する種子業者は当該種子の取得の正当性に対する立証義務を課すことにより、外国で育成された品種が国内の種子市場で権利侵害紛争の心配なしに正常に流通できるようにした⁹²。

農村振興庁の国立農業科学院及び国立畜産科学院は農業遺伝資源の多様性を確保し、活用度を高めるために、韓国が保有している植物、微生物、昆虫、農業生命資源情報を全て提供する農業遺伝資源サービスシステムと、家畜の畜種別、個体別情報提供のための家畜遺伝資源総合管理システムを運用している⁹³。並びに、国立農業科学院は伝統的知識の発掘及び保護のための韓国伝統的知識資源分類 (kTKRC) を開発し、韓国伝統的知識ポータル⁹⁴に適用している。国立森

⁸⁸ 環境部、2020年度自己評価結果報告書、2020、239面

⁸⁹ International Union for the Protection of New Varieties of Plants

⁹⁰ 農林畜産食品部、2020年農業生命資源施行計画、2020、16面

⁹¹ 農林畜産食品部、2020年農業生命資源施行計画、2020、15頁

⁹² 農林畜産食品部のプレスリリース、「外国品種の種子を国内で流通する際、権利関係の確認を強化する」、2020.06.19

⁹³ 農村振興庁国立畜産科学院、家畜遺伝資源総合管理システムのウェブサイト (<http://angr.nias.go.kr>) 及び農村振興庁の国立農業科学院、農業遺伝資源サービスシステムのウェブサイト (<http://genebank.rda.go.kr>) を参照

⁹⁴ www.koreantk.com

林品種管理センターは森林新品種の出願・登録業務及び植物新品種保護審判制度を施行しており、国立農産物品質管理院は農産物、水産物及びその加工品に対する地理的表示制度を運用して地理的特産物の品質向上及び地域に特化した産業育成を図っており、国立種子院及び国立森林品種管理センターは植物新品種の育成者に排他的な独占権を付与する植物新品種保護制度を運用している。

10) 海洋水産部

海洋水産部は効率的な海洋生物資源の確保及び管理・利用を図るために、国立海洋生物資源館を海洋生物資源の収集・保存・展示及び研究責任機関に指定し、国立海洋生物資源館は海洋生命資源統合情報システムを構築し⁹⁵、体系的な生命資源を管理し、生命産業の源泉素材を分譲している。また、資源館は名古屋議定書、BBNJ、WIPOなどの国際条約を継続的にモニタリングすることで、海洋遺伝資源に関わる国際知的財産の環境変化に積極的に対応するために努力している。

さらに、海洋水産部は水産分野の品種保護制度の運用を効率化するために特性調査要領を設けるなど審査体系を改善し、品種確認マーカー開発を推進している。品種保護品種の無断流通を事前に防止する目的で、関連企業を対象に現場コンサルティング及び教育を提供し、水産植物流通種子のDNA分析を進めている。このほか、海洋水産部は農林畜産食品部など関係部処と合同で品種保護戦略種子などを研究するゴールデン・シード・プロジェクト（GSP）を推進している。

並びに、海洋水産部は2020年6月、民間技術取引機関と技術事業化の専門会社などが参加する海洋水産技術取引支援団を発足した⁹⁶。2019年から公共研究機関からなる海洋水産技術移転協議会を拡大したもので、海洋水産研究開発の成果活用を促進し、技術移転及び技術事業化の成果創出にさらに拍車をかけようとした。2020年8月には海洋生命遺伝資源の獲得・搬出のためのオンラインサービスを開始した。既存の名古屋議定書など国際動向と国内の海洋生命遺伝資源のアクセス及び利用手続について説明するために、2016年から運用していたABS情報支援センターのウェブサイトを改編し、海洋生命遺伝資源を外国人などが獲得したり、内国人が海外に搬出したい場合、オンラインでも申請できるようにし、申請後はリアルタイムで処理状況を確認できるようにサービスを高度化した⁹⁷。

11) 保健福祉部

保健福祉部はバイオヘルス技術のビジネスエコシステムを造成し、研究開発段階から技術の発掘・仲介、起業など、全周期にわたる技術事業化育成支援及び専門人材育成などによる優秀な知的財産の創出及び保護のためにさまざまな努力をしている。

⁹⁵ 国立海洋生物資源館、海洋生命資源統合情報システム（www.mbris.kr）

⁹⁶ 海洋水産部のプレスリリース、「海洋水産分野の技術事業化にスピードを上げる」、2020.06.26

⁹⁷ 海洋水産部のプレスリリース、「海洋生命遺伝資源の獲得・搬出の申請、オンラインでも可能となる」、2020.08.10

第一に、保健医療技術に対する知的財産権の確保及び実用化への連携のため、バイオヘルス技術の発掘コーディネート支援事業を運用している。同支援事業は優れた研究成果を出した医療機関、大学などを対象に、特許法人など民間専門機関と1対1でコンソーシアムを構成し、研究開発段階から事業化有望な知的財産を発掘し、特許で保護できるように連携を支援する事業である。発掘された技術のうち、グローバル進出が有望な技術には海外出願（PCT）の費用も支援している。

第二に、研究開発計画段階から事業化を考慮して知的財産獲得戦略を策定し、無分別な特許出願の防止のために特許連携コンサルティング支援事業を運用している。同支援事業は研究者、起業企業が研究開発企画段階で特許観点からの分析で空白特許あるいは侵害特許を見つけ、有望技術に対する空白特許は特許出願のための戦略を、侵害特許の場合は回避戦略を策定して対応できるようにコンサルティングを支援する事業である。知的財産が確保された優秀な技術が早期に市場に参入できるように、事業化を促進するための商用化と許認可段階での戦略策定コンサルティングも推進している。

また、保健医療従事者を対象に知的財産に関する教育を行い、保健医療分野に特化した知的財産の実務能力を強化し、保健医療産業関連の知的財産セミナーなどを開催し、保健医療分野の技術成果の知的財産権の確保、保護・対応策及びこれを通じた知的財産戦略の策定などに関する教育を実施している。

保健福祉部は2019年に発表した「ジェネリック（後発医薬品）医薬品薬価制度改編案」により、2020年7月1日からジェネリック医薬品の価格制度の原則が同一製剤 - 同一価格からジェネリック開発への努力（責任性の強化、時間、費用投資など）による差等価格（差をつけて決める価格）に改編された。それにより、医薬品成分別に一定の個数内（20個）では健康保険登録順序にかかわらず、2つの基準要件⁹⁸を満たすかどうかにより、ジェネリック医薬品の価格が算定される。2つの基準要件をすべて満たせば、現在と同様に先発医薬品の価格の53.55%と価格が算定され、基準要件を満たしていない数だけ53.55%から0.85ずつかけた価格で算定される。健康保険登録順序21番目からは基準要件を満たすかどうかにかかわらず、最低価格の85%で薬価が算定される⁹⁹。新規ジェネリック医薬品の薬価算定制度による製薬会社及び医療界の混乱を最小に抑えるため、新規ジェネリックと既存に登録されたジェネリック（現在、健康保険給付が適用されているジェネリック）に区別して適用時点を異にした。新規ジェネリックの場合、規定の改定及び一定期間経過後に健康保険給付を申請する製品から改編案を適用する一方、既存に登録されたジェネリックの場合、基準要件の適用の準備に要する時間を考慮して準備期間（3年）を付与後、改編案を適用する¹⁰⁰。

⁹⁸ ①自己生物学的同等性試験の実施、②登録された原料医薬品の使用の2つを基準要件とする。

⁹⁹ 保健福祉部のプレスリリース、「2019年下半年からジェネリック医薬品の差等補償制度を実施」、2019.03.27

¹⁰⁰ 保健福祉部のプレスリリース、「2019年下半年からジェネリック医薬品の差等補償制度を実施」、2019.03.27

2020年11月、薬剤加算再評価計画を公告した。そのため、2021年1月1日に薬剤給付リスト表に登録された薬剤のうち、加算適用中の薬剤を対象に加算再評価を経て加算が終了するかどうかを決定する。加算経過期間が5年を超える場合、薬剤給付評価委員会の審議を経て加算が終了する¹⁰¹。

保健福祉部傘下の国民健康保険公団は2020年10月から「国民健康保険療養給付の基準に関する規則」を改定し、ジェネリック医薬品などの薬価算定対象薬剤について製薬会社と交渉した。算定対象の薬剤交渉を円滑に進めるために内部業務処理指針の「薬価交渉指針」も改定した。改定された「薬価交渉指針」によると、ジェネリック医薬品など薬価算定だけで登録される薬剤及び安定供給を必要とする薬剤などが新たに交渉対象に含まれ、算定対象薬剤の円滑かつ迅速な交渉のため、保健福祉部の交渉命令の前に国民健康保険公団と製薬会社とで事前協議ができる手続きが新設された¹⁰²。

2020年10月には抗がん剤・希少疾病治療剤など高価薬剤の治療へのアクセシビリティを高め、運用中のリスク分担制度（RSA）を補完するために、「リスク分担制度における薬価交渉の詳細運用指針」も改定した。改定された同指針には第Ⅲ相試験条件付き許可薬剤の総額制限契約を義務付け、リスク分担契約期間を既存の4年から5年に延長し、担保金額を軽減するなど保健福祉部制度の改善事項と製薬業界の提案事項が盛り込まれている¹⁰³。

12) 外交部

外交部は在外公館で韓国企業が知的財産権侵害に効率的に対応できるよう、海外の知的財産権保護基盤を造成している。外交部は知的財産権当局者とのネットワークを構築し、知的財産権の主要動向を把握する一方、在外公館の知的財産権保護能力を強化し、企業の対応力を支援するなど、侵害に備えるための活動を展開している。これを基に知的財産権関連相談を受け付ける場合、海外知的財産センター（IP-DESK）、海外著作権事務所など関連機関と緊密に協力し、現地の状況に合った解決策を模索している。

また、知的財産権分野の国際協力及び国際的イニシアチブ主導のために、知的財産権関連の国際機関、地域協議体などの議論にも積極的に参加・支援している。駐ジュネーブ代表部を中心にWTO TRIPS、WIPOなど国際会議に参加して韓国政府の立場を代弁し、関連機関と議論の結果を共有している。特に、2020年のWIPO事務局長選挙が韓-WIPOの協力に重要な影響を与えると判断し、在外公館から選挙の動向を迅速に入手し、韓国の利益に有利な戦略を確立するために、関係部処と緊密に協力した。2020年12月、外交部と特許庁はアジア地域に進出している韓国企業の商標権、著作権など知的財産権侵害に韓国の在外公館がより効果的に対応できるよう、アジア地域の在外公館の知的財産権担当官を対象に能力強化ワークショップを共同開催した。同ワークショップでは2020年11月に発足した「知的財産権紛争対応センター」を活用し

¹⁰¹ 保健福祉部の公式ウェブサイト http://www.mohw.go.kr/react/al/sal0101vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=40102&CONT_SEQ=360808を参照

¹⁰² 国民健康保険公団のプレスリリース、「健保公団、ジェネリック医薬品などの交渉による品質、供給管理の拡大及び患者の保護強化」、2020.10.08

¹⁰³ ヒットニュース、「薬価政策の激変期2021…今年、必ず注目すべき薬価制度」、2021.01.05
<https://www.hitnews.o.kr/news/articleView.html?idxno=32042>

た海外での知的財産権紛争に対する体系的なモニタリング及び対応支援策について集中的に議論した。さらに、主要国の IP-Desk を介した現地政府・企業との協業を中心とする企業支援事例を共有し、今後の紛争対応や防止など具体的な対応に参考できるようにした。

外交部は国際経済協力の過程でも知的財産権保護を強調した。2020年12月9日に開催された中韓経済協力総合点検会議で外交部は文化コンテンツなどの分野で両国間の交流・協力拡大の重要性を強調し、知的財産権保護に対する継続的な協力を呼び掛けた。

13) 中小ベンチャー企業部

中小ベンチャー企業部は「中小企業の技術保護支援に関する法律」、「大・中小企業共生協力の促進に関する法律」に基づき、中小企業の技術保護力を強化するための政策と事業を策定・推進する。

中小ベンチャー企業部は2018年12月に「中小企業の技術保護支援に関する法律」を改正し、中小企業の技術侵害行為に対する行政調査制度を導入し、事実調査、是正勧告、公表などの行政措置をとった。2019年には行政調査の過程で技術侵害行為の判断の専門性を強化するために、関連分野の専門家からなる技術侵害諮問団を新設し、専門人材で技術侵害調査チームを構成して中小企業の技術侵害行為事件の調査を進めた。

中小ベンチャー企業部は法律・技術保護専門家が紛争事件について諮問・調停・仲裁する中小企業技術紛争調停・仲裁委員会も運用している。2019年には「中小企業の技術保護支援に関する法律」の改正及び関連規定の改定により、調停・仲裁が成立する場合、行政調査上の是正勧告手続きを終了するように根拠を新設し、検察捜査刑事事件を調停・仲裁に誘導して事件が迅速に解決できるよう、調停・仲裁委員会との連携を推進している。中核技術の情報を信頼性のある機関に保管し、技術奪取・盗用などによる紛争が発生した場合、保管された技術資料が法的に保護を受けられる技術資料寄託制度も運用している。2020年10月からは起業・ベンチャー企業のアイデア段階での技術流出や奪取防止を支援するため、「アイデア寄託支援」事業も試験的に導入し、寄託手数料無料の支援を推進している。

2020年10月20日に施行された「中小企業の技術保護支援に関する法律」に基づき、中小企業の技術保護の努力に対する責任の負担を軽減した。このために、同法は中小企業の技術侵害行為を「公然と知られておらず、秘密として管理される中小企業の技術を不正な方法で取得・使用又は公開する行為」と定義し¹⁰⁴、中小企業が保有する技術の侵害行為に対する行政調査申告要件を緩和した。2020年に中小ベンチャー企業部は第2のベンチャーブームを引き起こし、ベンチャー企業が保有する技術の流出及び奪取を防止するための予防規則として、次の7つ事項を勧告した¹⁰⁵。

¹⁰⁴ 中小企業の技術保護支援に関する法律第2条第3号イ目

¹⁰⁵ 先述のプレスリリース（注1）

[表 3-2-3]ベンチャー企業の7つの技術奪取防止規則

1. 後で公開可能な技術は特許を出願し、中核的な営業秘密は事前に技術を寄託すること
2. 公募展でアイデア権利帰属など細部規定を予め確認すること
3. 「証拠保護隊サービス」（技術保証基金）により、技術資料の移動証拠を確保しておくこと
4. 契約前に技術資料を提供する場合、秘密資料であることを表示し、秘密保持条約を締結すること
5. アイデアの開発主体、提供目的、目的外の使用同意を明示すること
6. 契約の際、ソースコードも結果物とともに発注者に帰属されることを確認すること
7. 契約書にない技術資料の追加要請を受けた場合、専門家と相談すること

リアルタイムネットワーク管制及びトラフィックイベントの分析・評価を行い、技術資料流出をモニタリングし、対応を支援する技術保護サービスを実施しており、ネットワーク、サーバー、文書セキュリティなどの技術的対応ソリューションと出入管理などの物理的対応システムの構築を支援する技術流出防止システム構築事業も推進している。また、中小企業を技術流出などから保護するために、法律とセキュリティの専門家が現場を診断して解決策を提示し、深刻なセキュリティ問題や流出被害が発生する恐れがあると、深化諮問を提供する技術保護相談・諮問事業を実施している。さらに、技術保護支援班と技術保護法務支援団を運用し、中小企業の技術流出の際、初等対応及び専門家の深層法律諮問などを支援している。

中小ベンチャー企業部は関係部処と協力し、中小企業の技術流出に対する対応体系の整備を推進している。2018年には技術奪取の撲滅に向けたTFを構成し、部処横断的な撲滅対策の履行点検など事後処理をモニタリングすることで、被害企業を迅速に救済する政策を推進した。2019年には技術保護委員会が不公正行為まで担当する共生調停委員会に拡大し発足した。また、2020年3月27日に中小ベンチャー企業部は公正取引委員会、特許庁など関係部処と合同で策定した「中小企業の技術保護強化策」を審議・議決した。同強化策の主な内容を見ると、第一に、中小企業の信託技術の移転・取引の活性化を推進するために、技術保証基金は大企業などの需要企業と中小企業の信託技術をマッチングするとともに、コーディネートして公正な技術取引が行われるよう、大・中小の技術取引システムを構築・運用することを提案した。

第二に、技術侵害行為に対する行政調査の申告要件を緩和することを決定することにより、「合理的努力」による秘密管理を要求している中小企業技術保護法上の行政調査の対象から「合理的努力」削除するよう、改正を進めた。第三に、技術侵害被害企業の訴訟支援を強化するために、法務支援団に知財分野での訴訟経験が豊富な侵害救済チームを新設し、行政調査の結果、是正勧告・過料賦課に該当する場合には被害企業に大手法律事務所レベルの訴訟代理人を支援することにした¹⁰⁶。

¹⁰⁶ 中小ベンチャー企業部のプレスリリース、「技術流出の防止から被害救済まで全方位で対応する」、2020.04.02

2020年5月28日には特許庁、技術保証基金、4大市中銀行（KB国民銀行・新韓銀行・ウリ銀行・ハナ銀行）と共に「KPAS（Kibo Patent Appraisal System、以下「KPAS」）」の共同活用による「知的財産金融支援活性化」の業務提携を締結した。同業務提携はIPベンチャー特別保証を新規導入し、KPAS技術評価システムとデータを銀行など対外に公開することを主な内容とする¹⁰⁷。

14) 科学技術情報通信部

科学技術情報通信部は「知識財産基本法」の運用に関する事項及び国家知識財産委員会の主要案件に対する協議・調整、研究開発関連の知的財産協議会の運用支援、情報通信・放送技術分野の知的財産権及び技術情報の管理などの業務を担当している。

科学技術政策の総括部処として知的財産戦略と研究開発を連携させることで、優秀な知的財産の創出・促進、知的財産の取引及び事業化促進など知的財産関連政策を施行している。他に、現場・融合型知的財産人材育成基盤の充実、事業化有望技術に対する研究開発のさらなる支援、研究開発事業団の知的財産の成果管理の強化などを推進した。

また、大型研究開発事業の成功の可能性を高め、優秀な成果創出につながる知的財産の成果管理を強化するため、大型研究開発事業団に特許専門担当官を導入した。科学技術雇用振興院と連携して各研究団の特性を反映した特許管理の専門性を強化するとともに、事業化支援を拡大し、大型研究開発に合わせた知的財産事業化総合診断コンサルティング及び知的財産技術マーケティングを支援した。さらに、情報通信放送標準開発を支援して国際標準専門家を育成し、国際標準専門家の議長団の進出を支援し、標準化機構での主導権の拡大に取り組んでおり、アジア・太平洋地域の周辺国と協力して国際標準に対応する協力体制を確立しようとしている。

2020年6月9日には「国家研究開発革新法」を制定し、2021年1月1日から施行する。「国家研究開発革新法」は部処別に異なって運用されている国家研究開発関連規定を統合・体系化し、自主的かつ責任ある研究開発環境を造成するために制定された。同法では国家研究開発事業、研究開発課題、研究開発機関、専門機関、研究開発成果、研究開発情報、研究支援、国家研究開発活動及び技術料の概念と範囲を明確に規定し、計5章41カ条、施行令、施行規則と9つの行政規則からなり、ほとんどの国家研究開発事業に関しては同法が優先して適用される¹⁰⁸。

15) 産業通商資源部

産業通商資源部は「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第23条（産業技術紛争調停委員会）に基づき、産業技術の流出・侵害に関する紛争を迅速に調停するために、産業技術紛争調停委員会を運用している。同委員会は紛争調停だけでなく、技術流出・侵害被害企業または被害予想企業に技術的、法律的相談・諮問で被害に備えたり、最小に抑えたりする対応策を迅速に提示し、今後のセキュリティ力向上のための措置などについて説明し、紛争の事前防止の役割を果たしている。

¹⁰⁷ 中小ベンチャー企業部のプレスリリース、「知的財産（IP）金融支援活性化に向け、中小ベンチャー企業部-特許庁-技術保証基金-金融業界、優しい企業と業務提携」、2020.05.29

¹⁰⁸ 科学技術情報通信部、「国家研究開発革新法」の説明資料、2021.02

2020年、産業通商資源部は主力産業内のAI・ビッグデータの活用を促進し、高付加価値化する「産業知能化」を推進し、特許、研究開発、技術取引などの公共産業データの開示・共有を積極的に図った。これをもとに、2020年6月18日には特許庁とともに「国家特許ビッグデータセンター」を開所し、2022年まで人工知能（AI）、未来型自動車などの17大新産業、造船・化学などの10大主力産業、国民生活と密接な社会問題に対する産業別の特許動向モニタリング・分析、危機信号の検知、有望技術の発掘など、産業別・技術別の中核情報を生産して提供する計画である¹⁰⁹。

2020年7月には特許関連公共機関、優秀な中小・中堅企業の代表と官民政策協議会を開催した。協議会で実施したい主な政策は次のとおりである。①産業知能化を目標として特許ビッグデータを活用し、先導的なデータ活用事例を構築する。②特許データを基盤として産業技術の研究開発の方向を設定する。③優秀な知的財産権を保有する中小企業を発掘し、企業が保有する特許を担保にして金融支援を提供できるよう、産業通商資源部と特許庁が価値評価の費用を支援し、技術取引の情報共有などを拡大する。④産業通商資源部が設置する予定の「韓-ASEAN産業技術革新機構」と連携し、特許庁の優秀な特許システムを普及する¹¹⁰。

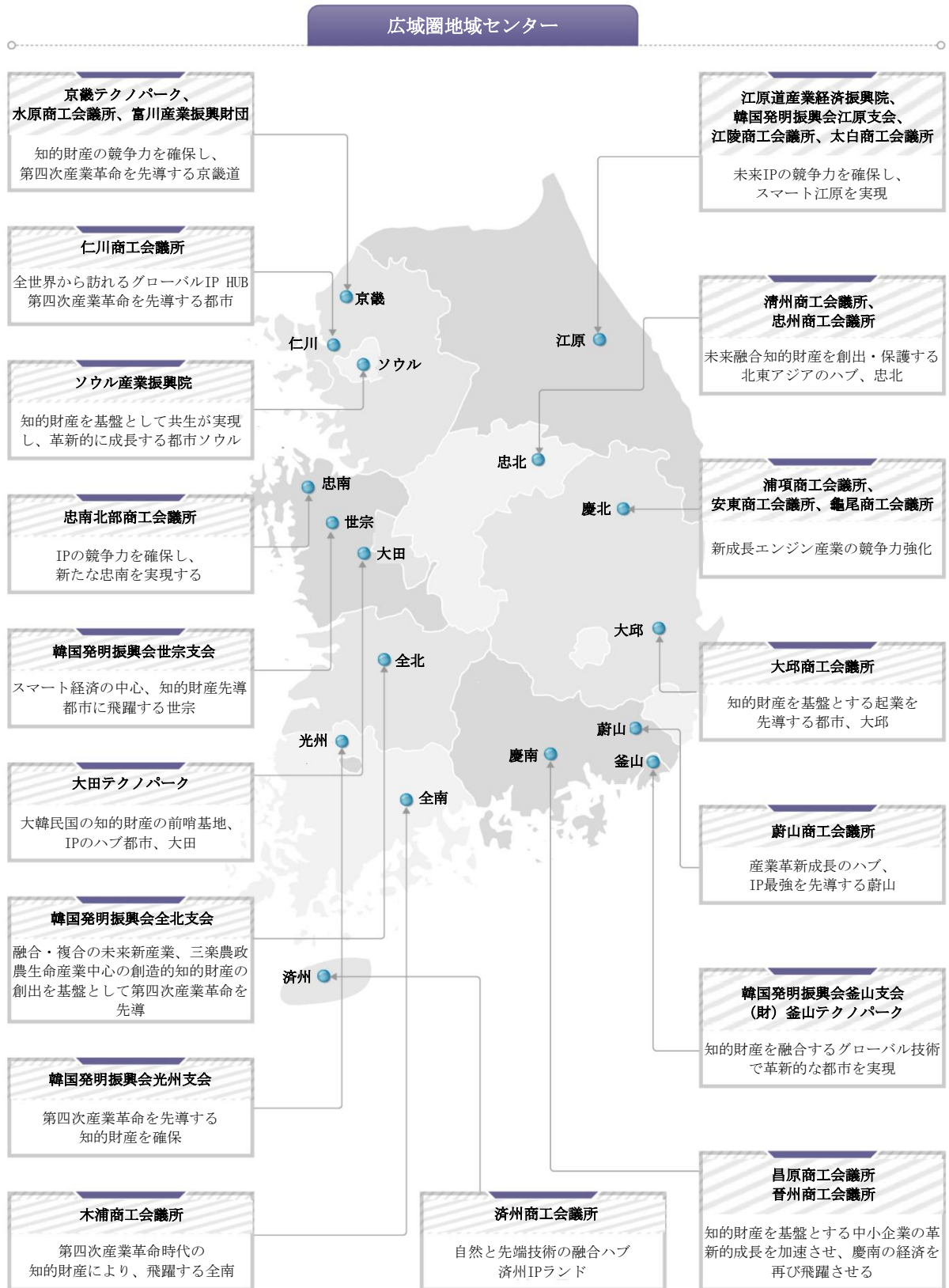
(3) 広域地方自治体

地方自治体はその独自の特性を反映したそれぞれのビジョンに基づく政策を推進している。毎年、各ビジョンを考慮した推進戦略及びそれによる細部課題に基づき、知的財産保護のためさまざまな事業を施行している。各地方自治体は独自の政策活動を行っているが、一般的に多くの地方自治体が企業に知的財産紛争防止及び対応コンサルティングを提供するか、または海外出願の費用などを支援する事業及びアイデアの知的財産権化事業などを行っている。その他、多様な需要者を対象とした教育プログラムなどを運用することで、知的財産権を保護するための多様な努力をしている。以下は各地方自治体ならではの特性が反映された独自の政策を中心に紹介する。

¹⁰⁹ 産業通商部のプレスリリース、「世界の特許を分析して新たな成長エンジンを探す!」、2020.06.19

¹¹⁰ 産業通商部のプレスリリース、「知的財産基盤の産業政策を積極的に推進」、2020.07.07

[図 3-2-7]2020 年広域地方自治団体別政策ビジョン及び地域別事業遂行機関の分布状況



1) ソウル特別市

2020年、ソウル特別市が地方自治体固有の政策として実施した知的財産保護政策としては、知的財産に対する認識向上のための知的財産教育・相談・広報・調査、中小企業の技術保護のための知的財産権保護支援などがある。

ソウル特別市は知的財産に対する認識向上のための知的財産教育、知的財産相談・コンサルティング、広報、調査などを行った。ソウル市民と中小企業を対象に知的財産に対する認識向上教育を実施して知的財産の競争力を強化するとともに、知的財産文化を拡大しようとした。特に、知的財産技術・経営分野の内外の専門家を活用して相談及びコンサルティングを支援し、ソウル市民と中小企業が抱える知的財産の隘路事項を解決した。2020年には新型コロナウイルスの防疫対策でオンライン講義で知的財産教育を実施し、知的財産センターを地上波放送で紹介し、オンラインアンケートでソウル市の知的財産サービスに関する成果やニーズを調査、分析するなど戦略的な広報を強化した。

また、中小企業の知的財産権保護を支援し、2020年には117件、110社の審判訴訟と技術保護を支援した。紛争支援の死角地帯に置かれていたソウルの中小企業、ソウル市民を対象に知的財産紛争防止及び権利保護に向けた中小企業の技術保護ワンストップサービスを提供し、商標登録異議申立、商標登録取消審判、特許取消申請、無効審判、知的財産権仮処分訴訟などの審判訴訟の費用を支援した。さらに、技術保護支援団を介して知的財産権保護関連の基礎相談から無効調査、(非)侵害鑑定、技術契約に関する諮問など深層コンサルティングを提供した。この他にも、ソウル知的財産センター及びソウル企業支援センター内の統合申告・相談窓口を運用し、ソウル知的財産センターに所属する弁理士3人が技術奪取及び技術侵奪に対する相談を行った。

2) 釜山広域市

2020年、釜山広域市は地方自治体固有の政策として地域産業のデザイン競争力強化事業、釜山名品水産物ブランドマーケティング推進、社会的弱者を対象とする出張型知的財産教育、小中高の児童・生徒向けの知的財産に対する認識向上事業、公務員の職務発明制度の運用などの知的財産保護政策を展開した。

釜山名品水産物ブランドグローバルマーケティングの目的は、釜山水産物に対する消費者の信頼性を高め、製品の国内外の競争力を強化するため、釜山名品水産物ブランドの使用を活性化することである。また、釜山名品水産物の国内外の販売網を拡大するために海外博覧会への参加などのマーケティングを支援し、水産物の消費促進の拡大を推進した。具体的には釜山館内の水産物加工業者の名品水産物の商標使用許可の推進、名品水産物の商標使用許可製品の品質管理の実施、海外の有名博覧会及び国内の特産物販売イベントへの参加支援、釜山名品水産物メーカーの広報冊子及び広報物品の製作・配付による広報などを支援した。2020年には75件の名品水産物の商標使用許可製品を達成し、22社に博覧会への参加などの支援を実施した。これもコロナ禍により、企業の経済状況が難しくなり、目標実績を達成していない数値であるが、名品水産物メーカーの国内外の博覧会への参加を支援して国内のブランドを広報し、名品水産物の存在感が高まったという点で意義がある。

公務員の職務発明を保護するとともに、積極的に活用することで、公務員のクリエイティブな行政力向上及び発明意識を高めるために、公務員の職務発明制度を運用した。釜山市に所属する公務員による現在または過去の職務に関する発明を対象に年2回、職務発明の申告を受け、実務部署が職務関連性を検討し、弁理士による先行技術調査を実施し、実務審査委員会及び知的財産委員会の審議を経て最終選定後、職務発明を管理した。最終登録された職務発明には特許150万ウォン、実用新案100万ウォン、デザイン50万ウォンの登録補償金が与えられ、処分する場合は処分収益金の50%を処分補償金として支払う。2020年には公務員の職務発明を9件達成した。

3) 大邱広域市

2020年、大邱広域市は地方自治体固有の知的財産保護政策として釜山広域市と同様に公務員の職務発明制度を運用している。発明振興法第10条（職務発明）と第15条（職務発明報酬）、大邱広域市の地方公務員職務発明の処分管理及び補償条例に基づき、所属公務員の職務発明を保護・奨励するとともに、研究意欲を高め、市有特許権を合理的に管理及び運用して地域経済の発展に貢献しようとした。これにより、大邱広域市は職務発明審査計画を策定し、関連部処からの意見聴取後、総合検討を行い、職務発明審議委員会を開催して特許権移転登録を行い（市→特許庁）、特許登録の費用を支給（市→発明者）した。登録補償金は特許権150万ウォン、実用新案権100万ウォン、デザイン権50万ウォンであり、処分補償金は処分収益金の100分の50である。2020年の市有特許の状況は特許12件、実用新案1件、デザイン1件である。市有特許の活用（処分）件数は5件、通常実施料の収入は1,066千ウォン（2件）であった。今後の市有特許権の活用計画の策定及び職務発明補償により、公務員の職務発明をさらに奨励して研究意欲を高める計画である。

4) 仁川広域市

2020年、仁川広域市は固有の知的財産保護政策として産業デザインを育成し支援した。産業デザイン振興法、仁川市の産業デザイン育成及び支援条例に基づき、実質的なデザイン開発支援で中小企業の製品の完成度を高めるとともに、高付加価値を実現し、企業の競争力を強化しようとした。また、優秀なデザインを保有しても資金力が弱く、商品化に悩まされる中小企業に対する試作品開発と広報及びマーケティング、デザイン教育などを支援した。2020年にはデザイン開発支援98件、試作品開発支援16件、マーケティング連携支援66件、デザイン教育支援82件などの実績を達成した。知的財産権出願の場合、デザイン出願83件、著作権登録15件を記録した。また、（株）ポストグループの広報チャンネル（ポストトゥデイ）を通じて2017年から2020年度までの同事業の内容と同事業を活用した企業8社、仁川デザイン支援センターなどの広報を推進した。

5) 光州広域市

2020年、光州広域市は地方自治体固有の政策として産業化デザインプロジェクト、光融合産業ヒドンチャンピオン育成支援事業など、主に知的財産の創出及び活用を展開し、中央部処の委任課題としては知的財産協力基盤の強化など知的財産の保護政策を実施した。

光州広域市は知的財産の専門家を活用してネットワークを構成し、地域の知的財産に対する認識向上及び知的財産エコシステム造成、特許情報交換など、知的財産の自生力及び特許技術の競争力向上を目的として知的財産協力基盤を強化した。具体的には知的財産活動に頭を抱える個人、起業準備者または企業に必要な情報を提供し、知的財産プロボノ事業を運用した。2020年の支援件数は28件、活用企業は29社（小企業17社、起業準備者12人）、プロボノ参加者は13人（弁理士、デザイナーなど）であった。また、経営者クラブ会員間の相互交流で知的財産事業化のノウハウ及び隘路事項を共有する知的財産経営者クラブを10回開催し（参加者213人）、地域関連機関との業務協力ネットワークを構築する自治体ネットワークを運用した。

6) 大田広域市

2020年、大田広域市は自治体固有の知的財産保護政策として中小企業の革新的な成長支援及び技術の競争力強化事業を実施した。大田広域市には優秀な研究開発力と革新主導型中小・ベンチャー企業が多数ある。それにもかかわらず、海外市場への参入障壁（先導企業との競争、低価格の模倣品など）によって輸出が減少する傾向にあり、技術中心の中小・ベンチャー企業が主に立地しているため、他の地域に比べて特許紛争の恐れが高くなっている。また、中小・ベンチャー企業は成長の限界を乗り越えるために新たな成長エンジンの発掘に取り組んでいるが、優秀な専門家（経営、マーケティング、法律など）や事業資金の不足などで成長が停滞している。

これを受け、大田広域市は地域の中小・初期中堅企業に産・学・研の優秀な特許技術を移転し、事業化支援及び事業資金の貸付・保証のための特許技術価値評価などを支援して企業の技術競争力強化及び新たな成長エンジンの確保に注力した。このために、国内外の出願及び認証などの革新技術の知的財産権権利化支援及び特許移転支援、特許事業化支援、特許移転・事業化戦略支援、特許価値評価支援などを実施した。

7) 蔚山広域市

2020年、蔚山広域市は固有の知的財産保護政策として3つを展開した。第一に、ベンチャー企業の研究開発に必要な技術情報を提供した。知的財産を基盤とする経済と国境のない技術競争時代における企業の生存につながる中核技術の確保と生産性向上のための研究開発の需要が増加している。したがって、韓国科学技術情報研究院の主導の下、蔚山広域市内の中小・ベンチャー企業70社を対象に技術情報の調査・分析（論文、特許、報告書、規格など）、原文提供（情報調査の結果の原文と企業要請の原文提供）、情報相談及び教育などを支援した。

第二に、公務員の研究会を運用・支援したが、この研究会は自主的学習による専門性向上と研究・討論する公職文化を造成し、実効性のある研究課題を発掘してクリエイティブな政策を開発しようとした。2020年には行政制度、予算削減、行政の効率性の改善などに関する事項と雇用創出、地域経済の活性化、公約事項などの市政の主な懸案を研究課題に選定した。充実した研究活動のためにインセンティブ提供などを提供し、研究会を活性化した結果、12チームを運用して目標を超過達成した。各チームは評価順位に応じて1,500千ウォンから2,000千ウォンの研究費の支援を受けるようになった。

第三に、知的財産の統計を活用して地域産業の技術力を診断した。蔚山広域市は地域経済の活力向上、主力産業の高度化、競争力のある新たな成長エンジン産業の保護や発掘のため、科学的な研究開発戦略の確立が欠かせない状況である。また、蔚山広域市型研究開発の問題設定と研究開発の企画のためには、地域産業技術に対する客観的な診断を行って強みと弱みを先に把握しておかなければならないが、地域産業に対する実効的命題を持つ政策指標がなかった。これに対し、蔚山広域市は特許統計ベースの分析モデルを活用して地域の主要産業を体系的に分析・診断し、2020年度の定期報告書を発行した。さらに、地域の革新的な成長を牽引する蔚山型ライジング技術（Rising Tech.）を発掘し、地域の産業技術の特性と推移を定量指標として算出し、時系列資料を蓄積して政策の策定に活用した。

8) 京畿道

2020年、京畿道は固有の知的財産保護政策として、京畿道技術保護デスクを運用した。中小企業は専門人材と資金が不足しているため、技術奪取被害に対応しにくいという点、被害事実の立証が難しく、救済手続の長期化や不十分な損害賠償額などにより法的救済を放棄する事例が頻繁に発生していた。そのため、京畿道は常時、技術保護相談ができる京畿道技術保護デスクを運用し、知的財産の被害を受けた中小企業を対象に無料で弁理士相談を支援した。技術保護デスクでの相談件数は計94件で、地域別相談申請は城南が34%で最も多く、次いで龍仁11%、華城9%の順であった。

知的財産保護強化のために深層相談（コンサルティング）と審判・訴訟の費用も支援した。具体的にはアイデア、技術、営業秘密の奪取や流出など取引先の不当な技術資料の要求により、知的財産権の被害を受けた中小企業を対象に技術保護戦略、知的財産権紛争対応、知的財産の高度化戦略などについて弁理士との深層相談を支援した。また、知的財産被害を受けて審判・訴訟などの紛争手続を進める、または進める予定の中小企業に権利救済のための法的救済手続費用の一部を支援した。審判訴訟77件、知的財産コンサルティング32件を支援し、特許庁、大韓弁理士会などとの業務提携を締結して知的財産保護協力体系を構築した。

知的財産専門人材育成も支援した。就職していない若年層と中年層に知的財産教育を実施することで就職競争力を強化し、知的財産サービス支援企業との就職連携を図った。具体的には知的財産理論教育、知的財産能力試験教育及び知的財産の動向・ 이슈ーなど実務型教育を実施し、教育修了生を特許法人（事務所）、中小・中堅企業、知的財産サービス支援企業を中心に就業を連携した。2014年から2020年まで7年間、597人が教育を受け、そのうち525人が修了し、354人が就職に成功した。平均修了率は88%、就職率は67%となった。

他にも、公務員の職務発明支援事業を実施し、京畿道知的財産権専門担当部処及び機関を指定¹¹¹して知的財産権の管理を一元化した。また、京畿道専門担当特許法人（事務所）と専門家（弁理士）を介して優秀な知的財産権の確保に向けた段階別専門管理を推進し、京畿道が所有する知的財産権の民間移転（事業化）も支援した。先行調査24件、新規出願40件、新規登録24件、年次料（年金）管理124件、民間移転8件などを行い、民間移転の場合は新規実施権の契

¹¹¹ 京畿道知的財産権の創出、保護、活用、維持管理は京畿道科学技術課と京畿道知的財産センターで専門担当した。

約により税外収入 13 百万ウォンを創出し、経常実施料としての税外収入により 32 百万ウォンを創出した。

9) 江原道

2020 年、江原道は固有の知的財産保護政策として「江原型知的財産総合支援」を実施した。最近、知的財産の重要性に対する認識が高まり、支援の需要は増加する一方、知的財産保護コンサルティング、出願費用の支援など企業の需要への対応は不足している。したがって、中小企業の知的財産即時支援サービスの拡大、国内出願の費用支援により、企業の需要に対応して道内の中小企業の知的財産能力を強化しようとした。知的財産即時支援サービスとは、中小企業が経営の現場で直面する多様な知的財産関連の隘路事項について全国 23 の地域知的財産センターで随時解決できるように相談に乗る知的財産緊急支援サービスで、中小企業及び学生を対象に海外出願の費用支援、特許技術の広報映像制作、特許マップ、デザインマップ、製品デザイン開発などを提供している。また、出願費用を支援して国内外の権利化を支援し、発明教育、知的財産プロボノなどで知的財産協力基盤を強化した。その結果、中小企業 IP 即時支援サービスを 58 件実施し、92 件に対して国内外の出願費用を支援し、出張型知的財産支援事業説明会を 19 回（962 人）開催した。

最近では春川の若手農業者らが開発した「ジャガイモパン」の類似商品が有名フランチャイズのパン屋で販売され、若手農業者らは江原西部知的財産センターの支援を受けて商標及びデザインを出願した。今後、春川市で地域企業の「知的財産の創出及び保護のための条例」を制定する予定であり、地域の特許創出に対する関心が高まっている。

10) 忠清北道

2020 年、忠清北道は固有の知的財産保護政策として、市郡巡回型移動特許相談を実施した。知的財産基盤が劣悪な忠清北道の中小企業を直接訪問する、または相談に乗って知的財産、事業化など企業経営に必要なコンサルティングを提供することで問題解決の機会を提供した。また、知的財産を必要とする企業や個人と面談して知的財産の創出を支援し、知的財産経営基盤の構築を支援した。2020 年には新型コロナウイルスにより、多数の者が集合する催し（イベント）は実施しなかったため、催しと参加者数は全体的に減少したが、その代わりに非対面相談など推進した。

さらに、郷土企業の知的財産基盤構築を支援した。これは、忠北北部地域における郷土農食品分野の企業が保有する優秀な技術に対するコンサルティングを行い、知的財産に対する認識を高め、農村の発展に貢献するために推進された。具体的には忠州市及び丹陽郡にある郷土農食品分野の中小企業を対象に知的財産コンサルティング、国内外の知的財産権利化（特許、デザイン、商標）支援、カスタマイズ特許マップ、特許・デザイン融合事業、特許・ブランド連携などを支援した。2020 年には忠州市、済川市、丹陽郡の 4 社を支援したが、忠州市の錦鳳山農園の場合、2019 年の売上高が 8 千万ウォンだったのに対し、2020 年には 3.4 億ウォンとなる成果を達成した。

11) 忠清南道

2020年、忠清南道は輸出額シェアと貿易収支シェアが全国最上位圏である忠清南道の産業の特性を反映し、中小企業の海外競争力強化のための知的財産コンサルティングを支援した。忠南知的財産経営者クラブ、グローバル知的財産スター企業などを対象に知的財産保護に関する特講を行い、韓国知的財産保護院、貿易委員会など知的財産保護関連機関との協業体系を構築した。また、公務員の知的財産に対する認識向上のために、基礎地方自治体（市町村）の知的財産関連業務担当者を対象に知的財産ワークショップを開催し、忠清南道農業技術院では内需用及び輸出用の園芸作物の新品種、消費トレンドに合わせた機能性強化型特用作物の新品種を開発した。

12) 全羅北道

2020年、全羅北道は炭素複合材の工程・装置を活用する中小企業の事業化支援事業、高品質炭素繊維用の添加剤開発、素材・部品・装置の技術開発支援、革新的成長に向けた研究開発事業、機能性ゲーム産業の育成、全北創造経済イノベーションセンターの運用、全北特区研究所企業設立支援、戦略産業企業付設研究所の活性化支援、国家食品クラスター企業の技術支援、科学技術を基盤とする地域の需要に合わせた研究開発支援、パプリカの新品種育成及び高品質技術開発、スイカの新品種育成及び高品質技術開発など、研究開発、技術事業化など技術開発支援部門を中心に政策を実施した。

13) 全羅南道

2020年、全羅南道は著作権基盤構築及び保護という戦略をもとに、中央部処の委任課題として全南著作権サービスセンターを運用し、地域の中小企業、創作者、芸術人の著作権紛争を防止し、知的財産を創出した。著作権相談件数は109件、著作権関連の集中メンタリングは40件、出張型著作権教育は472件、著作権事業化の支援は6件であった。これにより、全南地域の中小企業の著作権紛争を防止し、著作権を創出することで地域の中小企業の競争力強化と地域経済の活性化を図った。

また、多様な著作権サービス支援方式で地域住民、地域企業の著作権関連情報を提供するとともに、著作権に対する認識向上に貢献した。今後も著作権に対する認識向上及び著作権の公正な利用マインドを広げるために取り組んでいく計画である。

14) 慶尚北道

慶尚北道は慶北知的財産センター、特許庁、韓国発明振興会、韓国知的財産保護院、韓国特許情報院など関連機関と協業し、アイデア奪取行為に対する対応を支援した。また、知的財産専門人材の確保のために教育を提供し、企業の職務発明補償制度の導入及び事例紹介により、職務発明の定着化を誘導した。さらに、道内の企業の中核技術を保護するために、知的財産権の早期確保などを支援し、技術を基盤とする起業の場合、初期に知的財産権の紛争及びリスクに対応できる戦略を策定するようにした。

並びに、公務員の職務発明補償制度も運用した。同制度は慶尚北道の公務員が職務を遂行する過程で発明した技術を保護し、発明を奨励することで研究意欲を高めることが目的で、職

務発明を特許権で保護・管理・運用し、慶尚北道の産業発展に貢献しようとした。2020年には職務発明補償20件を支援した。

15) 慶尚南道

2020年、慶尚南道は中小企業の知的財産保護支援という戦略に基づき、知的財産人材育成、現場訪問型知的財産相談の運用（保護コンサルティングを含む）、知的財産支援協議（ネットワーク）の運用など、固有の知的財産保護政策を実施した。

知的財産人材育成事業については、慶尚南道内の関連機関と大学、知的財産関連部門や研究所と協力し、学生らが作成した知的財産戦略報告書を評価し表彰することで、知的財産人材を育成する場を設けた。事前教育に90名が参加し、参加申請者73人、報告書提出47件、最終審議31件について評価し、12件を表彰する成果を達成した。

現場訪問型知的財産相談も運用した。慶尚南道内の基礎自治体産業団地などを訪問して知的財産基盤が弱い企業の知的財産関連事項を聴取し、現場で相談に乗ることで、関連機関との連携支援を活性化しようとした。また、知的財産の専門家を招き、慶尚南道内の知的財産関連の社会的弱者（企業・個人など）を対象に知的財産保護コンサルティングも支援した。

他にも、知的財産支援協議体（ネットワーク）を運用して地域の優秀な中小企業を保護、支援、発掘し、慶尚南道を中心に関連機関間の有機的な協力体制を構築するために努力したが、2020年にはコロナ禍により、協議体の運用が困難であった。

16) 済州特別自治道

2020年、済州特別自治道は①中小企業向けの知的財産の活用及び保護、②知的財産自生エコシステム造成、③済州特化事業及び未来有望産業の知的財産能力強化支援という戦略に基づき、済州化粧品認証制度の活性化、生物資源の保存体系の管理強化などの自治体固有の知的財産保護政策を実施した。

済州化粧品認証制度の活性化について、済州市は無分別に使用される済州のイメージを保護し、済州産原料及び済州産化粧品の信頼向上のために、済州化粧品認証マークを開発した。済州化粧品認証制度とは、済州産原物を使用した原料の含有量を10%（洗い流す製品は5%）以上含有、済州の水を用いた精製水の使用、済州で生産され製品を済州道知事が証明する制度をいう。同制度を活性化させるために、済州島の化粧品企業を対象に済州産クリーン原料の含有量や効果の差別性を効果的に強調することができるマーケティング戦略の確立を支援した。SNS・ユーチューブ・インフルエンサーなど、最新のコンテンツを活用したマーケティング戦略、有名なビューティーストアに入店するための品質認証及びマーケティング広報などの戦略策定を支援し、2020年12月時点、43社175品目の済州化粧品について認証した。

生物資源の保存体系の管理も強化した。「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」を実行するための国際的なルール（名古屋議定書、ABS）が発効したため、済州地域の生物資源の主権を確保し、持続可能な研究基盤を構築しようとした。具体的には生物多様性の資源情報を確保するとともに、活用や保存体系を構築し、郷土生物資源を活用した機能性バイオ素

材（食品、化粧品など）を開発し、2020年には228種710点の済州生物由来抽出物を構築し、497種1,319点の済州生物資源を収集し、特許5件を登録した。

17) 世宗特別自治市

2020年、世宗特別自治市は知的財産保護・知的財産フレンドリーな環境造成という戦略をもとに、知的財産教育を運用した。世宗創造経済イノベーションセンター、大学起業保育センターなどの機関と連携して多様な教育プログラムを運用した。具体的にはアイデアを持つ地域内の受講生が知的財産を基盤として起業することができるよう、アイデアの創出から保護、事業化段階までの統合教育を行った。

また、世宗型アイデアエコシステム造成事業を実施し、地域の資源や特性などにに基づき、革新的なアイデアを取り入れる地域革新起業家（ローカルクリエイター）を発掘し育成した。具体的には世宗UNION起業プログラム、世宗起業女風プロポーズ（女性による起業に特化したプログラム）、試作品製作所（メイクミステーション）などを運用し、アイデアの発掘・検証プログラムを通じてアイデア創出文化を造成し、関連知的財産保護教育を実施し、試作品製作段階まで支援した。

PART

04

知的財産保護執行の成果

第1節 知的財産保護関連法令などの制定・改正

第2節 知的財産関連法律違反者の取り締まりなど

第3節 知的財産紛争解決

第4節 知的財産保護のための国内外の協力活動

第5節 海外での知的財産保護活動

第6節 知的財産尊重文化の拡大

第1節 知的財産保護関連法令などの制定・改正

韓国政府の2020年の知的財産保護政策の執行成果を知的財産保護関連法令などの制定・改正、知的財産関連法律違反者の取り締まり、知的財産紛争解決、知的財産尊重文化の拡大、知的財産保護に向けた国内外の協力活動及び海外での知的財産保護活動に分けて紹介する。

2020年には法改正により、侵害に対する実質的な損害賠償が行われるようにし、商標とデザインの故意侵害に対して3倍の賠償制度を導入し、知的財産違反者を取り締まる特別司法警察の職務範囲を拡大するなど、知的財産権侵害を積極的に取り締まり、知的財産権侵害によって被害を受けた権利者をより実効的に救済しようとした。植物新品種についても、関連法に違反した者に対する罰金を引き上げるなど、「特許法」、「著作権法」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」、「植物新品種保護法」などの知的財産権関連法律は全般的に知的財産に対する保護をより強化する方向に制定・改正された。

1. 産業財産権

(1) 「特許法」改正

2020年10月に施行された「特許法」は、従前の法で特許権又は専用実施権の侵害罪に対して7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処するが、被害者の告訴がなければ公訴を提起することができない親告罪と規定しており、実効性がないという指摘されていた。

これを受け、親告罪と規定された特許権又は専用実施権の侵害罪に対して被害者が起訴を望まないという意思を確実に表明した場合にのみ起訴しない反意思不罰罪に変更した。

[表 4-1-1]2020年「特許法」改正の主要内容 1

公布 2020. 10. 20 施行 2020. 10. 20	
特許権及び専用実施権の侵害罪を親告罪から反意思不罰罪に変更 (第 225 条第 2 項)	- 親告罪と規定された特許権又は専用実施権の侵害罪に対して被害者が起訴を望まないという意思を確実に表明する場合にのみ起訴しない反意思不罰罪に変更した。

特許制度は最初の発明を特許権で保護することにより他人の実施を制限し、特許権者には該当特許権で発生する実施料などの利益を享受できるようにして産業発展を誘導し、特許権が侵害された場合は損害賠償制度に基づき、特許権者が被った損害を填補するようにし、特許権侵害行為を抑止している。したがって、2020年10月に改正された「特許法」は損害賠償が適正水準に算定されることにより、特許権者の権利が保護されるように関連規定を整備した。

[表 4-1-2]2020 年「特許法」改正の主要内容 2

公布 2020.10.09 施行 2020.12.10	
損害賠償額算定規定を整備 (第 128 条第 2 項改正及び第 3 項削除)	- 既存の特許権者の生産能力限度内に算定された損害賠償額から生産能力を超過する販売数量の合理的な実施料まで追加して賠償するように変更

(2) 「特許法施行令・施行規則」及び「実用新案法施行令」改正

2020 年 7 月に施行された「特許法施行令」は、外国で微生物に関わる発明を特許出願しようとする者の便宜を図るために微生物の寄託機関を拡大し、特許権存続期間を延長することができる発明に薬物又は向精神薬の発明を追加した。これによって事実上、特許権を実施することができなかった期間に対する特許権者の不利益を解消した。また、特許権登録遅延による特許権存続期間の延長除外期間に関連し、既存の特許拒絶決定から再審査請求までの期間から特許拒絶決定から再審査による特許取得可否の決定日までの期間を除くように変更して出願人の審査遅延防止のための努力を誘導し、特許権存続期間関連主要国との公平性を確保した。

[表 4-1-3]2020 年「特許法施行令」改正の主要内容

公布 2020.07.14 施行 2020.07.14	
<p>微生物の寄託機関の拡大 (第 2 条第 1 項第 3 号新設、第 3 条、 第 4 条第 1 項及び第 2 項)</p>	<p>- 微生物に係る発明の特許出願しようとする者が当該微生物を寄託することができる機関に「特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約」の締約国に該当しないが、韓国と微生物の寄託機関を相互に認めることで合意した国で微生物の寄託及び分譲に関する業務を担当する専門機関に指定された機関を追加した。</p>
<p>許可などによる特許権存続期間の延長登録 出願対象に発明を追加 (第 7 条第 1 項第 1 号)</p>	<p>- 特許発明を実施するために、他の法令により許可などを取得しなければならず、このために必要な有効性・安全性などの試験に長期間かかる場合、その実施できなかった期間について特許権の存続期間を延長しているところ、その延長の対象発明に「麻薬類管理に関する法律」に基づき品目許可を受けた薬物又は向精神薬の発明を追加した。</p>
<p>出願人による遅延期間の整備 (第 7 条の 2 第 1 項第 1 号チ目及びラ目 新設、第 7 条の 2 第 1 項第 1 号カ目)</p>	<p>- 外国語特許出願に対する韓国語翻訳文の誤訳訂正書を審査請求日から 8 カ月となる日より遅く提出する場合は、その 8 カ月となる日の翌日から誤訳訂正書を最後に提出した日までの期間を特許権存続期間の延長対象から除く。</p> <p>- 特許権存続期間の延長対象から除外される、出願人により遅延された期間中の再審査に関連する期間について現在は特許拒絶決定から再審査請求までの期間と規定しているが、今後は特許拒絶決定から再審査による特許取得可否の決定日までの期間に拡大</p> <p>- 微生物寄託証明書類、優先権証明書類など特許出願審査に必要な書類を審査請求日から 8 カ月になる日まで提出していない場合は、その 8 カ月となる日の翌日から当該書類を提出した日までの期間を特許権存続期間延長対象から除外</p>
<p>特許審判院審判長の資格要件緩和 (第 8 条第 3 項)</p>	<p>- 特許審判院で各審判事件に関する事務を総括する審判長の資格要件を 3 級の一般職国家公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員から 4 級以上の一般職国家公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員に緩和</p>

2020 年 7 月に施行された「実用新案法施行令」は、実用新案権の登録遅延による実用新案権存続期間の延長から除外される期間に関して、実用新案の登録拒絶決定から再審査による実用新案登録可否の決定日までの期間を除き、外国語実用新案登録出願に対して資料提出に不備があ

った期間を実用新案権存続期間の延長から除外される期間に追加して出願人の審査遅延防止を誘導した。

[表 4-1-4]2020 年「実用新案法施行令」改正の主要内容

公布 2020.07.14 実施 2020.07.14	
出願人による遅延期間の整備 (第 6 条の 2 第 1 項改正及び新設)	<ul style="list-style-type: none"> - 実用新案登録拒絶決定から再審査による実用新案登録可否の決定日までの期間を除外するように除外期間を拡大 - 外国語特許出願に対する韓国語翻訳文の誤訳訂正書を審査請求日から 8 カ月となる日より遅く提出する場合は、その 8 カ月となる日の翌日から誤訳訂正書を最後に提出した日までの期間を実用新案権存続期間の延長対象から除く

2020 年 7 月に施行された「特許法施行規則」は、迅速な特許出願を支援するために臨時明細書を提出できるようにし、先行技術検索の便宜など特許に関する手続きを効率的に処理するため、臨時明細書なども検索可能な形で電子化できる根拠を新設した。また、第三者が特定の特許出願が拒絶理由に該当するため特許を取得することができないという趣旨の情報を特許庁長（特許庁長官）に匿名で提供できるようにした。

[表 4-1-5]2020 年「特許法施行規則」改正の主要内容 1

公布 2020.07.01 施行 2020.07.01	
明細書作成の要件緩和及び電子化の根拠新設 (第 21 条第 5 項及び第 6 項の新設)	<ul style="list-style-type: none"> - 明細書作成の形式要件を緩和し、画像形式などの臨時明細書を提出できるようにし、先行技術検索の便宜など特許に関する手続きを効率的に処理するために臨時明細書なども検索可能な形で電子化できる根拠を新設した。

また、2020 年 7 月に施行された「特許法施行規則」は、優先権証明書類の国家間の電子的交換方式が世界知的所有権機関の電子的アクセスサービスに一元化される予定であるため、特許庁長が特許出願書を受領した場合は該当する電子的アクセスサービス利用のために必要な固有番号を与えるようにした。これとともに、「特許協力条約規則」の改正事項を反映して国際出願の明細書・図面などが欠落している場合だけでなく、誤って提出された場合でも、出願人に誤って提出された部分の補完を命じたり訂正したりする部分を提出できるようにし、国際調査報告書の作成が始まった後に誤って提出された部分を訂正する書類が提出された場合、追加手数料の納付を命ずることができるようにした。そして、特許を受ける権利を有する者が無権利者から特許権を移転された場合などは、発明者の追加・訂正申請時に特許権者などが署名捺印した確認書類の提出を省略できるようにして正当な権利者の保護を強化するなど、現行制度の運用上に現れた一部の問題点を改善・補完した。

[表 4-1-6]2020 年「特許法施行規則」改正の主要内容 2

公布 2020.07.01 施行 2020.07.01	
優先権証明書類関連手続きの改善 (第 24 条改正)	- 優先権証明書類の国家間の電子的交換方式が世界的所有権機関の電子的アプローチサービスに一元化される予定であるため、特許庁長が特許出願書を受理した場合はその電子的アクセスサービスを利用するために必要な固有番号を付与するように関連手続きを改善した。
「特許協力条約規則」の改正事項を反映 (第 99 条の 2 改正)	- 「特許協力条約規則」の改正事項を反映し、国際出願の明細書・図面などが欠落しているだけでなく、誤って提出された場合でも、出願人に誤って提出された部分の補完を命じたり訂正したりする部分を提出できるようにした。
発明者による追加・訂正申請の際、 特許権者などが署名捺印した確認書類の 提出を省略できる規定を新設 (第 28 条に第 4 項)	- 特許を受ける権利を有する者が無権利者から特許権を移転された場合などは発明者による追加・訂正申請の際、特許権者などが署名捺印した確認書類の提出を省略できるようにして正当な権利者の保護を強化した。

2020 年 6 月に施行された「実用新案法施行規則」は、携帯用の実用新案登録証の書式タイトルに「携帯用」という表現を追加して一般実用新案登録証の書式との区別を明確化する一方、実用新案登録証の外国語表現を国文内容と一致するように変更した。

[表 4-1-7]2020 年「実用新案法施行規則」改正の主要内容 1

公布 2020.06.10 施行 2020.06.10	
実用新案登録証の書式など整備 (別紙第 1 号、第 2 回、第 2 号の 7 など改訂)	- 実用新案登録証の書式と携帯用の実用新案登録証の書式を区分し、実用新案登録証の外国語表現などを整備した。

2020 年 7 月に施行された「実用新案法施行規則」は、実用新案登録を受ける権利を有する者が無権利者から実用新案権を移転された場合などは、考案者による追加・訂正申請の際に実用新案権者などが署名捺印した確認書類の提出を省略できるようにして正当な権利者の保護を強化した。また、実用新案権登録遅延による実用新案権存続期間の延長から除外される期間に関連し、資料に不備があった期間を実用新案権存続期間の延長から除外される期間に追加し、出願人の審査遅延を防止した。

[表 4-1-8]2020 年「実用新案法施行規則」改正の主要内容 2

公布 2020.07.01 施行 2020.07.01	
<p>考案者による追加・訂正申請の際、 実用新案権などが署名捺印した確認書類の 提出を省略できる規定を新設 (第 28 条に第 4 項)</p>	<p>- 実用新案登録を受ける権利を有する者が無権利者から実用新案権の移転を受けた場合などは、考案者による追加・訂正申請の際に実用新案権者などが署名捺印した確認書類の提出を省略できるようにして正当な権利者の保護を強化した。</p>
<p>実用新案存続期間延長の除外期間に追加 (第 99 条の 2 改正)</p>	<p>- 実用新案登録出願の場合、配列リストなどを審査請求日から 8 カ月となる日まで提出していない場合は、その 8 カ月となる日の翌日から配列リストなどを提出した日までの期間を実用新案権存続期間の延長から除外される期間に追加した。</p>

(3) 「デザイン保護法」及び同法施行規則改正

2020 年 10 月に施行された「デザイン保護法」は、侵害時に適正な損害賠償算定の困難性を考慮してデザイン保護法の損害賠償規定を改正・新設した。特に、他人のデザイン権又は専用実施権を侵害した行為が故意であると認められる場合は、損害として認められた金額の 3 倍を超えない範囲で賠償額を課することができるようにしてデザイン権者の効果的な権利救済を図った。また、現在の補償金の算定方法の一つである通常受け取ることができる金額は、市場の基準より低く算定され、適正な補償金の算定にならないという指摘があり、これを合理的に受け取ることができる金額に基準を変更し、補償金を市場の現実に合わせて算定できるように改善した。

[表 4-1-9]2020 年「デザイン保護法」改正の主要内容

公布 2020.10.20 施行 2020.10.20	
<p>損害賠償額に関する規定の改正及び新設 (第 125 条の 2 新設)</p>	<p>- 他人のデザイン権又は専用実施権を侵害した行為が故意であると認められる場合は、損害として認められた金額の 3 倍を超えない範囲で賠償額を課することができるようにした。</p> <p>- 損害賠償額を判断する際に考慮すべき事項を規定した。</p>

2020 年 8 月に改正された「デザイン保護法施行規則」は、字体デザイン登録出願の際に字体ファイル形式の図面を提出できるようにするなど、デザイン登録出願時の図面・参考図面の提出形式の制限を緩和した。また、デザイン登録出願後の補正のために図面を再提出する場合、従来は出願時に提出したファイル形式と同じファイル形式のみを許可したことを他の形式のファイルでも提出できるようにし、デザイン登録出願人の便宜を高める一方、循環サイクルが短い物品のデザインに対する迅速な権利化のためにデザイン一部審査登録出願の対象物品を拡大した。

[表 4-1-10]2020 年「デザイン保護法施行規則」改正の主要内容

公布 2020.08.28 施行 2020.09.01	
デザイン出願人の利便性に関連して改正 (第 101 条第 2 項による告示改正)	- 字体デザイン登録出願の際に図面・参考図面の提出形式の制限を緩和し、デザイン登録出願後の修正のために図面を再提出する場合、従来は提出したファイル形式と同じファイル形式のみを許可したことを他の形式のファイルでも提出できるようにした。
デザイン一部審査登録出願の対象物品拡大 (第 38 条第 2 項による告示改正)	- 循環サイクルが短い物品のデザインに対する迅速な権利化のためにデザイン一部審査登録出願の対象物品を拡大

(4) 「商標法」及び「商標法施行令」改正

2020 年 10 月に施行された「商標法」は、故意に商標権者又は専用使用権者の登録商標と同一・類似の商標をその指定商品と同一・類似の商品に使用して、商標権又は専用使用権を侵害した者に損害として認められた金額の 3 倍を超えない範囲で賠償額を定めることができるようにした。また、2011 年に導入された法定損害賠償の最高限度である 5 千万ウォンを国内での商品取引市場の拡大、物価上昇の要因などを考慮して 1 億ウォンに引き上げるとともに、故意に侵害した場合は最大 3 億ウォン以内で賠償を請求できるように制度を整備した。

同時に現在、損害額算定方式の一つである通常受け取ることができる金額が市場の基準より低く算定され、適正な損害額の算定にならないという指摘があり、これを合理的に受け取ることができる金額に基準を変更し、損害額を市場の現実に合わせて算定できるように改善した。

[表 4-1-11]2020 年「商標法」改正の主要内容

公布 2020.10.20 実施 2020.10.20	
損害賠償額に関する規定の改正及び新設 (第 110 条第 4 項改正、第 7 項及び第 8 項新設)	- 他人のデザイン権又は専用実施権を侵害した行為が故意である認められる場合は、損害として認められた金額の 3 倍を超えない範囲で賠償額を課すことができるようにした。 - 損害賠償額を判断する際に考慮すべき事項を規定した。
法定損害賠償額の増額 (第 11 条第 1 項改正)	- 法定損害賠償の最高限度である 5 千万ウォンを国内での商品取引市場の拡大、物価上昇の要因などを考慮して 1 億ウォンに引き上げるとともに、故意に侵害した場合は最大 3 億ウォン以内で賠償を請求できるように制度を整備した。

2020年7月に施行された「商標法施行令」は、審判事件の増加に効率的に対応するため、特許審判院で各審判事件に関する事務を総括する審判長の資格要件を高位公務員団に属する一般職公務員又は3級の一般職国家公務員から高位公務員団に属する一般職公務員又は4級以上の一般職国家公務員に緩和した。

[表 4-1-12]2020年「商標法施行令」改正の主要内容

公布 2020.07.14 実施 2020.07.14	
審判長の資格要件の緩和 (第160条第2項各号改正)	- 特許審判院で各審判事件に関する事務を総括する審判長の資格要件を、高位公務員団に属する一般職公務員又は3級の一般職国家公務員から高位公務員団に属する一般職公務員又は4級以上の一般職国家公務員に緩和した。

(5) 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」改正

2020年10月に改正された「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」（以下「不正競争防止法」）は、既存の営業秘密侵害に適用されていた懲罰的損害賠償制度をアイデア奪取行為にも損害額の最大3倍まで適用できるように規定し、2021年4月に施行される予定である。また、不正競争行為に対する是正勧告に従わない場合に違反事実を公表できるようにして行政調査及び是正勧告の実効性を高めた。他にも、不正競争防止及び営業秘密に対する実態調査、基本計画及び施行計画の策定に対する法的根拠を新設した。

[表 4-1-13]2020年「不正競争防止法」改正の主要内容 1

公布 2020.10.20 施行 2021.04.27	
アイデア奪取行為に対する懲罰的損害賠償制度を導入 (第14条の2第6項改正)	- 懲罰的損害賠償制度（最大3倍まで賠償）の適用対象を「営業秘密侵害行為」から「第2条第1号又目の行為（アイデア奪取行為）」に改正
実態調査、基本計画、施行計画の策定に対する法的根拠を新設 (第2条の2、第2条の3、第2条の4新設)	- 特許庁長は不正競争防止及び営業秘密保護のため関係中央行政機関の長と協議を経て基本計画（毎5年）、施行計画（毎年）を策定し、実態調査（毎年）を実施しなければならないと規定
行政調査中に紛争調停を申請する際、調査中止の根拠を新設 (第7条第3項、第4項など新設)	- 不正競争行為に対する行政調査を進めている際、同じ事案で発明振興法上の産業財産権紛争調停委員会に紛争調停を申請した場合は調査を中止することができ、紛争調停が成立した場合は調査を終結できるようにした。
是正勧告の未履行による違反行為を公表する根拠を新設 (第8条及び第9条改正)	- 違反行為をした者が是正勧告を履行しない場合、違反行為の内容及び是正勧告の事実などを公表できると規定した。

2020年10月に改正された「不正競争防止法」にも特許法、商標法、デザイン保護法と同様に改善された損害賠償額算定方式が反映され、2021年4月に施行される予定である。したがって、不正競争行為などの侵害行為がなければ受け取ることができた利益を、損害賠償額に含めることができるようになった。

[表 4-1-14]2020 年「不正競争防止法」改正の主要内容 2

公布 2020.10.20 施行 2021.04.27	
損害賠償額算定方法の改善 (不正競争防止法第 14 条の 2 改正)	- 侵害行為がなければ、権利者（又は専用実施権者）が販売できた数量だけではなく、権利者（又は専用実施権者）の生産能力を超える数量についても補償を受けることができるように規定し、超過する数量に合理的な実施料率を掛けた金額を補償額として算定した。

2. 著作権

(1) 「著作権法」改正

2020年、「著作権法」は2月と12月の2回に分けて一部改正された。2020年8月に施行された「著作権法」では、オンラインなどによる多様な教育コンテンツ提供ができるよう、教科用図書に掲載された著作物を公衆送信できる根拠を新設した。また、著作権関連の権利関係を迅速に確定し、真の著作権者の権利を保護するために登録関連制度と手続きを整備した。同時に、著作権関連の紛争を迅速かつ効率的に解決できるよう、職権調停決定制度も導入した。

[表 4-1-15] 2020年「著作権法」改正の主要内容 1

公布 2020.02.04 施行 2020.08.05	
学校教育などでの目的に利用 (第 25 条第 2 項新設)	- 教科用図書を発行した者は教科用図書を本来の目的で利用するために、必要な限度内で教科用図書に掲載した著作物をコピー・配布・公衆送信することができるようにした。
登録の手続きなど (第 55 条第 3 項及び第 4 項新設)	- 著作権などの登録申請が却下された場合、登録申請者は却下された日から1カ月以内に韓国著作権委員会に異議を申し立てることができる。韓国著作権委員会は異議申立を受けた日から1カ月以内に審査結果を申請者に通知するようにした。
変更登録等の申請など (第 55 条の 3 新設)	- 著作権登録者が、著作権登録簿の記録事項が変更されたり、登録に錯誤・欠落がある場合、又は登録の抹消や抹消された登録の回復を望む場合、変更登録などを申請できる法的根拠を新設した。
職権抹消登録 (第 55 条の 4 新設)	- 韓国著作権委員会は著作権などの登録が登録を申請する権限がない者の申請によってなされた場合などに該当すれば、その登録を職権で抹消することができるようにした。
韓国著作権委員会の設立及び業務 (第 112 条第 1 項、第 113 条第 1 号新設)	- 韓国著作権委員会の業務に著作権登録関連業務を追加した。
調停の成立 (第 117 条第 2 項新設)	- 韓国著作権委員会の3人以上の委員からなる調停部は調停案をいずれかの当事者が合理的な理由なく拒否したり、紛争調停予定価額が1千万ウォン未満の場合に職権で調停に代わる決定をすることができる。

2020年12月に改正された「著作権法」では、韓国著作権委員会に残っている著作権保護関連機能を韓国著作権保護院が行えるよう、保護関連機能及び業務を韓国著作権保護院に移管して著作権侵害に対する効率的な対応体制を構築しようとし、2021年6月に施行される予定である。また、韓国著作権保護院が著作権保護のための研究・教育及び広報を行うことができる法的根

拠を新設し、著作権保護業務を効率的に行うために、国内外の必要な場所に事務所・支社又は駐在員を置くことができる根拠を新設した。

[表 4-1-16]2020 年「著作権法」改正の主要内容 2

公布 2020. 12. 08 施行 2021. 06. 09	
業務 (第 113 条第 5 号新設)	- 韓国著作権委員会の業務に著作権振興及び著作者の権益増進のための国際協力関連の業務を追加した。
保護院の定款及び事務所・支社の設置など (第 122 条の 3 第 3 号及び第 122 条の 7 新設)	- 韓国著作権保護院の定款に事務所及び支社に関する事項が含まれるようにし、韓国著作権保護院はその業務遂行のために必要であれば定款の定めに基づき、国内外の必要な場所に事務所・支社又は駐在員を置くことができるように規定した。
業務 (第 122 条の 5 第 3 の 2 号及び第 3 の 3 号新設)	- 韓国著作権保護院の業務に著作権保護のための国際協力と著作権保護のための研究・教育及び広報関連業務を追加した。

(2) 「著作権法施行令」改正

2020 年、「著作権法施行令」5 月と 8 月の 2 回に分けて一部改正された。2020 年 5 月に施行された「著作権法施行令」では、文化施設の範囲及び著作物の著作財産権者又はその居所に対して相当な調査を行ったと認める基準、補償金の請求手続、著作権信託管理業者が著作権信託管理業務規定などを備えたり、公開したりする方法を定めるなど法律で委任された事項とその施行に必要な事項を規定した。

[表 4-1-17]2020 年「著作権法施行令」改正の主要内容 1

公布 2020. 05. 26 施行 2020. 05. 27	
文化施設の範囲と相当な調査の基準など (第 16 条の 2 乃至第 16 条の 6)	- 改正著作権法で施行令に委任している文化施設の範囲及び著作物の著作財産権者やその居所について相当な調査を行ったと認める基準、著作物の利用中止の要求時における召命資料、補償金決定申請及び決定手続などについて規定した。
補償金の請求手続及び 未分配補償金の使用承認など (第 23 条の 2 乃至第 23 条の 4)	- 補償金の請求手続、未分配補償金の使用承認、補償金の供託などについて規定した。

2020年8月に施行された「著作権法施行令」では、著作権登録の却下に対する異議申立をしようとする者は異議申立書を韓国著作権委員会に提出するようにし、文化体育観光部長官は著作権信託管理業者などに許可又は申告欠格の事由が発生した場合、業務停止3カ月を命じるようにするなどの法律で委任された事項とその施行に必要な事項を規定した。

[表 4-1-18]2020年「著作権法施行令」改正の主要内容 2

公布 2020.08.04 実施 2020.08.05	
申請の却下方法及び登録申請の却下に対する 異議申立など (第27条の2乃至第27条の5及び 第30条第2項乃至第4項までの新設)	- 韓国著作権委員会が登録及び変更登録等の申請却下したい場合は、その事由を明記した書面を作成して申請者に知らせ、著作権登録及び変更登録申請の却下に対する異議申立をしたい者は異議申立書を韓国著作権委員会に提出するようにした。

文化体育観光部は2020年に「著作権法」改正に伴い、関連告示を制定・改正した。詳細を見ると、「著作財産権者に関する情報照会対象団体（機関）告示」の制定（07.10）、「レコード製作者の商業用レコード使用に対する放送、デジタル音声送信、公演補償金受領団体指定告示」制定（12.01）、「著作権認証業務指針告示」の改正（12.10）、「教科用図書の著作物利用補償金基準告示」の改正（12.30）である。

3. 営業秘密及び産業技術

(1) 「産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行令及び施行規則」改正

2020年2月に施行された「産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行令」は国家中核技術の海外流出を防ぐために、国から研究開発費の支援を受けて国家中核技術を開発し、その技術を保有する対象機関が海外との買収・合併などを勧める場合は、事前に産業通商資源部長官の承認を受けるようにし、その他の国家中核技術を保有・管理している機関が海外との買収・合併などを進める場合は、産業通商資源部長官に事前に申告させるなどの内容に改訂された。

[表 4-1-19] 2020 年「産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行令」改正の主要内容

公布 2019.08.20 施行 2020.02.21	
<p>国家中核技術に関する情報の非公開機関を規定 (第 13 条の 3 新設)</p>	<p>- 情報公開請求制度による国家中核技術の流出防止のために国家中核技術に関する情報を開示してはならない機関を「産業技術革新促進法」に基づく大学及び研究機関に定める。</p>
<p>国家中核技術の保護措置を追加 (第 14 条第 5 号新設)</p>	<p>- 産業技術を体化した人材の離職管理などのために国家中核技術を保有・管理している対象機関の長が取るべき保護措置に国家中核技術を取り扱う専門人材の区分と管理を追加する。</p>
<p>海外との買収・合併、合弁投資など 外国人投資の承認手続規則 (第 18 条の 3 新設)</p>	<p>- 海外との買収・合併などの承認を受けようとする対象機関は承認申請書に関連契約書などを添付して産業通商資源部長官に提出するようにし、産業通商資源部長官は申請書の受付日から 45 日以内に関係中央行政機関の長と協議した後、産業技術保護委員会の審議を経てその検討の結果を申請者に知らせる。</p>
<p>海外との買収・合併、合弁投資など 外国人投資の申告手続を規定 (第 18 条の 5 新設)</p>	<p>- 海外との買収・合併などを申告したい対象機関は、申告書に買収・合併などを進める外国人関連資料などを添付して産業通商資源部長官に提出し、産業通商資源部長官は申告書を受け付けた日から 15 日以内に該当国家核技術の流出が国家安全保障に深刻な影響を与える恐れがあるかどうかを検討し、その結果を申告人などに知らせる。</p> <p>- 産業通商資源部長官は申告内容の検討の結果、海外との買収・合併などにより、国家核深技術の流出が国家安全保障に深刻な影響を与える恐れがあると判断した場合、結果の通知日から 30 日以内に関係中央行政機関の長と協議した後、産業技術保護委員会の審議を経て該当する海外との買収・合併などについて中止・禁止・原状回復などの措置を当該申告人及び外国人に命じることができる。</p>
<p>産業技術の流出・侵害時に必要な 調査・措置のために関係機関間で協力する 根拠を新設 (第 20 条第 3 項新設)</p>	<p>- 産業通商資源部長官及び情報捜査機関の長は産業技術の流出・侵害行為が発生する恐れがあるか、発生した場合に必要な調査及び措置をするために関係行政機関の長に資料提出など必要な協力を要請できる。</p>

2020年2月に施行された「産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行規則」は、2020年に施行された同法施行令により、海外との買収・合併などの承認を受けたり申告したい対象機関が提出すべき承認申請書及び申告書の書式を定める一方、従来の書式の記載内容中、不要な機関代表者の生年月日を削除するなど現行制度の運用上に現れた一部の問題点を改善・補完しようとした。

[表 4-1-20]2020年「産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行規則」改正の主要内容

公布 2020.02.21 施行 2020.02.21	
<p>国家中核技術事前判定申請書の改訂 (第1条の2題名改正)</p>	<p>- 国家中核技術判定申請書に変更し、同条の題名の部分中「事前判定申請書は別紙第1号書式に従う」を「判定申請書は別紙第1号書式と「同じ」に変更した。</p>
<p>海外との買収・合併などの申告書、海外との買収・合併など事前検討申請書などの書式変更 (第4条の2～第4条の5など改正)</p>	<p>- 海外との買収・合併などの承認を受ける、または申告したい対象機関が提出しなければならない承認申請書及び申告書の書式を定めた。</p>

(2) 「不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律施行令」改正

2020年6月に施行された「不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律施行令」は、貿易委員会が課徴金を徴収するために必要な場合、管轄税務官署の長などに納付義務者に対する課税情報の提供を要請できるようにするなどの内容に改正された。したがって、貿易委員会が要請できる課税情報の具体的な範囲を「所得税法」に基づく総合所得金額・譲渡所得金額及び「法人税法」に基づく各事業年度の所得金額などで定める一方、貿易委員会が不公正貿易行為調査を中止し、その結果に応じて判定できる審判の種類に「農水産物品質管理法」に基づく地理的表示に関する審判などを追加した。

[表 4-1-21]2020年「不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律施行令」改正の主要内容

公布 2020.06.09 施行 2020.06.11	
<p>審判の対象を追加 (第4条第4項)</p>	<p>- 特許法、実用新案法、デザイン保護法又は商標法に基づく審判、農水産品質管理法に基づく地理的表示に関する審判、行政審判法に基づく行政審判を追加</p>
<p>課税情報の範囲を規定 (第10条に第5項新設)</p>	<p>- 「所得税法」に基づく総合所得金額など大統領令で定める課税情報で「所得税法」に基づく総合所得金額及び譲渡所得金額、「法人税法」に基づく各事業年度の所得金額、「地方税基本法」に基づく地方税税目別税額を規定</p>

4. 植物新品種など

(1) 「植物新品種保護法」改正

2020年2月に改正された「植物新品種保護法」は、法令に対する国民のアクセシビリティと理解度を高めるために、難しいか不自然な漢字語や日本語の名残がある言葉などをハングル化する、または自然な表現に変更した。例えば、第23条の但し書き中「経過した」を「過ぎた」とし、第47条の題名中「納付期間経過を「納付期間が過ぎた」とし、同条第1項中「経過した」を「過ぎた」とするなど、一部の不自然な表現を自然な表現に変えた。

また、2020年6月に改正された「植物新品種保護法」は偽証罪に対する罰則と罰金を引き上げるなど法定刑の偏差を調整し、制裁の実効性を高めようとした。

[表 4-1-22]2020年「植物新品種保護法」改正の主要内容

公布 2019. 12. 10 施行 2020. 06. 11	
偽証罪の罰則及び罰金の強化 (第132条第1項)	- 宣誓した証人、鑑定人又は通訳者が審判委員会に対して偽りで陳述、鑑定又は通訳した者に対して5年以下の懲役、又は5千万ウォン以下の罰金に強化
虚偽表示罪の罰金の強化 (第133条)	- 虚偽表示をした者に対する罰金を3年以下の懲役、又は3千万ウォン以下の罰金に強化

(2) 「農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律施行規則」改正

2020年11月に施行された「農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律施行規則」（以下「農業生命資源法施行規則」）で農業生命資源の保存・管理及び利用に関する基本計画及び施行計画を策定したときは、公表するようにする一方、国内で分離、又は変形された病原体及びこれを変形した抗原など農業生命資源の保存価値等級基準を2等級に定め、農業生命資源の保存・管理を強化する内容に改正された。

[表 4-1-23]2020年「農業生命資源法施行規則」一部改正

公布 2020. 11. 20 施行 2020. 11. 20	
農業生命資源の保存・管理を強化 (別表1各号改正及び新設)	- 別表1の第2号のロ目をハ目にし、同号にロ目を次のように新設 ロ. 国内で分離、又は変形した病原体及びこれを変形した抗原など農業生命資源 - 別表1の第3号ロ目を次のように規定 ロ. キノコと病原体を除く微生物 - 別表1の備考に第5号を次のように新設 5. 「病原体」とは、第4号の微生物の中で動植物に感染症を引き起こす微生物を意味する。

第2節 知的財産関連法律違反者の取り締まりなど

警察庁と検察庁は知的財産関連法律違反者に対し、取り締まり又は起訴などの処分で行っている。関税庁は知的財産権侵害物品を摘発し、通関保留措置などをとる。特許庁及び文化体育観光部、農林畜産食品部などの部処は特別司法警察を置き、産業財産権、著作権、営業秘密、品種保護権侵害に対してオン・オフラインで取り締まり、それに対する是正勧告措置などを行っている。このように、韓国政府は知的財産権侵害の発生状況を徹底的に把握し、制裁を科すことで知的財産保護に取り組んでいる。

1. 産業財産権

(1) 産業財産権法律違反事件の受理・処理

検察庁は産業財産権、著作権など知的財産権法律違反事件を受理して処理する。過去5年間、検察庁に受理された知的財産権法律違反事件は減少傾向にある。2020年に検察庁が受理した知的財産権法律違反事件は前年比約16.2%減の14,989件で、そのうち14,720件が処理された。起訴率は前年比1.6ポイント増の17.8%となった。

[表 4-2-1] 過去5年間の検察庁の知的財産権法律違反事件の受理・処理状況

区分		2016	2017	2018	2019	2020	合計/平均
事件受理	件	32,486	23,716	18,605	17,886	14,989	107,682
	人	42,440	31,664	25,325	24,928	20,985	145,342
事件処理	件	32,489	23,670	18,569	17,736	14,720	107,184
	人	42,161	31,730	25,328	24,508	20,546	144,273
起訴率 (%)	件	14.4	14.8	13.8	16.2	17.8	15.4
	人	12.5	13.0	12.0	13.4	14.8	13.14

出処：法務部刑事企画課

「商標法」違反事件は産業財産権法律違反事件の中で検察庁の受理件数が最も多い事件である。2020年に「商標法」違反で検察庁で受理した件数は前年比約22.7%減の3,865件で、2016年以降減少傾向を維持していたが2019年に増加し、2020年に再び減少に転じた。検察庁が処理した件数は前年比約22.51%減の3,831件で、「商標法」違反事件の起訴率は前年比5.1ポイント増の41.8%となった。

[表 4-2-2] 過去 5 年間の検察庁の「商標法」違反事件の受理・処理状況

区分		事件 受理	処理						
			処分計	求公判（起訴）		求略式 （略式起訴）	起訴率 （%）	不起訴 ¹¹²	その他 ¹¹³
				拘束	不拘束				
2016	件	5,280	5,302	83	222	2,845	59.4	1,528	624
	人	6,885	6,814	99	339	3,069	51.5	2,190	1,117
2017	件	4,044	4,074	55	132	2,036	54.6	1,315	536
	人	5,346	5,462	64	238	2,268	47.1	1,921	971
2018	件	3,526	3,559	28	112	1,370	42.4	1,451	598
	人	4,533	4,626	31	177	1,516	37.3	1,919	983
2019	件	5,001	4,944	14	119	1,682	36.7	2,021	1,108
	人	6,664	6,540	17	167	1,820	30.6	2,801	1,735
2020	件	3,865	3,831	7	111	1,485	41.8	1,534	694
	人	4,904	4,880	10	180	1,587	36.4	2,072	1,031
合計	件	21,716	21,710	187	696	9,418	47.4	7,849	3,560
	人	28,332	28,322	221	1,101	10,260	40.9	10,903	5,837

出処：法務部刑事企画課

2020年に「特許法」違反で検察庁で受理した件数は前年比約0.96%増の315件で、処理された件数は前年比約3.46%減の307件となった。起訴率は前年比2.8ポイント増の7.2%で、2015年以降2019年まで減少し続けていたが2020年に増加に転じた。

[表 4-2-3] 過去 5 年間の検察庁の「特許法」違反事件の受理・処理状況

区分		事件 受理	処理						
			処分計	求公判（起訴）		求略式 （略式起訴）	起訴率 （%）	不起訴	その他
				拘束	不拘束				
2016	件	409	406	-	9	16	6.2	256	125
	人	785	786	-	15	21	4.6	517	233
2017	件	367	363	-	8	12	5.5	227	116
	人	758	731	-	15	16	4.2	428	272
2018	件	310	308	-	8	6	4.6	185	109
	人	642	684	-	9	7	2.3	430	238
2019	件	312	318	-	5	9	4.4	201	103
	人	617	610	-	7	10	2.8	345	248
2020	件	315	307	-	3	19	7.2	208	77
	人	629	597	-	6	23	4.9	367	201
合計	件	1,713	1,702	-	33	62	5.6	1,077	530
	人	3,431	3,408	-	52	77	3.8	2,087	1,192

出処：法務部刑事企画課

2020年度に「実用新案法」違反で検察庁で受理した件数は前年比約15.79%減の16件で、全体的に過去5年間で減少している。2020年に検察庁が処理した件は18件と、前年と同じである。

¹¹² 不起訴とは、嫌疑なし、起訴猶予、嫌疑不十分、公訴権なし、却下された場合をいう。

¹¹³ その他とは、起訴中止、参考人中止、保護事件の送致、他官移送などをいう。

[表 4-2-4] 過去 5 年間の検察庁の「実用新案法」違反事件の受理・処理状況

区分		事件 受理	処理						
			処分計	求公判（起訴）		求略式 （略式起訴）	起訴率 （%）	不起訴	その他
				拘束	不拘束				
2016	件	74	72	-	-	2	2.8	45	25
	人	105	102	-	-	3	2.9	67	32
2017	件	36	39		1	3	10.3	28	7
	人	63	66		2	3	7.6	49	12
2018	件	14	18	-	-	3	16.7	10	5
	人	24	34	-	-	4	11.8	19	11
2019	件	19	18	-	-	-	-	10	8
	人	41	27	-	-	-	-	15	12
2020	件	16	18	-	-	2	11.1	11	5
	人	23	39	-	-	3	7.7	27	9
合計	件	159	165	-	1	10	6.7	104	50
	人	256	268	-	2	13	5.6	177	76

出処：法務部刑事企画課

「デザイン保護法」違反で検察庁で受理した件数は 2014 年以降やや減少していたが、2020 年には増加に転じて前年比約 31.68% 増の 557 件となった。2020 年に検察庁が処理した事件は前年比約 25.42% 増の 528 件で、起訴率は前年比 0.4 ポイント増の 4.7% となった。

[表 4-2-5] 過去 5 年間の検察庁の「デザイン保護法」違反事件の受理・処理状況

区分		事件 受理	処理						
			処分計	求公判（起訴）		求略式 （略式起訴）	起訴率 （%）	不起訴	その他
				拘束	不拘束				
2016	件	305	304	-	4	37	13.5	181	82
	人	511	512	-	9	45	10.5	289	169
2017	件	307	302	-	2	22	7.9	175	103
	人	597	582	-	5	32	6.4	278	267
2018	件	369	352	-	7	27	9.7	211	107
	人	635	591	-	11	31	7.1	304	245
2019	件	423	421	-	5	13	4.3	301	102
	人	622	636	-	8	20	4.4	433	175
2020	件	557	528	-	3	22	4.7	392	111
	人	753	706	-	4	26	4.2	506	170
合計	件	1,961	1,907	-	21	121	7.4	1,260	505
	人	3,118	3,027	-	37	154	6.3	1,810	1,026

出処：法務部刑事企画課

警察庁は産業財産権法律違反に対する定期及び特別取り締まり活動をしている。2020年に警察庁は前年比約17.03%減の151件の「特許法」違反事件を処理し、269人を検挙し、そのうち57人を起訴した。また、警察庁は前年比約18.02%減の2,220件の「商標法」違反事件を処理し、2,746人を検挙し、そのうち1,782人を起訴した。

[表 4-2-6] 過去5年間の警察庁の産業財産権侵害事件の処理状況 (単位：件、人)

区分		2016	2017	2018	2019	2020	合計
特許法 違反	発生件数	188	192	176	182	151	889
	検挙人員	353	398	364	366	269	1,750
	起訴人員	66	73	52	54	57	302
商標法 違反	発生件数	3,113	2,262	2,485	2,708	2,220	12,788
	検挙人員	4,248	3,272	2,832	3,692	2,746	16,790
	起訴人員	3,251	2,514	1,758	2,335	1,782	11,640

出処：警察庁経済犯罪捜査課

(2) 知的財産権侵害物品の輸出入制限

関税庁は2009年から（社団法人）貿易関連知的財産権保護協会に所属する専門家を仁川空港国際郵便税関に派遣するなど、関連機関と合同して知的財産権侵害物の品取り締まりを実施している。2020年には商標権侵害物品156件を摘発し、これは税庁が摘発した知的財産権関連侵害物品の約84%を占める。摘発された商標権侵害物品は前年比約35.80%減少した。

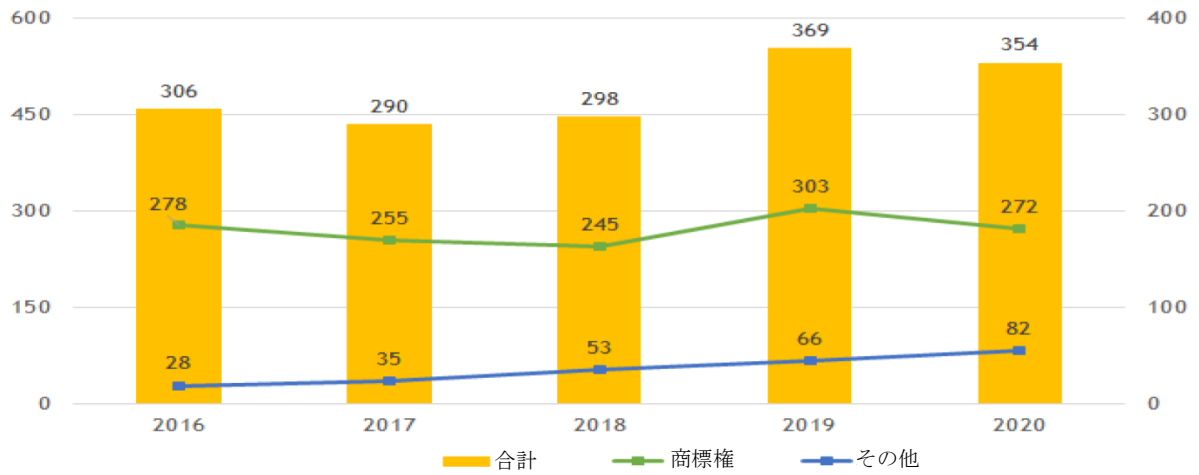
[表 4-2-7] 過去5年間の知的財産権侵害物品の摘発状況 (単位：件、億ウォン)

区分	2016		2017		2018		2019		2020		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
商標権	162	3,192	122	1,400	154	4,967	245	6,431	156	2,522	839	18,512
特許権	-	-	1	1	1	3	2	10	0	0	4	14
その他	4	3	3	1	4	70	26	169	29	203	66	446
合計	166	3,195	126	1,402	159	5,040	273	6,609	185	2,731	909	18,977

出処：関税庁

また、関税庁は2020年に商標権など知的財産権侵害物品354件に対して通関保留措置をとった。関税庁が通関保留措置をとった物品の多くは商標権侵害物品で、知的財産権侵害物品の約60.78%を占める。

[図 4-2-1] 過去 5 年間の知的財産権侵害物品に対する通関保留措置の件数 (単位：件)

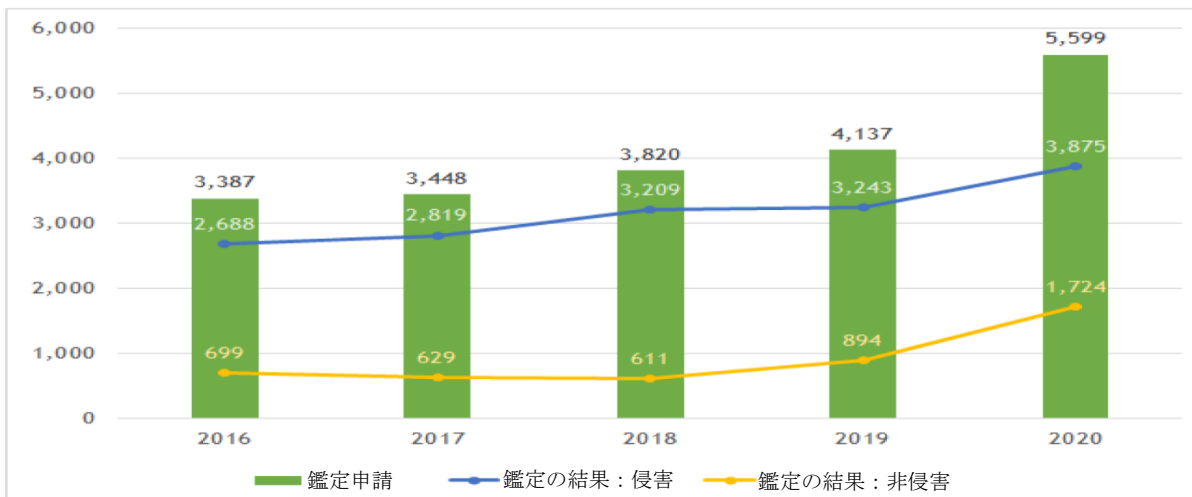


出処：関税庁

関税庁は知的財産権侵害物品をより迅速かつ効果的に鑑定・摘発するために 2009 年から知的財産権統合情報管理システム (Intellectual Property Information Management System、以下「IPIMS」) を運用している。IPIMS により、通関段階で産業財産権、著作権などの知的財産権侵害が疑われる物品に関する情報を知的財産権者に送信し、権利者が直接侵害を鑑定できるようにしている。

2020 年に IPIMS により知的財産権者に侵害鑑定を申請した、侵害が疑われる物品の件数は 5,599 件で、そのうち約 69.20% に相当する 3,875 件が知的財産権を侵害したものと確認された。

[図 4-2-2] 過去 5 年間の IPIMS による疑わしい商品の鑑定及び侵害の確認 (単位：件)



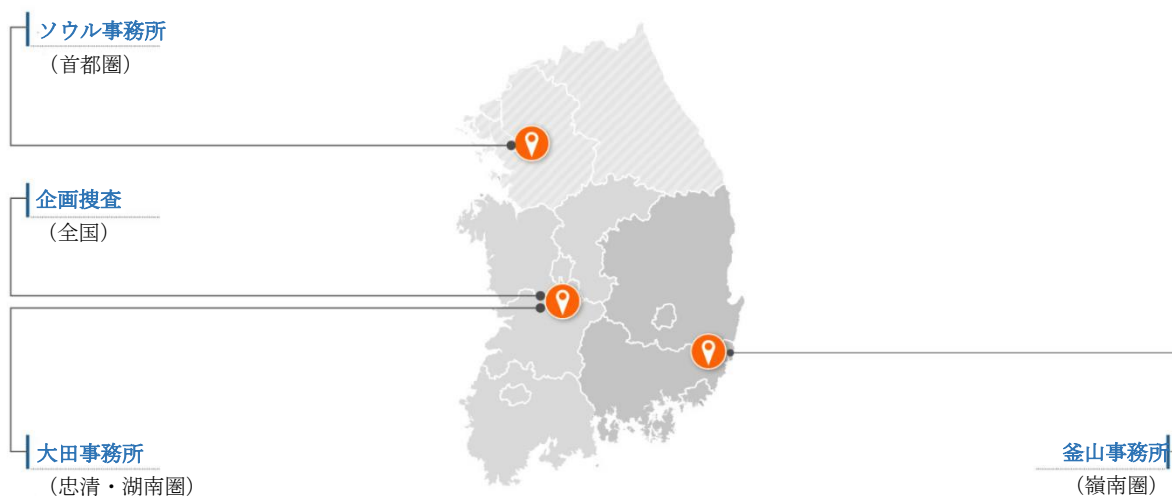
出処：関税庁

(3) 模倣品などに対するオン・オフライン取り締まり・是正勧告など

1) 産業財産特別司法警察の運用

特許庁は2010年9月、商標権特別司法警察を発足¹¹⁴させた。ソウル、大田、釜山の3つの地域に地域事務所を置き、取り締まり人材を配置し、商標権を侵害する模倣品の販売・流通者に対するオン・オフライン取り締まりを行っている。2019年3月に「司法警察職務法」が改正され、特別司法警察の捜査範囲は商標だけでなく、特許、営業秘密、デザイン侵害及び商品形態模倣行為まで拡大された。

[図 4-2-3] 産業財産特別司法警察地域事務所の状況



出処：特許庁

特許庁産業財産特別司法警察は地域事務所も運用しており、特許、営業秘密、デザインなど技術デザイン侵害分野の特別司法警察は2020年には373人を刑事立件したが、これは前年の200人に比べ86.5%増加した数値である。

[表 4-2-8] 最近2年間の特許庁産業財産特別司法警察の技術デザイン侵害捜査の実績状況

(単位：人)

区分	2019	2020	合計
刑事立件 (特許、営業秘密、デザインなど)	200	373	573

出処：特許庁

¹¹⁴ 「司法警察職務法」第5条第38号及び第6条第35号

2020年、特許庁の商標分野特別司法警察は前年比（376人）64.10%増の617人を刑事立件し、商標権侵害物品720,471点を押収した。これを真正品の価格に換算すれば、159.6億ウォンに達する。

[表 4-2-9] 過去5年間の産業財産特別司法警察の模倣品（商標権侵害）取り締まり実績

（単位：人、点、億ウォン）

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
刑事立件（商標）	351	362	361	376	617	2,067
押収品	584,094	691,630	542,505	6,269,797	720,471	8,808,497
真正品の価格	744.9	416.5	364.6	633.1	159.6	2,318.7

出処：特許庁

産業財産権特別司法警察が押収した模倣品を分析した結果、衣類、装身具類、バッグ類、時計類、履物など持続的に摘発される商品のほか、自動車エンブレムといった国民生活に関わる商品も市販されていることが判明し、完成品だけでなく半製品状態の模倣品も国内に持ち込まれることが分かった。

さらに、模倣品の取り締まりの強化及び流通の撲滅のため、2006年から模倣品申告褒賞金制度を運用しており、2020年には1億7百万ウォンの申告褒賞金を支給し、真正品の価格に比べて1,776倍の効果を上げた。また、地方自治体は韓国知的財産保護院とともに模倣品の流通が頻発した地域の小商人を対象に、模倣品流通行為に対する是正勧告¹¹⁵をするとともに、是正されたかどうかを確認している。また、司法機関や商標権者などと共同で模倣品の流通に対する合同取り締まりを推進した。

[表 4-2-10] 過去5年間の模倣品申告褒賞金の支払実績

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
支払額（百万ウォン）	103	103	120.5	77	107	510.5
真正品の価格（億ウォン）	1,245	1,841	2,530	1,120	1,900	8,636
支払額比実績（倍） （真正品の価格/支払額）	1,209	1,787	2,100	1,455	1,776	8,327

出処：特許庁

その結果、2020年に是正勧告をし、是正が確認された件数は前年比7.5%減の2,242件で、摘発物品は前年比3.4%減の7,480点であった。コロナ禍でも摘発された件数はそれほど減少していない。

¹¹⁵ 事業者は是正措置命令を受ける前に、関連法律違反行為を自ら中止する、又は同法に規定されている義務やその他、是正のために必要な措置を履行するよう、是正勧告を受けることができる。事業者がその勧告を受け入れることを当該行政庁に通知すれば、是正措置命令が発令されたものと同様に扱われる。

[表 4-2-11] 過去 5 年間の地方自治体の是正勧告の実績

(単位：件、点)

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
是正勧告	1,732	1,632	1,651	1,679	1,539	8,233
是正の確認	564	695	711	745	703	3,418
摘発物品	7,134	6,548	6,511	7,745	7,480	35,418

出処：特許庁

[表 4-2-12] 2020 年の地方自治体別是正勧告の支援件数

区分	支援回数	是正勧告	是正の確認	摘発物品
仁川広域市	10	143	14	863
京畿道	43	280	155	1,896
江原道	12	100	47	510
大田広域市	12	98	94	385
世宗特別自治区	5	21	18	101
忠清北道	6	113	21	425
忠清南道	8	117	30	443
光州広域市	6	110	37	503
全羅北道	9	91	56	416
全羅南道	7	116	23	450
済州特別自治道	-	-	-	-
釜山広域市	11	122	87	609
大邱広域市	4	58	43	263
蔚山広域市	11	59	40	188
慶尚北道	5	24	15	90
慶尚南道	7	87	23	338
合計	156	1,539	703	7,480

出処：特許庁

2) オンライン模倣品流通サイト調査及び遮断・閉鎖要請など

特許庁はオンライン上の模倣品流通情報を常時収集し、オープンマーケット、SNS、個人ショッピングモールなどを通じて模倣品が流通したと調査されると、オンライン事業者及び放送通信審議委員会に販売中止、又はサイト遮断・閉鎖を要請する。

オンライン事業者に対する模倣品の販売停止要請件数は毎年増加傾向にある。2020年1年間の販売停止完了件数は前年比約36.34%増の10,446件で、個人ショッピングモールサイトの遮断・閉鎖件数は前年比約15.88%増の394件であった。

また、2019年から模倣品在宅モニタリング団を運用し、2020年に在宅人材証拠収集の結果126,542件についてオンライン事業者及び商標権利者に販売停止を要請した。これによる消費者の被害防止効果は9,114億ウォンと推定される。

[表 4-2-13] 過去 5 年間のオンライン模倣品流通サイトの遮断及び閉鎖状況 (単位：件)

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
オープンマーケット、SNS、ポータルなど (販売中止)	5,888	6,156	6,181	7,662	10,446	36,333
個人ショッピングモール (サイト遮断・閉鎖)	368	191	225	340	394	1,518
オンライン在宅モニタリング団	-	-	-	121,536	126,542	248,078
合計	6,256	6,347	6,406	129,538	137,382	285,929

出処：特許庁

(4) 知的財産権虚偽表示の取り締まり・是正

特許庁は知的財産権を虚偽で表示し、消費者に誤認・混同を引き起こし、健全な商取引の秩序を乱す行為を是正するため、知的財産権虚偽表示申告センターを設置・運用している。

同センターが受理する申告件数は毎年増加しており、この多くはオンラインで流通される製品に関するものである。2020年に知的財産権虚偽表示申告センターを通じて特許庁に申告された知的財産権虚偽表示件数は3,222件で、3,352件に対して是正措置を完了した。また、特許庁と同センターはインターパーク、オークションなどのオープンマーケット、ティモン (TMON)、クーパン (Coupang) などのソーシャルコマース企業、ネイバー (NAVER) などのインターネットポータル8社と協力体系を構築し、オンラインマーケット入店販売者の認識向上のための教育及びオン・オフライン上の広報を行った。

[表 4-2-14] 特許庁の知的財産権虚偽表示申告センターの運用実績 (単位：件)

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
申告受理	2,625	3,000	3,148	3,195	3,222	15,190
是正完了	2,068	3,292	3,301	3,128	3,352¹¹⁶	15,141

出処：特許庁

[表 4-2-15] マスクの産業財産権虚偽表示摘発事例

特許庁はマスクのオンライン販売広告サイトを対象に集中点検を行った結果、特許虚偽表示745件、虚偽・誇大広告446件など計1,191件を摘発した。今回の点検は食品医薬品安全処、韓国消費者院と合同で1カ月間行われた。摘発件数の中では「デザイン登録」したことを「特許登録」したかのように誤った名称で表示した事例が最も多かった。特許庁は虚偽表示掲示物について掲示物の削除や販売中止などと措置し、今後、オープンマーケット、ソーシャルコマースなどと協力して販売者向けの知的財産権の正しい表示方法に関する教育を実施する予定である。

出処：ファイナンシャルニュース (2020.09.04)

¹¹⁶ 申告受理後、是正完了まで処理期間がかかるため、2020年以前に受理され、2020年に処理される繰越事件が存在し、是正完了件数の方が多い。

(5) 不公正貿易行為の調査・制裁

貿易委員会は知的財産権侵害、又は原産地表示違反品の輸出入など不公正貿易行為を調査し、違反業者に対して侵害物品の輸出・輸入・販売・製造行為の中止、搬入排除及び廃棄処分などの是正命令¹¹⁷を出して課徴金を課している。2020年の知的財産権侵害件数は3件であった。

貿易委員会は知的財産侵害物品の輸出入など、不公正貿易行為の自主的な監視のため、(社)貿易関連知的財産保護協会、韓国知的財産保護院、韓国衣類産業協会、韓国玩具協会、韓国文化コンテンツライセンス協会、大韓化粧品協会などを不公正貿易行為申告センターに指定し運用している。

[表 4-2-16] 過去5年間の不公正貿易行為の調査件数

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
知的財産権侵害	12	8	9	13	3	45
原産地表示違反	-	1	1	-	-	2
虚偽・誇張表示	-	-	-	-	-	0
輸出入秩序阻害	-	-	-	-	-	0
合計	12	9	10	13	3	47

出処：貿易委員会

¹¹⁷ 事業者が是正措置命令を受けたにもかかわらず、違反行為を繰り返す、又は是正措置による履行をしない場合、履行強制金処分又は罰金賦課などの制裁を受けることができる。

2. 著作権

(1) 「著作権法」違反事件の受理・処理

検察庁が受理した「著作権法」違反事件は知的財産権法事件の約 65.30%に相当する。2020年、「著作権法」違反で検察が受理した件数は前年比約 16.47%減の 11,719 件で、検挙した人員は 13,291 人で、5 年連続減少している。起訴率は前年比 1.1 ポイント増の 9.3%となった。

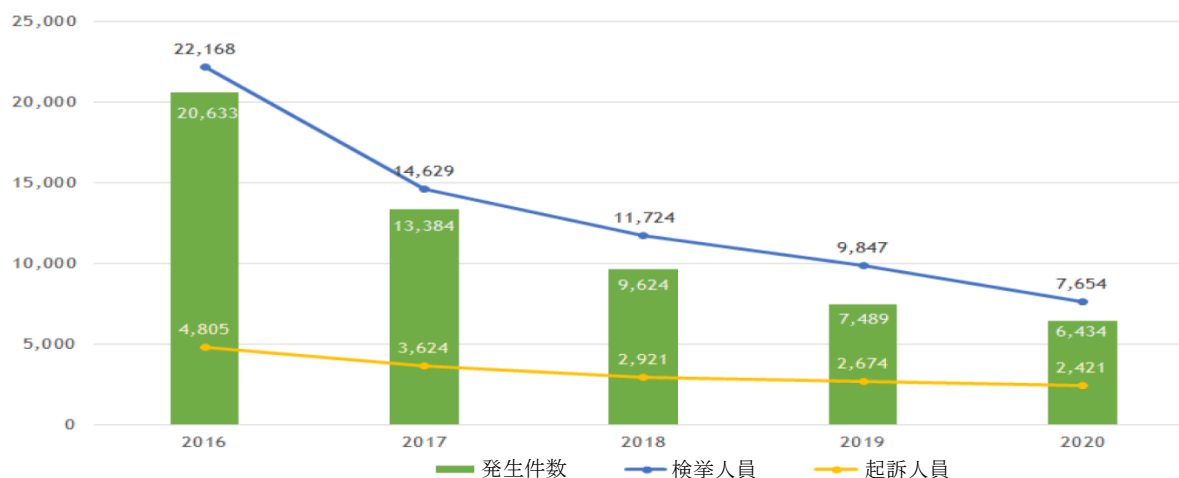
[表 4-2-17] 過去 5 年間の検察庁の「著作権法」違反事件の受理・処理状況 (単位：件、人)

区分		事件 受理	処理						
			処分計	求公判 (起訴)		求略式 (略式起訴)	起訴率 (%)	不起訴	その他
				拘束	不拘束				
2016	件	26,113	26,142	2	64	1,315	5.3	22,304	2,457
	人	33,461	33,393	2	95	1,485	4.7	28,406	3,405
2017	件	18,677	18,637	1	83	1,079	6.2	15,186	2,288
	人	24,280	24,309	1	111	1,256	5.6	19,806	3,135
2018	件	13,824	13,820	8	68	841	6.6	10,317	2,586
	人	18,356	18,392	8	99	1,006	6.0	13,756	3,523
2019	件	11,719	11,664	3	82	876	8.2	8,443	2,260
	人	16,006	15,831	7	117	1,011	7.2	11,529	3,167
2020	件	9,789	9,614	3	51	839	9.3	6,775	1,946
	人	13,535	13,291	5	75	976	7.9	9,629	2,606
合計	件	80,122	79,877	17	348	4,950	6.7	63,025	11,537
	人	105,638	105,216	23	497	5,734	5.9	83,126	15,836

出処：法務部刑事企画課

警察庁は著作権保護のために「著作権法」違反に対する定期及び特別取り締まり活動を施行する。2020年、警察庁は前年比約 14.09%減の 6,434 件の「著作権法」違反事件を処理し、7,654 人を検挙し、そのうち 2,421 人を起訴した。著作権侵害事件は 2015 年以降減少している。

[図 4-2-4] 過去 5 年間の警察庁の著作権違反の検挙人員及び起訴人員



出処：警察庁捜査課

(2) 著作権侵害物品の輸出入制限

関税庁が摘発する知的財産権侵害物品で摘発件数が最も多いのは商標権侵害物品で、次いで著作権侵害物品である。2020年、関税庁は前年比 14.29% 増の 24 件の著作権侵害物品を摘発し、摘発した著作権侵害物品の真正品の価格は前年比 53.49% 増の 66 億ウォンであった。

[表 4-2-18] 過去 5 年間の著作権侵害者取り締まり実績 (単位：件、億ウォン)

区分		2016	2017	2018	2019	2020	合計
著作権侵害司法取り締まり	件数	12	29	15	21	24	101
	金額	128	84	141	43	66	462

出処：関税庁

関税庁が通関保留措置をとった著作権侵害物品件数は前年比 24% 減の 19 件であった。

[表 4-2-19] 過去 5 年間の著作権侵害物品の通関保留件数

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
著作権	19	24	14	25	19	101

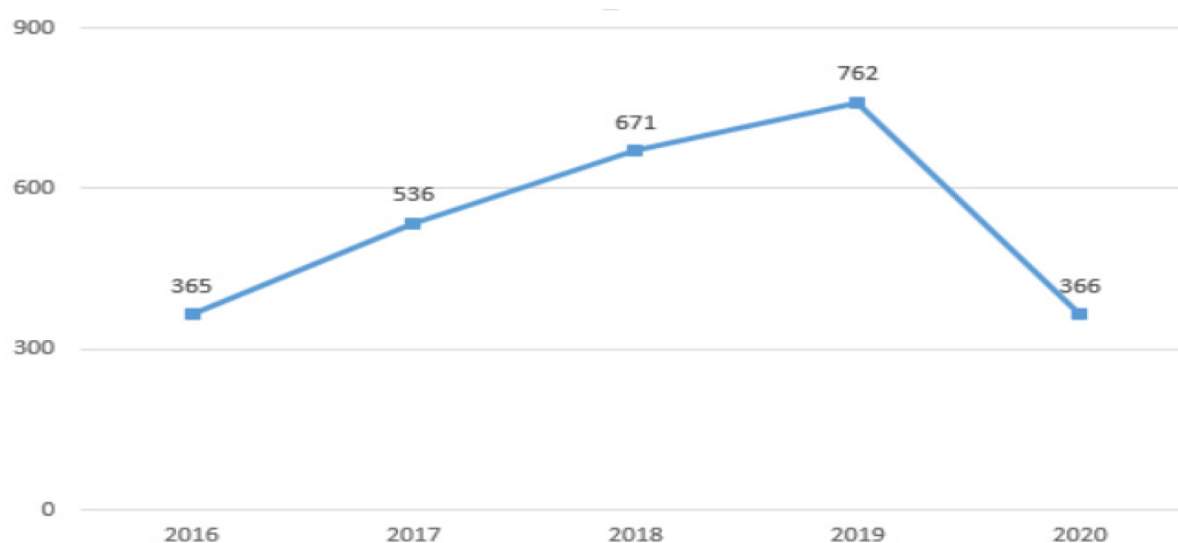
出処：関税庁

(3) オン・オフライン上の違法コピー品の取り締まり及びモニタリング

1) 著作権特別司法警察の運用及び科学捜査の支援

文化体育観光部は2008年9月から著作権特別司法警察を運用している¹¹⁸。著作権特別司法警察は、ソウル、釜山、世宗、光州、大邱の5つの地域事務所を置き、その管轄地域内の著作権侵害に対する取り締まり及び捜査業務を担当している。2020年、著作権特別司法警察は前年比約51.96%減の366人の著作権侵害者を送致した。

[図 4-2-5] 過去5年間の著作権特別司法警察による著作権侵害者の送致人員



出処：文化体育観光部

著作権特別司法警察は新しいタイプの著作権侵害に対応するために毎年、企画捜査を実施している。

¹¹⁸ 「司法警察職務法」第5条第26号及び第6条第23号

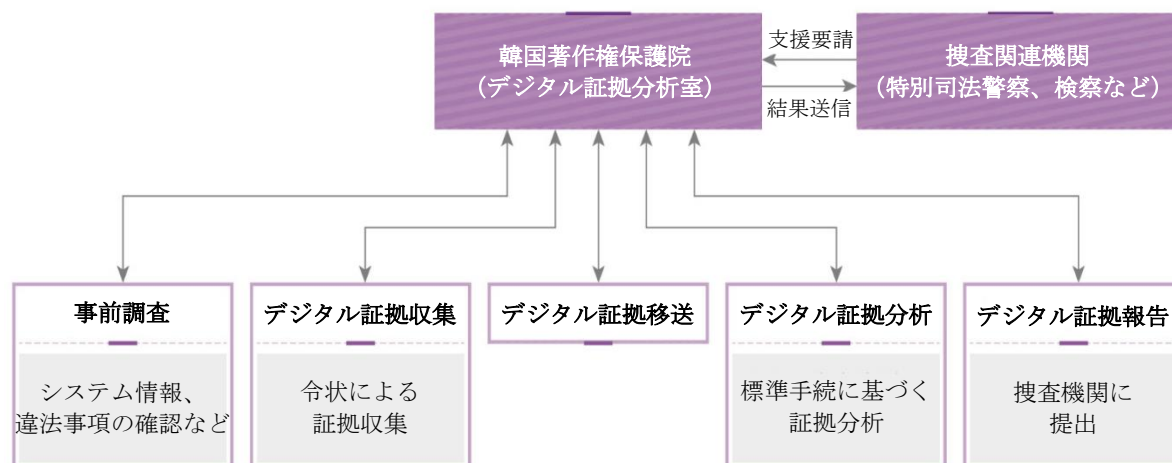
[表 4-2-20] 過去 5 年間の著作権特別司法警察の主な企画捜査の状況

年度別		企画捜査名	推進実績
2016	上半期	リンクサイトに対する企画捜査 (4つ、直リンク方式 - 国内初)	運用者 5 名を捜査
	下半期	キャラクター違法コピー品流通業者 (オンラインショッピングモールなど) に対する企画捜査	5 つの代理店を捜査
	年中	違法 SW ヘビーアップローダーに対する 企画捜査	アップローダー 57 人を捜査
2017	上半期	著作権侵害海外サイトに対する企画捜査 (8 つのサイト)	オペレーター 6 人の 捜査・送致
	下半期	キャラクター違法コピー品の流通業者及び 販売業者に対する企画捜査	流通業者 6 人、販売業者 (UFO キャッチャー) 4 人の捜査・ 送致
	年中	SW 違法アップローダーに対する企画捜査 (ウェブハードのヘビーアップローダー)	アップローダー 49 人を捜査
2018	上半期	キャラクター違法コピー品の流通業者に 対する企画捜査	流通業者 5 人の捜査・送致
	年中	違法な海外サイトに対する企画捜査	9 つのサイトの運用者など 17 人の捜査・送致
		ウェブハードの違法アップローダーに 対する企画捜査	アップローダー 70 人を捜査
2019	上半期	著作権侵害海外サイトに対する企画捜査 (12 サイト: ウェブトゥーン 4、 漫画スキャン 1、トレント 7)	運用者など 5 つのサイト 6 人 の捜査・送致 (起訴 2 名、 起訴中止 4 名)、捜査中 7 件
	下半期	著作権侵害海外サイトに対する企画捜査 (6 つのサイト、ウェブトゥーン 2 点、ト レント 4 件)	捜査中
	年中	ウェブハードの違法アップローダーに 対する企画捜査	アップローダー 47 人を捜査
2020	上半期	違法 IPTV 配信、コンテンツの初の転載者 などに対する企画捜査	違法 IPTV 配信サーバーを閉鎖 (2 件)、運用者及び最初の 転載者を検挙 (5 人)
	下半期	ウェブトゥーン、トレント、違法ゲームの プライベートサーバーなどに対する 企画捜査 (13)	主な侵害サイト 7 つを閉鎖、 5 つのサイトの運用者を検挙 (6 人)
	年中	ウェブハードの違法アップローダーに 対する企画捜査	アップローダー 53 人を捜査

出处：文化体育観光部

文化体育観光部傘下の韓国著作権保護院は警察庁、検察庁、著作権特別司法警察隊などの捜査機関からデジタル証拠収集と分析の技術支援の要請を受け、デジタル著作権侵害科学捜査¹¹⁹を支援している。デジタル著作権侵害科学捜査とは、著作権侵害犯罪に対するデジタル証拠資料が法的な証拠能力を持つことができるように、標準化された手続きと方法に従って収集・移送・分析・報告する一連の過程をいう。

[図 4-2-6] デジタル著作権侵害科学捜査の手続き



出処：韓国著作権保護院

デジタル著作権侵害に対する科学捜査も拡大し、598件の科学捜査が行われた。また、文化体育観光部は警察庁と合同で国内の取り締まりを避けて海外にサーバーを移転し、違法コピー品を流通する違法サイトに対する企画捜査を支援し、その結果「アニメ 24」、「トレント」など主な違法コピー品流通サイトを閉鎖した。

[表 4-2-21] 過去 5 年間のデジタル著作権侵害科学捜査の支援件数

区分		2016	2017	2018	2019	2020	合計
文化体育観光部	本部	233	313	239	269	527	1,581
	ソウル	44	17	53	55	20	189
	世宗	13	37	77	45	0	172
	光州	31	19	34	14	0	98
	釜山	56	32	51	50	2	191
	大邱	73	22	33	101	4	233
	小計	450	440	487	534	553	2,464
検察	-	-	-	1	0	1	
その他	14	-	25	18	45	102	
合計	464	440	512	553	598	2,567	

出処：韓国著作権保護院

¹¹⁹ Digital Copyright Infringement Forensics

また、韓国著作権保護院は検索語ベースでオンラインで違法に流通する著作物をモニタリングする違法コピー品追跡管理システム（Illegal Content Obstruction Program、以下「ICOP」）で侵害媒体別の違法コピー品の流通状況を分析し、デジタル著作権侵害科学捜査に活用している。

ICOPは、モニタリング対象サイトの種類により、ICOP-W¹²⁰、ICOP-T¹²¹に区別する。2019年にはICOP-W検索プログラムを高度化し改善し、デジタル著作権侵害科学捜査の効率性を高めた。2020年にはICOP-Wを運用して1,456,829件をモニタリングし、違法コピー品については3段階採証（違法コピー品掲示画面→ダウンロード画面→実行画面キャプチャー）方式で管理し、警告・削除、アカウント停止などの行政措置はもちろん、著作権侵害捜査支援が直ちに可能になるように運用した。ICOP-Tではトレントサイトの違法コピー36,795件を摘発した。

[図 4-2-7]違法コピー品追跡管理システムの証拠資料収集過程



[表 4-2-22]過去5年間の違法コピー品追跡管理システム（ICOP）のモニタリング件数

区分	サイト	2016	2017	2018	2019	2020	合計
ICOP-W	ウェブ	224,159	501,266	839,899	508,003	1,456,829	3,530,156
	ハード						
ICOP-T	トレント	418,539	562,454	185,512	9,176	36,795	1,212,476
	リンク サイト	433,249	189,604	53,854	-	-	676,707
合計		1,075,947	1,253,324	1,079,265	517,179	1,495,644	5,421,359

出処：韓国著作権保護院

¹²⁰ ICOP-Web

¹²¹ ICOP-Torrent

[図 4-2-8] オンライン上の違法コピー品流通分析システム (ICOP-T) の統計情報



出处：韓国著作権保護院

[表 4-2-23] オンライン上の違法コピー品流通分析システム (ICOP-T) 運用状況¹²²

区分	サイト	2016	2017	2018	2019	2020	合計
トレント	収集サイト数 (個)	167	244	244	246	246	1,147
	シードファイル収集件数	418,539	562,454	185,512	9,176	36,795	1,212,476
	違法コピー品流通件数	22,407,007	12,319,856	9,269,845	5,701,823	14,218,319	63,916,850
ストリーミング	収集サイト数 (個)	66	56	56	-	-	178
	違法コピー品流通件数	433,249	189,604	53,854	-	-	676,707

*出处：韓国著作権保護院

2) オンライン違法コピー品在宅モニタリングの運用

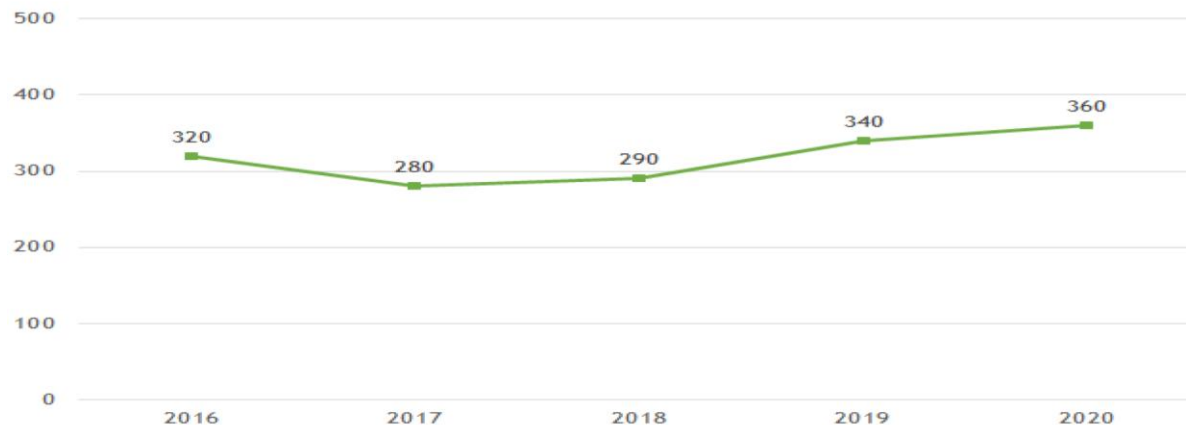
文化体育観光部はオンライン上の違法コピー品に対する常時対応体系を構築し、社会的弱者に対する雇用創出を支援するために、韓国著作権保護院によるオンライン違法コピー品在宅モニタリング事業を運用している。2020年には360人が在宅モニタリング要員として活動した。

在宅モニタリング事業は2008年、30人の障害者を採用したことを皮切りに、2020年には障害者、キャリアが途絶えた女性、多文化家庭（国際結婚家庭）、次上位階層など270人の在宅モニタリング要員が活動した。また、海外サイトでの韓国著作物への著作権侵害の増加に伴い、外国語が堪能な青年在宅モニタリング要員90人を別途採用し、韓流侵害サイトを対象に国内外

¹²² 数値単位の「個」はシステムで収集したサイトの数を、「件」は収集したシードファイル及び違法コピー品の数を、年度別シードファイル及び違法コピー品の流通件数は当該年度までの累積値をいう。

の検索ポータルへの検索情報の露出を制限する検索遮断及び収益源の撲滅のための広告遮断などを支援している。

[図 4-2-9] 過去 5 年間のオンライン著作権違法コピー品在宅モニタリング要員の数



出処：韓国著作権保護院

在宅モニタリング要員は国内サイトのウェブハード、P2P、ポータルなどを対象に音楽、映像、出版、ゲーム、漫画、ソフトウェアなどの違法コピー品に対するモニタリングを行っており、モニタリングの結果は著作権保護審議委員会の審議を経て是正勧告に活用されている。

[表 4-2-24] 過去 5 年間のオンライン違法コピー品在宅モニタリング運用件数

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
音楽	78,568	36,000	65,885	83,348	30,902	294,703
映像	1,859,982	462,682	1,134,558	1,004,024	472,179	4,933,425
出版	11,449	29,239	46,062	11,337	4,190	102,277
ゲーム	6,669	18,156	40,915	30,001	8,252	103,993
漫画	29,631	38,917	88,161	102,656	50,183	309,548
ソフトウェア	15,882	16,859	33,088	25,213	4,568	95,610
合計	2,002,181	601,853	1,408,669	1,256,579	570,274	5,839,556

出処：韓国著作権保護院

3) オフライン違法コピー品 シルバー監視員の運用

韓国著作権保護院は路上店舗、伝統的市場、地下鉄駅など、奇襲的に違法コピー品が販売される現場に対する監視体系を強化し、仕事していない高齢者に雇用市場への再参入の機会を付与するため、2012 年からオフライン違法コピー品シルバー監視員制度を運用している。

60 歳以上の高齢者からなるシルバー監視員は首都圏一帯を中心に違法コピー品を監視し、違法コピー品の販売現場を発見したら、情報提供する役割を果たしている。2020 年にはシルバー監視員により、違法コピー品販売情報 4,056 件を提供され、18 件、37,523 点の違法コピー品に対する取り締まりを行った。

[表 4-2-25] 過去 5 年間のシルバー監視員の情報提供による取り締まり状況 (単位: 件、点)

区分		2016	2017	2018	2019	2020
情報提供 (件)		5,229	5,045	4,114	2,989	4,056
取り締まり (件)		241	144	38	32	18
取り締まり 実績 (点)	音楽	1,054,343	567,668	186,734	92,940	37,354
	映像	3,547	1,344	147	94	169
	ゲーム	-	-	-	-	-
	小計	1,057,890	569,012	186,881	93,034	37,523

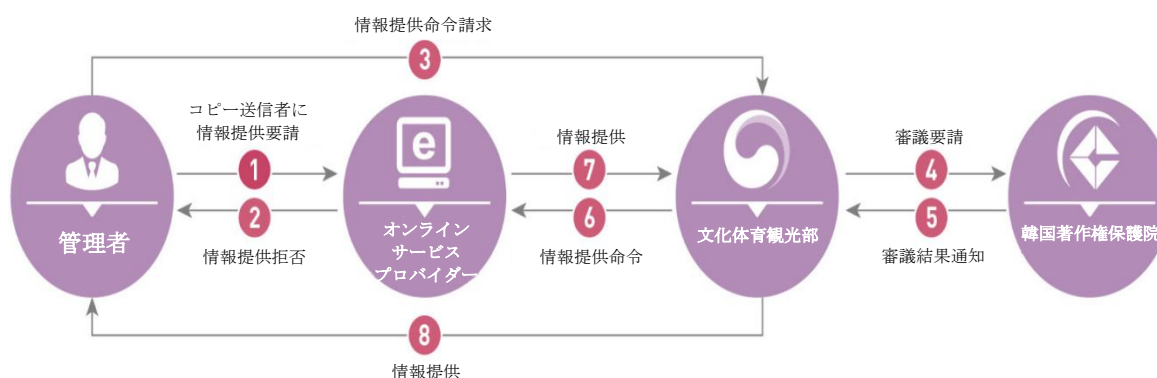
出処: 韓国著作権保護院

(4) オン・オフライン上の違法コピー品に対する是正勧告・廃棄処分などの措置

1) オンライン上の違法コピー品関連の情報提供及び是正勧告

米韓自由貿易協定 (FTA) の履行により新設された「著作権法」第 103 条の 3 に基づき、権利者は民事・刑事上の訴訟を提起するための目的で、オンラインサービスプロバイダーにコピー・送信者の情報提供を要請したが拒否された場合、文化体育観光部長官に当該オンラインサービスプロバイダーに対して情報提供の命令を請求することができる。また、文化体育観光部長官はコピー・送信者に関する情報提供請求のために韓国著作権保護院¹²³に審議を要請している。

[図 4-2-10] コピー・送信者に関する情報提供請求などの処理手続



出処: 韓国著作権保護院

¹²³ 「著作権法」第133条の3 (是正勧告)、第103条の3 (情報提供請求) に関する審議は著作権保護審議委員会で行う。

韓国著作権保護院（著作権保護審議委員会）は文化体育観光部長官の情報提供請求の審議要請を受け、2020年に3,918の請求アカウントのうち1,094のアカウントに対して情報提供を議決した。

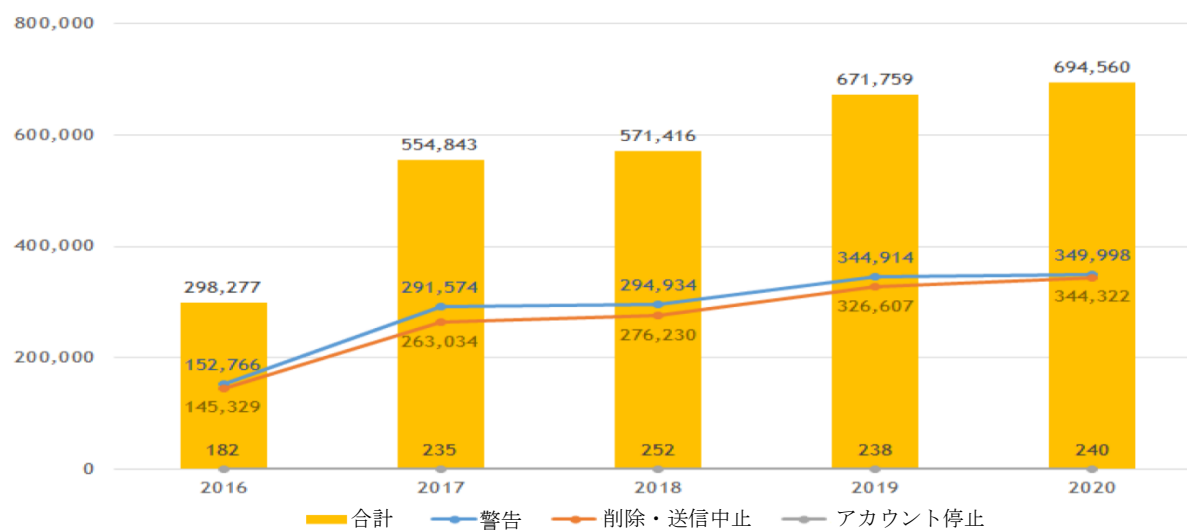
[表 4-2-26] 違法コピー・送信者の情報提供請求関連の韓国著作権保護院（著作権保護審議委員会）の審議状況（単位：回、個）

区分		2016	2017	2018	2019	2020
審議回数		11	22	21	16	56
アカウント数		1,258	8,874	8,146	8,254	3,918
審議結果	可決	964	7,786	6,753	6,661	1,094
	否決 ¹²⁴	294	1,088	1,393	1,593	2,824

出処：韓国著作権保護院

文化体育観光部はオンラインで違法コピー品が流通される場合、オンラインサービスプロバイダーに対して「著作権法」第133条の3に基づき、違法コピー品の削除や送信中止、違法コピー品のコピー・送信者に対する警告、繰り返し違法コピー品を送信した者のアカウント停止などの是正勧告措置をとっている。2020年、文化体育観光部はオンライン違法コピー品694,560件について是正勧告をした¹²⁵。

[図 4-2-11] 過去5年間のオンライン上の違法コピー品に対する是正勧告措置件数



出処：韓国著作権保護院

¹²⁴ 否決理由はOSP指定事実の確認不可、権利召命不足、掲示日の確認不可などである。

¹²⁵ 従来は韓国著作権委員会では是正勧告の業務を行っていたが、著作権保護体系を一元化するために、2016年9月30日に発足した韓国著作権保護院にその業務が移管されて行われている。

流通媒体別に行われた是正勧告措置の執行状況を見ると、ウェブハード 626,457 件、ポータル 67,206 件、トレントなど他のサイト 897 件の順であった。是正勧告を受けたオンラインサービスプロバイダーの履行率は 99%と、効果的であった。

[表 4-2-27] 過去 5 年間のメディア別オンライン上の違法コピー品に対する是正勧告の件数

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
ウェブハードサイト	233,015	496,862	499,349	591,909	626,457	2,447,592
P2P サイト	42	1,342	-	-	-	1,384
ポータルサイト	62,197	55,300	70,952	79,846	67,206	335,501
その他のサイト (トレント、ストリーミングサイトなど)	3,023	1,339	1,115	4	897	6,378
合計	298,277	554,843	571,416	671,759	694,560	2,790,855

出処：韓国著作権保護院

2) オフライン上の違法コピー品の収集・廃棄

文化体育観光部は著作権を侵害した違法コピー品、又は著作物の技術的保護措置を無効化するために製作された機器、装置、情報、プログラムなどを収集・廃棄・削除する業務を韓国著作権保護院に委託して行っている¹²⁶。

2020 年に違法コピー品は 42 件、92,221 点が収集・廃棄された¹²⁷。これは、前年に比べて大幅に減少した数値で、2020 年は新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、対面活動を自粛させたことで一般の常時取り締まりや特別取り締まり活動が縮小し、その結果、違法コピー品の収集量が減少した。また、取り締まり活動と並行して行われた周知・予防活動の実績も 991 件¹²⁸に減少した。

[表 4-2-28] 過去 5 年間のオフライン上の違法コピー品の収集・廃棄状況

区分	2016		2017		2018		2019		2020		合計	
	件	点	件	点	件	点	件	点	件	点	件	点
音楽	920	7,678,109	575	4,066,941	186	1,402,744	136	698,967	24	91,918	1,841	13,938,679
映像	432	84,028	157	13,761	38	1,381	36	1,333	8	170	671	100,673
出版	456	21,443	503	34,980	302	15,545	261	6,694	9	42	1,531	78,704
ゲーム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キャラクター商品	10	33,218	47	37,165	4	18,265	22	747	1	91	84	89,486
合計	1,818	7,816,798	1,282	4,152,847	530	1,437,935	455	707,741	42	92,221	4,127	14,207,542

出処：韓国著作権保護院

¹²⁶ 従来は著作権保護センターで「著作権法」第133条の違法コピー品の収集・廃棄・削除業務を行っていたが、著作権保護体系を一元化するために、2016年9月30日に発足した韓国著作権保護院にその業務が移管されて行われている。

¹²⁷ オフライン上の違法コピー品の取り締まり結果を集計する単位の「件」は取り締まり活動により摘発した路上店舗、製作工場などの数を意味し、「点」は摘発した違法コンテンツの数をいう。

¹²⁸ 音楽254件、映像8件、出版735件、キャラクター商品1件

また、毎年大学が授業を開始する3月と9月に、大学及び近隣の印刷店、塾が集まっている区域などを中心に徹底的に取り締まっている。2020年にも新学期が始まる3月と9月に特別取り締まりを実施したが、新型コロナウイルス感染防止のため、全国の多くの大学が非対面のオンライン教育に移行し、違法コピー品の取り締まり実績が減少した。

[表 4-2-29] 大学街の出版物の違法コピーに対する取り締まり状況 (単位：件、点)

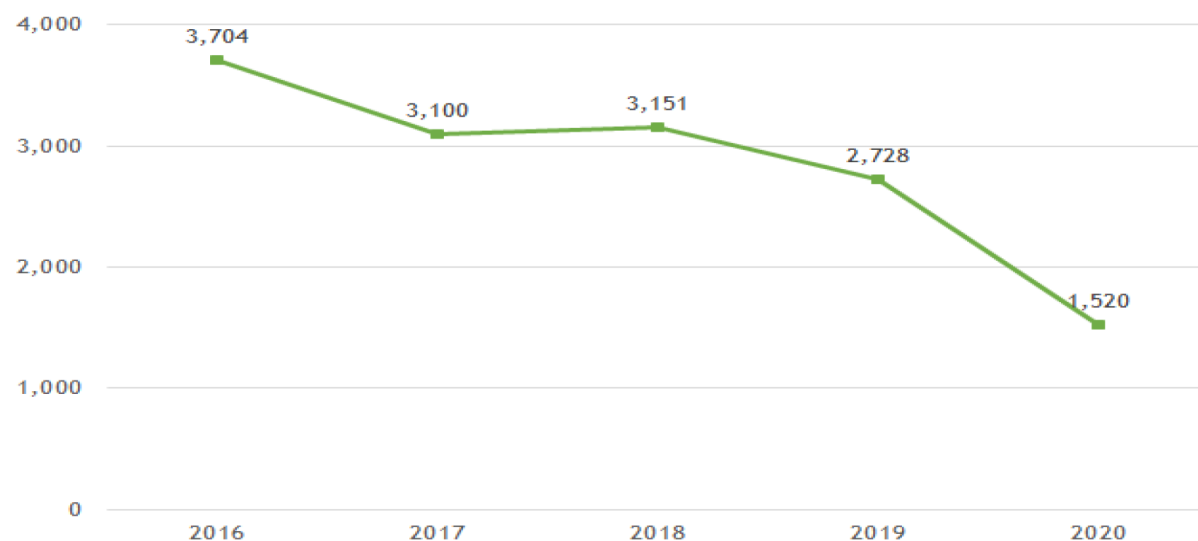
区分	2016		2017		2018		2019		2020		合計
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
件数	284	135	239	221	147	139	113	141	1	6	1,426
数量	17,391	3,913	9,106	25,700	9,516	5,949	3,699	2,964	6	21	78,265

出処：韓国著作権保護院

(5) 正規ソフトウェア (SW) 使用の点検

文化体育観光部の著作権特別司法警察は、中小企業を対象にソフトウェアの違法コピー防止や正規使用の周知、公共機関のソフトウェア点検実態のために現場を訪問して点検している。2020年にも中小企業を対象に違法ソフトウェア使用防止のための周知活動を行ったが、コロナ禍により活動を縮小し、前年比44.3%減の1,520社を対象に行った。

[図 4-2-12] 中小企業を対象にした正規ソフトウェア使用周知の状況 (単位：個)



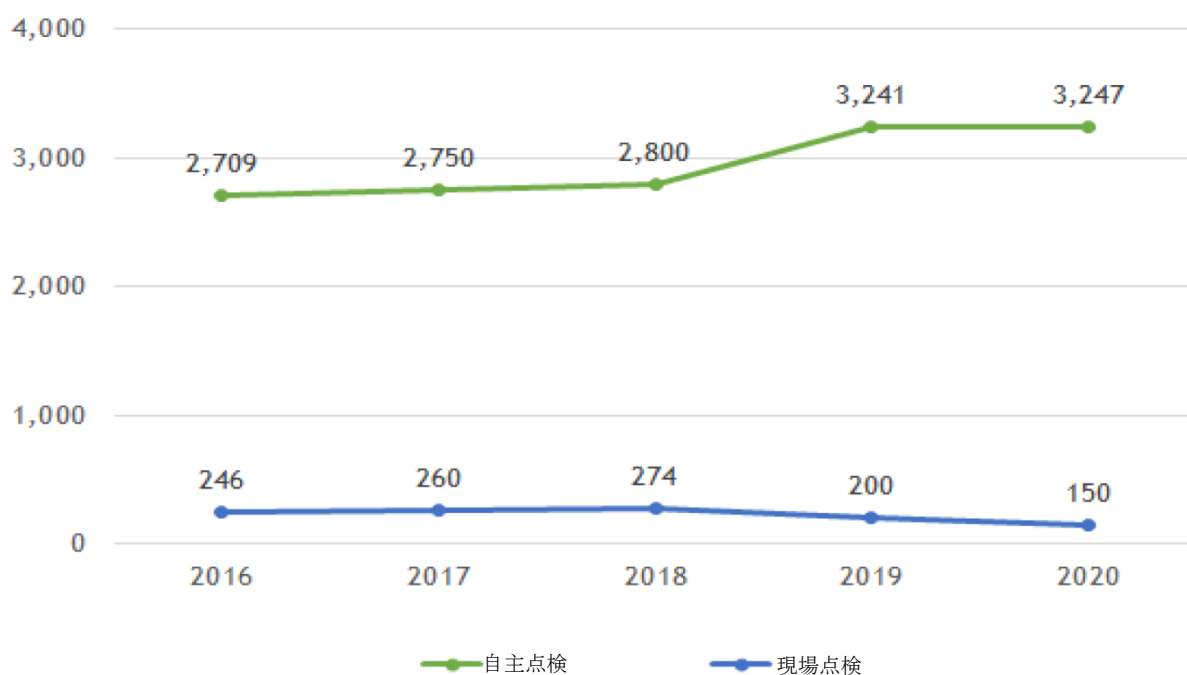
出処：文化体育観光部

また、公共機関の適法なSW使用のため、2012年6月に制定した「公共機関のSW管理に関する規定」に基づき、毎年公共機関のSW使用実態を点検している。2019年度からは公共機関のSW管理点検方式を既存の現場取り締まり中心から自己点検と防止教育中心の自主的管理体制に切り替えた。外国の場合、公的機関に対するソフトウェア点検事例がなく、公共機関のSW現場取り締まり資料が情報公開請求により訴訟資料として利用される可能性などを考慮した結果である。

そのために、各公共機関は毎年4月から7月まで「インストールされたSWの数量」と「正規SWのライセンス」数量を比較する自己検査を機関別に実施し、その結果について自主的に管理する自己点検を実行している。また、文化体育観光部と韓国著作権保護院は過去3年間、現場点検を実施しない機関やSW管理担当者向けの事前防止教育に参加しない機関などを対象に毎年現場点検を実施している。

2020年は前年比約0.19%増の3,247機関を対象に正規SW使用に対する自己点検を行い、そのうち150機関を対象に現場点検を推進した。

[図 4-2-13] 過去5年間の公共機関の正規SW使用の自主・現場点検 (単位：個)



出処：文化体育観光部

(6) 著作権侵害総合対応の強化

オンラインによる著作権侵害の拡大により、2020年著作権侵害総合対応体制の運用強化のため、総合状況室管制システム内に他機関のコンテンツジャンル別公共データを連携して著作権保護基盤を拡大した。特に、既存の映画・ゲームなど5つのジャンルから漫画・ウェブトゥーンを含む7つのジャンル収集体系に拡大し、違法コピー品追跡管理システム（ICOP-W）のモニタリング結果物について審議情報システムとの連携を強化し、「著作権法」第133条の3行政措置（是正勧告）制度の役割を強化した。

また、35の海外非定型侵害サイトを対象に自動モニタリング機能を開発し、試験的に運用した。著作権侵害捜査支援では、総合状況室の管理侵害情報を活用して13のウェブハードで活動する85の常習・複数の侵害アカウントを把握し、ICOP-Wを通じて当該アカウントに対する犯罪一覧表3万2,602件、侵害報告書1万2,856件を提供した。

[図 4-2-14] 著作権侵害対応総合状況室の運用



出处：韓国著作権保護院

(7) 著作権安心（Copyright OK）指定制度の運用

著作権安心（Copyright OK）指定制度とは、オン・オフライン上の著作権権関係を確認して合法的な方法でコンテンツを販売・流通・サービスする業者を対象に著作権安心（Copyright OK）指定ロゴを付与することにより、正規コンテンツ販売業者に指定することをいう。

[図 4-2-15] 著作権安心 (Copyright OK) シンボルロゴ (マーク)



出処：韓国著作権保護院ウェブサイト (www.kcopa.or.kr)

著作権安心指定の手続きは、指定運用マニュアルに基づいて行われる。この運用マニュアルは著作権安心指定を希望する、または合法的なサービスへの切り替えを模索しているオン・オフラインサービスプロバイダーのために設けられ、合法的なサービス提供のための具体的な方法と基準を提示している。

他にも、著作権安心指定制度の運用事業では著作権安心指定の活性化及び知名度向上を目的に多様な広報も推進している。著作権安心指定会社のイベントやニュースを込めたニュースレターを毎月制作して発送しており、2020年には韓国観光公社との業務提携を締結して外国人が簡単に国内の店舗情報と位置が確認できるように運用中の「Visit Korea」サイトに著作権安心店舗 180 カ所を登録した。180 カ所の著作権安心店舗の基本情報と位置、店舗の写真がロゴとともに英語、日本語、中国語の3つの言語で提供されている。

また、指定されると、内外の著作権専門家から著作権保護コンサルティングを無料で受けられる。コンテンツをサービス・流通しても著作権を侵害されたり侵害したりしないよう侵害防止活動の支援を受けられる。主な相談・コンサルティング事例をまとめて相談事例集も発刊した。

著作権安心に指定されたオン・オフライン業者には指定と同時に、対内外への広報で知名度が高まるよう支援している。また、指定後も継続的にモニタリングし、評価委員会の再評価により、著作権安心指定事業の公平性と透明性などを確保している。

著作権安心サービスは2020年にオンライン 56 個、オフライン 42 個の 98 個が新規に指定されており、2020年12月時点で(累積)著作権安心指定業者数はオンラインサービス 288 個、オフライン店舗 384 個の 672 個である。

[表 4-2-30] 著作権安心 (Copyright OK) オンラインサービス指定状況

(単位：個)

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計	ジャンル
音楽	11	13	15	18	40	97	音源、楽譜、MR など
映像	7	7	5	4	2	25	映像、ドラマなど
出版	18	18	18	18	16	88	ebook、ウェブ小説など
漫画	21	20	20	23	22	106	漫画、ウェブトゥーンなど
教育	36	39	31	33	35	174	eラーニング
ニュース ¹²⁹	-	-	-	44	50	94	ニュース
B2B	3	9	14	32	25	83	コンテンツ B2B サービス
モバイル	41	49	47	64	59	260	モバイルアプリ
その他	41	61	63	38	39	242	公共、DB、画像など
合計	178	216	213	274	288	1,169	-

出処：韓国著作権保護院

[表 4-2-31] 著作権安心 (Copyright OK) オフライン店舗指定状況

(単位：個)

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
音楽	44	45	62	66	65	282
出版	817	898	896	888	74	3,573
キャラクター	-	-	-	269	243	512
その他 ¹³⁰	14	25	158	4	2	203
合計	875	968	1,116	1,227	384	4,570

出処：韓国著作権保護院

3. 営業秘密及び産業技術

(1) 「不正競争防止法」違反事件の受理・処理

2020年に「不正競争防止法」違反事件のうち営業秘密漏洩など罪名で受理した件数は前年比41件増の376件で、そのうち14.1%が起訴され、起訴率は前年に比べて5.7%増加した。

¹²⁹ ニュースは2018年までその他に分類されていた。

¹³⁰ その他の項目は複合店舗（宗教用品、映画DVD、書籍など）、楽譜販売業者などを含む。その他の項目は複合店舗（宗教用品、映画DVD、書籍など）、楽譜販売業者などを含む。

[表 4-2-32] 過去 5 年間の検察庁の「不正競争防止法」（営業秘密漏洩等の罪）違反事件の
受理・処理状況

区分		事件 受理	処理						
			処分計	求公判（起訴）		求略式 （略式起訴）	起訴率 （%）	不起訴	その他
				拘束	不拘束				
2016	件	376	403	3	21	6	7.4	234	139
	人	947	1,057	3	51	6	5.7	588	409
2017	件	362	381	4	22	8	8.9	201	146
	人	977	980	4	55	9	6.9	472	440
2018	件	336	324	0	15	6	6.5	185	118
	人	832	882	0	58	18	8.6	457	349
2019	件	335	333	0	20	8	8.4	191	114
	人	912	837	0	62	16	9.3	421	338
2020	件	376	348	4	29	16	14.1	184	115
	人	903	873	5	78	25	12.4	441	324
合計	件	1,785	1,789	11	107	44	9.1	995	632
	人	4,571	4,629	12	304	74	8.4	2,379	1,860

出処：法務部刑事企画課

また、営業秘密国外漏洩などの罪名で受理した件数は前年比 14.29% 増の 32 件で、そのうち 31.4% が起訴された¹³¹。

[表 4-2-33] 過去 5 年間の検察庁の「不正競争防止法」（営業秘密国外漏洩等の罪）違反事件の
受理・処理状況

区分		事件 受理	処理						
			処分計	求公判（起訴）		求略式 （略式起訴）	起訴率 （%）	不起訴	その他
				拘束	不拘束				
2016	件	15	11	2	3	1	54.5	2	3
	人	36	25	2	10	1	52.0	9	3
2017	件	21	15	0	2	0	13.3	7	6
	人	38	23	0	2	0	8.7	12	9
2018	件	32	37	6	3	0	24.3	11	17
	人	84	93	8	6	1	16.1	33	45
2019	件	28	20	1	4	0	25.0	8	7
	人	61	48	1	10	0	22.9	17	20
2020	件	32	35	6	4	1	31.4	14	10
	人	78	75	6	8	1	20.0	36	24
合計	件	128	118	15	16	2	28.0	42	43
	人	297	264	17	36	3	21.2	107	101

出処：法務部刑事企画課

¹³¹ 「不正競争防止法」違反行為のうち、営業秘密侵害行為だけで処罰された件数は別途算出できず、法務部は罪名に基づいて不正競争防止法違反罪、営業秘密漏洩等の罪、営業秘密国外漏洩等の罪に分けて統計資料を提供している（[表4-2-38]、[表4-2-39]）。不正競争防止法違反罪という罪名で受理した事件には営業秘密侵害関連数値だけでなく、不正競争行為関連数値も含まれており、本報告書では関連統計は提示しない。

2020年に警察庁が処理した「不正競争防止法」違反事件は前年比約14.6%増の563件で、検挙人員は1,109人、そのうち540人に対して起訴意見を送致した¹³²。

[表4-2-34] 過去5年間の警察庁の「不正競争防止法」違反事件の処理状況（単位：件、人）

区分		2016	2017	2018	2019	2020	合計
「不正競争防止法」違反	発生件数	502	419	552	493	563	2,529
	検挙人員	1,166	1,002	1,176	1,138	1,109	5,591
	起訴意見送致人員	462	427	511	495	540	2,435

出処：警察庁経済犯罪捜査課

(2) 「産業技術流出防止法」違反者の受理・処理

検察庁が受理・処理する「産業技術流出防止法」違反事件は継続的に増加する傾向であり、2020年度には前年比約9.52%増の23件を受理し、起訴率は59.1%となった。

[表4-2-35] 過去5年間の検察庁の「産業技術流出防止法」違反事件の受理・処理状況

区分		事件 受理	処理						
			処分計	求公判（起訴）		求略式 （略式起訴）	起訴率 （%）	不起訴	その他
				拘束	不拘束				
2016	件	16	12	1	7	-	66.7	1	3
	人	37	26	1	16	-	65.4	4	5
2017	件	24	26	3	3	1	26.9	8	11
	人	53	58	3	10	1	24.1	21	23
2018	件	39	30	4	5	1	33.3	3	17
	人	127	101	7	18	2	26.7	12	62
2019	件	21	23	4	6	-	43.5	4	9
	人	71	86	9	19	-	32.6	34	24
2020	件	23	22	3	10	-	59.1	5	4
	人	133	57	3	14	-	29.8	28	12
合計	件	123	113	15	31	2	42.5	21	44
	人	421	328	23	77	3	31.4	99	126

出処：法務部刑事企画課

(3) 技術流用行為に対する職権調査及び制裁

下請取引における不当な技術侵害を防ぐため、公正取引委員会は2017年9月に「技術流用撲滅対策」に基づき、技術流用事件を専門担当する技術流用TFを設置し、2018年11月には正式に技術流用監視チームを新設した。本チームは法違反の疑いが高い集中監視業種を選定して職権調査を行い、全国からの申告事件を処理する。この結果、2020年に4件の技術流用関連事件に対して課徴金を課し、是正命令を出した。

¹³² 営業秘密漏洩及び国外漏洩など営業秘密侵害行為だけでなく、不正競争行為が含まれた数値である（[表4-2-40]）。

[表 4-2-36] 2020 年技術流用関連事件の処理状況（警告以上）

区分	制裁対象企業	行為	制裁内容
1	韓国造船海洋（株） 現代重工業（株）	下請業者から技術資料を取得した後、コスト削減のため該当する技術資料を他社に提供してピストン生産を二元化し、単価を引き下げた後、一方的に取引を中止	・ 是正命令 ・ 9億7,000万ウォンの課徴金を課す ・ 法人及び関連役員を告発
2	韓国造船海洋（株） 現代重工業（株）	顧客の特定の納入業者の指定ニーズに応えるために、既存の受給事業者の製作図面を顧客が指定した業者に提供して納品させる。	・ 是正命令 ・ 2億4,600万ウォンの課徴金を課す
3	現代エレクトリック & エネルギーシステム（株）	7つの需給事業者に高圧配電盤関連技術資料を要求し、書面を交付しない。	・ 是正命令 ・ 2,000万ウォンの課徴金を課す
4	ハンファ・エアロスペース（株）	4つの需給事業者に航空用エンジン部品関連技術資料を要求し、書面を交付しない。	・ 是正命令

出処：公正取引委員会

(4) 不正競争行為の調査・是正勧告

2018年から特許庁は不正競争行為申告センターを新設し、産業財産侵害申告センターと統合して運用している。これにより、特許庁は公正な取引慣行に反する不正な手段を使用する、または他人の信用にタダ乗りする第三者の不正な行為を防止し、営業主体と消費者の利益保護及び健全な取引秩序の確立に万全を期している。

そのために担当調査官は商品・営業主体の混同、原産地・出処地・品質などの誤認、他人の商品形態模倣、経済的価値を持つアイデアに対する奪取などの不正競争行為について調査・是正勧告をする。2019年には是正勧告5件、自ら是正19件など計66件の事件を処理した。2020年には是正勧告0件、自ら是正26件など計71件の事件を処理した。

[表 4-2-37] 過去4年間の不正競争行為の調査及び是正勧告の処理件数

区分	2017	2018	2019	2020	合計
是正勧告	1	6	5	0	12
自ら是正	-	22	19	26	67
申告撤回	-	15	13	6	34
その他	-	20	29	39	88
処理件数	1	63	66	71	201

出処：特許庁

(5) 中小企業技術侵害行為に対する行政調査制度の運用など

2018年12月に中小ベンチャー企業部は「中小企業の技術保護支援に関する法律」を改正し、中小企業技術侵害行為に対する事実調査、是正勧告、公表などの行政調査制度を導入した。2019年6月には行政調査過程で技術侵害行為判断の諮問のために、教授、弁理士、弁護士、審判官、元・現役の知的財産権専門裁判官などからなる技術侵害諮問団を新設し、同年11月までに専門人材で技術侵害調査チームを構成し、中小企業技術侵害行為事件の調査を進めている。

4. 植物新品種など

(1) 「植物新品種保護法」違反事件の受理・処理

2020年、「植物新品種保護法」違反で検察庁が受理した件数は前年比約52.94%減の16件、検挙人員は前年比約75.86%減の28人であった。

[表 4-2-38] 過去5年間の検察庁の「植物新品種保護法」違反事件の受理・処理状況

区分	事件 受理	処理							
		処分計	求公判（起訴）		求略式 （略式起訴）	起訴率 （%）	不起訴	その他	
			拘束	不拘束					
2016	件	12	15	-	2	3	33.3	5	5
	人	20	21	-	2	3	23.8	10	6
2017	件	42	37	-	1	6	18.9	9	21
	人	68	64	-	1	7	12.5	17	39
2018	件	39	41	-	1	8	22.0	15	17
	人	112	109	-	1	13	12.8	34	61
2019	件	34	37	-	1	8	24.3	17	11
	人	108	116	-	1	12	11.2	48	55
2020	件	16	17	-	-	4	23.5	9	4
	人	27	28	-	-	4	14.3	18	6
合計	件	143	147	-	5	29	23.1	55	58
	人	335	338	-	5	39	13.0	127	167

出处：法務部刑事企画課

(2) 違法・不良な森林種子の取り締まり・処理

森林庁は違法・不良な種子を撲滅するために流通取り締まりを強化し、違反行為を摘発して司法処理及び過料賦課などの行政措置をとっている。2020年には流通取り締まりを39回行い、違反行為18件を摘発した。最近では、国内のインターネットウェブサイトやブログなどで森林種子の違法流通の撲滅のためにリアルタイムモニタリングを強化した。

[表 4-2-39] 過去 5 年間の「植物新品種保護法」及び「種子産業法」違反事件の受理・処理状況
(単位：回、件)

区分		2016	2017	2018	2019	2020	合計	
流通取り締まり		27	31	34	36	39	167	
違反 行為 摘発	事件処理	種子産業法	7	22	10	9	7	55
		品種保護権侵害	-	5	-	2	-	7
	告発	5	4	5	-	1	15	
	過料	-	7	9	4	2	22	
	警告（文書）	-	30	19	11	4	64	
	周知（口頭警告）	33	52	22	15	4	126	
	合計	45	120	65	41	18	289	

出处：国立森林品種管理センター、農林畜産食品部

[図 4-2-16] 2020 年森林用種子流通調査



出处：国立森林品種管理センター（www.forest.go.kr）

2020 年に森林庁が受理した品種の生産・輸入販売申告件数は 137 件で、森林庁が種子の輸入要件を承認した件数は 1,853 件である。

[表 4-2-40] 過去 5 年間の森林庁の品種生産・輸入販売申告、種子輸入要件承認件数

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
品種生産・輸入販売申告	129	324	340	183	137	1,113
種子の輸入要件の承認	1,708	1,562	1,701	1,776	1,853	8,600

出处：森林庁

(3) 品種保護権の侵害者捜査

農林畜産食品部傘下の国立種子院は品種保護権侵害紛争解決のために特別司法警察を活用して捜査に対応している。2020 年、品種保護権侵害発生件数は 5 件で、稲 4 件、レタス 1 件について捜査して 26 人を検察庁に送致した。

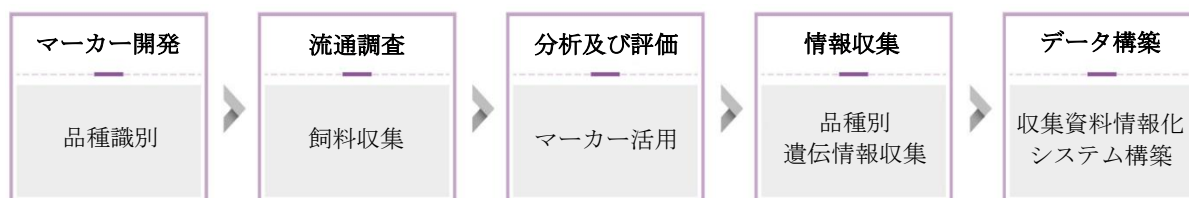
[表 4-2-41] 過去 5 年間の農林畜産食品部の品種保護権侵害発生状況

(単位：告訴件数／被告人数)

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
受理件数	1/1	9/29	5/12	7/32	5/26	27/100

農林畜産食品部及び海洋水産食品部は品種保護権侵害発生時の紛争解決のためのマーカーを開発している。農林畜産食品部は品種保護の出願・登録品種の権利保護と種子の流通秩序を確立するために、分子標識を用いた品種識別技術を開発しており、2020年までに32種に対してDNAマーカーを開発した。また、海洋水産食品部はオニアマノリの核遺伝子(18S rDNA)の構造変異マーカーを開発し適用し、海苔の出願品種遺伝子を分析して遺伝子データベースを構築し、品種保護品種の無断流通防止のために水産植物流通種子のDNAを分析した。

[図 4-2-17] 品種保護権侵害対応システム推進体系



出处：農林畜産食品部

第3節 知的財産紛争解決

産業財産権、著作権、営業秘密などが侵害される場合、権利者は民事的救済措置として損害賠償請求又は侵害差止請求などを行うことができる。さらに、権利者は侵害者に対する刑事的制裁を求めることもできる。

このような民事・刑事的救済措置以外にも調停、仲裁などの代替的紛争解決制度を利用することもできる。このような代替的紛争解決制度を利用すれば、権利者はもちろん侵害者も訴訟より迅速かつ低いコストで紛争を解決することができる。そのため、韓国政府は産業財産権紛争調停委員会、著作権紛争調停部、中小企業技術紛争調停・仲裁委員会などを運用しており、この機関への調停申請件数は毎年、増加する傾向にある。

その他、政府は当事者間の知的財産権紛争に関連して事前防止又は事後対応をするために、権利別にセンターなど相談窓口を運用し、法律検討、対応戦略コンサルティング、訴訟費用支援など多様なサービスを提供している。

1. 審判及び訴訟

(1) 産業財産権の審判及び訴訟

1) 審判及び審決取消訴訟

2020年、特許審判院に請求された産業財産権審判件数は前年比約15.1%減の7,648件であった。特許審判請求件数は2016年以降、減少し続けている。

[表4-3-1]過去5年間の産業財産権に関する審判請求件数

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
特許	6,796	5,798	4,876	3,947	3,132	24,549
実用新案	306	241	207	167	108	1,029
デザイン	512	422	478	412	410	2,234
商標	4,346	4,216	4,590	4,482	3,998	21,632
合計	11,960	10,677	10,151	9,008	7,648	49,444

出処：特許審判院、「2020年12月主要審判統計」

特許審判院の審決に対して特許法院に審決取消訴訟が提起された割合は減少傾向にあったが、2020年にやや上昇し、提訴率は前年比1.7ポイント増の11.1%となった。2020年特許審判院の審決に対する特許法院の取消率は前年比1.8ポイント増の27.4%であった。

一方、2020年に特許法院の判決に不服として大法院（最高裁判所）に上告が提起された件数は、前年比4.1%減の211件であった。2020年、大法院で特許法院の判決を破棄した割合は、前年比0.2ポイント増の5.2%となった。

[表 4-3-2] 過去5年間の特許法院及び大法院による審決取消訴訟の件数

区分		2016	2017	2018	2019	2020	合計（平均）
特許法院	審決 ¹³³	6,417	7,389	7,473	8,992	6,064	36,335
	提訴	987	859	877	841	673	4,237
	提訴率（%）	15.4	11.6	11.7	9.4	11.1	59.2
	判決件数	889	971	887	798	766	4,311
	取消判決	255	244	197	204	210	1,110
	取消率（%）	25.3	25.1	22.2	25.6	27.4	25.12
大法院	上告件数	319	323	250	220	211	1,323
	宣告	278	297	276	242	232	1,325
	破棄件数	12	11	20	12	12	67
	破棄率（%）	4.3	3.7	7.2	5.0	5.2	5.08

出処：特許庁、「2020年知的財産白書」

2) 侵害差止請求（民事本案）

2020年の特許権侵害差止請求（民事本案¹³⁴）の受理件数は前年比約8.8%減の93件で、処理件数は前年比約27.5%増の88件となった。特許権侵害差止請求に対する民事一審裁判所の平均処理日数は前年比約95日減の約510.5日で、民事一審裁判所での調停・和解・移送などを除く特許権者の勝訴率は約7.7%であった¹³⁵。

[表 4-3-3] 過去5年間の特許権侵害差止請求の民事本案（一審）処理状況（単位：件、日）

年度	受付 件数	処理件数											平均 処理 日数
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下	訴訟 取下	調停	和解	認諾	移送	その他	合計	
2016	128	5	9	28	-	31	6	1	1	6	32	119	313.7
2017	70	8	10	33	1	12	3	5	-	2	8	82	499.9
2018	70	1	10	25	1	20	3	7	-	-	1	68	543
2019	102	1	9	35	1	14	-	5	-	1	3	69	605.5
2020	93	1	4	28	-	32	1	4	-	10	7	88	510.5
合計	463	16	42	149	3	109	13	22	1	19	51	426	494.5

出処：法院行政処

¹³³ 審決件数は訴訟提起対象審決件数（決定系は棄却・却下された審決件数、当事者系は認諾・棄却・却下された審決件数）

¹³⁴ 本案判決は原告の請求に実質的理由があるか否か、又は上訴による不服の主張に実質的理由があるか否かを判断する終局判決である。

¹³⁵ 勝訴率 = (原告勝+原告一部勝+認諾) / (原告勝+原告一部勝+認諾+原告敗+却下+訴訟取下)

実用新案権侵害差止請求は、知的財産権関連その他の権利に比べて申請件数が非常に低い。2020年、実用新案権侵害差止請求の受理件数は2件で前年に比べて減少しており、処理件数は4件で前年に比べて増加している。実用新案権侵害差止請求に対する民事一審裁判所の平均処理日数は833.3日で前年に比べて増加していることが分かった。

[表 4-3-4] 過去5年間の実用新案権侵害差止請求の民事本案（一審）処理状況（単位：件、日）

年度	受理 件数	処理件数											平均 処理 日数
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下	訴訟 取下	調停	和解	認諾	移送	その他	合計	
2016	18	-	2	1	-	4	-	-	-	3	5	15	157.3
2017	2	-	-	5	-	2	-	1	-	-	-	8	350.1
2018	4	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	153
2019	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	43.0
2020	2	-	3	-	-	1	-	-	-	-	-	4	833.5
合計	29	0	5	6	0	9	0	1	0	3	5	29	307.4

出処：法院行政処

2020年、デザイン権侵害差止請求件数は前年比約25.9%減の20件で、処理件数は前年比約15.8%増の22件であった。デザイン権侵害差止請求に対する民事一審裁判所の平均処理日数は約495.6日で前年に比べて増加している。

[表 4-3-5] 過去5年間のデザイン権侵害差止請求の民事本案（一審）処理状況

(単位：件、日)

年度	受理 件数	処理件数											平均 処理 日数
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下	訴訟 取下	調停	和解	認諾	移送	その他	合計	
2016	37	2	3	1	-	4	3	2	-	-	10	25	149.2
2017	18	3	6	7	-	6	1	5	-	1	1	30	311.3
2018	17	-	4	2	-	3	1	1	-	-	-	11	372
2019	27	-	-	5	-	8	1	2	-	-	3	19	201.8
2020	20	1	7	3	-	3	2	4	-	-	2	22	495.6
合計	119	6	20	18	0	24	8	14	0	1	16	107	306.0

出処：法院行政処

2020年、商標権侵害差止請求の受理件数は前年比約15.9%減の58件で、処理件数も前年比約1.8%減の54件であった。商標権侵害差止請求に対する民事一審裁判所の平均処理日数は前年比約15.4日増の282.5日であった。民事一審裁判所で調停・和解・移送などを除く原告の勝訴率は約43.3%であった。

[表 4-3-6] 過去 5 年間の商標権侵害差止請求の民事本案（一審）の処理状況（単位：件、日）

年度	受理 件数	処理件数											平均 処理 日数
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下	訴訟 取下	調停	和解	認諾	移送	その他	合計	
2016	74	6	6	7	3	12	7	4	-	3	13	61	220.3
2017	39	12	13	11	-	7	4	5	-	2	2	56	299.0
2018	52	3	6	7	1	6	10	7	-	1	-	41	240
2019	69	5	7	8	1	15	3	10	-	3	3	55	267.1
2020	58	4	9	6	-	11	6	7	-	2	8	54	282.5
合計	292	30	41	39	5	51	30	33	0	11	26	267	261.8

出処：法院行政処

3) 侵害差止請求（民事仮処分）

知的財産権を効果的に保護するためには、侵害差止の仮処分¹³⁶申請の役割が重要である。2020 年の特許権侵害差止の仮処分申請の受理件数は前年比約 35.6% 増の 80 件、処理件数は前年比約 37.7% 増の 84 件、仮処分申請の認容率¹³⁷は前年比約 2 ポイント減の 9.5% となった。特許権侵害差止の仮処分申請の平均処理日数は前年比約 38 日減の 125.7 日であった。

[表 4-3-7] 過去 5 年間の特許権侵害差止の仮処分申請の処理状況（単位：件、日）

年度	受理件数	処理件数				平均 処理 日数
		認容	棄却	その他	合計	
2016	64	12	45	19	76	167.9
2017	56	10	29	26	65	148.7
2018	61	9	22	24	55	120
2019	59	7	22	32	61	163.7
2020	80	8	36	40	84	125.7
合計	320	46	154	141	341	145.2

出処：法院行政処

¹³⁶ 仮処分とは、金銭債権以外の請求権に対する執行を保全するために、又は争われている権利関係について臨時の地位を定めるために裁判所が行う一時的な命令をいう。

¹³⁷ 仮処分申請の認容率 = (認容件数) / (総処理件数)

2020年、実用新案権侵害差止の仮処分申請は1件が受理され、2件が処理された。

[表 4-3-8] 過去5年間の実用新案権侵害差止の仮処分申請の処理状況 (単位：件、日)

年度	受理件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	合計	
2016	8	1	11	1	13	101.8
2017	2	-	-	2	2	250.5
2018	6	1	1	4	6	99.0
2019	1	-	-	1	1	50.0
2020	1	-	-	2	2	125.7
合計	18	2	12	10	24	125.4

出処：法院行政処

2020年、デザイン権侵害差止の仮処分申請の受理件数は前年比約40.0%減の21件で、処理件数は前年比約40.5%減の22件であった。仮処分申請の認容率は前年比1.1ポイント増の約22.7%で、デザイン権侵害差止の仮処分申請の平均処理日数は前年比約32日増の131.0日であった。

[表 4-3-9] 過去5年間のデザイン権侵害差止の仮処分申請の処理状況 (単位：件、日)

年度	受理件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	合計	
2016	43	12	17	17	46	72.0
2017	28	7	14	9	30	134.1
2018	32	6	8	14	28	60
2019	35	8	7	22	37	99.2
2020	21	5	9	8	22	131.0
合計	159	38	55	70	163	99.26

出処：法院行政処

2020年、商標権侵害差止の仮処分申請の受理件数は前年比約19%減の51件で、処理件数は前年比約11.3%増の59件であった。仮処分申請の認容率は約17%と前年と同じ水準であった。商標権侵害差止の仮処分申請の平均処理日数は前年比約25.1日増の119.7日となった。

[表 4-3-10] 過去5年間の商標権侵害差止の仮処分申請の処理状況 (単位：件、日)

年度	受理件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	合計	
2016	45	16	23	18	57	86.0
2017	59	9	18	22	49	80.6
2018	38	13	12	17	42	90
2019	63	9	16	28	53	94.6
2020	51	10	15	34	59	119.7
合計	256	57	84	119	260	94.18

出処：法院行政処

4) 損害賠償請求（民事本案）

2020年、知的財産権¹³⁸に対する損害賠償請求訴訟¹³⁹の受理件数は前年比約17%減の668件で、処理件数は前年比約31.8%減の581件であった。民事一審裁判所での調停・和解・移送などを除く損害賠償請求訴訟に対する原告の勝訴率は前年比約0.2ポイント増の約31.6%となった

¹⁴⁰。

[表 4-3-11] 過去5年間の知的財産権損害賠償請求訴訟の処理状況 (単位：件、日)

年度	受理 件数	処理件数										平均 処理 日数	
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下	訴訟 取下	調停	和解	認諾	移送	その他		合計
2016	1,384	81	445	87	19	351	155	265	-	41	19	1,492	192.0
2017	1,755	105	517	89	33	532	105	173	-	105	109	1,796	174.7
2018	1,066	74	351	76	43	456	98	71	-	60	30	1,280	197.1
2019	805	46	156	66	5	375	73	58	-	46	25	852	215.2 ¹⁴¹
2020	668	46	101	77	9	233	35	33	-	26	13	581	250.2
合計	5,678	352	1,570	395	109	1,947	466	600	0	278	196	6,001	205.8

出処：法院行政処

5) 刑事本案

民事事件とは異なり、刑事事件では「商標法」違反に対する公判が圧倒的に多い。2020年時点、産業財産権関連法律違反刑事訴訟の受理人員の約92.1%、処理人員の約92.5%が「商標法」違反に対するものである。「特許法」、「実用新案法」、「デザイン保護法」、「商標法」に違反し、刑事一審裁判所で公判が行われたのは次のとおりである。

¹³⁸ 「損害賠償事件に対する事件名表示の区別」（裁判例規第10644号）が2017年4月1日に施行され、損害賠償（知）事件から「プログラム著作権以外の著作権侵害を原因とした損害賠償請求事件」を除き、「プログラム著作権以外の著作権侵害を原因とした損害賠償請求事件」を表示する事件名「損害賠償（著）」を新設した。2018年からは、知的財産権侵害に対する損害賠償と著作権侵害に対する損害賠償に分けて統計資料を管理している。ただし、2017年以前はこれを区別しなかったため、過去5年間の統計資料を提供する際の統一性のため、損害賠償（知）と損害賠償（著）の数値を合わせて2018年及び2019年の資料を提供する。この統計資料の「知的財産権」という用語には営業秘密侵害に対する損害賠償事件関連の数値は含まれていない。

¹³⁹ 違法な行為により、他人に及ぼした損害を填補して損害がなかったのと同じ状態に復帰させることをいう。

¹⁴⁰ 勝利率 = (原告勝+原告一部勝+履行勧告+認諾) / (原告勝+原告一部勝+履行勧告+認諾+原告敗+却下+訴訟取下)

¹⁴¹ 平均処理日数 = 損害賠償（知）の合計処理件数×損害賠償（知）の平均処理期間 + (損害賠償（著）の合計処理件数) × 損害賠償（著）の平均処理期間 / (損害賠償（知）の合計処理件数 + 損害賠償（著）の合計処理件数)

[表 4-3-12] 過去 5 年間の産業財産権法律違反刑事訴訟の処理状況

(単位：件、月)

違反法律	年度	受理人員	処理人員									平均処理 カ月数
			自由刑	執行 猶予	財産刑	宣告 猶予	無罪	刑の 免除 免訴	公訴 棄却 判決	その他	合計	
特許法	2016	22	1	-	7	-	5	-	1	1	15	9.7
	2017	26	-	4	6	-	6	-	3	1	20	10.6
	2018	14	-	2	5	1	3	-	-	7	18	13.2
	2019	10	-	3	-	-	5	-	7	-	15	16.7
	2020	22	-	3	4	-	4	-	3	1	15	11.5
実用 新案法	2016	2	-	1	1	-	1	-	-	-	3	16.6
	2017	3	-	-	-	-	-	-	-	2	2	5.5
	2018	2	-	-	2	-	2	-	-	-	4	9.36
	2019	1	-	-	2	-	-	-	-	-	2	3.1
	2020	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
デザイン 保護法	2016	24	-	1	7	-	4	-	2	1	15	6.7
	2017	30	-	7	14	-	2	-	-	4	27	8.9
	2018	31	-	-	15	-	6	-	1	3	25	6.5
	2019	16	-	2	14	-	13	-	-	2	31	12.8
	2020	11	-	3	5	-	4	-	3	2	17	8.7
商標法	2016	873	74	257	403	17	23	-	-	116	890	3.3
	2017	590	62	178	289	16	12	-	-	61	618	3.9
	2018	341	36	170	160	2	21	1	-	16	406	4.6
	2019	324	31	109	164	2	17	-	-	15	338	4.6
	2020	363	24	111	159	2	7	-	-	23	331	4.8

出処：法院行政処

(2) 著作権訴訟

1) 侵害差止請求（民事本案）

2020 年、著作権に対する侵害差止請求の受理件数は前年比約 11.6% 増の 48 件で、処理件数は前年と同じ 36 件であった。民事一審裁判所での調停・和解・移送などを除く著作権者の勝訴率は約 43.5% となった¹⁴²。著作権侵害差止請求に対する民事一審裁判所の平均処理日数は前年比 52.4 日増の 419.7 日であった。

¹⁴² 勝利率 = (原告勝+原告一部勝+認諾) / (原告勝+原告一部勝+認諾+原告敗+却下+訴訟取下)

[表 4-3-13] 過去 5 年間の著作権侵害差止請求の民事本案（一審）の処理状況（単位：件、日）

年度	受理 件数	処理件数											平均 処理 日数
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下	訴訟 取下	調停	和解	認諾	移送	その他	合計	
2016	48	4	11	3	-	7	1	6	-	2	6	40	239.9
2017	37	5	4	14	-	9	1	6	-	2	1	42	345.4
2018	42	1	15	7	-	9	2	4	-	2	3	43	387
2019	43	2	9	10	-	6	1	3	-	2	3	36	367.3
2020	48	1	9	5	-	8	3	4	-	4	2	36	419.7
合計	218	13	48	39	0	39	8	23	0	12	15	197	351.9

出処：法院行政処

2) 侵害差止請求（民事仮処分）

2020 年、著作権に対する仮処分申請の受理件数は前年比約 28.1%減の 23 件で、処理件数は前年と同じ 28 件であった。著作権侵害差止の仮処分申請の認容率は約 35.7%¹⁴³、著作権侵害差止の仮処分申請の平均処理日数は前年比約 48.7 日増の 135.5 日であった。

[表 4-3-14] 過去 5 年間の著作権侵害差止の仮処分申請の処理状況（単位：件、日）

年度	受理件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	合計	
2016	44	12	22	14	48	88.1
2017	36	6	15	12	33	108.1
2018	30	8	16	9	33	105
2019	32	12	4	12	28	86.8
2020	23	10	12	6	28	135.5
合計	165	48	69	53	170	104.7

出処：法院行政処

3) 刑事本案

2020 年、「著作権法」に違反して刑事一審裁判所で受理した人員は 313 人で、314 人に対する公判が行われた。

¹⁴³ 仮処分申請の認容率 = (認容件数) / (総処理件数)

[表 4-3-15] 過去 5 年間の「著作権法」違反刑事訴訟の処理状況

(単位：件、月)

年度	受理人員	処理人員									平均 処理 カ月数
		自由刑	執行 猶予	財産刑	宣告 猶予	無罪	刑の 免除 免訴	公訴 棄却 判決	その他	合計	
2016	456	10	37	244	22	22	-	50	40	425	6.7
2017	366	10	47	319	20	25	-	40	54	515	7.9
2018	371	11	54	166	10	37	-	58	29	365	6.3
2019	322	6	51	153	8	15	3	53	42	331	5.6
2020	313	26	28	124	9	22	-	59	44	314	5.9
合計	1,828	63	217	1,006	69	121	3	260	209	1,950	6.48

出処：法院行政処

(3) 営業秘密訴訟

1) 侵害差止請求（民事本案）

2020 年、営業秘密侵害行為民事本案差止請求事件の受理件数は前年比 22.2%減の 21 件で、処理件数は前年比 31.3%減の 11 件であった。平均処理日数は前年比約 8 日増の 498.3 日で、勝訴率は 30%となった。

[表 4-3-16] 過去 5 年間の営業秘密侵害差止請求の民事本案（一審）の処理状況

(単位：件、日)

年度	受理 件数	処理件数											平均 処理 日数
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下	訴訟 取下	調停	和解	認諾	移送	その他	合計	
2016	26	-	4	8	-	3	-	1	-	-	6	22	487.3
2017	20	-	3	7	-	3	2	-	-	1	4	20	340.0
2018	20	1	3	8	-	5	-	1	-	2	-	20	498
2019	27	-	3	6	-	1	1	3	-	2	-	16	490.3
2020	21	-	3	5	-	32	1	4	-	10	7	11	498.3
合計	114	1	16	34	0	44	4	9	0	15	17	89	462.8

出処：法院行政処

2) 侵害差止請求（民事仮処分）

2020年、営業秘密に対する仮処分申請の受理件数は前年比約2.9%減の34件で、処理件数は前年比約14.3%増の32件であった。2019年の営業秘密侵害差止の仮処分申請の認容率は約18.8%¹⁴⁴、著作権侵害差止の仮処分申請の平均処理日数は前年比約12.4日増の125.7日であった。

[表 4-3-17] 過去5年間の営業秘密侵害差止の仮処分申請の処理状況（単位：件、日）

年度	受理件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	合計	
2016	34	5	21	12	38	127.3
2017	27	3	12	10	25	74.2
2018	18	4	12	8	24	144
2019	35	5	15	8	28	113.3
2020	34	6	22	4	32	125.7
合計	148	23	82	42	147	116.9

出処：法院行政処

3) 刑事本案

2020年、「不正競争防止法」に違反して刑事一審裁判所で受理した人員は150人であり、115人に対する公判が行われた。

[表 4-3-18] 過去5年間の「不正競争防止法」違反刑事訴訟の処理状況（単位：件、日）

年度	受理 人員	処理人員									平均 処理 日数
		自由刑	執行 猶予	財産刑	宣告 猶予	無罪	刑の 免除 免訴	公訴 棄却 判決	その他	合計	
2016	113	14	81	36	1	34	1	-	5	172	457
2017	126	10	57	44	3	45	-	-	8	167	460
2018	118	9	25	37	1	27	-	1	4	104	326
2019	108	12	34	36	-	13	-	-	3	98	304
2020	150	13	26	45	-	25	-	-	4	115	369
合計	615	58	223	198	5	144	1	1	24	656	383

出処：法院行政処

¹⁴⁴ 仮処分申請の認容率 = (認容件数) / (総処理件数)

2020年、「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」に違反して刑事一審裁判所で受理した人員は21人で、14人に対する公判が行われた。

[表 4-3-19] 過去5年間の「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」違反刑事訴訟の処理状況 (単位：件、日)

年度	受理人員	処理人員									平均処理日数
		自由刑	執行猶予	財産刑	宣告猶予	無罪	刑の免除 免訴	公訴棄却 判決	その他	合計	
2016	15	-	1	-	-	-	-	-	-	1	10.7
2017	13	2	1	-	-	-	-	-	1	4	6.6
2018	30	-	4	1	-	4	-	-	6	15	13.7
2019	29	1	8	3	-	1	-	-	2	15	7.7
2020	21	-	10	1	-	3	-	-	-	14	21.13
合計	108	13	24	5	0	8	0	0	9	49	11.9

出処：法院行政処

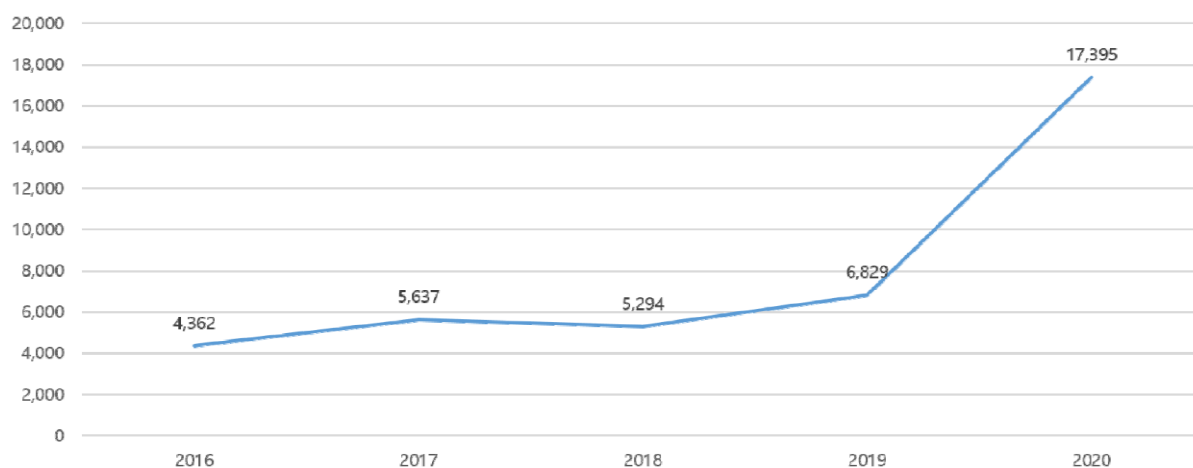
2. 代替的紛争解決制度

代替的紛争解決（ADR¹⁴⁵）制度とは、訴訟ではなく当事者の合意によって紛争を解決する制度を意味する。訴訟に比べてコストが安く、事件が迅速に処理され、該当事件の具体的な実情に合った柔軟な解決策を模索することができる。さらに、代替的紛争解決制度は非公開で進めることができるため、個人情報や営業秘密が保護される利点もある。

また、知的財産分野における代替的紛争解決制度は、当該分野の専門家が自分の専門的な知識と経験で紛争当事者間の対話と妥協を誘導することで、紛争を効率的に解決できる¹⁴⁶。代替的紛争解決制度を遂行する行政機関や団体は、調停機関や仲裁機関を設置し、この機関には当事者間の紛争の合意を誘導する権限が与えられる¹⁴⁷。

知的財産関連紛争調停、又は仲裁を支援する機関としては、産業財産権紛争調停委員会、著作権委員会、コンテンツ紛争調停委員会、産業技術紛争調停委員会、中小企業技術紛争調停・仲裁委員会がある。この機関に対する知的財産関連紛争調停申請件数は毎年、着実に増加しており、2020年には前年比約254.7%に大きく増加している。

[図 4-3-1]各紛争調停委員会の件数変化の推移



¹⁴⁵ Alternative Dispute Resolution. ADRは「裁判外の紛争解決」、「訴訟代替的紛争解決」、「訴訟に代える紛争解決」などと解釈されている。[カン・スミ、「行政型ADRの状況と改善策」、「仲裁研究」第25巻第4号、韓国仲裁学会、2015、52頁]

¹⁴⁶ 知的財産権紛争中の特許権は、ほとんどが技術に関するものであるため、当該分野に詳しい専門的な知識を持つ者による紛争解決が専門性があるといえる。[ユン・ソンヒ、「ADRにおける知的財産権紛争-仲裁・調停を中心に」、「仲裁研究」第13巻第1号、韓国仲裁学会、2003、136頁]

¹⁴⁷ 講学上、このADRを「司法型ADR」及び「民間型ADR」と区別して「行政型ADR」という。行政型ADRは、法律に基づいて行政機関やその傘下機関に設置された紛争解決機関で事案間の紛争を解決するために行うADRを意味する、つまり、行政機関などが自分の費用をかけて事案間の紛争を解決する手続きを行政型ADRという。[キム・サンチャン、「韓国行政型ADR制度の活性化策」、「法学研究」第46巻、韓国法学会、2012、216頁]

[表 4-3-20]5 つの紛争調停委員会の処理件数

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
産業財産権紛争調停委員会	47	57	53	45	70	272
韓国著作権委員会	96	97	137	122	90	542
コンテンツ紛争調停委員会	4,199	5,464	5,084	6,638	17,202	38,587
産業技術紛争調停委員会	3	-	1	3	3	10
中小企業技術紛争調停仲裁委員会	17	19	19	21	30	106
合計	4,362	5,637	5,294	6,829	17,395	39,517

出処：各委員会

(1) 産業財産権紛争調停委員会

産業財産権紛争調停委員会の紛争申請は、産業財産権関連紛争が発生して当事者が調停を申請する場合と検察が刑事と連携して付託する場合に分けられる。当事者が申請する場合は、当事者が申請書と回答書を作成するなど、紛争解決の手続きに直接参加させて相互合意を導く機能を果たす¹⁴⁸。

同委員会による調停費用は無料で、非公開で行われ、3カ月以内に処理される。調停対象は出願を含む産業財産権、職務発明、技術上の情報に関する営業秘密に対する紛争である¹⁴⁹。ただし、産業財産権の無効及び取消可否、権利範囲の確認などに関する判断のみを要請する事項は調停の申請対象から除外される¹⁵⁰。産業財産権の出願人、権利者、実施権者、使用権者、職務発明者、技術上営業秘密保有者及び当該権利の実施、職務発明又は営業秘密と直接的な利害関係がある者は、同委員会に紛争調停を申請する資格を持つ¹⁵¹。

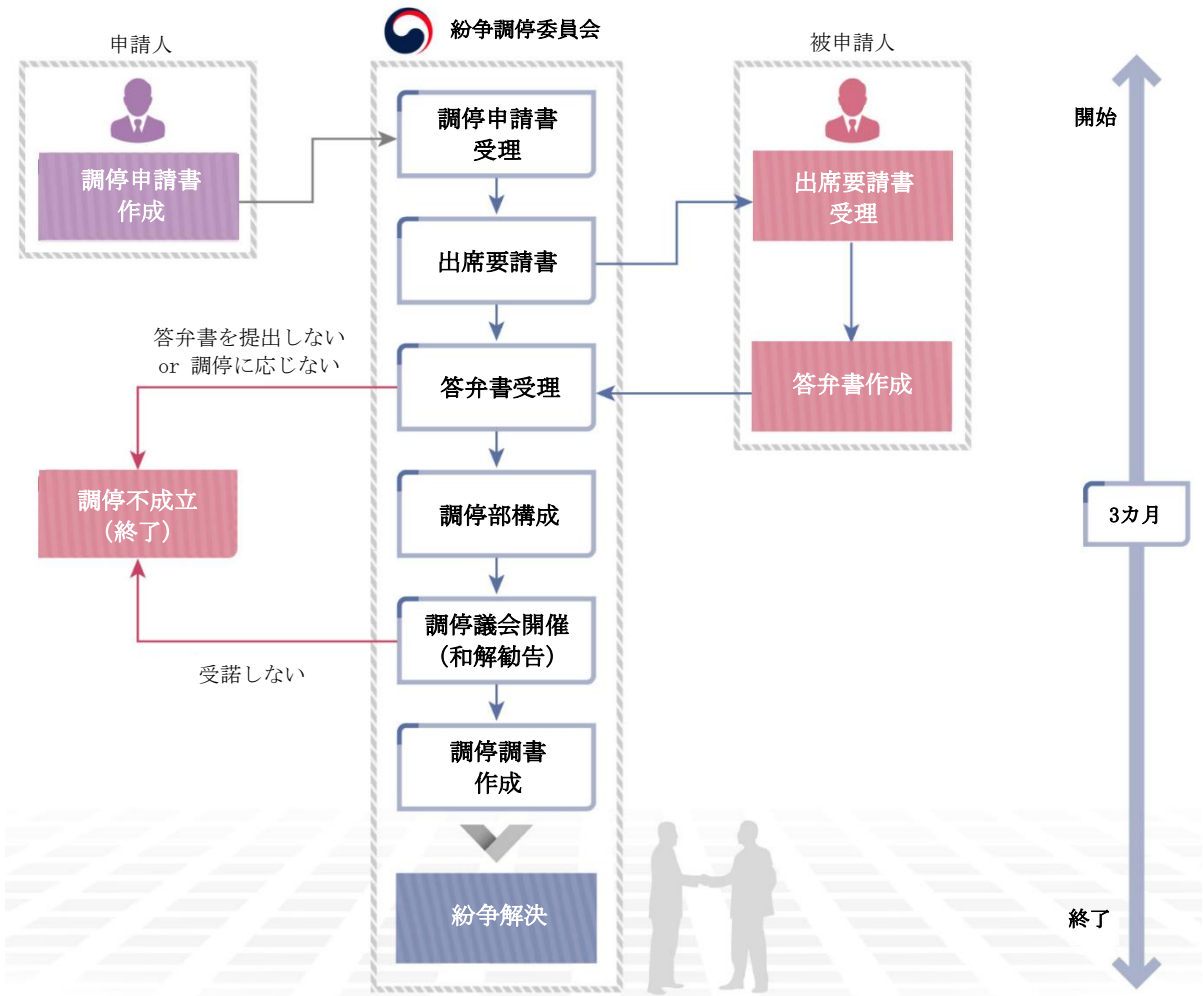
¹⁴⁸ 産業財産権紛争調停委員会のウェブサイト (<http://koipa.re.kr/adr>)

¹⁴⁹ 「発明振興法」第41条第1項

¹⁵⁰ 「発明振興法」第44条

¹⁵¹ 「発明振興法」第43条の2第1項

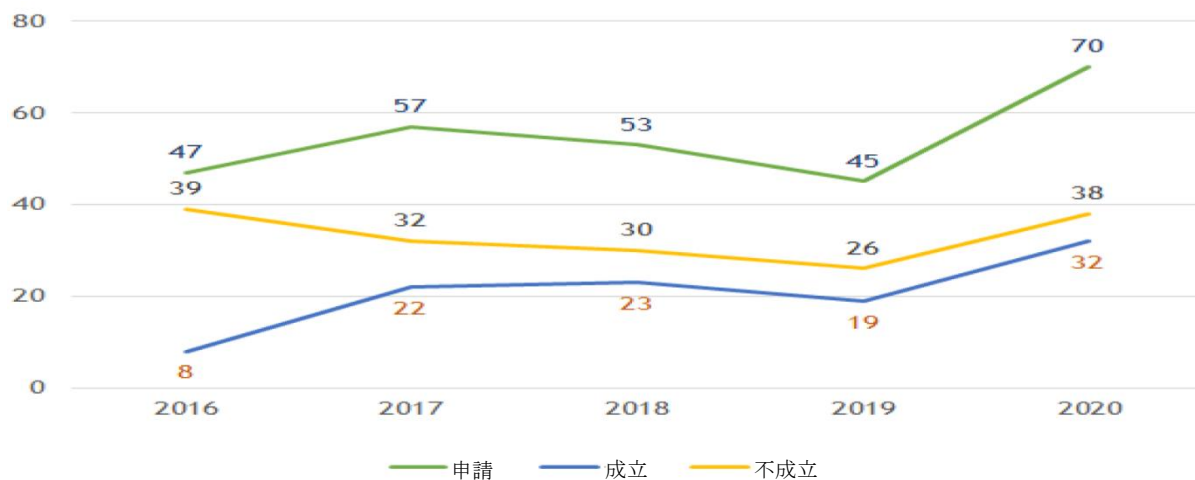
[図 4-3-2] 産業財産権紛争委員会の調停手続



出処：韓国知的財産保護院ウェブサイト (www.koipa.re.kr)

同委員会が受理した紛争調停申請件数は 2013 年までは年間 2～3 件に過ぎなかったが、2016 年以降は 40 件以上受理している。2020 年には受理した紛争調停申請 70 件のうち 32 件に対して調停が成立した。産業財産権紛争調停の種類を見ると、商標関連事件が他の権利に対する紛争より相対的に多くなっている。

[図 4-3-3] 過去 5 年間の産業財産権紛争調停委員会への調停申請件数と成立件数



出処：産業財産権紛争調停委員会

[表 4-3-21] 過去 5 年間の産業財産権調停対象及び申請種類別の利用件数

区分	2016		2017		2018		2019		2020		合計	
	申請	調停成立	申請	調停成立	申請	調停成立	申請	調停成立	申請	調停成立	申請	調停成立
商標	30	2	23	7	25	16	32	14	25	18	135	57
デザイン	8	1	10	9	13	7	3	1	10	7	44	25
特許	8	5	23	6	3	-	7	4	23	2	64	17
職務発明	1	-	1	-	5	-	3	-	5	3	15	3
営業秘密	-	-	-	-	7	-	-	-	2	-	9	0
不正競争	-	-	-	-	-	-	-	-	5	2	5	2
合計	47	8	57	22	53	23	45	19	70	32	272	104

出処：産業財産権紛争調停委員会

産業財産権紛争調停委員会は 2015 年 3 月から検察と刑事連携調停を継続的に推進してきており、2017 年から全国的に拡大して施行している。2015 年から 2020 年まで検察から産業財産権紛争調停委員会へ 69 件が付託され、そのうち 24 件に対する調停が成立した。

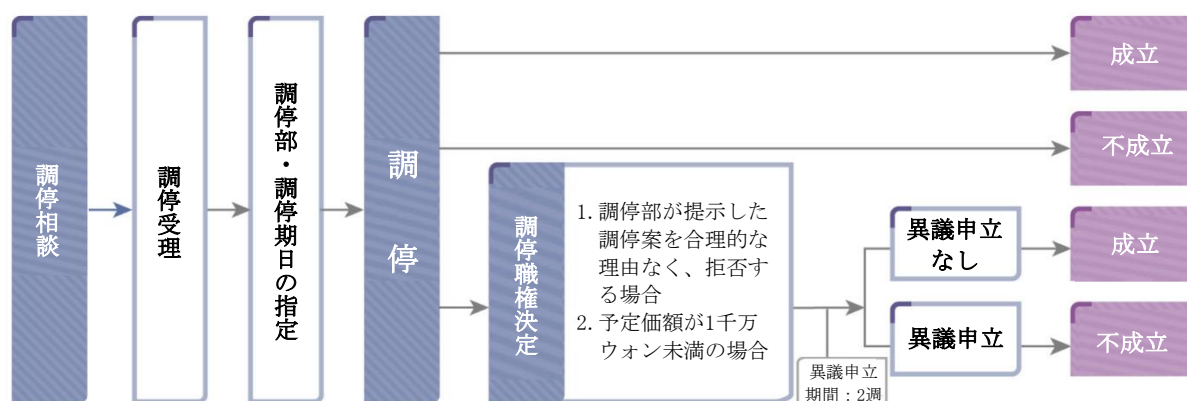
(2) 韓国著作権委員会著作権紛争調停部

韓国著作権委員会は「著作権法」第 113 条第 2 号に基づき、著作権紛争を効率的に解決するために調停部を運用している。調停部は調停委員 3 人からなる 7 つの合意部と調停委員 1 人からなる 7 つの単独調停で構成され、調停委員は法曹界、産業界、学界など著作権関連分野の専門家で、各調停部は弁護士資格を有する一人の調停委員を含んでいる。

当事者間で合意された事項を調停調書に記載することで調停が成立する。調停調書は裁判上の和解と同一の効力を有するため、合意された事項が履行されない場合、別途の裁判手続なしで強制執行が可能である。

2020 年 8 月、当事者間で円満な合意が成立しない著作権紛争事件を迅速かつ効率的に解決するために、韓国著作権委員会の 3 人以上の調停部が職権で調停に代える決定を下すことができる「職権調停決定」制度が導入された。委員会の調停部は「調停部が提示した調停案をどちらかの当事者が合理的な理由もなく拒否した場合」又は「紛争調停予定価額が 1 千万ウォン未満の場合」に当事者の利益やその他のすべての事情と申請趣旨に反しない限度で職権で調停に代える決定を下すことができる。ただし、紛争当事者が職権調停決定に不服する場合、決定書の正本を送達された日から 2 週間以内に不服事由を具体的に明らかにし、書面で調停に異議申立をすることができ、この場合、その決定は効力を喪失することになる。

[図 4-3-4]韓国著作権委員会の調停手続



出处：韓国著作権委員会ウェブサイト (www.copyright.or.kr)

著作権紛争調停は著作者人格権、著作財産権、著作隣接権、補償金に関する紛争を対象とする。調停費用は申請趣旨¹⁵²により決定される。2020 年、同委員会に対する調停申請件数は 84 件であり、繰越された 6 件を合わせると計 90 件の調停が行われ、そのうち 31 件が成立した。

¹⁵² 申請趣旨とは、申請人が当該調停から得ようとする結果を意味し、金額に換算できる旨の場合は当該金額を、換算できない場合は請求数を基準に算定する。被申請者が複数人の場合、被申請人別に申請人がそれぞれ請求した金額をすべて合算して調停費用を算定する。

[表 4-3-22] 過去 5 年間の韓国著作権委員会の調停処理件数

区分	受理			処理状況						
	前年 繰越	新規	合計	成立	不成立	取下	その他	進行	合計	成立率 (%)
2016	16	80	96	35	38	18	-	5	96	48.0
2017	5	92	97	23	27	31	2	14	97	46.0
2018	14	123	137	22	55	54	-	6	137	26.8
2019	6	116	122	38	64	14	-	6	122	37.3
2020	6	84	90	31	18	13	4	24	90	63.3

出処：韓国著作権委員会

タイプ別には語文、美術、編集著作物の割合が高くなっている。

[表 4-3-23] 過去 5 年間の韓国著作権委員会の分野別調停申請件数

区分	語文	音楽	演劇	美術	建築	写真	映像	図形	編集	2 次的 著作物	著作 隣接物	データ ベース	コンピ ュータ ープロ グラム	合計
2016	28	9	-	11	-	9	1	-	2	1	-	-	19	80
2017	66	7	-	2	-	5	-	-	2	-	-	1	9	92
2018	49	10	-	10	-	8	6	-	4	-	-	-	36	123
2019	15	6	-	11	-	41	4	1	6	-	-	2	30	116
2020	33	9	-	12	-	6	5	-	12	-	-	-	7	84

出処：韓国著作権委員会ウェブサイト (www.copyright.or.kr)

韓国著作権委員会は 2013 年からソウル中央・南部・東部・西部地方法院と業務提携を締結し、著作権などの知的財産分野に特化した裁判所連携調停を行っている。裁判所連携型調停¹⁵³とは、訴訟中の事件の早期解決のために裁判所の本案裁判部が弁論期日以前、又は本格的な裁判開始前に事件を外部紛争解決機関の調停に付託すれば裁判官ではない外部の専門家が主導して調停を行うことをいう。

[表 4-3-24] 過去 5 年間の裁判所連携型著作権調停処理件数

区分	受付			処理状況						
	前年 繰越	新規	合計	成立	不成立	取下	その他	進行	合計	成立率 (%)
2016	13	100	113	35	48	14	6	10	113	42.2
2017	10	70	80	23	27	16	7	7	80	46.0
2018	7	153	160	20	81	26	5	28	160	19.9
2019	28	173	201	40	91	20	1	49	201	30.5
2020	49	92	141	21	58	13	9	40	141	26.6

出処：韓国著作権委員会

¹⁵³ 早期調停 (early mediation) ともいう。

(3) コンテンツ紛争調停委員会

「コンテンツ産業振興法」第 29 条乃至第 36 条に基づいて設立されたコンテンツ紛争調停委員会は、コンテンツ取引及び利用に関する紛争の事前防止及び事後解決を支援する。

同委員会は委員長 1 名を含む 30 名の調停委員からなり、調停委員は法曹係・学界・コンテンツ産業界及び利用者保護団体などに所属する者の中、文化体育部長官の委嘱によって決まる。同委員会は専門分野別にゲーム、映像、知識情報、漫画・キャラクターの 4 つの分科に分かれて運用されている。

同委員会の調停対象となる紛争は、コンテンツ事業者間、コンテンツ事業者と利用者間、コンテンツ利用者間のコンテンツ取引及び利用に関する紛争である。著作権に関する紛争は「著作権法」に従い、放送通信に関する紛争中「放送法」第 35 条の 3 に基づく調停対象となる、又は「電気通信事業法」第 45 条に基づく調停の対象となる紛争は、各該当法律規定に従う。

[図 4-3-5] コンテンツ紛争調停委員会の調停手続



出処：コンテンツ紛争調停委員会ウェブサイト (www.kcdrc.kr)

コンテンツ事業又はその利用に関連する被害の救済と紛争の調停を受けようとする者が調停委員会に紛争の調停を申請すると、同委員会は紛争調停申請を受けた日から60日以内に調停案を作成し、紛争当事者に勧告しなければならない。当事者が提示された調停案を受け入れれば、調停委員会は当事者間に合意された事項を記載した調停書を作成する。当事者が調停案を受け入れ、同委員会が調停書を作成して当事者に通知した場合、その紛争調停の内容は裁判上の和解と同一の効力を有する。

同委員会への調停申請件数は2015年以降継続的に増加傾向にあり、2020年には前年比約160%増の17,202件であった。

[表 4-3-25] 過去5年間の年度別コンテンツ紛争調停委員会の調停処理状況

区分	調停申請 ¹⁵⁴				調停処理の結果									
	B2C	B2B	C2C	計	調停 取下	調停 拒否 ¹⁵⁵	関連 機関 移牒 ¹⁵⁶	調停 不可能 ¹⁵⁷	調停 不成立 (1) ¹⁵⁸	調停前 合意	調停会議の 結果		進行	計
											成立	不成立 (2) ¹⁵⁹		
2016	3,961	199	39	4,199	695	513	106	927	825	1,004	52	77	-	12,597
2017	5,318	134	12	5,464	779	870	202	1,752	890	893	25	53	-	16,392
2018	4,839	225	20	5,084	706	1,186	125	1,536	609	813	41	68	-	15,252
2019	6,345	272	21	6,638	879	1,236	189	2,231	613	1,388	30	72	-	19,914
2020	16,967	222	13	17,202	3,335	2,369	85	6,210	1,668	3,475	12	48	-	51,606
合計	37,430	1,052	105	35,587	6,394	6,174	707	12,656	4,605	7,573	160	318	-	115,761

出处：コンテンツ紛争調停委員会

コンテンツ分野別に調停申請状況を見ると、2020年に同委員会が処理した事件はゲーム分野の割合が約92.68%で最も高く、次いで知識情報分野が約1.74%であった¹⁶⁰。

¹⁵⁴ B2C（事業者と利用者間の紛争）、B2B（事業者間の紛争）、C2C（利用者間の紛争）

¹⁵⁵ 訴訟中の事件、他機関に調停を申請した場合、事実関係が異なるか利害関係者でない場合で、コンテンツ紛争調停委員会事務局が調停拒否として終了した場合

¹⁵⁶ コンテンツ紛争ではない紛争の場合、該当機関に移牒して処理することができ、この場合は調停申請が移牒された機関及び理由を申請人に通知する。

¹⁵⁷ 当事者の所在不明、連絡切れ、被申請人の廃業及び破産など調停手続の進行が不可能な事由が発生した場合は調停を終了し、その事実を当事者に通知する。

¹⁵⁸ 調停中、当事者のいずれかが訴訟を提起したり、当事者のいずれかが調停会議への出席を拒否するなど、調停進行に応じず、調停が終了した場合

¹⁵⁹ 調停案の受諾を拒否する、又は調停案が導出されずに調停を終了した場合

¹⁶⁰ 2020年、ゲームジャンルの調停申請件数が著しく増加した。これは、バグ及び違法プログラム使用などと推定される利用者のアカウント停止に対する集团的調停申請によるものと推定される。〔コンテンツ紛争調停委員会、2021コンテンツ紛争調停事例集〕

[表 4-3-26] 過去 5 年間のコンテンツ分野別調停申請の受理件数

区分		2016	2017	2018	2019	2020	計
ゲーム	-	3,368	4,772	3,849	4,788	15,943	32,720
映像	音楽	42	50	40	57	73	262
	映画	14	27	34	34	122	231
	アニメーション	13	3	7	4	4	31
	放送	39	84	492	573	167	1,355
	広告	61	31	34	58	142	326
知識情報	知識情報	106	208	230	465	300	1,309
	コンテンツソリューション	65	71	79	157	187	559
キャラクターなど	漫画	8	14	13	9	9	53
	キャラクター	1	6	9	7	1	24
	公演	243	12	25	65	27	372
	出版	13	4	15	4	2	38
その他		226	186	257	417	225	1,311
合計		4,199	5,468	5,084	6,638	17,202	38,591

出処：コンテンツ紛争調停委員会

コンテンツ紛争調停事件の種類及び部門別の受理件数を見ると、コンテンツユーザーの利用制限が 17,202 件のうち 4,879 件と最も多く、次いで決済キャンセル・解約・解除の調停件数 4,354 件、コンテンツ及びサービス問題 3,261 件の順であった。

[表 4-3-27] 2020 年コンテンツ紛争調停事件の種類及び部門別受理件数

区分	ゲーム	映像	知識情報	キャラクターなど	その他	総合	
						計	割合 (%)
決済キャンセル/解約/解除	4,032	154	139	18	11	4,354	25.31
技術的保護措置の不備	522	10	28	1	49	610	3.55
未成年者の支払い	2,100	30	20	1	1	2,152	12.51
不当な課金請求	52	139	91	0	5	287	1.67
ユーザーの利用制限	4,824	16	38	0	1	4,879	28.36
アイテム/キャッシュの取引・利用被害	652	15	37	1	1	706	4.10
約款運用政策	394	21	35	1	1	452	2.63
情報提供要請など	6	14	8	1	5	34	0.20
コンテンツとサービス問題	3,206	17	35	0	3	3,261	18.96
コンテンツ制作/契約不履行	7	55	31	16	0	109	0.63
虚偽、誇張広告	99	20	14	0	2	135	0.78
その他	48	17	11	0	147	223	1.30
合計	15,942	508	487	39	226	17,202	100.00

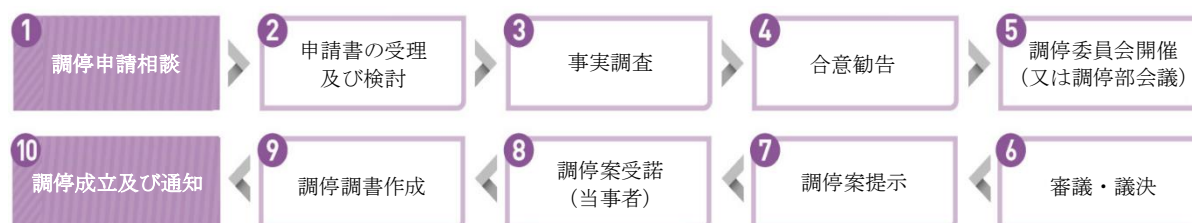
出処：コンテンツ紛争調停委員会

(4) 産業技術紛争調停委員会

産業技術紛争調停委員会は「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第23条に基づいて運用され、韓国産業技術保護協会に事務局を置いている¹⁶¹。同委員会は委員長1人を含めて15人の技術的・法律的専門家及び技術保護担当公務員などからなっており、調停委員の任期は3年で、再任できる。

2013年11月に発足した本委員会の調停対象は「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第2条に基づき、各法律により指定、告示、公告、認証された産業技術の流出・侵害に対する紛争を扱い、2019年12月までに15件の調停申請を受け、事実調査、合意勧告、意見聴取などの調停手続を進めた。

[図 4-3-6] 産業技術紛争調停委員会の調停手続



出处：産業技術保護協会ウェブサイト (www.kaits.or.kr)

[表 4-3-28] 過去5年間の産業技術紛争調停の申請・処理件数

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
調停申請	3	-	1	3	3	10
調停申請の結果	調停前合意	-	-	-	-	0
	申請人取下	3	-	1	2	3
	調停拒否	-	-	-	-	0
	調停不成立	-	-	-	1	-

出处：韓国産業技術保護協会

産業技術紛争調停委員会は紛争調停だけでなく、技術流出被害企業、又は被害予想企業に技術的、法律的相談・諮問で被害を最小限に抑えることができる対応策及び今後のセキュリティ向上のための措置事項などを提示することで、紛争の事前防止のためにも取り組んでいる。

¹⁶¹ 産業セキュリティ情報図書館ウェブサイト (www.is-portal.net)

(5) 中小企業技術紛争調停・仲裁委員会

中小企業技術紛争調停・仲裁委員会は「中小企業の技術保護支援に関する法律」第23条に基づき、中小企業が保有する技術に関わる紛争を迅速に調停及び仲裁するために設立された¹⁶²。

[図 4-3-7] 中小企業技術紛争調停・仲裁委員会調停・仲裁の効力



出処：中小ベンチャー企業部ウェブサイト (www.ultari.go.kr)

中小企業技術紛争調停・仲裁委員会は、委員長1人を含む50人以内の委員からなり、委員は大学や公認の研究機関で副教授以上、又はそれに相当する職に在職している者又は在職した者として、技術又は情報保護関連分野の専攻者、4級又は4級相当以上の公務員又はこれに相当する公共機関の職に在職していた又は在職した者として、中小企業の技術保護に関する経験の保有者、判事又は検事、弁護士、弁理士、公認会計士又は技術士、技術取引士、その他中小企業の技術保護に関する学識と経験が豊富な者の中、小中小ベンチャー企業部長官の委嘱によって決まる¹⁶³。3～5人の委員からなる調停部又は仲裁部が非公開の調停・仲裁で迅速かつ円満な紛争解決を支援する。委員会の調停合意及び仲裁裁判に対して履行しない場合、事件当事者は管轄裁判所から強制執行判決を受けて執行することができる。過去5年間(2016～2020年)の中小企業技術紛争調停の受理件数は106件であり、このうち6件の調停が成立した。

[表 4-3-29] 過去5年間の中小企業技術紛争の調停・仲裁事件処理件数

区分		2016	2017	2018	2019	2020	合計	
受理		17	19	19	21	30	106	
進行		-	-	-	-	-	0	
調停状況 (終了)	調停案 提示	成立	6	2	3	2	6	19
		不成立	8	7	9	7	5	36
		計	14	9	12	9	11	34
	その他	申請人取下	2	3	-	1	0	6
		調停中止	1	7	7	11	19	45
計		3	10	7	12	19	51	

出処：中小ベンチャー企業部

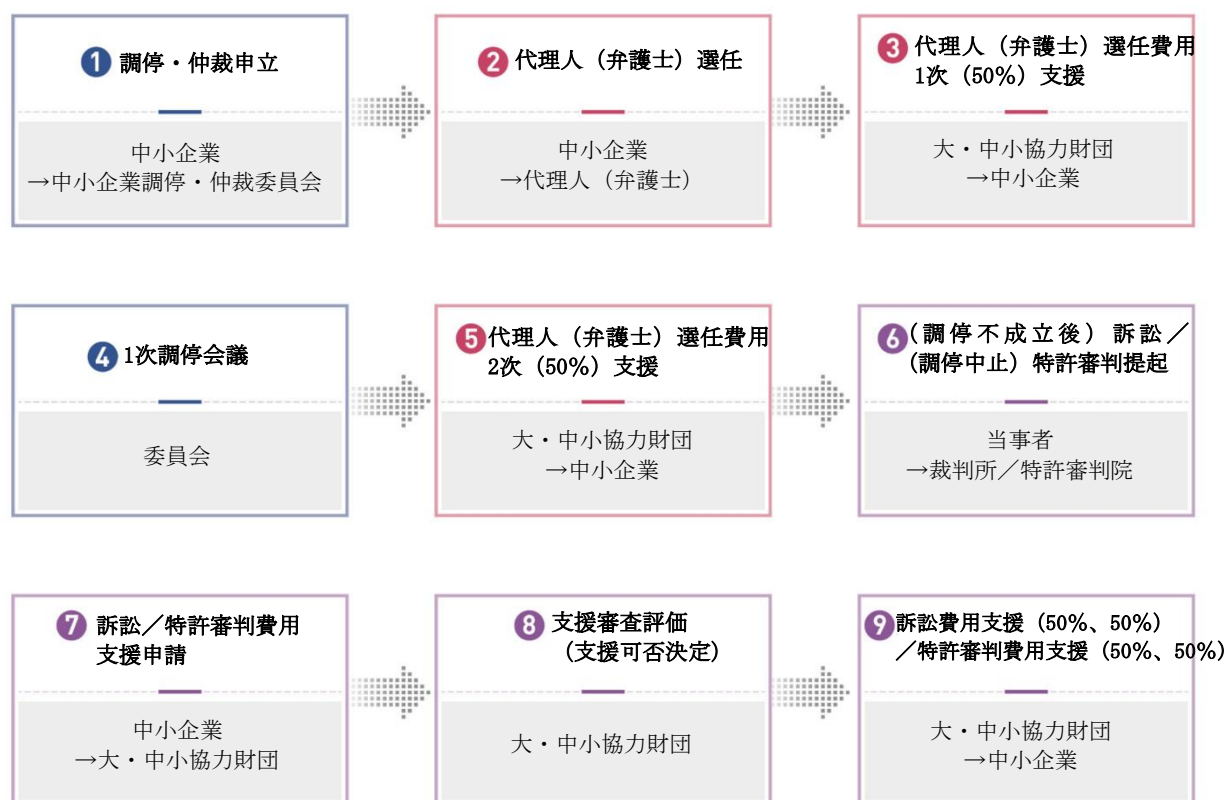
¹⁶² 技術保護ウルタリのウェブサイト (www.ultari.go.kr)

¹⁶³ 「中小企業の技術保護支援に関する法律」第23条第4項

中小企業技術紛争調停・仲裁委員会は2015年10月から裁判所と連携して調停制度を施行している。同委員会はソウル中央地方法院（2015.10）、ソウル西部地方法院（2015.12）、ソウル南部地方法院（2016.10）、ソウル東部地方法院（2016.11）と協約を締結した。また、検察とも業務提携（2019.11）を締結し、検察捜査事件を委員会に連携して調停事件を処理している¹⁶⁴。

中小企業技術紛争調停・仲裁委員会は紛争事件に対する法律及び技術保護専門家の諮問、損害賠償額の算定などに必要な技術価値評価費用、代理人選任費用なども支援する。これとともに、相手企業の技術侵害の可能性が高いと認められたが、調停が成立せずに民事訴訟を提起した被害企業を対象に最大1,500万ウォン（被申請企業が中堅・大企業の場合、最大2,000万ウォン）の訴訟費用を支援している。

[図 4-3-8] 中小企業技術紛争調停申請企業の法律代理人・訴訟費用の支援手続



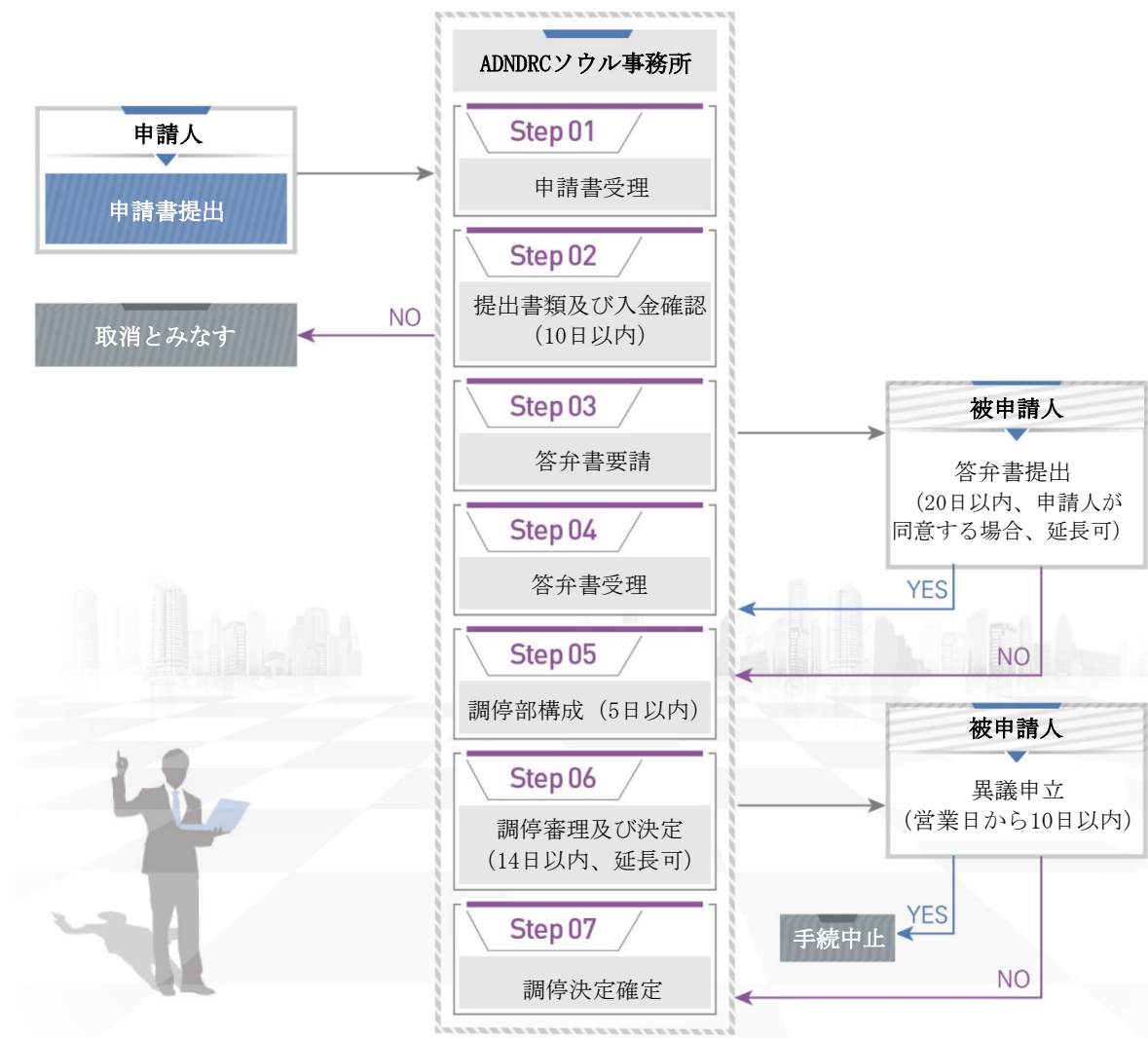
(6) インターネットアドレス紛争調停委員会

「インターネットアドレス資源に関する法律」第16条に基づいて設立されたインターネットアドレス紛争調停委員会は、インターネットアドレスの登録、保有、使用に関わる紛争調停を専

¹⁶⁴ 事件の担当検事が当事者に技術紛争調停・仲裁委員会への申請を勧誘し、両当事者の同意の下に告訴人（中小企業）が調停を申請すれば、中小ベンチャー企業部では検察から付託された事件別に調停部を構成し、調停部会議で調停案を導出する。当事者の同意の下に検察捜査資料（検察意見書など）を技術紛争調停・仲裁委員会に共有して調停部の事件を把握し、調停案の導出などに積極的に活用できる。

門担当している。インターネットアドレス紛争調停委員会は委員長を含む 30 人以内の委員からなり、申請人又は被申請人の選択により、委員のうちの 1 人又は 3 人からなる調停部を置き、紛争調停事件を審議し決定する。

[図 4-3-9]インターネットアドレス紛争調停委員会の一般ドメインの紛争手続



出处：インターネットアドレス紛争調停委員会ウェブサイト (www.idrc.co.kr)

調停部は、「インターネットアドレス資源に関する法律」第 18 条の 2 上の判断基準に基づき、当該インターネットアドレスに対して移転・抹消又は棄却決定を下す。調停部の決定書が届いた後、被申請人が異議を申し立てないと、インターネットアドレス紛争調停委員会の調停案を受け入れたと見なされ、申請人はインターネットアドレス紛争調停委員会事務局にその調停決定内容の実行を要請することができる。

2005 年 2 月から韓国の国家ドメイン（国別コードトップレベルドメイン）「.kr」と結合されたドメイン名の紛争調停事件に対する申請を受け、2020 年には 19 件の申請があり、19 件に対して調停決定を下した。

[表 4-3-30] 過去 5 年間の国家ドメイン名紛争調停の申請・処理件数

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計	
調停申請	40	33	35	18	19	145	
調停決定	移転	6	3	6	2	7	24
	抹消	26	24	20	10	11	91
	棄却	3	1	3	4	1	12
	小計	35	28	29	16	19	127
取下	5	5	6	2	0	18	

出処：インターネットアドレス紛争調停委員会

インターネットアドレス紛争調停委員会は 2006 年から「.com」と「.net」などの一般ドメインと結合されたドメイン名の紛争調停事件に対する申請を受け、2020 年には 16 件の申請があった。

[表 4-3-31] 過去 5 年間の一般ドメイン名紛争調停の申請・処理件数

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計	
調停申請	19	16	16	13	17	81	
調停決定	移転	10	12	11	10	11	54
	抹消	3	1	-	1	3	8
	棄却	1	-	4	2	2	9
	小計	14	13	15	13	16	71
取下	5	3	1	-	1	10	

出処：インターネットアドレス紛争調停委員会

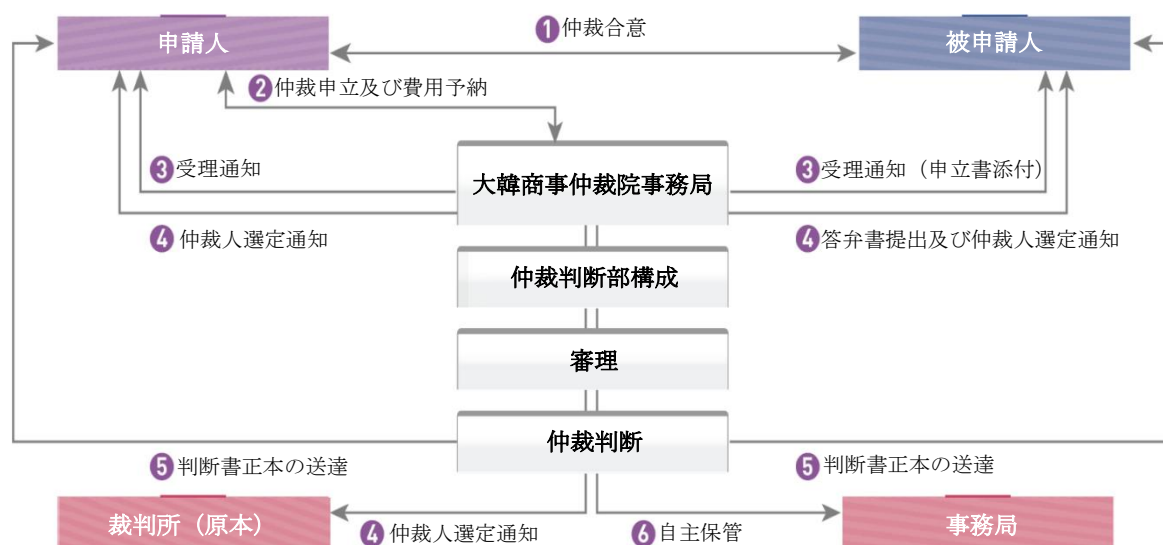
(7) 大韓商事仲裁院

大韓商事仲裁院は「仲裁法」に基づいて設立された常設法定仲裁機関で、国内外の商取引で発生する紛争を仲裁・調停・斡旋¹⁶⁵で迅速かつ公正に解決するために設立された。

大韓商事仲裁院の仲裁判断は、裁判所の確定判決と同一の効力を有する。大韓商事仲裁院の仲裁判断は単審制を採用しているため、当事者は仲裁判断に不満があっても不服を申し立てることができない。

¹⁶⁵ 仲裁 (arbitration) は仲裁人の紛争の解決内容を当事者に強制することができるが、調停 (mediation) は当事者の紛争解決を図るだけという点で違いがある。斡旋 (conciliation) は斡旋人が紛争当事者を呼び集めたり、話し合いの時期や場所を提供するなど、当事者間のコミュニケーションをスムーズにする機能のみを担当するだけで、事件の実体に対する評価をせず、具体的な調停案を当事者に提示することもない。

[図 4-3-10]大韓商事仲裁院の仲裁手続



出処：大韓商事仲裁院

2020年、知的財産権に関連して大韓商事仲裁院で受理した仲裁件数は、国内事件5件と国際事件3件の計8件であり、受理されたのはいずれも申請金額が2億ウォンを超過する事件である。

[表 4-3-32]過去5年間の大韓商事仲裁院の知的財産権関連仲裁申立件数

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
国内仲裁	12	6	6	12	5	41
国際仲裁	2	5	2	3	3	15
合計	4	11	8	15	8	56

出処：大韓商事仲裁院

[表 4-3-33]過去5年間の大韓商事仲裁院の知的財産権関連仲裁申立額別件数

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
1億ウォン以下	7	3	3	9	0	22
1億ウォン～2億ウォン	2	2	1	1	0	6
2億ウォン超過	5	6	4	5	8	28
合計	14	11	8	15	8	56

出処：大韓商事仲裁院

(8) ソウル法院調停センター（ソウル中央地方法院連携調停）

ソウル法院調停センターは常任調停委員制度¹⁶⁶、常勤調停委員制度¹⁶⁷、調停委員会調停¹⁶⁸を実施している。特に、係属中の調停事件を紛争の性格に合う外部紛争調停機関に調停させ、その結果を裁判所に事務遂行報告書で報告する外部連携型調停も行っている。この制度は知的財産関連紛争調停委員会と連携して活発に利用されている。

3. その他の紛争解決支援活動

(1) 公益弁理士特許相談センターの運用

特許庁は公益弁理士特許相談センターで社会的弱者の産業財産権保護のための無料弁理サービスを提供している。公益弁理士特許相談センターは産業財産権の出願・審査・登録及び審判手続に関する法律相談と明細書・意見書・補正書など出願に必要な書類作成を支援しており、産業財産権関連紛争に関する審判・審決取消訴訟の代理などを行っている。支援対象は小企業、学生、登録障害者（国の認定を受けた障害者）、国家有功者、「国民基礎生活保障法」に基づく受給者、次上位階層、国家有功者、一人親家庭、多文化家庭（国際結婚家庭）、若き起業家、6歳以上19歳未満の者、零細個人発明家などである。

また、公益弁理士特許相談センターは相談者の便宜を考慮して訪問、電話、オンライン、地域巡回など多様な窓口を通じて年間10,000件以上の無料相談を行っている。また、相談者ごとのカスタマイズ・コンサルティングにより、産業財産権の保有・管理状況分析、状況別紛争対応戦略を提供し、社会的弱者の産業財産権が多角的に保護を受けられるようにサービスを提供している。

¹⁶⁶ 常任調停委員は単独で調停する、又は自ら調停委員会を構成して調停官となるなど調停担当裁判官と同一の権限を有する。ソウル法院調停センター常任調停委員は調停申立を専門担当し、調停付託のうち、主に複数の当事者事件、合意や控訴事件、事案が複雑か法理問題が主な争点になっているため難易度の高い事件を割り当てられて処理する。

¹⁶⁷ ソウル中央地方法院調停委員のうち毎週1回特定の曜日に裁判所内に設けられた調停事務室に出勤して責任調停方式で調停を進める調停委員をいう。

¹⁶⁸ 調停委員会の調停は、「民事調停法」が施行されてから最も長く利用された調停制度で、調停委員は高等裁判所長官、地方裁判所の支部長が学識と徳望のある者の中から事前に委嘱する（「民事調停法」第10条第1項）。このように事前に委嘱された調停委員のうち当事者が合意して選定する、又は調停官が指定する2人以上の調停委員からなる。

[表 4-3-34] 過去 5 年間の公益弁理士特許相談センターにおける相談・コンサルティング支援
件数

区分		2016	2017	2018	2019	2020	合計
産業財産権 関連相談	電話 相談	9,354	10,158	9,536	9,591	9,193	47,832
	オンライン 相談	824	757	939	518	836	3,874
	来訪者 相談	1,298	1,142	850	883	726	4,899
	巡回 相談	307	303	280	264	236	1,390
	小計	11,783	12,360	11,605	11,256	10,991	57,995
コンサルティング		80	67	77	74	99	397
合計		11,863	12,427	11,682	11,330	22,081	69,383

出処：公益弁理士特許相談センター

また、公益弁理士特許相談センターは相談などを通じて具体化したアイデアが権利として保護されるように出願書類の作成を支援している。特許・実用新案・デザインについては出願と審査過程全般にわたって明細書・図面、意見書・補正書などの書類作成を支援しており、出願書類の作成が相対的に容易な商標の場合、出願に必要な相談のみを支援するものの、審査段階で意見書・補正書・異議申立回答書の作成が必要なときは、書類作成も支援している。

[表 4-3-35] 過去 5 年間の公益弁理士特許相談センターの書類作成の支援・出願件数

区分		2016	2017	2018	2019	2020	合計
書類作成 支援件数	明細書/図面	232	179	241	262	303	1,217
	意見書/補正書	257	200	232	224	250	1,163
	その他	2	4	2	3	7	18
	小計	491	383	475	489	560	2,398
出願件数	特許	79	39	35	53	51	257
	実用新案	38	28	28	25	20	139
	デザイン	76	71	127	138	148	560
	小計	193	138	190	216	219	956

出処：公益弁理士特許相談センター

公益弁理士特許相談センターは制度改善、支援対象の拡大などで社会的弱者の産業財産権紛争解決のための支援を強化している。最近、産業財産権に関する審判と訴訟件数が減少しているにもかかわらず、公益弁理士が直接代理した特許・実用新案・デザイン・商標に対する審判及び審決取消訴訟事件件数が増加している。公益弁理士が直接代理した産業財産権の審判及び審決取消訴訟件数は 2015 年以來継続的に増加し、2018 年以降は年間 130 件以上となっている。2020 年には 140 件で、産業財産権紛争による社会的弱者の被害を最小限に抑えることに寄与している。

[表 4-3-36] 過去 5 年間の公益弁理士特許相談センターの審判及び審決取消訴訟の直接代理支援
件数

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
特許審判院	95	87	116	114	120	532
特許法院	10	22	17	19	12	80
大法院	4	11	3	1	8	27
合計	109	120	136	134	140	639

出処：公益弁理士特許相談センター

(2) 著作権相談センターの運用

韓国著作権委員会は著作権相談センターを運用し、国民の著作権関連の疑問を解消し、事前に紛争を防止するための著作権法律相談サービスを提供している。タイプ別の自動相談をはじめ、電話、対面、インターネットなど多様な相談チャンネルを構築している。2020年の著作権相談件数は前年比約13.9%増の245,330件で、新型コロナウイルスなどの影響でインターネット相談が前年に比べて46.2%増加している一方、対面相談は89.2%減少している。

[表 4-3-37] 過去 5 年間の著作権相談センターの著作権相談件数

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計	
タイプ別自動相談	27,271	136,817	125,466	168,342	198,171	656,067	
相談官 との相談	電話相談	45,942	43,077	42,640	43,499	42,944	218,102
	対面相談	1,031	827	1,102	744	80	3,784
	書面相談	76	73	81	129	111	470
	インターネット 相談	1,367	869	1,761	2,753	4,024	10,774
相談合計	75,687	181,663	171,050	215,467	245,330	889,197	

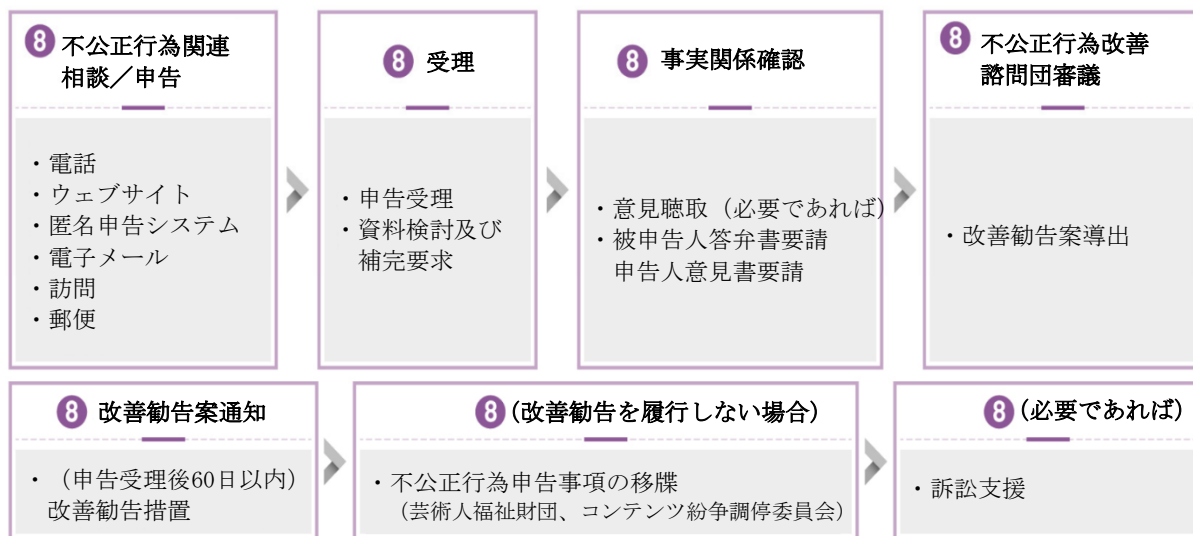
出処：韓国著作権委員会

(3) コンテンツ公正共生センターの運用

文化体育観光部は2018年5月、韓国コンテンツ振興院に「コンテンツ公正共生センター」を開所し、不公正な取引の被害を受けているコンテンツ企業を支援している。2020年には不公正行為の申告33件、契約・法律相談91件、被害救済訴訟10件、書面契約書コンサルティング14件を支援した。同センターは不公正取引被害申告の受理・相談、被害救済訴訟支援、公正環境実態調査などの業務を行う。

同センター内のコンテンツ不公正改善諮問団の改善勧告が履行されない場合、問題となった行為が「芸術人福祉法」第6条の2第1項の不公正行為であれば、韓国芸術人福祉財団に、紛争調停が必要な事案はコンテンツ紛争調停委員会に移牒して関連被害申告事項を処理する。

[図 4-3-11] コンテンツ公正共生センターの申告受理業務処理図



出処：文化体育観光部

(4) 営業秘密保護センターの運用

特許庁営業秘密保護センターでは企業の営業秘密保護体系の構築のための営業秘密保護コンサルティングを行い、システムを利用して営業秘密を管理できるように、営業秘密管理システムを普及している。また、営業秘密関連相談、流出紛争法律諮問などを実施し、必要に応じて関係機関と連携して迅速な対応策を講じられるよう支援している。

2020年には前年比29社増の130社を対象に、企業規模及び状況に応じる営業秘密管理体系を診断して改善策を提示するコンサルティングを実施した。2020年からは営業秘密専門弁護士とセキュリティ専門家が直接企業の営業秘密管理体系の改善措置過程に参加し、企業が営業秘密管理体系を内在化できる管理体系に対する深化コンサルティングサービスを新設し、2020年に50社を対象に運用した。また、流出紛争法律諮問は30回、営業秘密関連オン・オフライン相談は860回行った。

[表 4-3-38] 過去5年間の営業秘密保護センターのコンサルティング、法律諮問などの実施件数

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
営業秘密保護コンサルティング	127	123	71	101	180	602
流出紛争法律諮問	26	22	22	30	30	130
オン・オフライン相談	161	733	822	198	860	3,374
合計	314	878	915	929	1,070	4,106

出処：特許庁営業秘密保護センター

(5) 中小企業技術紛争支援

中小ベンチャー企業部と大・中小企業・農漁業協力財団は、中小企業の技術流出防止及び中核技術保護のために分野別専門家を現場に派遣して技術保護関連諮問を実施し、2020年の諮問件数は前年比約55.8%増の966件となった。

[表 4-3-39] 過去5年間の中小ベンチャー企業部の技術保護現場諮問件数

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
セキュリティ戦略	350	564	462	321	353	2,050
セキュリティシステム	290	147	151	182	290	1,060
スマート工場	-	-	-	-	150	150
法律諮問	87	74	192	97	131	581
海外進出技術保護	-	-	-	-	42	42
海外	8	5	16	20	-	49
その他	2	11	-	-	-	43
合計	737	801	821	620	966	3,945

出処：中小ベンチャー企業部

他にも、中小ベンチャー企業部は部処別技術保護相談窓口を一元化し、セキュリティ、法律専門家など2人がリアルタイム相談、申告サービスを提供する統合相談・申告センターを運用する。また、2018年に発表した「中小企業技術奪取撲滅対策」の一環として、技術保護支援班と技術保護法務支援団を新設した。技術保護支援班は中小企業の技術流出が発生した際、迅速に初動対応するために、地域別クレーム責任制として中小ベンチャー企業部13の地方庁で運用しており、2020年からは事前防止相談も提供して169件を支援した。

[表 4-3-40] 過去3年間の技術保護支援班の運用件数

区分	ソウル	釜山	大邱 慶尚 北道	光州 全羅 南道	京畿	仁川	大田 忠清 南道	蔚山	江原	忠清 北道	全羅 北道	慶尚 南道	合計
2018	6	1	2	2	2	3	1	1	3	2	1	-	24
2019	9	1	4	1	4	3	3	2	-	2	1	-	30
2020	10	3	23	36	48	7	11	1	2	4	9	15	169
合計	25	5	29	39	54	13	15	4	5	8	11	15	223

出処：中小ベンチャー企業部

技術保護法務支援団は特許、営業秘密、公正取引分野の専門家による深層法律諮問を提供し、技術保護力が脆弱な中小企業の技術流出事前防止及び事後救済法律サービスを提供するために発足し、2020年には164社が法律支援を受けた。

また、中小ベンチャー企業部と韓国産業技術保護協会は中小企業の技術を保護するためにオン・オフライン上の技術流出、ハッキング・DDoSなど外部サイバー攻撃に対して防止・対応をし、中小企業セキュリティ管制サービスを提供する技術保守サービスを運用している。

[表 4-3-41] 過去 5 年間の技術保守サービスの件数

区分		2016	2017	2018	2019	2020	合計
セキュリティ管制	新規	531	628	68	268	57	1,552
	更新	2,137	2,614	3,117	3,124	2,001	12,993
内部情報	新規	218	122	410	170	357	1,277
	更新	986	1,117	1,093	1,414	1,182	5,792
マルウェア	新規	327	169	78	185	398	1,157
	更新	1,531	1,855	1,664	1,728	976	7,754
ランサムウェア	新規	-	-	500	332	381	1,213
	更新	-	-	-	496	880	1,376

出処：中小ベンチャー企業部

また、中小企業の環境に適したセキュリティシステム構築を支援する技術流出防止システムを運用しており、2020年に56件を支援した。同システムは大・中小企業・農漁業協力財団が行う。

[表 4-3-42] 過去 5 年間の技術流出防止システムの支援件数

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
支援	44	34	46	55	56	235

出処：中小ベンチャー企業部

ソウル特別市も中小企業のアイデア奪取など不正競争行為を防止し、侵害救済の実効性向上のために技術保護支援団及び技術保護相談・申告センターを設置・運用する。技術保護支援団はソウル所在の中小企業、又は起業準備者を対象に技術保護コンサルティングを行い、2020年には弁理士、弁護士、技術専門家などの専門家60人余りが51の支援企業に技術保護に対するカスタマイズ・コンサルティングを行い、審判・訴訟・侵害物品取り締まり支援45社、海外商標紛争防止事業に21社を支援した。また、ソウル市民・中小企業向けの知的財産権保護ガイドブックを制作・配布した。

[図 4-3-12] ソウル特別市の中小企業向けの知的財産権保護ガイドブック



- ・主な構成
- 知的財産保護規定概論
- 知的財産のトレンドイシュー
- 相談事例
- 技術保護支援コラムコレクション
- 技術保護対応策
- 関連機関の紹介

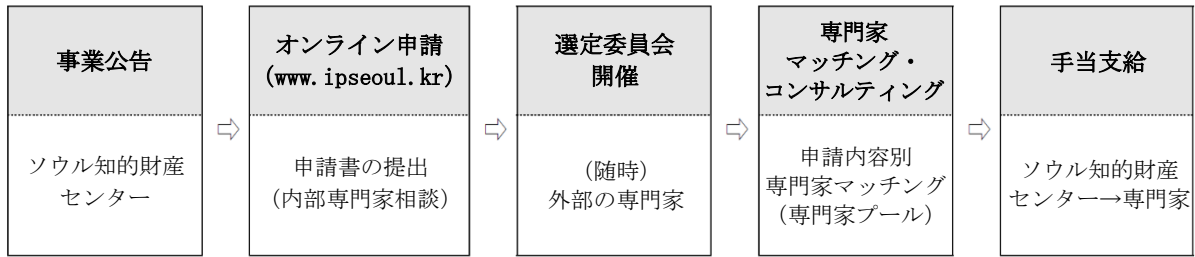
出処：ソウル特別市

京畿道は技術奪取及び技術保護常時相談のために京畿道技術保護デスクを拡大して運用し、IPドクターを活用して技術奪取・分析及び紛争対応コンサルティングサービスを支援する一方、知的財産関連の審判・訴訟費用なども支援した。2020年の技術保護デスク相談は94件、審判訴訟支援50件、知的財産コンサルティング支援60件などの知的財産保護活動を行った。その他、京畿道は技術流出又は奪取者に対する刑事的・行政的措置のため、産業財産特別司法警察、中小ベンチャー企業部など関連機関と協力体系を構築した。

(6) 地方自治団体の知的財産紛争防止・対応支援

ソウル特別市はソウル知的財産センター、衿川事務所、ソウル企業支援センターに技術奪取・技術侵奪統合申告のための相談センターを運用し、ソウル市民及びソウル所在の中小企業が知的財産権紛争に対して体系的に対応できるよう、技術保護支援団の専門家が技術侵害相談を行っている。また、紛争解決のための相談・諮問及び審判・訴訟・侵害物品取り締まりに要する費用も提供し、2020年には45件を支援した。他にも、2020年に技術支援支援団は51件を支援し、海外商標紛争防止には21件を支援した。ソウル市民生司法警察団は特許庁、ソウル警察庁などの関連機関と模倣品販売など知的財産権侵害行為を合同で取り締まった。

[図 4-3-13] ソウル特別市の知的財産権の審判、訴訟、侵害物品取り締まり事業体系



出処：ソウル特別市

また、ソウル特別市は中小企業を対象に現場に専門家を派遣して知的財産の懸案を解決できるようにする IP 即時支援サービスを提供し、起業後 7 年以内の中小企業を対象としては、紛争防止コンサルティングを支援する IP 翼（ナレ）プログラムを運用した。大田広域市と蔚山広域市などもソウル特別市と同様に地域所在の中小企業を対象に IP 即時支援サービス及び IP 翼プログラムを運用し、知的財産サービス環境づくりのために知的財産サービス企業を対象に知的財産検索ソリューションなどを支援した。

京畿道は国内外企業と知的財産権紛争中か、知的財産紛争について事前防止を希望する企業を対象に専門家を派遣し、紛争防止、又は紛争対応戦略コンサルティングを実施している。2020 年には知的財産権紛争防止関連の知的財産コンサルティング 32 件及び審判訴訟 77 件を支援した。忠清北道は移動特許相談を提供し、忠北北部地域の郷土農・食品分野企業の優秀な技術に対するコンサルティングを実施し、知的財産に対する認識向上及び農村発展に貢献した。

全羅北道は中小企業の小規模ブランド開発、デザイン開発に関連した隘路事項を解決した。全羅南道は地域の中小企業、創作者、芸術人の著作権紛争防止及び知的財産創出のために全南著作権サービスセンターを運用した。

慶尚南道は現場訪問型知的財産相談を行って知的財産保護コンサルティングを強化し、知的財産に脆弱な階層を保護するための専門家無料相談室を運用した。済州特別自治道は「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」を実行するための国際的なルール（名古屋議定書、ABS）発効に伴う済州地域の生物資源の主権確保及び持続利用可能な研究基盤を構築した。世宗特別自治市は知的財産教育運用、世宗型アイデアエコシステム造成により、知的財産保護環境を造成した。

第4節 知的財産保護のための国内外の協力活動

韓国は流通段階別に知的財産権侵害行為取り締まり、侵害行為に対する処罰強化、共生協力体系構築など、知的財産権保護のため政府部処間の協力体系を強化している。これだけではなく、政府・関連機関や協会など民間団体、権利者など官民協力もさまざまな分野で活発に行われており、その役割や範囲も継続的に強化される傾向にある。これらの部処間及び官民協力活動は知的財産権侵害への対応と権利救済をより迅速かつ効率的に行われるよう支援している。

また、国内企業の海外進出が拡大するにつれ、知的財産権分野の国際協力の重要性も高まっており、政府は二国間と多国間協力で友好的な海外知的財産保護環境を構築し、韓国企業が保有する知的財産権が海外で安定的に保護されるように努力している。このような努力の一環として、政府は米国、中国、日本など国内企業が活発に進出している主要国だけでなく、東南アジア国連（ASEAN）、欧州連合知的財産庁（EUIPO）など、地域機構との協力も強化している。これにより、韓国企業が現地で知的財産権関連の出願及び登録手続を迅速に進めることができるようにし、現地に進出した企業が知的財産権紛争から正当な保護を受けられるように支援している。

1. 国内の協力体制

(1) 国家知的財産ネットワーク（KIPnet）の運用

国家知識財産委員会が2012年4月5日に発足させた国家知的財産ネットワーク（Korea Intellectual Property Network、以下「KIPnet」）は政府部処、公共機関、業種別協会・団体、産学研などが協力・疎通するチャンネルとして国家知的財産の主要政策の議題を発掘して議論する協議体である。

知的財産の主要分野別に4つの分科を構成して運用しており、各分科の幹事機関を主軸に100以上の参加機関が活動している。幹事機関は分科別に協議会やワークショップを開催し、参加機関の意見をまとめる役割をする。

[表 4-4-1]2020年 KIPnet 分科別幹事機関及び参加機関

区分	IP-創出	IP-活用・人材	IP-保護	IP-著作権
幹事機関	韓国特許戦略開発院	韓国産業技術大学	韓国知的財産保護院	韓国著作権委員会
参加機関	24	16	30	16
分科活動	協議会 7 回	協議会 6 回	協議会 4 回	協議会 6 回

出処：国家知識財産委員会ウェブサイト（www.ipkorea.go.kr）

IP-保護分科は「第四次産業革命の時代に合った特許適格性の改正案」をテーマに参加機関及び専門家 30 人が参加し、協議会 4 回を行った。協議会で専門家の発言を聞き、自由に議論するなど、第四次産業革命時代に合った特許制度の再設計の必要性を共感し、特許法改正案について議論した。

(2) 知的財産保護のための中央行政機関間の協力の多角化

政府部処間の協業による知的財産保護政策の執行協力体系も強化されている。このような知的財産保護活動はオンラインとオフラインに分かれて行われている。

1) 産業財産権・著作権など取り締まり協力

産業財産権、著作権など侵害行為について大検察庁は特許庁、関税庁、文化体育観光部など関係部処と継続的に交流している。先端化、知能化する知的財産権侵害者に効果的に対応するため、関連機関と懇談会、セミナー、ワークショップなどを開催して情報を交流し、法務研修院で捜査人材の専門性強化のための教育体系を確立した。

[表 4-4-2]2020 年知的財産権法違反取り締まり実績

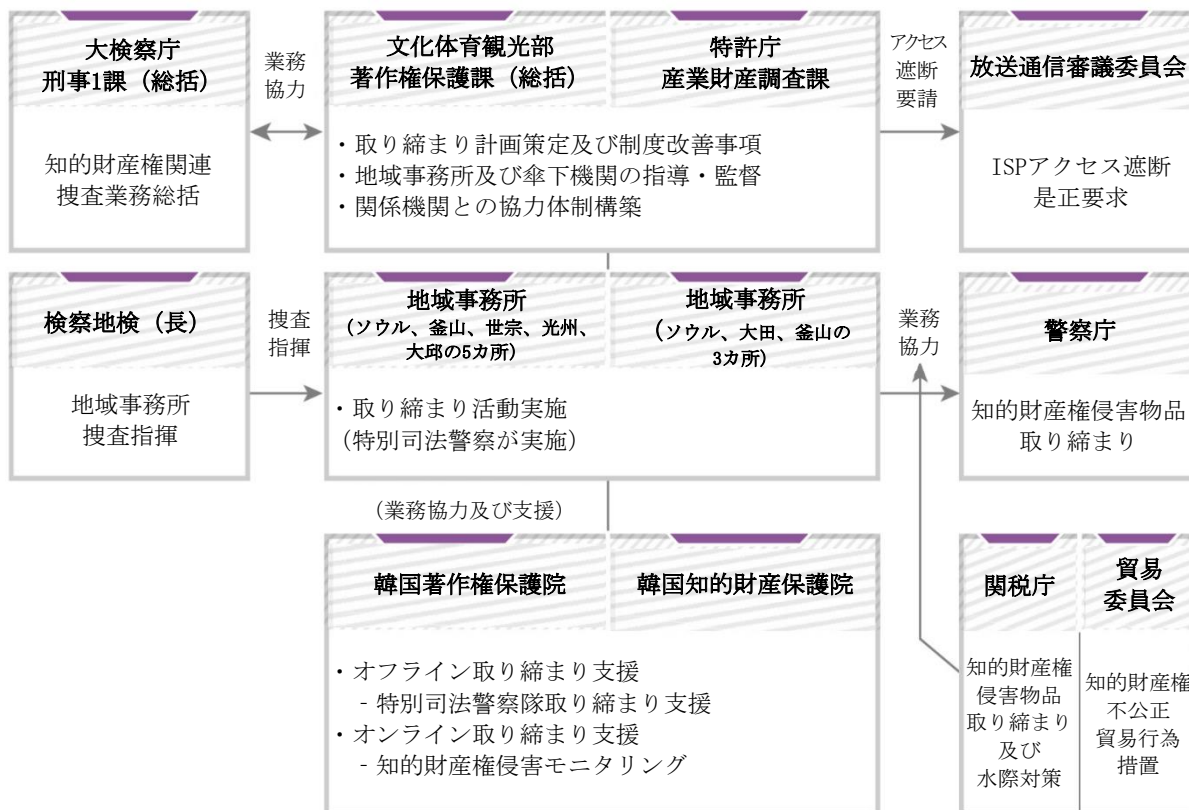
区分	合計		商標法		不正競争防止法 (営業秘密漏洩 など、営業秘密 国外漏洩など)		著作権法		ゲーム産業、 映画及びビデ オ、音楽産業 振興法		特許法、 実用新案法、 デザイン法	
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
取り締まり	23,127	33,182	3,865	4,904	408	981	9,789	13,535	8,177	12,357	888	1,405
拘束	109	154	7	10	10	11	3	5	89	128	0	0

※期間中検察官認知 89 件、180 名（拘束 19 件、33 名）である。

出処：法務部

特許庁は誰でもオンライン上の模倣品を申告できる模倣品及び不正競争行為に関する情報提供センターを運用し、模倣品が見つければ商標権利者の協力の下で真正品であるか否かを鑑定し、模倣品が販売されるオープンマーケット、又はショッピングモールに対して掲示物の削除、サイトへのアクセス遮断などの措置をとる。また、地方自治体とともにオフライン上の模倣品販売業者については是正勧告をし、知的財産権保護担当警察、地方自治団体の取り締まり公務員の能力強化のための教育を実施するなど知的財産権侵害取り締まりのための協力体系を構築・運用している。

[図 4-4-1] オンライン・オフライン知的財産侵害取り締まり体系



出处：韓国知的財産保護院、韓国著作権保護院の内部資料をもとに再構成

文化体育観光部と韓国著作権保護院は違法コピー品申告制度を運用し、誰でもオン・オフライン上の違法コピー品を申告できるようにする。オンライン上の違法コピー品については、著作権保護審議委員会を経て当該オンラインサービスプロバイダーに是正勧告をし、海外著作権侵害サイトについては審議し、放送通信審議委員会と協力してサイトへのアクセス遮断を要請する。オフライン上の違法コピー品については地方自治団体などと協力して現場取り締まりも実施している。

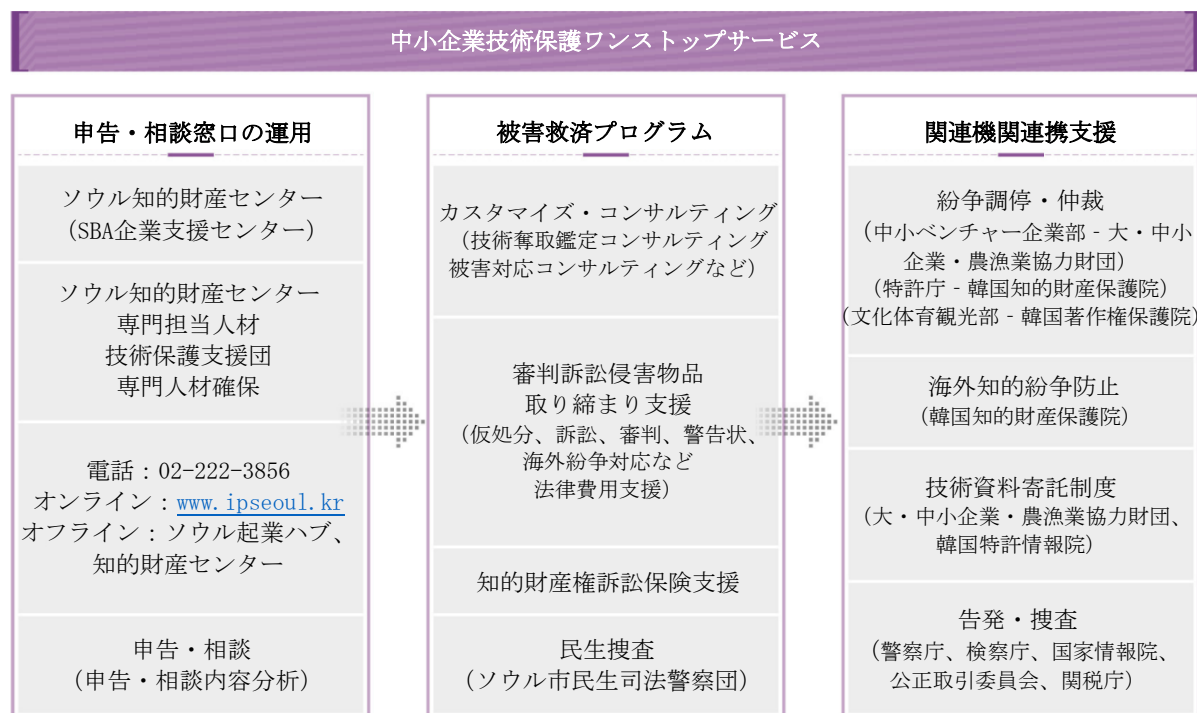
2) 営業秘密保護及び技術奪取事件処理協力

(ア) 中小企業営業秘密保護強化のための協力

特許庁は関係部処と協力して中小企業などの営業秘密流出防止のための管理体系構築を支援した。

ソウル特別市は中小ベンチャー企業部、文化体育観光部、公正取引委員会、特許庁、警察庁、大・中小企業・農漁業協力財団など技術保護関連機関と協力して中小企業の技術保護のためのワンストップサービスを提供している。

[図 4-4-2] ソウル特別市中小企業技術保護の段階別支援体系



出処：ソウル特別市

京畿道は産業財産特別司法警察、国家情報院京畿支部、京畿南・北部警察庁、中小ベンチャー企業部、技術保証基金などの関連機関と協力体系を構築し、中小企業の技術流出、又は技術奪取などに対する相談のための技術保護デスクを常時運用している。

(イ) 技術侵害の被害立証負担軽減及び侵害行為の処罰強化のための協力

中小ベンチャー企業部、特許庁、公正取引委員会は協業して中小企業の法的権利を強化するために各部処所管の法律を改善しようと努力した。侵害行為の当事者が、自社の技術が被害を受けた企業の技術と関係ないことを解明させる立証責任転換制度の導入が積極的に推進されており、技術奪取に対する懲罰的損害賠償を強化する法改正などが部処ごとに進められている。

[表 4-4-3] 技術保護関連法律の立証責任転換の導入状況

立法課題	所管部処	推進状況
「共生協力法」	中小ベンチャー企業部	2018年11月発議→法制司法委員会で審議
「特許法」	特許庁	2019年1月改正→2019年7月施行
「不正競争防止法」		改正推進予定
「産業技術保護法」	産業通商部	改正推進予定

出処：中小ベンチャー企業部

[図 4-4-3] 技術保護関連法律の懲罰的損害賠償規定の導入状況

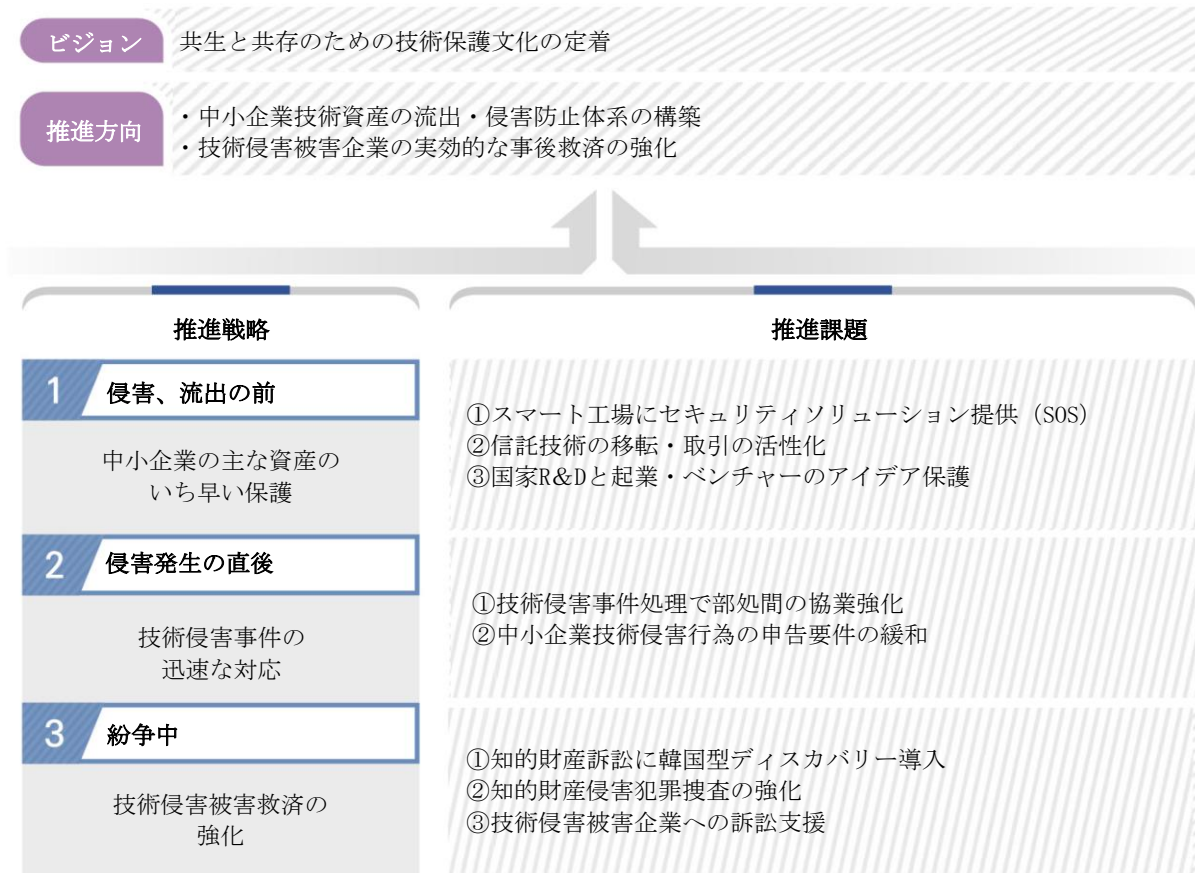
立法課題	所管部処	既存	改正案	推進状況
「共生協力法」	中小ベンチャー企業部	損害額	3倍	2018年11月発議 →法制司法委員会に係留
「特許法」	特許庁		3倍	2019年1月改正→2019年7月施行
「不正競争防止法」			3倍	2019年1月改正→2019年7月施行
「産業技術保護法」	産業通商部	×	3倍	2019年8月改正→2020年2月施行
「下請法」	公正取引委員会	3倍	10倍	2018年8月発議 →常任委員会に係留

(ウ) 関係部処の協力による中小企業技術流出に対する迅速な対応体系の整備

技術奪取事件が発生する場合、検察庁・警察庁などの捜査機関と中小ベンチャー企業部、公正取引委員会、特許庁など関係部処が協力して被害規模がさらに拡大しないように迅速に対応している。また、部処横断的に技術奪取による被害中小企業を救済するため、中小ベンチャー企業部は長官及び関係部処の室長・局長レベルなどで「技術奪取撲滅TF」を構成し、各部処は所管事件を処理した後、結果を共有するなど、部処横断的な協力体系を設けた。

中小ベンチャー企業部は2020年4月、公正取引委員会と特許庁など関係部処と合同で「中小企業技術保護強化策」を策定した。この方策には技術のいち早い保護、技術侵害への早急な対応支援、技術侵害被害救済の強化に関する措置が骨子となっている。

[図 4-4-4] 中小企業技術保護の強化策



出処：関係部処合同、中小企業技術保護の強化策（2020.04）

3) 植物新品種など保護のための協力

遺伝資源、伝統的知識及び伝統文化表現物を知的財産権の観点から保護するための規範形成に関する議論が世界知的所有権機関で始まった。2000年9月、世界知的所有権機関の総会で遺伝資源、伝統的知識などに対する政府間委員会（IGC¹⁶⁹）が設置され、2001年に第1次政府間委員会を開催して以来、2019年12月時点で第40回まで行われた。特許庁、文化体育観光部などは継続的に同委員会に参加し、各国の立場を確認し、国の利益が反映されるように関連議題に対応している。2020年3月に開催される予定であった第41回会議は延期された。

（ア）ゴールデン・シード・プロジェクトの推進

グローバルな種子強国への飛躍及び種子産業の構築のため、農林畜産食品部、海洋水産部、農村振興庁及び森林庁は共同で国家戦略型種子研究開発事業であるゴールデン・シード・プロジェクト（Golden Seed Project）を推進している。

¹⁶⁹ Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore

[表 4-4-4] ゴールデン・シード・プロジェクト推進戦略

推進戦略
<ul style="list-style-type: none"> ・産学研間の国家的力量結集 ・民間企業主導の種子開発及び輸出能力の強化 ・目標市場の開拓のための輸出戦略型 R&D 統合支援 <ul style="list-style-type: none"> →グローバル市場開拓戦略項目：唐辛子、白菜、大根、スイカ、ヒラメ、ハタ科、アワビ、稲、ジャガイモ、トウモロコシ →品種保護戦略品目：キャベツ、玉ねぎ、トマト、キノコ、ユリ、柑橘類、パプリカ、海苔、豚、鶏

主な事業内容はグローバル市場開拓型種子・種畜、品種保護戦略種子・種畜開発のため5つの事業団を支援して20以上の輸出戦略種子・種畜を開発することである。

[表 4-4-5] 輸出戦略種子

区分	輸出戦略種子・種畜
野菜種子事業団	唐辛子、白菜、大根、スイカ、パプリカ
園芸種子事業団	キャベツ、玉ねぎ、トマト、キノコ、ユリ、柑橘類
水産種子事業団	ヒラメ、ハタ科、アワビ、海苔
食糧種子事業団	米、ジャガイモ、トウモロコシ
種畜事業団	豚、鶏

事業期間は2012年から2021年まで（1段階：2013年～2016年、2段階：2017年～2021年）で、政府投資3,985億ウォンを含め、総事業費4,911億ウォンが投入されている。開発された種豚と地鶏はFAO DAD_ISに毎年登録している。

（イ）品種保護制度運用機関間の協力

農林畜産食品部は国立種子院、国立森林品種管理センター、国立水産科学院水産植物品種管理センターと協力し、審査専門化の活動を強化した。特に、品種保護制度機関の審査官合同審議会を2回開催し、機関間の審査基準統一及び審査意見交換により、審査官の能力を強化した。2020年には機関間業務協力で月1回（12回/1年）品種保護公報を発刊した。

（ウ）国家生物種リストの構築及び実務委員会の運用

1992年の生物多様性条約締結及び2014年の名古屋議定書発効などにより、朝鮮半島に生息する生物資源のリストを作成し、それに対する証拠を確保して国家生物主権を強化して利用・管理の基盤を構築しようとしている。これを受け、環境部を含む関係部処は国家生物種リスト委員会の運用を活性化させ、部処間の国家生物種リスト情報、修正及び補完事項など情報共有体系を設けた¹⁷⁰。

¹⁷⁰ 「生物多様性保全及び利用に関する法律」第10条（国家生物種リストの構築）

また、2020年には国家生物種リストの累積54,428種を構築し、確証標本35,429種の情報を確保し、韓国の自生生物の国際的権利確保根拠資料として活用できるようにした。

(エ) 部処合同遺伝資源へのアクセスと利用及び利益配分に関する法律支援団の運用強化

名古屋議定書が発効し、2017年8月に遺伝資源法が施行され、遺伝資源の利益配分関連の相談の需要が増加し、これに対する法律的な対応が必要になった。したがって、2019年4月3日、遺伝資源情報管理センターと5つの関連部処が合同でABS法律支援団を発足させ、共同業務提携を締結した。2020年にはABS法律支援団で企業の実務者向けのABS対応教育及び説明会(52名)を実施した。これとともに、2020年9月にABSコンサルティングの専門性強化と今後増えると予想されるコンサルティング支援のために専門家育成(62人)及び能力強化教育(10人)も実施した。

また、環境部などの遺伝資源法関係部処は遺伝資源法実務作業部会の開催(2回)及び関連産業界支援のための部処合同法律支援団の運用、ABS対応専門人材育成、産業及び部処横断的な支援体系構築、認識向上、能力強化を含む生物産業支援プラットフォームを構築し運用した。

4) 知的財産保護のための官民協力の拡大

知的財産保護のための官民協力活動も活発に展開されている。特許庁と韓国知的財産保護院は模倣品流通に対する官民共同対応及び企業参加による効果的な対応のため、現在までに79の政府・関連機関、オンライン事業者、商標権者などと官民協力機構である模倣品流通防止協議会を構成・運用している。

関税庁は(社)貿易関連知的財産権保護協会など民間団体とともに、知的財産権侵害物品の輸出入に対する取り締まり協力体制を構築し、取り締まりの実効性を高めている。関税庁は通関段階で知的財産侵害物品の輸出入を効果的に防止するため、権利者が事前に税関に権利保護を申告するようにしている。協会はこうした知的財産権税関申告業務を専門担当し、通関段階での迅速な知的財産権侵害取り締まり活動を支援している。

また、協会所属の民間専門家を仁川空港国際郵便税関に派遣し、海外に輸出される国際郵便物の知的財産権侵害物品を集中的に取り締まっている。その結果、2020年度には海外搬出国際郵便物のうち25件を摘発した。

[表 4-4-6] 過去5年間の海外搬出国際郵便物に対する模倣品取り締まり件数

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
選別件数	12,732	12,121	11,276	7,050	1,804	44,983
摘発件数	158	166	100	61	25	510
摘出数量	3,119	1,675	1,926	257	112	7,089

出处：関税庁

文化体育観光部はオンライン上の違法コピー品流通に対して迅速に対応するために、権利者、韓国著作権保護院、インターネットサービス事業者が官民協力をして権利者保護要請による侵害事実通知手続¹⁷¹及びオンライン保護要請システムを運用している。2020年のオンライン保護要請著作物の件数は16,560件であった¹⁷²。

[表 4-4-7] 過去4年間のオンライン保護要求著作物の件数

区分	音楽	映像	出版	ゲーム	漫画	写真	絵	合計
2017	5,087	46	54	-	141	-	-	5,319
2018	9,669	2,756	235	-	91	1	4	12,756
2019	10,991	3,534	423	12	91	1	-	15,052
2020	12,519	3,667	244	12	117	1	-	16,560

出処：文化体育観光部

また、権利者保護要請による侵害事実通知も行い、2020年の通知件数は44,948件であった。

[表 4-4-8] 過去5年間の権利者保護要請による侵害事実通知件数

区分	2017	2018	2019	2020	合計
侵害事実通知件数	2,147	38,016	46,608	44,948	131,719

また、2018年からはアクセスが遮断されたウェブサイトがGoogleで検索されないように検索制限措置を要請し、2019年には検索制限要請の範囲を国内ポータル事業者まで拡大し、2020年には15,806サイトの検索を遮断した。

韓国著作権保護院は韓国インターネット企業協会、韓国ウェブトゥーン産業協会、韓国コピー転送著作権協会、国際著作権管理団体連盟、ワーナーブラザーズ、米国ゲーム産業協会及び韓国キャラクター文化産業協会などの機関と了解覚書を締結して協力しており、2020年には韓国漫画映像振興院とも了解覚書を締結して効率性を高めた。

他にも、文化体育観光部はコンテンツを取り巻く知的財産侵害の多様化を受け、関連業界とともに状況把握をし、部処・関連機関とともに協力策を模索するための「海外知的財産保護協議体」を構築して海外知的財産侵害について議論した。環境部は官・民・産・学協力体制を構築して名古屋議定書に関連する遺伝資源利用の対応策について議論した。特に、生物産業関連イシューに関する情報を共有し、対応策を講じるため、産学研の協議会2回、遺伝資源法関係部処の実務作業部会及び協議会をそれぞれ2回、バイオ産業界からの意見聴取のための協議会を2回開催した。

¹⁷¹ 法的義務がない自主的措置である。2019年時点、官民協力対応プログラムに参加しているオンラインサービスプロバイダー数は51である。

¹⁷² オンライン保護要求著作物の状況は年間累積で算出する。

2. 国際協力体制

(1) 産業財産権

1) グローバル知的財産対応力強化のための国際協力の強化

特許庁は知的財産権を活用した海外進出の多様化、現地に合わせた支援体制の構築、韓国型知的財産インフラのグローバル拡大及びグローバル知的財産権規範形成などを目指し、多様な国際協力活動を推進している。2020年には中国、米国、欧州など先進国の特許庁とテレビ会議を開催し、新型コロナウイルス感染拡大により、出願人が被る被害を防止するために努力し、五庁（日米欧中韓）長官会合をオンラインで開催し、新型コロナウイルスの危機克服と題し、知的財産を基盤として革新的な成長をしていこうという趣旨の共同宣言文を発表した。

2020年にはASEANとの協力も大きく強化された。第2回韓-ASEAN長官会合で採択した韓-ASEAN知的財産権協力共同宣言文に基づき、ラオス、ブルネイ、カンボジアなどASEAN諸国と特許及びデザイン分野の審査協力を拡大し、韓国、中国、日本、オーストラリア、ニュージーランド及びASEANなど15の加盟国とともにRCEP（地域的な包括的経済連携協定）に署名し、韓国企業の知的財産権が海外で効果的に保護される基盤を構築した。

また、韓国特許庁は34の主要国と特許審査ハイウェイプログラムを実施している。これを基に外国で登録された特許出願の審査結果を審査官がより簡単かつ正確に活用できるようにし、審査の品質を高め、審査期間を短縮している。今後も特許審査の協力など多様な協力体系が構築される見通しである。

2) 知的財産国際機関の協力によるグローバル知的財産のイニシアチブ主導

2020年3月4日、スイスのジュネーブで開催された世界知的所有権機関の次期事務局長の選出のための第27回調整委員会で、韓国特許庁は積極的な対応を行った。2019年12月、事務局長候補者の締め切り登録後、各候補者の公約について綿密に分析し、特許庁長と主な事務局長候補者とで、ジュネーブ現地で面談を行って能力などの情報を継続的に入手し、分析した。また、米国・中国・シンガポールなどとの二国間会談で選挙対応戦略を策定し、韓国政府内の関連部処（外交部、文化体育観光部）と意見を調整した。

韓国人の国際機構への進出に関連し、世界知的所有権機関が公開募集したアカデミー局長の正規職位に韓国特許庁出身の専門家が2020年5月に正式採用された。今回の採用で、韓国は世界知的所有権機関に2人の現職の高官を確保することになり、歴代は3回目の高官進出である。今回の特許庁出身の専門家は、世界知的所有権機関アカデミー局で世界知的所有権機関の加盟国に知的財産教育プログラムを拡大・普及し、知的財産権の重要性に対する途上国の認識を向上させる戦略を策定するなどの業務を総括する予定である。今回の韓国人の進出により、国際社会で韓国の知的財産の存在感と影響力が一層高まり、国際舞台での韓国人の活動にも弾みがつく見通しである。

特許庁長は第 61 回世界知的所有権機関の総会¹⁷³に参加し、韓国が世界知的所有権機関の信託基金を通じて推進している多様な事業について紹介した。各事業の目標は①新型コロナウイルス感染拡大を克服するための国際協力の強化、②危機を克服するための研究開発と知的財産権の創出、③コロナ危機により、さらに大きくなっている途上国と先進国間の知的財産の格差を解消するための途上国への支援などである。当該総会は初めて非対面参加者を含めて行われ、この総会で加盟国は世界知的所有権機関地域事務所の韓国誘致に対する検討を 2022 年事業・予算委員会で進めることに合意した。

また、韓国特許庁は世界知的所有権機関新事務局長とテレビ会議を 3 回行い、両機関間の協力強化策について議論した。特に、2020 年 12 月 9 日に行われたキム・ヨンレ特許庁長とダレン・タン事務局長とのテレビ会議では、韓国信託基金を活用した世界知的所有権機関との協力事業を評価し、両機関間の新規協力事業を発掘するため、新事務局長のビジョンを聴取した。

他にも、世界知的所有権機関事務局長と韓国・米国・日本・中国・ヨーロッパ特許庁など主要 16 の特許庁長は、2020 年 4 月から 8 月までテレビ会議を 5 回行い、コロナ禍の危機を克服するためのさまざまな方法について議論した。同ビデオ会議で韓国特許庁はコロナ禍に対応するために、各国の経験とノウハウを互いに共有し、緊密に協力することを強調し、新型コロナウイルス関連の特許情報を提供して研究開発を支援する「新型コロナウイルス特許情報ナビゲーション」など韓国特許庁の知的財産権を活用したパンデミックの克服努力を積極的に紹介した。また、PCT・マドリッドなど国際知的財産権出願人の負担を最小限に抑えるための世界知的所有権機関と加盟国間の協力策、コロナ禍以降の主要国の出願の動向などについて踏み込んだ議論が行われた。

2020 年 12 月に開催された第 32 回 SCP 会議でも各国の制度状況、特許権の例外及び制限、特許の品質、特許と公衆衛生、依頼人と特許諮問者間のコミュニケーションに関する秘密保持、技術移転などの議題について議論が進み、2020 年 11 月に開催された第 43 回 SCT 会議では GUI (Graphical User Interface) デザイン関連アンケート調査に対する加盟国の共感帯が形成された¹⁷⁴。

2020 年 11 月に開催された第 25 回 CDIP 会議にも参加した。韓国は中小企業の知的財産を保護するためのさまざまな政策や知的財産分担事業などの途上国支援事業を紹介し、加盟国はコロナ禍により重要性が高まっているウェビナーの必要性について同意し、セキュリティ対策について継続的に議論することにした¹⁷⁵。

[表 4-4-9] 過去 3 年間の知的財産権をめぐる多国間・通商交渉の分析及び対応回数

区分	2018	2019	2020	合計
回数	39	55	57	151

出処：特許庁

¹⁷³ 2020年9月21日～9月25日、スイスのジュネーブで開催された。

¹⁷⁴ ただし、長期間、争点となってきたデザイン法条約 (DLT) 関連の外交会議の開催については議論されなかった。

¹⁷⁵ WIPO、FTA、APECなどの知的財産権をめぐる多国間・通商交渉への対応、動向分析及び戦略策定の件数を意味する。

3) 途上国への IP 行政サービス支援の拡大

韓国企業が知的財産権を確保したい国が多様化することを受け、特許庁は韓国企業の進出が拡大する新興国、途上国を対象に韓国の知的財産行政サービスを普及し、知的財産能力の強化を支援し、韓国企業に対する友好的環境を構築し、国の存在感を高めるために取り組んだ。

カンボジアとは韓国登録特許を相手国に審査なしで認められる特許認定協力了解覚書を2019年8月に締結し、韓国人が現地にデザインを出願すると、3週間以内に登録できる「デザイン迅速登録協力」など、新しい審査協力分野を開拓した。このような特許認定協力を拡大するために、2020年ラオス（6月）、ブルネイ（9月）と特許認定協力を締結し、新北方主要国の一つであるロシアとは韓・ロシア特許共同審査（CSP）協力を開始するための議論を始めた¹⁷⁶。

UAEとは2014年から特許審査代行業を進め、2020年には4人の審査官を派遣して審査代行を続けている。また、2016年2月に締結した特許行政情報システム開発事業の後続として2019年から行われたメンテナンス事業が2020年に終了した。一方、サウジアラビアとは2019年1月の韓国特許庁 - サウジ知的財産権庁間のAction Plan策定をもとに、3月には特許庁長官会合、6月には了解覚書を締結して総額600万ドル規模の行政サービス輸出契約を達成し、11人の専門家を現地に派遣した。以降、サウジの知的財産専門機関の設立及び運用、サウジの特許及び商標審査代行などによる専門家審査派遣の要請があった。

南米国であるブラジルとは、2019年10月に締結した包括的協力MOUをもとに韓国特許庁とブラジル特許庁間の特許ハイウェイ協力了解覚書を締結し、2020年4月1日から効力が発効している。また、2020年10月に韓国 - ペルーの知的財産の創出・保護・活用のための互恵的協力関係も構築している。

4) 知的財産権の水際対策拡大のための国際協力の強化

関税庁は韓流ブランドの人気に便乗した海外の低価格模造品など、韓国製と偽った虚偽輸出と公共調達不正納品行為などを集中的に取り締まり、マスクの原産地違反19社、防疫・衛生用品を韓国製と偽った輸出・販売業者、虚偽原産地の公共調達不正納品7社などを告発した。また、オープンマーケットの違法輸入品の流通実態調査を実施し、個人輸入品の価格を低価格に申告する輸入代行者などの管理を強化した。

特許庁は、海外の商標ブローカーによる商標無断先取りを防止するため、常時申告チャンネルを運用（K-ブランド侵害申告センター）するなど、商標ブローカーへの対応を強化した。また、オンライン模倣品モニタリング対象国を2020年にシンガポール、タイなどアセアン6カ国と台湾まで拡大した。これとともに警察庁、インターポール、新南方・新北方国家の取締機関と定期協議体を新設し、現地の韓国企業の知的財産権侵害に対する合同取り締まりなどの協力を強化した。特に、特許庁 - 警察庁 - インターポール - 世界知的所有権機関の国際協力のために了解覚書を締結した。

¹⁷⁶ 2021年に特許共同審査了解覚書を締結して協力を開始し、商標共同審査まで拡大する方策について議論した。

(2) 著作権

1) 著作権保護のための相互協力体制の構築

文化体育観光部は韓国コンテンツの合法的な輸出・流通を支援し、海外での効果的な著作権保護のために、主な貿易国との相互協力体制を構築している。その一環として、その間、米国、英国、中国、日本、ベトナム、タイ、フィリピン、マラウイ、パラグアイ、モンゴルなどと韓国コンテンツ著作権保護などに関する了解覚書を締結し、これに伴う政府間会談など協力事業を進めている。

また、韓国著作権委員会とともに毎年著作権フォーラムなどを開催し、韓流進出の主要国との協力も強化している。特に、2020年12回を迎えた「日韓著作権フォーラム(12月)」はアジア地域の著作権問題を先導する国家間のイベントとして位置づけられた。2008年の韓国・タイの著作権フォーラムを皮切りに、2010年にはベトナム、2011年にはフィリピンまで拡大し、毎年韓国と東南アジア諸国間で著作権フォーラムを開催した。2020年には「韓国・タイのフォーラム」(9月)の開催をはじめ、「韓国・フィリピンのフォーラム」(11月)、「韓国・ベトナムのフォーラム」(11月)を成功裏に開催した。

2) 著作権保護のための国際協力の強化

文化体育観光部は2006年から毎年、世界知的所有権機関に信託基金を供与し、多様な協力事業を推進することで、韓国のコンテンツが途上国で保護される環境を構築している。

韓国が法制の先進化と政府の強力な保護政策に基づいて著作権分野が発展していることが知られ、多くの国の著作権担当者による韓国訪問研修への需要も増えており、文化体育観光部は基金事業の一つとして、2007年から毎年主な途上国の著作権政策担当者を招待し、韓国の著作権法・制度及び経験を共有し、参加国の著作権力の強化を図る訪問研修を開催している。ただし、2020年には新型コロナウイルス感染拡大により、オンラインで研修イベントを開催し、今回のイベントにはアジア・太平洋地域7カ国、アフリカ及びアラブ地域9カ国、南米及びカリブ海地域12カ国など28カ国から著作権政策担当者及び民間企業の関係者ら約100人が参加した。

また、2011年から毎年、国際著作権技術カンファレンス(ICOTEC¹⁷⁷)を開催している。文化体育観光部が主催し、国家知識財産委員会と世界知的所有権機関が協力し、韓国著作権委員会と韓国著作権保護院が共同主管するこのカンファレンスは、著作権技術に対する国際的な交流の場を設け、国内の著作権技術分野の競争力を高めるために開催されている。2020年11月には「新しい日常のための著作権技術」というテーマで、コロナ禍による著作権技術の変化及び最新の流れと新しい環境におけるコンテンツの流通と消費の変化が今後の著作権技術に及ぼす影響についてさまざまな議論がなされた。

放送、映画、音楽、漫画などコンテンツ業界と協会、団体など計20の加盟会社を持つ著作権海外振興協会は、国内外の著作権関連機関、民間権利者団体及び流通プラットフォームと積極的

¹⁷⁷ International Copyright Technology Conference

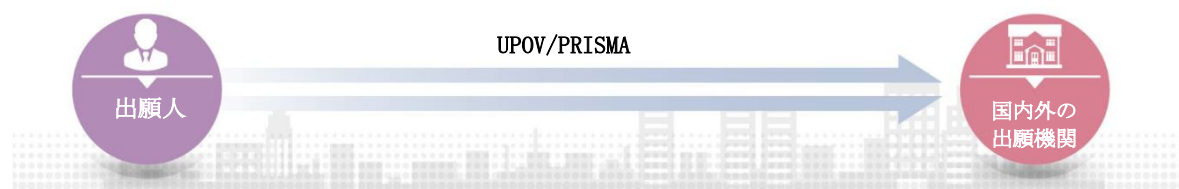
に交流し、著作権侵害対応のグローバル協力体系を構築している。同協会は2017年12月、日本東京で開かれた日韓著作権フォーラムで日本のコンテンツ海外流通振興機構との了解覚書締結を皮切りに、関連機関と緊密な対応協業をし、両機関共同で2018年には両国の優秀なコンテンツの合法流通活性化のための共同キャンペーンを展開した。2019年11月には日本のコンテンツ海外流通振興機構 - 台湾の犯罪調査局が開催した著作権国際交流セミナーに参加し、台湾内の韓国コンテンツ侵害に関わる対応の協調策について議論した。これに加え、違法コンテンツ流通サイトの主な収入源であるバナー広告の収入をブロックするために、香港創造産業協会で推進しているIWL (Infringing Website List) 構築プロジェクトに参加して積極的に活動しており、2020年から米国映画協会アジア太平洋支部と共同で海外違法サイトへのアクセスを遮断するなど、韓国のコンテンツを保護するために国内外の関連機関との交流・協力の範囲を全方位に拡大している。

(3) 植物新品種など

国際植物新品種保護連盟は植物新品種育成者の権利及び植物種子保証制度などを国際的に保護するために設立された国際機関で、韓国は2002年1月に加盟した。

農林畜産食品部の国立種子院は国際植物新品種保護連盟の加盟国間の国際協力で海外出願の便宜向上のための国際植物新品種保護連盟の国際電子出願システム構築に参加した。国際電子出願システムは一つの品種保護出願書類で国際植物新品種保護連盟の加盟国審査機関に複数または単独でオンライン出願できる電子出願システムである¹⁷⁸。国際植物新品種保護連盟の発表によると、2020年末まで現在、532件が出願された。

[図 4-4-5] 国際植物新品種保護連盟の国際電子出願システム体系



出処：農林畜産食品部

出願可能な国は35の加盟国であり、出願可能な作物は国によって異なる。韓国に出願可能な作物は計5種で、豆、レタス、リンゴ、バラ、ジャガイモで、出願は国際植物新品種保護連盟ウェブサイト (www.upov.int) で利用可能な言語のうち、ユーザーが選択した言語で出願書を作成し、一つの出願書で提出する品種保護審査国を選択すれば、該当審査国が要求する言語と書式に変換されて出願される。韓国語支援作物は、リンゴ、東洋梨、西洋梨、ブドウ、菊、バラ、ジャガイモ、トウモロコシ、豆、イチゴ、レタスの11種である。

¹⁷⁸ 国際植物新品種保護連盟ウェブサイト (www.upov.int) で国際電子出願システムのメニューをクリックするか、国立種子院ウェブサイト (www.seed.go.kr) の下側の「海外出願プリズマ」をクリックすると、国際植物新品種保護連盟ウェブサイトにつながる。

[表 4-4-10]PRISMA を用いて出願可能な国及び植物種

連番	国名	参加中	予定	対象作物
1	アフリカ 知的財産権機関 ¹⁷⁹	✓		すべての植物の種・属
2	アルゼンチン	✓		リンゴ、麦、ブラックラディッシュ、大根、メキャベツ、カリフラワー、白菜、ブドウ、豆、メロン、ジャガイモ、バラ、エシャロット、グレーのエシャロット、豆、ほうれん草、ピーマン、トウガラシ、パプリカ、トマトの台木、スイカ、ネギ、小麦、ナス、白菜チコリー、ソラマメ、イチジク、パパイヤ、セージ、カラシナ、サトウキビ、綿
3	オーストラリア	✓		すべての植物の種・属
4	ボリビア	✓		すべての植物の種・属
5	カナダ	✓		水生植物、バクテリア、真菌を除くすべての種・属
6	チリ	✓		すべての植物の種・属
7	中国	✓		レタス
8	コロンビア	✓		すべての植物の種・属
9	コスタリカ	✓		すべての植物の種・属
10	ドミニカ共和国	✓		すべての植物の種・属
11	エクアドル	✓		すべての植物の種・属
12	欧州連合 ¹⁸⁰	✓		食糧作物を除くすべての植物の種・属
13	フランス	✓		すべての植物の種・属
14	ジョージア	✓		トウモロコシ、小麦、ソラマメ、インゲンマメ、リンゴ、ナシ、オオムギ、オートミール、ジャガイモ、チェリー、ラズベリー、トマト、桃、ハシバミ、ブラックベリー、豆、ひまわり、クルミ、ブルーベリー、ひよこ豆、レンズマメ
15	ケニア	✓		すべての植物の種・属
16	メキシコ	✓		すべての植物の種・属
17	モロッコ		✓	トマト、メロン、ジャガイモ、レタス、玉ねぎ
18	オランダ	✓		すべての植物の種・属
19	ニュージーランド	✓		すべての植物の種・属
20	ノルウェー	✓		すべての植物の種・属
21	パラグアイ	✓		豆
22	ペルー		✓	すべての植物の種・属
23	モルドバ	✓		トウモロコシ、小麦、エンドウ豆、麦、ヨーロッパブルー、トマト、ブドウ、ピーマン、トウガラシ、パプリカ、ヒマワリ、クルミ、リンゴ、レタス、ジャガイモ、バラ、豆、オートミール、ライ麦、イチゴ、ブラックベリー
24	韓国	✓		リンゴ、レタス、ジャガイモ、豆、バラ
25	セルビア	✓		リンゴ、バラ、ラズベリー、ブルーベリー
26	南アフリカ	✓		すべての植物の種・属
27	スウェーデン	✓		すべての植物の種・属
28	スイス	✓		すべての植物の種・属
29	トリニダード・トバゴ		✓	アンズリウム、パイナップル、ヘリコニア、蘭、ゴムの木、キマメ、ブドウ、カカオ
30	チュニジア	✓		すべての植物の種・属
31	トルコ	✓		すべての植物の種・属
32	英国	✓		すべての植物の種・属
33	米国	✓		レタス、ジャガイモ、小麦を含む 192 種
34	ウルグアイ	✓		すべての種・属
35	ベトナム	✓		稲、トウモロコシ、ピーナッツ、豆、トマト、バラ、菊、スイカ、キュウリ、コラビ、キャベツ、ジャガイモ、茶、綿、ブドウ

出処：国立種子院ウェブサイト (www. seed. go. kr)

¹⁷⁹ 17カ国：ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、チャド、コモロ、コンゴ、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ

¹⁸⁰ 27カ国：オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、スペイン、スウェーデン

遺伝資源へのアクセスと遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ公平な共有に関する名古屋議定書（The Nagoya Protocol on ABS to the CBD）は生物多様性条約についての補充協定として、2010年10月29日、日本名古屋で開かれた生物多様性条約第10回締約国会議で採択され、2014年10月12日に発効した¹⁸¹。2014年に名古屋議定書が国内で発効し、国内での履行措置である「遺伝資源法」を2017年に制定し、2018年に本格的に施行した。これにより、国内の遺伝資源などにアクセスするためには、5つの国家責任機関（環境部、農林畜産食品部、保健福祉部、海洋水産部、科学技術情報通信部）にアクセス申告をしなければならず、海外遺伝資源にアクセスして国内で利用しようとする場合も国内の検査機関（5つの国家責任機関及び産業通商資源部）に手続遵守申告をしなければならない。これを効率的に管理するために2018年、名古屋議定書の専門担当機関である遺伝資源情報管理センターを設置し、一貫性のある申告業務処理のための関係部処統合申告システムを構築して運用している。

環境部は名古屋議定書の批准により、製品生産の主な原料となる海外生物遺伝資源の安定的確保が重要であるとの判断で、海外生物遺伝資源の確保及び持続可能な利用などのため海外生物資源の共同研究を推進し、国際協力体系を構築するために取り組んだ。2020年には韓・ネパールの生物多様性協力のために「ネパールヒマラヤ資源研究財団」と共同研究の合意覚書を締結し、中韓の生物資源協力のために「中国南京山林大学」と共同研究の合意覚書を締結した。環境部は図鑑寄贈及び標本寄贈、生物多様性研究室・標本室設置支援、人材育成教育支援及び国際シンポジウム開催などを展開して協力を強化していく予定である。

農林畜産食品部は海外生物資源の確保のため検疫本部とともに国際了解覚書を締結し、品種保護情報収集などのための国際交流を拡大し、特に、民間育種家の新品種育成及び国内の育成品種の輸出活性化など支援を強化した。また、中国・ベトナム・インドなど6カ国12地域16企業について海外現地品種展示圃を運用し、種子企業の海外進出の基盤を整えた。さらに、農林畜産食品部は国際植物新品種保護連盟の総会及び作物技術会議に参加し、シンガポール特許庁と栽培審査了解覚書の締結を延長して国際協力のためのネットワークを構築した。

¹⁸¹ 韓国は2017年8月17日、名古屋議定書の締約国となった。

第5節 海外での知的財産保護活動

海外で韓国企業などの知的財産を保護するために、韓国政府は産業財産権については現地に海外知的財産センターを、著作権については著作権海外事務所を運用し、海外進出、又は進出予定企業を対象に法律支援サービスなどを提供している。

その他、韓国知的財産保護院、韓国著作権委員会、韓国著作権保護院などで海外での知的財産権侵害をモニタリングしてアクセス遮断、掲示物削除などの措置を積極的にとっており、モニタリング対象国、対象などを継続的に拡大している。また、発生する可能性があるか、既に発生した海外知的財産紛争に対する防止及び対応コンサルティングも積極的に支援している。

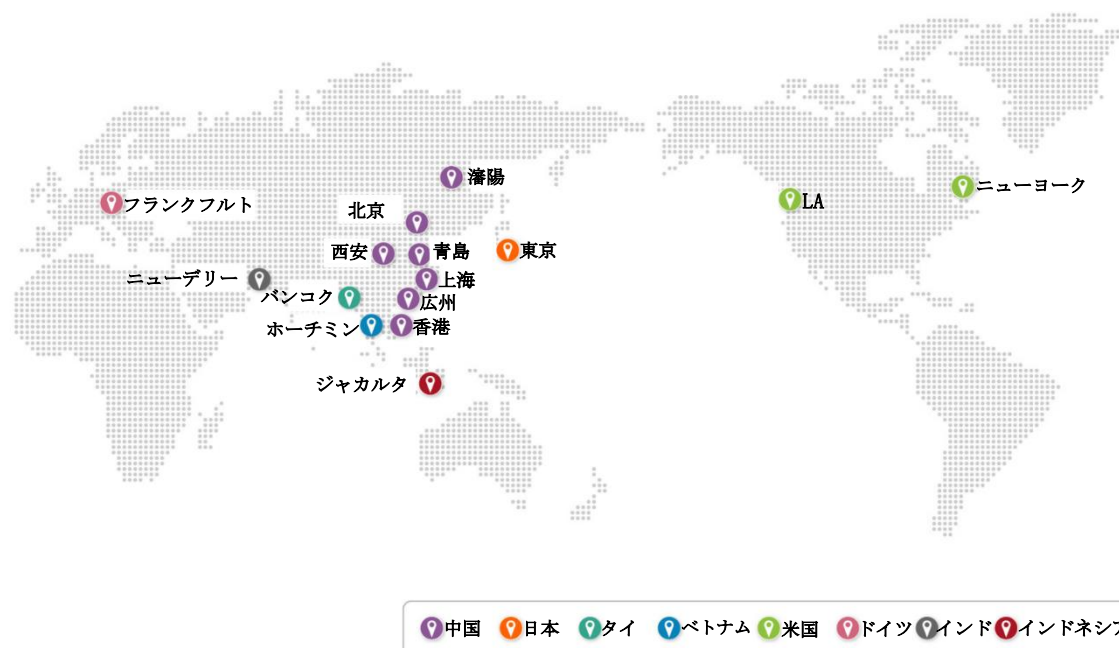
これに対し、営業秘密、植物新品種などについては海外現地にその保護のためのセンターなどを別途設置していないが、中小ベンチャー企業部と産業通商資源部及び警察庁などは共同で海外進出中小企業を対象に、技術保護説明会及びコンサルティングなどを実施している。また、農林畜産食品部と国立種子院も国内の育成品種の海外現地での適応性の試験などを支援し、国際植物新品種保護連盟のオンライン品種保護出願システムの利用説明会などを開催し、国内の育成品種の海外進出及び海外出願を活性化させようとしている。

1. 産業財産権

(1) 海外知的財産センター（IP-DESK）の運用

特許庁は2020年12月時点、海外9カ国15カ所の海外知的財産センター（以下「IP-DESK」）を運用している。2020年4月には知的財産権保護支援インフラの強化のために、マニラにIP-DESKを開所し、2021年6月以降はモスクワ、メキシコシティでもIP-DESK業務を開始する予定である。

[図 4-5-1] IP-DESK の設置状況



出処：「2020 IP-DESK 白書」（2020.04）

IP-DESK はその設置地域での商標・デザイン出願費用の支援、侵害・被侵害調査、行政取り締まり、侵害鑑定書など法律意見書作成費用の一部を支援し、現地での知的財産出願手続、侵害・被侵害救済方法の相談などを支援する。韓国に事業者登録があり、現地国で事業を運用、又は運用予定中の中小・中堅企業が支援対象である。

[表 4-5-1] IP-DESK 海外商標・デザイン出願支援内容

区分	IP-DESK 所在国										
	中国	米国	日本	ドイツ	タイ	ベトナム	インド	インドネシア	香港	フィリピン	
支援費用 (/件)	商標限度	\$ 300	\$ 600	\$ 500	\$ 1,000	\$ 550	\$ 300	\$ 300	\$ 300	\$ 650	\$ 300
	デザイン限度	\$ 300	\$ 1,000	\$ 500	\$ 600	\$ 550	\$ 600	\$ 200	\$ 300	\$ 650	\$ 300
支援割合	実際の出願費用の最大 50%を支援										
支援件数	申請企業別年間 10 件（国制限なし）										

出処：大韓貿易投資振興公社ウェブサイト（www.kotra.or.kr）

[表 4-5-2] IP-DESK 侵害調査及び法律検討支援内容

区分	IP-DESK 所在国								
	中国	米国	日本	ドイツ	タイ	ベトナム	インド	インドネシア	香港
支援内容	侵害調査、行政取り締まり、法律意見書（警告状、侵害鑑定書など）作成費用の一部支援								
支援限度	\$10,000/件（被侵害実態調査など一部のみ行う場合\$6,000/件）								
支援割合	最大 70%支援（重複支援の場合、20%ずつ支援割合が下がる）								
支援件数	申請企業別に年間 3 件								

出処：大韓貿易投資振興公社ウェブサイト（www.kotra.or.kr）

2020年、IP-DESKは知的財産権相談10,222件、商標・デザイン出願費用支援1,584件、知的財産権紛争対応28件を行い、知的財産権説明会56回、模倣品説明会5回を開催した。

[表 4-5-3] IP-DESK の過去5年間の事業実績の状況

(単位：件、回)

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
知的財産権相談	6,841	6,613	7,590	8,527	10,222	39,793
商標・デザイン出願	1,114	972	1,727	1,286	1,584	6,683
特許出願	-	-	63	43	-	106
紛争対応	15	26	69	38	28	176
説明会開催	55	63	14	58	56	246
模倣品識別説明会	13	6	61	6	4	90
協力チャンネル構築	190	74	104	116	84	568
情報提供	514	598	87	198	394	1,791
合計	8,742	8,352	9,715	10,272	12,372	49,453

出処：「2020 IP-DESK 白書」（2020.04）

(2) 海外知的財産権紛争の初動対応支援

特許庁及び大韓貿易投資振興公社は、IP-DESKが設置されていない国¹⁸²でも知的財産権紛争が発生した場合、迅速な初期対応ができるよう、海外現地での知的財産権の専門家による知的財産権紛争の初動対応法律相談費用を支援し、被侵害実態調査及び行政取り締まり費用を支援している。

[表 4-5-4] IP-DESK 未所在国別海外商標・デザイン出願支援内容

区分	IP-DESK 未所在国									
	台湾	マレーシア	モンゴル	ミャンマー	シンガポール	カンボジア	オランダ	ロシア	スペイン	英国
	イタリア	フランス	アラブ首長国連邦	イラン	カナダ	オーストラリア	メキシコ	ブラジル	アルゼンチン	エクアドル
出願支援	1件当たり\$1,500以内の商標・デザイン出願関連費用50%支援									
支援限度	1件当たり\$3,000以内の警告状の受理など知的財産権紛争発生による法律相談費用の最大70%を支援 *IP-DESK 所在国は専門担当職員及び諮問代理人との無料相談を提供									
支援件数	申請企業別に年間4件（国別統合、出願・相談支援統合）									

出処：大韓貿易投資振興公社ウェブサイト（www.kotra.or.kr）

¹⁸² 台湾、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、シンガポール、カンボジア、オランダ、ロシア、スペイン、英国、イタリア、フランス、アラブ首長国連邦、イラン、カナダ、オーストラリア、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、エクアドルを含む20カ国が該当する。

初動対応支援により、2020年には60件の法律諮問と1件の侵害調査及び行政取り締まりを行った。

[表 4-5-5]2020年海外知的財産紛争の初動対応支援事業の実績 (単位：件)

区分		商標	デザイン	特許 (実用新案)	合計
法律諮問	紛争防止	支援件数	53	-	53
	紛争対応	支援件数	7	-	7
侵害調査/行政取り締まり		支援件数	1	-	1
合計		支援件数	61	-	61

出処：大韓貿易投資振興公社

(3) K-ブランドの保護基盤構築

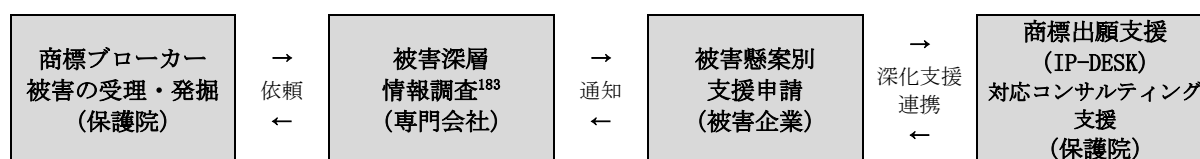
特許庁は中国、ASEAN地域から輸出しているか、輸出予定の中小・中堅企業の商標に関連する体系的紛争対応支援体系を構築するため、韓国知的財産保護院を通じて「K-ブランド保護基盤構築」事業を運用している。本事業は海外の商標ブローカーへの対応と海外電子商取引企業を対象とするオンライン模倣品のモニタリング及び代理申告に分けられる。

1) 海外の商標ブローカーへの対応支援

特許庁及び韓国知的財産保護院は、中国とベトナムで毎月出願される商標をモニタリングし、無断先取りが疑われる商標の状況を調査し、被害企業に関連情報及び対応方法を提供する「海外の商標ブローカー無断先取り早期警報システム」を運用している。

従来は中国のみを対象にモニタリングしたが、2019年からベトナム、タイまで拡大して運用している。中国では商標出願件数が多いため、中国での無断先取りが疑われる商標の情報を被害企業に毎月提供し、ベトナムでは出願された商標を調査して年2回被害企業に関連情報を提供している。

[図 4-5-2]海外の商標ブローカー対応の手続き



出処：特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr)

中国では2020年の97を含め、過去5年間で350の商標ブローカーが韓国企業1,249社の商標3,362件を無断で先取りして登録し、これによる韓国企業の被害額は約343億ウォンに達することが分かった。

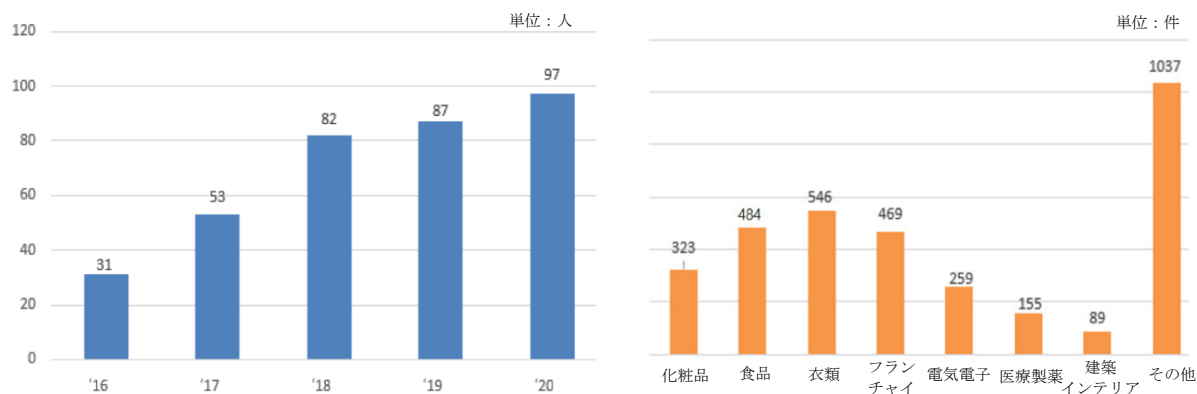
¹⁸³ 中国及びベトナムで出願商標について調査し、国内で出願・登録されている商標と比較・分析した後、無断で盗用されている事実を確認する。

[表 4-5-6] 過去 5 年間の中国で活動する商標ブローカーによる国内企業の商標の無断先取り状況

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
ブローカー (人)	31	53	82	87	97	350
被害企業	242	251	355	176	225	1,249
無断先取り (件)	406	588	1,142	738	488	3,362
被害額 (百万ウォン) ¹⁸⁴	4,141	5,998	11,648	7,527	4,978	34,292

出処：韓国知的財産保護院

[図 4-5-3] 過去 5 年間の中国における新規商標ブローカーの発掘及び商標ブローカーの無断先取りによる産業別被害状況



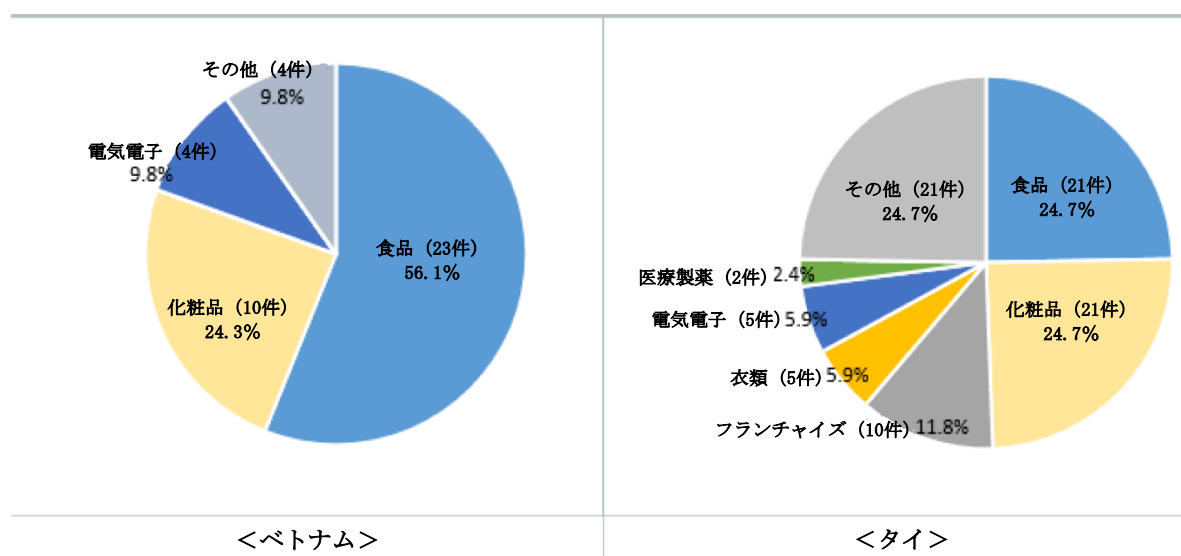
出処：韓国知的財産保護院

また、2018 年 7 月から 2020 年までベトナム知的財産局に出願された商標を調査した結果、多数の商標を先取りした出願人¹⁸⁵21 人が韓国企業 42 社の商標 106 件を無断で先取りするために出願する、又は登録した事実を発見した。タイでは 2020 年から商標を調査して多数の商標を先取りした出願人 18 人が韓国企業 35 社の商標 85 件を無断で先取りするために出願や登録したことが分かった。

¹⁸⁴ 被害額は中国国内の商標取引サイトに掲載された韓国企業のブランド別販売価格をもとに「6 万円 (=10,200 千ウォン)」と見なして推定した数値である (1 元=170 ウォン)。

¹⁸⁵ ベトナムで韓国の商標を多数無断で先取りした出願人をいい、経済的利益を目的として無断で先取りした商標を譲渡、又は売買した行為が確認されなかったため、商標ブローカーという用語は使っていない。

[図 4-5-4]2020 年ベトナム・タイにおける多数の商標を先取りした出願人による無断先取りの被害を受けた産業の状況



出処：韓国知的財産保護院

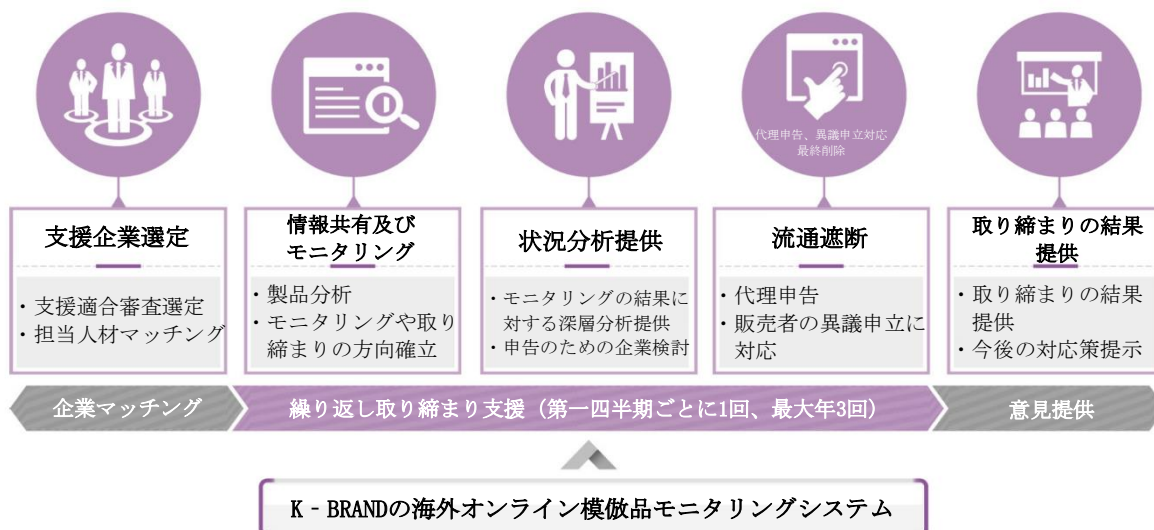
韓国知的財産保護院は、海外の商標ブローカーによる被害が発生すると、韓国企業に迅速に被害情報を提供し、その種類が類似した業種又は企業間の協議体を構成して段階的に法的対応戦略を策定することで、被害企業が自社の権利を取り戻せるように支援している。

また、無断先取りが疑われる商標の状況及び被害発生段階別対応手続など関連情報を被害企業に迅速に提供するために、知的財産保護総合ポータル（IP-NAVI）に海外の商標ブローカーに関する情報を提供するウェブサイトを構築して運用している。

2) 海外オープンマーケットのオンライン模倣品モニタリング及び代理申告

特許庁と韓国知的財産保護院は、中国の電子商取引で流通するオンライン模倣品に対するモニタリング及び代理申告により、模倣品の掲示物削除を支援している。企業を公開募集して選定しており、年間3回まで支援できる。本事業は支援企業に各段階別、又は年間オンライン上の模倣品流通情報に関する深層分析レポートを提供して企業の知的財産権対応力を高めるなど、需要者中心の支援体系を構築している。

[図 4-5-5]海外オープンマーケットのオンライン模倣品への対応支援の手続き



出処：韓国知的財産保護院

2020年、中国でオンライン模倣品に関わる支援企業は40社、代理申告件数は22,006件、代理申告による掲示物の削除件数は21,145件となった。

[表 4-5-7]過去5年間の中国におけるオンライン模倣品のモニタリング及び遮断の実績

(単位：個、件)

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
支援企業	38	46	55	40	40	219
代理申告	25,826	20,455	21,984	21,754	22,006	112,025
掲示物削除	19,621	20,302	21,854	21,242	21,145	104,164

出処：韓国知的財産保護院

特許庁はオンライン模倣品流通遮断をASEANまで拡大するために、ASEANの主な電子商取引企業との業務協力を強化するなど、海外のオンラインに進出する韓国企業の知的財産権を保護するために取り組んでおり、2020年下半期にはASEAN諸国のオンライン模倣品流通遮断事業を運用して144,315件の掲示物を遮断する成果を収めた。

[表 4-5-8]2020年ASEANオンライン模倣品のモニタリング及び遮断の実績 (単位：個、件)

区分	支援企業	代理申告	掲示物削除
支援企業	46	165,598	144,315

(4) 海外知的財産権紛争防止・対応コンサルティング

特許庁は韓国知的財産保護院を介して輸出中、又は輸出予定の個人事業者、中小・中堅企業を対象に、海外知的財産権紛争の事前防止及び事後対応のために企業の輸出・紛争状況に合わせたコンサルティングを支援している。

[表 4-5-9] 特許庁の海外知的財産権紛争防止コンサルティング支援事業の内容

区分	事業内容
支援権利	特許、実用新案、デザイン、商標
コンサルティング内容	(特許) 輸出前の事前分析、特許保証対応、ライセンス戦略など (商標・デザイン) 商標の海外ローカライゼーション戦略、無断先登録への対応戦略など
支援割合	(中小企業) コンサルティング費用の 70% (中堅企業) コンサルティング費用の 50%

出処：韓国知的財産保護院

[図 4-5-6] 海外知的財産権紛争防止コンサルティングの支援手続



出処：特許庁

2019年には特許・商標・デザインを同時に総合的に保護する戦略を提供する権利統合紛争防止コンサルティングを開始し、2020年に権利統合紛争防止コンサルティング2件を含め、359件のコンサルティングを支援した。

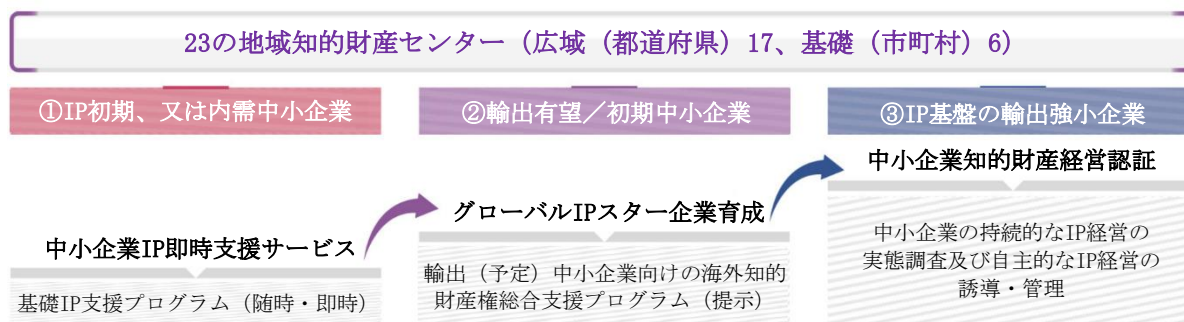
[表 4-5-10] 過去 5 年間の海外知的財産権紛争防止・対応コンサルティング支援件数

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
特許紛争防止	34	105	214	131	4	488
特許紛争対応	315	374	164	135	275	1,263
K-ブランド保護防止	81	111	123	83	28	426
K-ブランド保護対応	57	50	46	47	50	250
権利統合紛争防止	-	-	-	7	2	9
合計	487	640	547	403	359	2,436

出処：特許庁

韓国の中小企業の海外進出に伴い、知的財産権紛争が増加した。これを受け、地方自治体でも海外輸出（予定）中小企業を選定し、海外での産業財産権の獲得、特許マップ、非英語圏ブランド開発、デザイン・特許の融合支援など知的財産総合支援を行っている。

[図 4-5-7] 地域の中小企業のグローバルな知的財産能力強化のための支援体系



出処：特許庁

(5) 海外知的財産権紛争共同対応の支援

特許庁は共通の知的財産紛争の懸案に積極的に対応するために、海外進出、又は進出予定の企業3社以上からなる協議体に対し、専門機関を介して懸案を解決する支援事業を運用している。この事業は紛争懸案の緊急性と難易度に応じて3種類に分類され、懸案に応じて最大4千万ウォンまで支援する。

[表 4-5-11] 特許庁の知的財産権紛争共同対応支援事業の内容

懸案タイプ	細部支援課題	支援内容	支援金額
1. 権利共通分析	NPE 問題特許共同対応	同種業界共通の脅威特許（競合他社が保有もしくはNPEsが保有）に対する対応戦略（回避、無効、買取など）の準備が必要な場合	最大 2千万 ウォン 以内
	競合他社問題特許共同対応		
	ライセンス要求共同対応		
2. 訴訟への共同対応	特許保証共同対応	バイヤーに部品、製品などを納品する企業が海外企業との特許紛争リスクに対する特許保証を求められている場合	最大 2,500万 ウォン 以内
	警告状共同対応	海外企業から同種業界の企業が特許侵害の警告状を受け、対応戦略が必要な場合	
	訴訟・求償権請求共同対応	海外企業から共同、又は同種業界の企業が訴えられて共同対応が必要な場合、又はバイヤーに訴えられて共同求償権請求懸案が発生し、対応戦略が必要な場合	
3. 共同権利行使	問題特許・問題商標共同法的対応	海外企業の問題特許・商標に対する共同無効・共同取消審判請求、共同権利範囲の確認審判などを行う場合	最大 4千万 ウォン 以内
	無断先取り商標共同法的対応	商標ブローカーの商標無断先取り懸案に対して共同法的対応（異議申立、無効審判、不使用取消審判など）を行う場合	
	オン・オフライン模倣品流通共同法的対応	同じ販売者による海外オンライン模倣品の被害が発生し、被害会社が同の法的対応を進める場合	
	形態模倣など共同法的対応	形態模倣など不正競争行為に関連し、被害者が共同の法的対応（警告状発送、訴訟など）を行う場合	

出処：韓国知的財産保護院

2020年には同事業で58社が含まれた協議体16件を支援した。

[表 4-5-12] 過去5年間の共同対応支援の状況

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
支援協議体（件）	33	20	9	16	16	94
支援企業（社）	90	62	82	51	58	343
支援金額（百万ウォン）	520	501	520	565	576	2,682

出処：特許庁

一方、日本の輸出規制により直接的な影響を受ける素材・部品・装置の国産化及び技術競争力の確保のため、2020年からは関連産業分野の協議体を支援する際、選定審査に加点を付与し、多年度連携支援による段階的な戦略の策定などを支援している。

(6) 海外進出コンテンツの知的財産権保護コンサルティング

2018年から韓国知的財産保護院は「海外進出コンテンツの知的財産権保護コンサルティング事業」を支援している。コンテンツを活用したさまざまな連携コンテンツ及び関連製品の生産・流通が活発になり、コンテンツを著作権だけではなく、産業財産権として保護することも重要になったためである。本事業は海外進出、又は進出予定のコンテンツ関連中小企業を対象にコンテンツの企画から制作、流通、商品化など収益化段階によって特化した知的財産権保護コンサルティング費用を支えることを内容とする。

2020年にはアニメ・キャラクター、公演、ゲーム、1人メディアコンテンツなど多様な分野の26のコンテンツ企業に対してコンサルティング費用を支援した。

[表 4-5-13]海外進出コンテンツの知的財産権保護コンサルティング支援の内容

区分	内容
対象権利	(商標) コンテンツ提携、キャラクター・登場人物の名前、アーティスト名、アイドルグループ名称など
	(特許) ゲーム方法、エデュテインメントアプリの駆動方式など
	(デザイン) ゲーム画面のデザイン、アーティストのキャリカチャーデザイン、キャラクターなどコンテンツを活用したグッズデザインなど
コンサルティング内容	(海外進出・商品化企画) コンテンツベースの海外進出、商品化戦略及び海外知的財産保護戦略提供
	(契約) 海外ライセンス、配給、投資、共同制作など契約締結段階での知的財産保護策の提示
	(対応) 先取りされた海外知的財産権に対する権利行使戦略及び模造品流通への対応戦略などの提供
支援の割合	コンサルティング費用の70%

出処：韓国知的財産保護院

(7) 在外公館の現地知的財産侵害防止・対応支援の強化

外交部は現地進出企業の知的財産権保護のために40の知的財産権重点公館¹⁸⁶を設置して各知的財産権担当官が知的財産権保護業務を遂行するようにしている。

外交部は知的財産重点事案発生及び政策条件の変化に伴い、特許庁・文化体育観光部など関係部処との協議を経て在外公館に侵害対応指針を指示し、結果報告を要請し、在外公館は知的財

¹⁸⁶ アジア太平洋地域17カ所（中国、広州、青島、瀋陽、台湾、オーストラリア、ニュージーランド、上海、香港、日本、シンガポール、インド、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、インドネシア）、米州地域6カ所（米国、ロサンゼルス、カナダ、アルゼンチン、メキシコ、ブラジル）、ヨーロッパ地域12カ所（ジュネーブ、ベルギー、フランス、オランダ、スペイン、スイス、イタリア、デンマーク、ドイツ、スウェーデン、英国、ロシア）、アフリカ中東地域5カ所（イスラエル、南アフリカ、エジプト、サウジアラビア、UAE）がある。

産権協議会、企業懇談会、コンサルティング及び移動式 IP-DESK 知的財産権相談などで受理した問題解決事項を外交部に報告し、必要に応じて外交部は後続措置を履行する。

このため、現地進出企業の知的財産権紛争情報の収集のためのネットワーク構築、関連在外公館の役割の広報、本部 - 公館及び公館間の有機的協力体制の構築、主要国の知的財産権関連政策の動向及び事例モニタリングを進めており、特に、2020 年には『在外公館のための知的財産権ガイド』を製作し、公館の知的財産権担当官向けのワークショップを開催し、関係部処間の協力体制を強化した。

[表 4-5-14]2020 年の本部 - 公館及び公館間の有機的協力体制の構築

対象	協力体制の主要事例
外交部 - 4 つの公館	米国、中国、広州、香港の 4 つの公館を対象に知的財産権保護事業の予算支援及び事業進捗の点検
外交部 - 特許庁 - IP-DESK	アジア地域の知的財産権担当官向けのワークショッププログラム協議及び在外公館 - IP 支援海外センター間の協力体制の構築
外交部 - 在ジュネーブ (表) - その他在外公館	WIPO 地域事務所の誘致に関する進捗状況及び WIPO 事務局長選挙動向の共有
外交部 - 在ジュネーブ (表) - 特許庁、文化体育観光部	WIPO 会議の出席及び結果の共有
外交部 - 特許庁、 文化体育観光部 - 一部の在外公館	『在外公館のための知的財産権ガイド』制作協力 アジア地域の知的財産権担当官向けのワークショップ開催 (12. 15)

出処：外交部

他にも、2020 年には在中国の韓国企業の知的財産権保護専門教育課程を非対面で開設し、中国の知的財産権担当官の講義を翻訳して韓国企業や関係機関に提供する一方、現地当局とともに韓国企業向けの知的財産権懇談会を開催した。これは海外の知的財産権保護が現地当局の協力に大きく左右されることを考慮し、在外公館だけでなく企業が事前交流チャンネルを確保しようとしたものである。

また、外交部は知的財産権の被害救済及び紛争解決など事後対応のために苦情を受けたとき、迅速な状況把握、関係部処への通知、必要に応じて政府間の協議チャンネルによる紛争解決支援などを行っている。

2. 著作権

(1) 著作権海外事務所の運用及び海外著作権情報提供の拡大

主な韓流伝播地域で韓国コンテンツの違法コピーを防止し、著作権保護基盤を構築するために文化体育観光部と韓国著作権委員会は現在、中国、タイ、フィリピン、ベトナムの 4 カ国に著作権海外事務所を設置・運用している。

著作権海外事務所は現地の法務法人と連携して海外進出業者を対象に法律支援サービスを提供し、これで専門的な法律コンサルティング、主な侵害事案に対する証拠の保全、警告状の発送、行政処罰の申請など救済措置を支援している。2020年には282件の海外著作権相談及び法律コンサルティングを行い、4,010件の救済措置を支援した。

[表 4-5-15] 過去5年間の海外法律コンサルティング及び救済措置の支援件数

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
海外法律コンサルティング	406	357	390	351	282	1,786
救済措置の支援件数	858	4,641	7,824	9,085	4,010	26,418
合計	1,264	4,998	8,214	9,436	4,292	28,204

出処：韓国著作権委員会

他にも、文化体育観光部は著作権海外事務所が設置されていない国に進出した企業を対象に国別コンテンツ流通の実態と著作権保護戦略及び現地法制度関連情報を提供している。

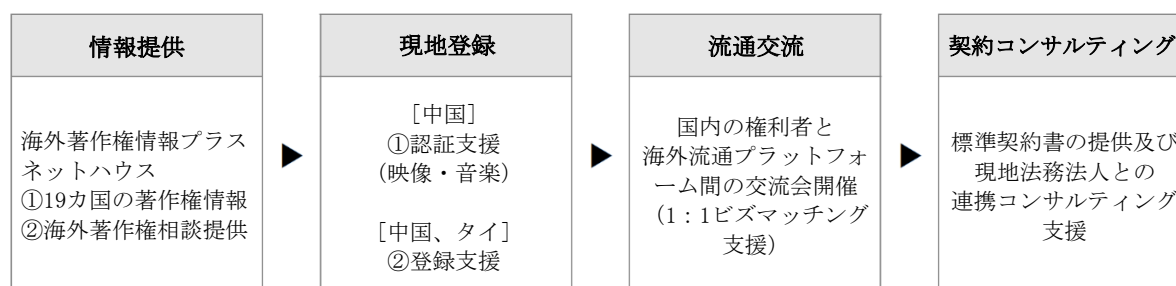
また、韓国著作権委員会は韓国の著作物の海外進出を支援するために、海外の主要国の著作権情報を提供する「海外著作権情報プラス」のネットハウスを運用している。米国、中国、日本、タイ、フィリピン、ベトナムなど主要国の著作権関連情報を提供しており、毎年、対象国を拡大していく予定である。また、オンラインによる海外著作権関連法律相談を行い、コンテンツ関連の海外企業（中国、タイ、フィリピン、ベトナム）の情報を提供して利用者の満足度を高めている。

2020年には「海外著作権情報プラス」のネットワークに海外著作権の動向及び専門資料など141件と19の主要国の著作権ガイド情報を提供し、毎月ニュースレターを発送した。また、毎年開催される著作権関連国際行事であるソウル、中韓、日韓の著作権フォーラムなどとセミナー日程について案内し、資料を掲示し、利用者に著作権情報を幅広く提供している。

(2) 海外著作物の合法利用活性化環境造成

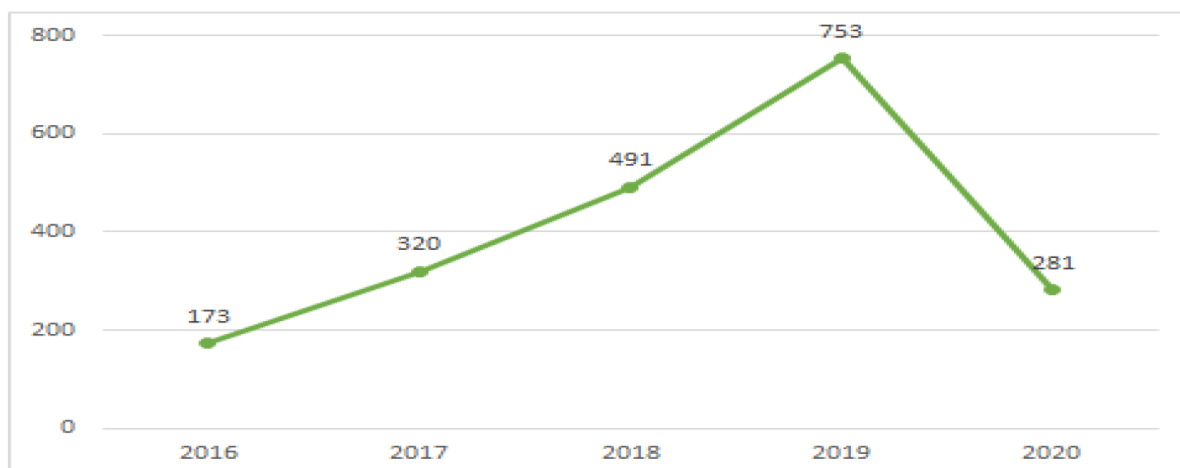
文化体育観光部は著作権海外事務所を中心に中小企業の海外進出から契約締結、侵害対応に至るまでワンストップサービスを支援している。

[図 4-5-8] 海外著作権合法利用活性化サービスの手続き



2020年、韓国著作権委員会が韓流コンテンツの海外著作権合法利用契約締結のために支援した件数は281件で、現地の著作権認証及び登録支援を行い、契約書の検討、了解覚書の締結支援、交流会・説明会開催、ミーティング支援などで著作権の合法市場を拡大するために積極的に努力した。

[図 4-5-9] 著作権登録、契約締結支援、契約書検討など、海外合法利用支援件数



出処：韓国著作権委員会

その他、韓国著作権委員会は海外での韓流コンテンツの合法利用活性化環境づくりのために、韓国のコンテンツ権利者と現地の政府機関及び流通チャンネルとの多様な交流協力を支援している。

2020年には「第8回中韓音楽分野の著作権協力交流会」を開催し、各信託団体の主要懸案及び著作権イシューの共有、中韓音楽信託団体の共同懸案について討論した。また、「第10回中韓映像著作権協力交流会」も開催し、「韓国 - ベトナムの音楽及び映像著作権協力交流会」を新たに開催し、韓国の著作物の海外進出の拡大に貢献した。

[表 4-5-16] 2020年の合法利用協力交流会の推進状況

区分	行事名	日時	場所
1	第8回中韓音楽分野の著作権協力交流会	2020. 10. 28	韓国（ソウル）、中国（北京） *オンライン開催
2	第10回韓中映像分野著作権協力交流会	2020. 10. 29	韓国（ソウル）、中国（北京） *オンライン開催
3	2020 韓国 - ベトナム著作権協力交流会 （音楽分野）	2020. 12. 16	韓国（ソウル）、 ベトナム（ハノイ、ホーチミン） *オンライン開催
4	2020 韓国 - ベトナム著作権協力交流会 （映像分野）	2020. 12. 16	韓国（ソウル）、 ベトナム（ハノイ、ホーチミン） *オンライン開催

出処：韓国著作権委員会

また、韓国著作権委員会は2020年に韓国の著作物の海外進出を支援するために、「韓国の著作物の海外進出支援のための専門家招待座談会」、「ゲーム産業分野の海外進出支援のための著作権及び紛争防止に関する特別講義」、「著作権海外進出及び世界的著作権機関の調停制度説明会」を開催した。

さらに、海外での著作権紛争に備え、中国やタイなど現地での著作権の登録を支援している。コンテンツ事業者が海外の現地流通会社と流通契約をする場合、標準契約書の提供及び著作権保護のための相談、現地法務法人による契約書の検討など専門コンサルティングも提供している。

(3) 海外著作権侵害サイトへのアクセス遮断など保護体系の強化

ウェブハード登録制の施行、ウェブハード・P2Pサイトに対するモニタリング強化など、国内の著作権保護活動の強化に伴い、違法コピー品の主要流通経路が海外にサーバーを置く著作権侵害サイトに移動している。特に、最近では韓流コンテンツの拡散により、違法な海外サイトが急増しており、放送通信審議委員会でアクセスが遮断された違法な海外サイトがURLのみ変更したまま再びサービスされる代替サイトも増加している。

これを受け、文化体育観光部と韓国著作権保護院は違法な代替サイトに対するモニタリングにより摘発されたリストを放送通信審議委員会に提供し、それに対するアクセス遮断が迅速に行われるように措置している。2020年には放送通信審議委員会に2,517件の違法な代替サイトに対する審議情報を提供し、2,457件の代替サイトのアクセスを遮断した。

[表 4-5-17] 過去5年間の文化体育観光部による海外の著作権侵害サイトへのアクセス遮断件数

区分	サイト (代替サイト)		掲示物		掲示板		合計	
	遮断要請	遮断措置	遮断要請	遮断措置	遮断要請	遮断措置	遮断要請	遮断措置
2016	225	209	313	125	86	86	624	420
2017	113	72	225	139	665	566	1,003	777
2018	261	263	1,537	1,605	316	240	2,114	2,108
2019 ¹⁸⁷	N/A (496)	N/A (361)	N/A	N/A	N/A	N/A	496	361
2020	N/A (2,517)	N/A (2,457)	N/A	N/A	N/A	N/A	2,517	2,457
合計	3,612	3,362	2,075	1,869	1,067	892	6,754	6,123

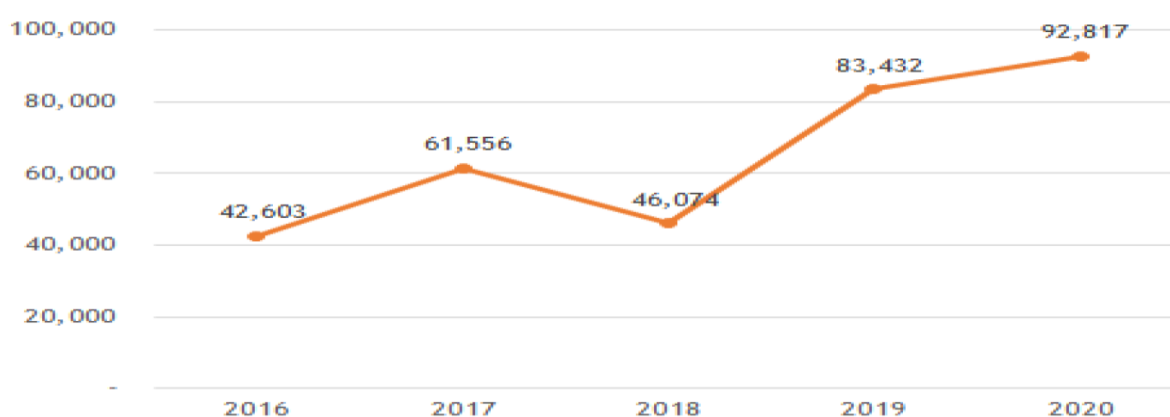
出処：韓国著作権保護院

¹⁸⁷ 迅速なアクセス遮断のため、2019年からは放送通信審議委員会が直接モニタリング及び審議を行っており、著作権保護院は代替サイトのモニタリングのみを担当している。放送通信審議委員会で毎年、関連統計資料を算出するが、公開判断を保留して統計資料は公開されていない。

アクセス遮断業務以外にも著作権侵害サイトの収益源を遮断するために、アクセス遮断サイトを対象として広告掲載の状況を調査し、広告遮断業務も支援した。これにより、2020年に海外の違法サイト上の広告289件を遮断したことで違法サイトの収益源を遮断し、遮断対象に該当しない海外の現地語サイト7,008件も追加で調査するなど、海外サイト上の著作権侵害に多角的に対応した。

韓国著作権委員会は2015年に文化体育観光部、中国国家版權局の協力の下、韓国の放送局と中国のオンライン流通業界間の交流・協力を支援するために、交流会の定例化及び民間侵害対応ホットライン構築を内容とする了解覚書を締結¹⁸⁸した。このホットラインで韓国の放送局が中国のオンライン流通プラットフォームにURLの削除を依頼すると、追加の手続きなしで直ちに削除され、2020年には9万2,817件のURLが削除された。

[図 4-5-10] 中韓放送分野の著作権侵害ホットライン運用による違法なURLの削除件数



出处：韓国著作権委員会

中国が2015年から開始したオンラインに対する「先に審査、後で放映する規制政策¹⁸⁹に対応するために、韓国のコンテンツ著作権侵害に対する常時対応体制を強化し、発売が予定されているか、現地で大きな人気を集めているキラーコンテンツに対する保護のために、重点保護著作物特別保護体系¹⁹⁰を推進している。また、重点保護著作物特別保護体制の実施国家及びコンテンツの範囲を徐々に拡大し、2015年には中国の放送に対してのみモニタリングを行っていたが、2020年には中国、タイ、フィリピン、ベトナム、インドネシアの5カ国の放送、映像、音楽、ウェブトゥーン、語文の5つの分野に拡大し、警告状の発送など救済措置を支援している。支援規模は毎年増加しており、2020年には74,363件の違法なURLを削除する成果を収めた。

¹⁸⁸ 韓国の9社（CJ E&M, JTBC, Dramahouse & J Content Hub, KBS, KBS media, MBC, iMBC, SBS, SBS contents hub）と中国の動画サイト7社（百度）、Youku Tudou（优酷土豆）、iQIYI（アイチーイー、爱奇艺）、 Tencent Video（腾讯视频）、LeTV（乐视网）、搜狐（搜狐视频）、PPTV）が参加した。

¹⁸⁹ 中国は2014年9月2日、海外テレビ番組の輸入放映管理規定を施行し、オンラインで流通する海外の映像著作物についても事前審査を受けさせるなど、海外の映像物に対する輸入及び流通規制を強化した。

¹⁹⁰ 放映、又は販売予定のコンテンツ、人気の高いコンテンツを権利者需要調査を実施して著作権侵害にいち早く対応するためである。

[表 4-5-18] 過去3年間のキラーコンテンツの集中モニタリング及び救済措置の状況

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
実施国（カ国）	5	5	5	5	5	25
コンテンツ分野（個）	4	4	4	4	5	21
警告状発送（件）	539	3,412	6,828	7,231	3,386	21,396
違法なURL削除（件）	11,587	73,814	70,004	57,596	74,363	287,344

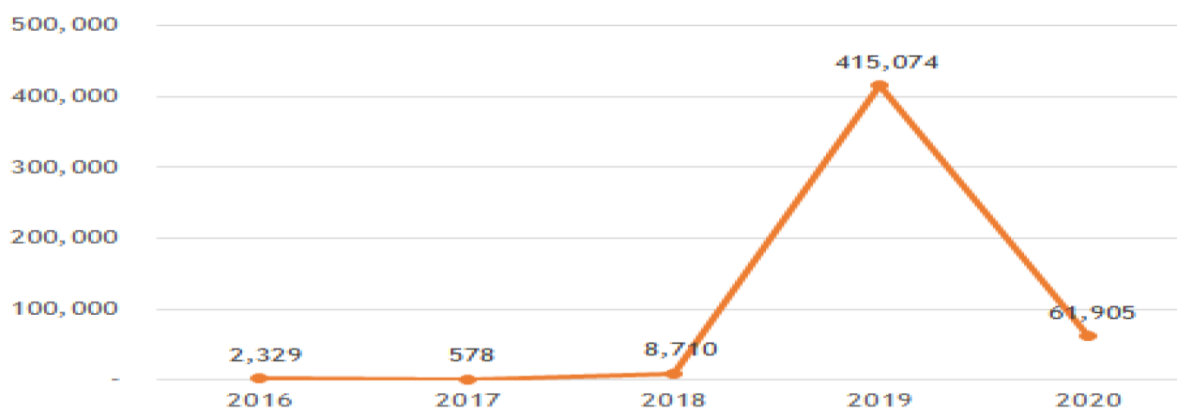
出処：韓国著作権保護院

(4) 中国国内の韓国コンテンツ権利認証による利用契約の活性化

中国著作権海外事務所は2006年11月、中国国家版權局から海外認証機関¹⁹¹として批准され、中国国内における韓国の映像及び音楽に関する著作権、又は利用許諾関連情報を確認する認証業務を行っている。中国国内で活動している海外認証機関中、唯一の公共機関である。

著作権認証は著作権侵害の取り締まり、訴訟進行、又は著作物利用許諾契約¹⁹²の際、権利者確認などの証明書を証明資料として提出する必要がある場合に有効に活用される。また、迅速な法的対応及び安全な著作権取引契約を可能にすることで、映像及び音楽コンテンツの中国進出が活発化し、著作権保護などにもつなげている。2020年には音楽、映画、ドラマに対して61,905件の権利認証を行った。

[図 4-5-11] 中国国内の著作権権利認証の件数



出処：韓国著作権委員会

¹⁹¹ 中国国家版權局から批准された海外認証機関には米国映画協会（Motion Picture Association of America, MPA）、国際レコード産業協会（International Federation of the Phonographic Industry, FPI）、ソフトウェア連合（The Software Alliance, BSA）、日本レコード協会（Recording Industry Association of Japan, RIAJ）がある。

¹⁹² 中国では海外の映画、音楽、テレビドラマなどを中国国内でCD又はDVDに出版したいとき、国家版權局の参加機関として著作物の出版のための登記及び海外の著作物に対する登録業務を担っている「中国版權保護中心（中国著作権保護センター）」に契約書を登記する必要があるが、このときに権利証明書類を必ず提出しなければならない。

中国著作権海外事務所と中国国家版權局は音楽と映像コンテンツ以外のコンテンツ分野に対しても認証範囲を拡大できるように継続的に議論している。認証範囲が拡大される場合、さまざまな韓流コンテンツの中国国内での流通契約が容易になり、著作権侵害対応に必要な権利者の確認手続も簡素化されると期待される。

3. 営業秘密及び産業技術

国家情報院は情報戦争時代に産業スパイから韓国の先端技術と経済情報を保護するために、産業機密保護センターを運用している。同センターは世界的な競争力を持つ韓国企業の先端技術と営業秘密などを違法に海外に流出しようとする産業スパイを摘発して国富流出を止める任務を果たしており、事案に応じて技術流出に関する情報を該当企業、又は検察・警察など捜査機関に提供し、国内企業の技術が流出しないよう最善の保護措置をとっている。また、防衛事業庁などの関連機関と協力し、戦略物資の違法輸出と防衛産業・軍事技術の海外流出遮断活動など、新たな経済安全保障侵害行為を防止し、採し出す活動も強化する。また、韓国企業が海外現地で特許、商標、デザイン、著作権などの知的財産権の侵害を受けた場合、特許庁、IP-DESK、外交部、文化部などと協力して対応活動を支援する。

さらに、産業機密保護センターは外国と連携した投機資本などによる経済安全保障侵害行為と買収合併と装った技術流出など、違法行為に対する情報収集活動にも注力している。この文脈で国家情報院は企業、研究所などを対象に産業セキュリティに関する教育・診断を実施しており、中小ベンチャー企業部と特許庁などの関係機関と合同で国内企業を対象に産業セキュリティ説明会を開催するなど、セキュリティ意識の拡散と自主セキュリティシステム構築の支援に取り組んでいる。

その他、中小ベンチャー企業部も主要5カ国（中国、ベトナム、米国、インドネシア、日本）に進出している中小企業を対象に技術保護・セキュリティ管理に対する実態調査を進め、企業の技術保護に必要な国別の技術保護指針を策定した¹⁹³。

[表 4-5-19] 海外進出技術保護支援事業の期間内の推進実績

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
国	中国	ベトナム	中国	ベトナム	5カ国 (中国、ベトナム、米国、 インドネシア、日本)	5カ国
コンサルティング	16	17	16	20	-	69
説明会	2	2	2	1	-	7
ガイドブック	400	200	300	200	-	1,100
実態調査	1	1	1	1	1	5

出処：中小ベンチャー企業部

¹⁹³ 中小ベンチャー企業部は、産業通商資源部、特許庁、警察庁などと部処共同で毎年、海外に進出している中小企業を対象に知的財産権関連の技術保護説明会・コンサルティング及び実態調査を推進してきたが、2020年には新型コロナウイルス感染拡大によりキャンセルされた。

4. 植物新品種など

農林畜産食品部と国立種子院は国内の育成品種の海外進出を活発化させるために、国内の育成品種の海外現地での適応性及び市場性に関するテストを推進・支援した。2020年には海外展示圃12地域705品種とゴールデン・シード・プロジェクトの試験圃11地域585品種など1,290品種の国内の育成品種に対して支援した。

[表 4-5-20]2020年の農林畜産食品部の国内育成品種の海外進出支援状況

国	地域	展示品目及び品種数	参加会社数	所要予算	備考
中国	新疆省	唐辛子 75 品種	5	245 百万 ウォン	海外 展示圃
	貴州省	唐辛子 8 品種	2		
	河北省	大根など 3 作物 74 品種	4		
	広東省	トマトなど 9 作物 102 品種	5		
インド	アウランガーバード	唐辛子、キャベツ 52 品種	5		
	グントゥール	唐辛子 38 品種	4		
米国	オックスナード	瓜など 3 作物 125 品種	5		
ベトナム	メコンデルタ	スイカ 20 品種	2		
	ダラット、ハノイ	大根、白菜 70 品種	6		
メキシコ	グアナファト	唐辛子など 3 作物 53 品種	4		
トルコ	アンタルヤ	瓜など 10 作物 88 品種	4		
中国	甘肅省	大根、白菜 70 品種	5		
	河北省	大根、白菜 75 品種	6		
	遼寧省	大根、白菜 56 品種	5		
	貴州省	唐辛子 47 品種	5		
	河南省	唐辛子 58 品種	4		
	雲南省	大根、白菜 56 品種	6		
インド	アウランガーバード	唐辛子 55 品種	4		
	グントゥール	唐辛子 52 品種	4		
ベトナム	メコンデルタ	スイカ 40 品種	2		
	ダラット	大根、白菜 38 品種	4		
	ハノイ	大根、白菜 38 品種	4		

出処：農林畜産食品部

第6節 知的財産尊重文化の拡大

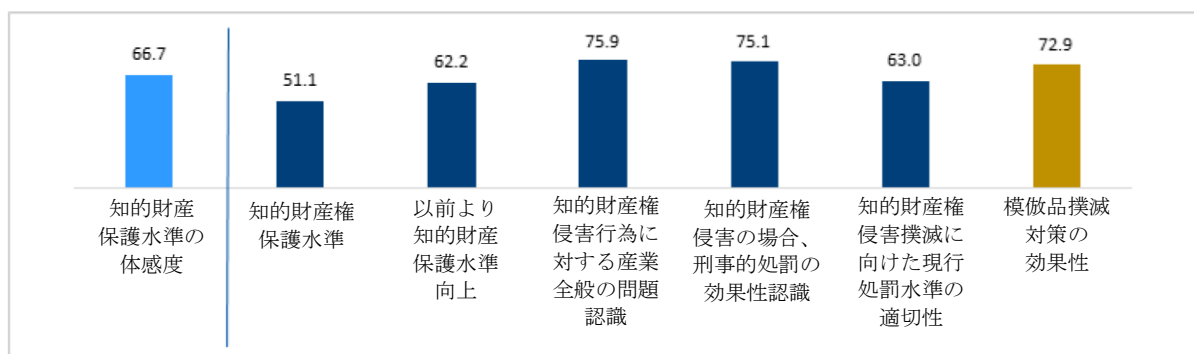
韓国政府は知的財産の各分野における知的財産権保護に対する認識を高めるために、学生（児童・生徒）、一般人など多様なオン・オフライン教育及び広報活動を行っている。産業財産権については特許庁及び韓国知的財産保護院が、著作権については文化体育観光部、韓国著作権委員会、韓国著作権保護院が、営業秘密については特許庁、中小ベンチャー企業部、営業秘密保護センター、大・中小企業・農漁業協力財団が、植物新品種については農林畜産食品部、国立種子院が、遺伝資源については環境部が中心となり、知的財産尊重文化づくりのための政策を多角的に実施している。

1. 産業財産権

特許庁が韓国知的財産保護院を介して実施した「2020年知的財産保護に対する国民の認識度調査」によると、知的財産保護水準に対する体感度は前年比8.9点上昇した66.7点で、「知的財産権侵害行為が産業全般に悪影響を及ぼす恐れがある（75.9点¹⁹⁴）」という項目が6つの項目の中で最も高くなった。

[図 4-6-1] 知的財産保護水準の体感度

(単位：点)



出処：韓国知的財産保護院、「2020年知的財産保護に対する国民の認識度調査」（2021.01）

また、最近、模倣品の購入回数が減ったという回答者は全体の48.3%と、増えたという回答者の28.6%とは大きな差があった。購入回数が減少した理由として、品質とA/Sの問題（48.4%）が最も大きい。政府の模倣品の撲滅政策及び広報活動が消費者の模倣品消費の減少に一部影響（14.2%）を与えることが分かった。

¹⁹⁴ 上記の点数は5点尺度で算出したアンケート回答者の点数を100点単位に換算して計算した。

特に、知的財産権尊重文化づくりのための多様な保護活動の効果性に対する認識中「公益広告キャンペーンの放送（76.5%）、「ブログ及びSNSなどオンラインコミュニティでの広報（67.8%）」などの活動は他の活動に比べて比較的效果があるという応答が高くなっている。

(1) 産業財産権に対する認識向上教育

特許庁は2017年から知的財産一般の先導学校を指定して運用している。知的財産一般の先導学校の指定・運用学校の数 は2017年9校で始まり、2020年27校に大幅に拡大し、2018年には「知的財産一般」教科が高校の選択教科に新規導入され、毎年徐々に広がり、2020年には「知的財産一般」教科を採択した学校数が112校と、前年の46校に比べて大きく増えた。

[表 4-6-1] 過去5年間の知的財産一般の先導学校の指定高校及び教科採択高校の状況

区分	2017	2018	2019	2020
先導学校の指定・運用学校数	9校* *一般高校5校、 特殊目的高校2校、 一般特性化高校 (専門高校)2校	22校* *一般高校13校、 特殊目的高校2校、 発明特性化高校6校、 一般特性化高校1校	23校* *一般高校14校、 特殊目的高校1校、 発明特性化高校6校、 一般特性化高校2校	27校* *一般高校19校 特殊目的高校1校 発明特性化高校4校 一般特性化高校3校
担当教師職務研修	5回 (58時間)	7回 (150時間)	8回 (138時間)	9回 (94時間)
教科として採択した学校数	-	26校 *一般高校16校、 特殊目的高校2校、 発明特性化高校6校 一般特性化高校2校	46校* 一般高校34校、 特殊目的高校3校、 発明特性化高校6校、 一般特性化高校3校	112校* *一般高校97校、 特殊目的高校4校、 発明特性化高校6校、 一般特性化高校5校

出処：特許庁

特許庁は全国4年制大学を対象に知的財産教育先導大学を指定し、知的財産を正規教科目として開設して融合教育を運用しており、2020年には14の大学を対象に運用した。また、国・企業間の知的財産権の競争が激しくなり、国内外の訴訟に効果的に対応できるように専門人材を育成するため、企業の知的財産権人材など現職の人材を対象として東国大学で専門学位課程を運用している。

その他、特許庁は標準特許専門人材を育成するために、弁理士、研究人材、予備研究人材などを対象に教育内容を差別化した「カスタマイズ・プログラム」を運用している。知的財産の認識向上のために大は学創造発明大会など、産学が協力した知的財産大会を運用し、起業保育センターの入居企業を対象に技術分野別に知的財産権教育を行い、国内の中小・中堅企業を対象として、国内外の出願戦略、紛争事例などに関する教育を実施した。

関税庁は税関職員的能力強化のため、8つの税関で16回、453人の税関取締職員を対象にブランド別の本物・偽物の識別教育などを実施した。

[表 4-6-2]2020 年の税関取締職員向けの模倣品の識別教育

回数	日時	教育対象	教育内容
1	07. 16～07. 17	大邱本部税関 (40 名)	商標権者の模倣品識別教育 ・真正品と模倣品の実物を比較説明 ・ブランド別模倣品の識別方法に関する冊子配布 ・商標権者の最新の侵害動向情報共有 ・知的財産権関連の理論及び判例講(法務法人) ・税関を訪れる出張型関税教育実施 ・本物・偽物の比較展示プログラム運用
2	07. 27～07. 28	釜山本部税関 (40 名)	
3	08. 10～08. 11	平沢直割税関 (20 名)	
4	08. 24	仁川本部税関 (20 名)	
5	09. 21～09. 22	ソウル本部税関 (39 名)	
6	09. 11	仁川本部税関 (20 名)	
7	10. 19～10. 20	釜山本部税関 (40 名)	
8	10. 29～10. 30	仁川本部税関 (42 名)	
9	11. 09～11. 10	仁川本部税関 (39 名)	
10	11. 19～11. 20	光州本部税関 (43 名)	
11	11. 30～12. 01	ソウル本部税関 (37 名)	
12	12. 07～12. 08	仁川本部税関 (39 名)	
13	07. 08	龍塘税関 (21 名)	
14	07. 09	蔚山税関 (13 名)	
15	08. 31～09. 03	第 1 回本物・偽物の比較展示会	
16	09. 14～09. 18	第 2 回本物・偽物の比較展示会	
合計	-	453 人	

出処：関税庁

さらに、特許庁は地域住民、企業家及び地方自治体の公務員の知的財産認に対する持続的な認識向上のために発明コンテスト、発明フェスティバルなど発明振興行事を開催し、自主的な協力環境をつくるために、知的財産経営者クラブ、地域自治団体の政策協議会などを運用した。

ソウル特別市はソウル市民とソウル所在の中小企業を対象に知的財産教育 30 回、知的財産相談 888 回を支援した。釜山広域市は地域の大学に知的財産講座を必修教養科目として開設するなど、知的財産に対する認識向上のために力を入れた。

京畿道は知的財産関連の非対面教育課程を編成し、知的財産人材を育成している。また、知的財産の専門家プールを構築し、道内の中小企業の技術奪取防止及び技術保護のため教育を実施している。経済的・社会的弱者に対する知的財産相談・教育も行い、中小企業在職者などを対象に現場に必要な知的財産教育を実施し、市・郡の公務員を対象としては知的財産の政策や情報が交換できるようなネットワークを構築している。全羅北道は地域の知的財産権の競争力が弱い企業を対象に教育を実施し、全羅南道は公務員向けの知的財産ワークショップなどを開催した。慶尚北道も企業の需要を随時反映して企業を訪れる出張型知的財産権教育（一般・集中教育）を実施し、毎年定期的に公務員向けの知的財産ワークショップを開催して特許庁の政策などに関する教育を実施した。

慶尚南道は関連機関などと連携して毎年説明会を開催し、現場訪問コンサルティング及び知的財産保護制度に関する教育を実施している。忠清北道は地方自治体の知的財産政策の一貫性維持及び地域の知的財産に対する認識向上のために、道内 11 の基礎自治体（市町村）及び広域自

治体（都道府県）の担当者、知的財産関連機関及び企業の関係者を対象にワークショップや会議を開催した。忠清南道も知的財産に対する認識向上、知的財産にフレンドリーな基盤造成、支援政策の強化のために地域の公務員、関連機関、企業などを対象に知的財産ネットワークを構築した。

世宗特別自治市は知的財産を基盤とする起業のために多様な教育を実施した。済州特別自治道は2017年から2021年まで5年間、済州大学を知的財産先導大学に指定して知的財産教育の専門担当人材を確保し、知的財産専門講座を運用している。

(2) 産業財産権保護に関する広報

1) 全国巡回キャンペーン

特許庁と韓国知的財産保護院は一般消費者と販売者を対象に全国巡回知的財産保護キャンペーンを繰り広げた。

[表 4-6-3] 過去5年間の全国巡回キャンペーンの実施回数

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
全国巡回キャンペーン	4	9	12	15	16	56

出処：韓国知的財産保護院

消費者向けのキャンペーンは青少年、大学生など一般国民が産業財産権保護をテーマにポスター、スローガン、アンケート調査、プラカードなどを直接制作して路上キャンペーンに参加し、感想などをSNSに投稿する形で行われた。

販売者向けのキャンペーンは模倣品が頻発に流通する地域の小商工人の産業財産権保護に対する自主参加を促すために、当該地域を中心に産業財産権尊重意識の拡大のための広報物を配布し、模倣品販売の違法性を説明する方法で実施された。同キャンペーンは九里市庁、江原道庁、春川市庁などの自治体と合同で行われた。

2) 国民参加型知的財産保護公募展

特許庁と韓国知的財産保護院は知的財産保護に対する国民の正しい認識と行動の変化を誘導するとともに、関連情報を提供するために国民が直接参加できる知的財産保護の動画及びカードニュースの公募展（第10回）を開催した。

本公募展のテーマは「知的財産保護に対する国民の正しい認識と行動の変化の誘導や情報提供」で、動画やカードニュースの形式で受け付けた。公募期間中に165作が受付され、予審と本審を経て28作が受賞作に最終選定された。受賞作は特許庁及び韓国知的財産保護院が運用するウェブサイト及びSNSに投稿され、国民に知的財産保護の重要性を伝えた。

3) 公益広告の制作及び SNS 運用など

特許庁と韓国知的財産保護院は一般国民が模倣品の問題点と知的財産保護の重要性に対して共感できるコンテンツ、損害賠償制度の現実化など、改正特許法について案内する映像を制作した。

[図 4-6-2] 産業財産権保護のための広報コンテンツ



出処：韓国知的財産保護院

特許庁と韓国知的財産保護院は制作されたコンテンツについてメッセージを効果的に伝えることができるテレビ、YouTube、一般国民の利用度の高い映画館、駅のホーム、中小・中堅企業が入居した産業団地内のメディアボード、通勤時間帯の聴取率が高いラジオ番組などに送出することで、知的財産保護政策の好感度と正規使用の必要性などに対する認識を広めている。

また、ブログ、SNS を運用してオンラインコミュニティユーザーとの双方向コミュニケーションを強化する活動も推進している。2020 年には公共交通機関やラジオ番組、インターネット、SNS など多様な媒体を活用して改正された産業財産保護制度について積極的に広報した。

[表 4-6-4] 過去 5 年間の産業財産権保護に関する広報活動の状況 (単位：回、人)

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
公益広告の送出	30	606	41	64	145	886
ブログアクセス (年間累積)	4,691,232	5,188,905	5,576,669	5,738,249	5,903,586	27,098,641
SNS の関心者数 ¹⁹⁵ (年間累積)	18,992	28,521	31,381	29,905	34,797	143,596
合計	4,710,254	5,218,032	5,608,091	5,768,218	5,938,528	27,243,123

出処：韓国知的財産保護院

¹⁹⁵ SNS の関心者数は、Twitter の「フォロワー数」、Facebook の「いいねの数」、カカオストーリー「通知設定 ON」、インスタグラム「フォロワー数」の合計である。

2. 著作権

文化体育観光部と韓国著作権委員会が小中高校生を対象に著作権に対する意識水準を調査した結果¹⁹⁶、青少年の「著作権指数」は2013年以来毎年上昇しつづけて、2020年には100点満点中82.2点と、最も高い点数となった。

「著作権指数」は、青少年が著作権に関する正しい知識を持っているか否かを基に算出した「著作権知識指数」と正しい著作物利用行為に対する青少年の価値判断を問う「著作権態度指数」の平均値である。2020年の「著作権知識指数」は80.3点で前年と同じく、「著作権態度指数」は前年比0.6点増の84.2点で過去最高となった。

また、著作権教育を受けた児童・生徒の「著作権指数」は83.7点、著作権教育を受けていない児童・生徒の「著作権指数」は81.3点であった。これを見れば、文化体育観光部が進める著作権教育が児童・生徒の著作権に対する認識向上に相当な貢献をしていると判断できる。

[表 4-6-5]2020年の青少年の著作権指数 (単位：点)

区分	2016	2017	2018	2019	2020
総合指数	80.1	81.0	81.6	81.9	82.2
知識指数	80.8	80.7	80.7	80.3	80.3
態度指数	79.5	81.3	82.5	83.6	84.2

出処：韓国著作権委員会、「2020年の小中高校生の著作権意識調査」（2020 調査機関 PMI）

(1) 著作権に対する認識向上教育

1) オフライン著作権教育

文化体育観光部と韓国著作権委員会が推進している「著作権体験教室」は学校現場の教師が体験を中心とする著作権教育を実施することで、青少年の著作権に対する認識範囲の拡大を図るプログラムである。2020年には全国276の教室で行われた。

[表 4-6-6]過去5年間の著作権体験教室の運用状況 (単位：回、人)

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
回数	283	290	308	292	276	1,449
人数	11,558	10,890	11,079	11,499	12,748	57,774
教師の数	283	290	200	166	19	958

出処：韓国著作権委員会

¹⁹⁶ 韓国著作権委員会、「2020年小中高校生の著作権意識調査」（2020 調査機関PMI）。2020年、同調査の母集団は全国の小学生、中学生、高校生の14,380人で、標本誤差は±0.82%（95%信頼水準）である。韓国著作権委員会の「出張型著作権教育」を申請して教育に参加した全国の小中高校生から有効標本を選定し、著作権教育を受ける前に調査を行う方式で行われた。

「出張型著作権教育（学生）」は韓国著作権委員会で育成した著作権の青年講師が自ら小中高校を訪問し、2時間かけて需要者である青少年の目線に合わせて行う教育である。2020年には7,333回教育を実施した。

[表 4-6-7]過去5年間の出張型著作権教育（学生）の運用状況 (単位：回、人)

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
回数	10,418	10,636	11,207	9,538	7,333	49,132
人数	396,460	416,027	392,626	332,620	357,679	1,895,412

出处：韓国著作権委員会

「出張型著作権教育（大人）」は韓国著作権委員会が企業、公共機関、文化芸術家など、実務現場に必要な著作権教育のために、対象別に合わせて進めるプログラムである。2020年には10,611人に対して271回教育を実施した。

[表 4-6-8]過去5年間の出張型著作権教育（大人）の運用状況 (単位：回、人)

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
回数	379	327	292	280	271	1,549
人数	20,003	14,487	14,739	14,984	10,611	74,824

出处：韓国著作権委員会

文化芸術家を対象とする著作権教育は2016年からその実施圏域が全国に拡大し、2020年には1,813人に対して53回教育を実施した。

[表 4-6-9]過去5年間の大人向けの出張型著作権教育中の文化芸術部門の運用状況

(単位：回、人)

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
回数	25	27	47	61	53	213
人数	1,066	1,140	1,962	2,848	1,813	8,829

出处：韓国著作権委員会

公共部門に対する出張型著作権教育は2019年から教育界（教育庁、又は研修院）に拡大され、2020年には2,402人に対して50回行われた。

[表 4-6-10]過去5年間の大人向けの出張型著作権教育中の公共部門の運用状況

(単位：回、人)

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
回数	23	28	21	42	50	164
人数	1,133	1,740	2,709	3,945	2,402	11,929

出处：韓国著作権委員会

韓国著作権委員会の「大学連携型創造的人材育成のための著作権専門講座」は大学に著作権講座を開設し、著作権知識を備えた創造的人材を育成するためのプログラムである。慶尚大学、祥明大学、淑明女子大学、全南大学、弘益大学の5校が主管大学に選定され、2020年には1,457人が受講した。

[表 4-6-11] 過去5年間の大学連携型創造的人材育成のための著作権専門講座の運用状況

(単位：個、人)

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
回数	11	24	26	27	28	116
人数	711	1,203	1,097	1,248	1,457	5,716

出処：韓国著作権委員会

2) オンライン著作権教育

文化体育観光部と韓国著作権委員会は遠隔著作権アカデミー課程を運用して青少年、保護者、産業従事者、大学生、一般人、公務員など多様な学習者に合わせたオンライン著作権教育を実施した。

青少年向けのオンライン著作権教育は「[小学低学年]著作権と友達になります」、「[小学高学年]著作権と友達になります」、「[中高生用]必ず知るべき学校内の著作権物語」課程で構成されており、青少年が学校や日常生活で簡単に接することができる著作物の利用及び著作権問題を事例形式で提示し、学習や著作権に対する興味と友好的認識を誘導しようとした。

保護者向けの教育課程は小中学校の子供を持つ親が著作権を理解して正しい著作物の利用及び著作権保護の必要性を認識することで、著作権に対する子供の正しい認識を高め、家庭での著作権相談や教育を行うことに重点を置いており、「[小学生保護者]著作権！もう基本です」課程と「[中高生保護者]著作権！もう基本です」課程を運用している。

産業従事者向けの教育課程は第四次産業革命、輸出産業、(予備)起業、放送、ゲーム、出版、音楽、図書館、デザイン、ソフトウェア、モバイル、コンテンツ、漫画(ウェブトゥーン)、保育園の保育士など、多様な職種・職務の産業従事者を対象に産業活動に必要な教育課程で運用されている。フォントや公演など社会的問題を取り上げ、学習者に必要な知識を伝えている。

大学生向けの教育課程は「盗作と著作権侵害」課程、「大学生のための著作権ノート」課程を運用している。大学(院)生活中の課題や論文作成など著作物利用に関する著作権注意事項を実務事例を挙げて説明し、盗作など著作権紛争を効果的に防止できるように関連知識を伝えている。

一般人向けの教育課程は一般人が日常やレジャー生活で発生する可能性のあるさまざまな状況での著作権問題に適切に対応できるよう、生活の中の著作権Q&Aをテーマに「日常生活編」、「会社・学校編」、「インターネット・娯楽編」で構成されており、著作権を新たに接する学習者のために「著作権超初心者」教育課程が新たに開設された。生涯教育振興政策と連携した

汎国民著作権遠隔生涯教育院では「分野別著作権契約実務（ゲーム、ソフトウェア）」、「ソフトウェア資産管理実務」、「ウェブ著作権」で構成している。

公務員向けの教育課程は、政府・地方自治体・公共機関など従事者の非営利目的の著作権制限など公共分野における著作権問題への対応力向上のため、「公共機関の勤務者のための著作権基礎と実務」、「公共分野の従事者のための著作権」課程を運用している。また、「公共機関のソフトウェア管理に関する規定」に基づき、年1回以上関連教育を受けなければならない公共機関のソフトウェア管理業務担当者などのために「実務にすぐ適用できる公務員のための著作権法」、「公共機関ソフトウェア著作権&資産管理理解」課程を運用している。

3) 著作権教育基盤の強化及び職務研修

「教員職務研修」は全国の小中高教員を対象に運用される著作権教育課程で、著作権関連法制と理論、実務に対するさまざまな講義とコンテンツを提供し、教員に正しい著作物利用方法などを習得させ、教員の職務能力向上を目的としている。また、学校の現場で青少年に著作権に対する肯定的な認識を広げ、著作権侵害を事前に防止し、著作権文化発展の基盤を固めるために毎年運用されており、2020年には8人が教育を履修した。

「遠隔教員職務研修」は学校現場に特化した教育を提供するために施行している。韓国著作権委員会遠隔教育研修院は2010年7月に教育部から遠隔研修院の認可を受けた後、教員への著作権教育の機会を拡大し、2000年に1単位（15時間）9つ、2単位（30時間）1つの著作権遠隔教員職務研修課程を運用した。2020年、この課程で12,532人の教員が教育を履修した。

ただし、従来実施されていた全国の市・道教育庁、教育支援機関などを対象とする「市・道教育庁向けの著作権研修」、国定・検定・認定教科用図書執筆チームを対象に著作権に対する専門的理解を深める「教科書編纂機関向けの著作権研修」、ドラマ・バラエティー・TV構成作家などを対象とする「放送作家向けの著作権研修」はコロナ禍の影響で予定通り行われなかった。

[表 4-6-12] 過去5年間の著作権研修修了人数の状況

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
市・道教育庁	60	99	86	70	-	315
教科書編纂機関	36	24	28	22	-	110
放送作家	22	31	24	30	-	107
教員職務研修	74	50	66	78	8	276
遠隔教員職務研修	10,473	8,648	5,015	12,401	12,532	49,069
合計	10,665	8,852	5,219	12,601	12,540	49,877

出処：韓国著作権委員会

「著作権現場職務能力向上課程」は国家的資源開発コンソーシアム事業で、著作権及びその他の産業分野の従事者の著作権法制知識及び実務能力を向上させるための教育課程である。2020年には354人が修了した。

[表 4-6-13]2020 年の著作権現場の職務能力向上課程の運用状況

(単位：回、人)

課程	入門	文化コンテンツ	SW 譲渡	SW ライセンス	1 人放送	音楽と著作権	深化	盗作	主要争点	契約主要争点	メディア	紛争調停練習	紛争実務	事例実務	分野別事例練習及び契約						合計	
															出版	放送	映像	音楽	インターネット	視覚芸術		
運用回数	2	1	1	1	1	2	1	2	1	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	25
修了人数	45	10	7	17	15	34	15	17	11	26	21	13	18	19	9	18	19	19	9	12	354	

出処：韓国著作権委員会

韓国著作権保護院でも公共部門の SW 自主管理能力を向上させるために、SW 管理担当者を対象として「SW 保護教育」も実施している。2020 年にはコロナ禍により、オフライン教育を 1 回実施し、25 回をオンラインに切り替えて 26 回を実施し、担当者 2,226 人が参加した。

4) 著作権教育条件付き起訴猶予制教育

「著作権教育条件付き起訴猶予制」は軽微な著作権侵害者に対して著作権教育の機会を付与し、再犯の発生を防止するためのプログラムである。著作権侵害者のうち、前科がなく、偶発的に「著作権法」に違反した場合、検察庁が 1 回に限って韓国著作権保護院に教育を依頼した者を対象に著作権教育の機会を与え、教育を受けた者に対して起訴猶予の処分をする。1 日 8 時間、年中運用される。

青少年対象の著作権教育条件付き起訴猶予制の教育は継続的な減少傾向にあり、2020 年には青少年 4 人、大人 229 人が教育を受けた。

[表 4-6-14] 著作権教育条件付き起訴猶予制教育の状況

(単位：人)

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
青少年	26	30	10	6	4	76
大人	1,979	933	692	482	229	4,315

出処：韓国著作権委員会

(2) 著作権保護のための広報

1) オン・オフライン定期キャンペーン

文化体育観光部と韓国著作権委員会は「正しく利用するあなたを応援します」というスローガンのもと、国民参加型オン・オフライン著作権の定期キャンペーンを 18 回展開した。SNS チャンネルで著作権の動向、海外事務所のニュース、著作権文化などの情報提供とともに、日常型情報コンテンツを制作して掲示し、非対面文化が広がる流れに応じてインディーズアーティスト

ト、一人創作者などと連携したオンライン・ライブコンサートを5回行い、4,317人の国民に提供、国民の著作権に対する関心を高めることに貢献した。

[図 4-6-3] SNS チャンネルを活用したオンライン・ライブコンサート



出处：韓国著作権委員会

オンラインキャンペーンは従来運用されていた SNS チャンネルなどで「オムジチョク（サムズアップ）・ウィーク・キャンペーン」というイベント形式で、従来のカードニュース形から 360° VR イベントに変更して 13 回繰り広げた。また、オフラインキャンペーンは世界の本と著作権の日（4 月）、京畿国際ウェブトゥーンフェア（5 月）、ソウル 1 人放送メディアショー（7 月）、知的財産の日（9 月）、国際著作権技術カンファレンス（11 月）と連携して 5 回を行った。

2) 広報コンテンツ制作

韓国著作権委員会は著作権に対する認識向上のために多様な広報コンテンツを制作・普及した。著作権専門弁護士を通じて国民が疑問に思う事例を挙げて著作権のヒントを伝える「ササコンコン（事事件件）著作権」、著作権キャラクター（チャンジャギ、ナヌミ）がウェブトゥーン、デザイナーなど、有名なクリエイターにインタビューした「私たち、今会う」など 20 編を制作し、韓国著作権委員会のユーチューブチャンネルで公開した。

[图 4-6-4] 著作権情報映像



出处：韩国著作権委員会

[图 4-6-5] 著作権に対する認識向上の広報ウェブトゥーン



出处：韩国著作権委員会

韩国著作権保護院は著作権保護の認識を高めるために広報映像を制作して配布した。広報映像は学生版と新入社員版で2つを制作し、映画・音楽・出版・ウェブトゥーン・フォントを創作するクリエイターらが直接参加した短いインタビュー映像及び合本映像も制作した。

制作された広報映像及び短い映像は首都圏を運行するバス及び駅のホーム（地下鉄1号線～4号線）と地下鉄内の映像モニター（空港鉄道）で約525万回以上を送出された。

3) 著作権保護リレークイズ運用及び著作権保護政策提案公募展の運用

韓国著作権保護院は著作権保護に対する一般人の参加及び認識を高めるために、新学期大学街での違法コピーの解消政策に関する提案の公募展を運用し、新聞とオンラインで著作権保護リレークイズを運用した。

当該公募展には1,373作が受付され、6作が政策提案部門に選定され、3作が標語部門に選定された。

[表 4-6-15]2020 年新学期における大学街の違法コピー解消政策に関する提案の公募展：政策提案部門の授賞内訳

政策提案	賞の格
費用は未来に+購入は限られた領域で自由に =自由入出金教材費ローンバウチャー	大賞
統合ポータルを活用した民-官-学の連携ガバナンス 大学教材共同購入システム	
専攻書籍提携の基盤、オンライン購読プラットフォームの構築 大学教材 E-book ストリーミング・プラットフォーム・サービス：奎章閣	優秀賞
ジョンヘドリム (Dream、手渡してあげる) 政策提案 モバイル専攻教材「e-study」	奨励賞

[表 4-6-16]2020 年新学期における大学街の違法コピー解消政策に関する提案の公募展：標語部門の授賞内訳

標語	賞の格
著作権を守ろうとする良心！創作者を尊重する本気！	大賞
著者が生涯流した汗雫、違法コピーで涙の雫	奨励賞
大切にしてください。あなたの本代ではなく、大切な著作者の権利を	奨励賞

新聞とオンラインでの著作権リレークイズは6月から12月まで毎週クイズが出され、毎週、正解者のうち50人を抽選して文化商品券を支給した。26回行われ、97,728人が応募した。

3. 営業秘密及び産業技術

(1) 営業秘密保護の教育及び広報

特許庁は営業秘密保護センターを通じて営業秘密の専門家自らが申請企業を訪問し、教育する企業訪問教育、営業秘密管理者のための営業秘密保護定期教育、地域説明会及びウェブサイトによるオンライン教育などを実施している。同センターは2020年、定期教育1回、地域説明会13回、セミナー1回を開催し、参加者数は1,520人に達する。

[表 4-6-17] 過去5年間の営業秘密保護センターの営業秘密教育の実施状況 (単位: 回、人)

区分	2016		2017		2018		2019		2020		合計	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
訪問教育	37	2,242	54	1,688	44	1,406	60	1,305	-	-	195	6,641
定期・ 深化教育	1	30	1	41	1	31	2	98	1	230	6	430
説明会・ セミナー	31	1,570	38	1,762	41	2,033	37	1,999	14	1,290	161	8,654
合計	69	3,842	93	3,491	86	3,470	99	3,402	15	1,520	362	15,725

出処: 営業秘密保護センター

(2) 中小企業技術保護の教育及び広報

中小ベンチャー企業部は大・中小企業・農漁業協力財団を通じて2020年、中小企業の役職員向けの技術保護教育及び説明会などを70回開催し、参加者数は25,401人に達した。新型コロナウイルス感染拡大により、非対面オンライン教育を開発し、中小企業の技術保護に対する認識改善に向けた教育に参加した人数は前年に比べて34%以上増加した。

また、小商工人振興公団など7つのオンライン教育専門機関と協力し、全国民が中小企業の技術保護に対する重要性を認識し、政府政策を理解できるように無料教育課程を開発した。特に、コロナ禍により、非対面業務が増加する傾向に対応するために、非対面で業務を進める際に守るべき技術保護ガイドライン教育を追加し、既存の教育映像の最新化、アクセシビリティ向上のための字幕ファイル制作などを行った。韓国産業技術保護協会を遂行機関として起業企業、産業セキュリティ関連学科の大学生と国立工業高校(全国3校)の生徒を対象に、技術保護の専門人材育成のための教育も推進した。

[表 4-6-18] 過去 5 年間の中小ベンチャー企業部の技術保護に関する教育・説明会の実施状況

(単位：回、人)

区分	回数						参加者数						
	2016	2017	2018	2019	2020	合計	2016	2017	2018	2019	2020	合計	
教育	大企業・公共機関	20	30	39	58	17	164	2,300	1,796	3,630	4,195	875	12,796
	予備在職者 (高校・大学)	-	-	-	6	13	19	-	-	-	297	605	902
	専門家の能力強化	2	3	2	-	5	12	115	117	86	-	272	590
	オンライン連携	-	-	-	-	9	9	-	-	-	-	9,049	9,049
	計	22	33	41	64	44	204	2,415	1,913	3,716	4,492	10,801	23,337
説明会	政府部処・関係機関	108	109	103	38	23	381	16,164	17,710	15,793	13,853	14,727	77,792
	主要都市・地域巡回	10	15	19	17	3	64	629	607	831	610	328	3,005
	計	118	124	122	55	26	445	16,793	18,317	16,624	14,463	14,600	80,797
合計	140	157	163	119	70	649	19,208	20,230	20,240	18,955	25,401	104,034	

出処：中小ベンチャー企業部

[表 4-6-19] 中小企業技術保護の無料教育課程の詳細

連携・協力機関	教育対象
小商工人振興公団、起業振興院、 韓国コンテンツ振興院、 韓国技術教育大学オンライン生涯教育院、 ソウル特別市、京畿道、国家生涯教育振興院	小商工人、起業企業、コンテンツ企業、 技術教育人材、ソウル市民、京畿道、国民

他にも、中小企業の技術流出防止から事後救済まで多様な支援事業を運用しており、紛争タイプ別対処方を提示した「被害事例集」、技術保護 10 大重要対策について説明する「技術保護ガイドライン」、取引関係の際に必ず締結しなければならない「秘密保持契約 (NDA) ガイド」など、毎年広報物を制作・配布している。また、中小ベンチャー企業部の技術保護政策とイシュー、行事などの各種情報を盛り込んだ技術保護ウェブマガジンを試験的に発刊し、大・中小企業の役職員、技術保護の専門家、関連機関を対象として年 2 回配布した。

また、年に 1 回技術保護カンファレンスを開催し、技術保護政策の方向及び戦略・事例などを共有し、中小企業の技術保護文化定着などに寄与した有功者を選定して褒賞した。

[表 4-6-20] 過去 5 年間の中小ベンチャー企業部の技術保護カンファレンス及び有功者への褒賞

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計
カンファレンス (人)	281	270	278	282	298	1,409
有功者褒賞 (点)	24	24	23	27	28	126

出処：中小ベンチャー企業部

4. 植物新品種など

(1) 品種保護権侵害紛争防止の教育及び広報

国立種子院は種子業者と農業人を対象に品種保護権侵害防止の教育及び広報を強化した。これまで国立種子院は出張型現場教育で種子業者及び農業人に品種保護権侵害事例を伝え、侵害防止教育を実施してきたが、コロナ禍では対面教育が難しくなった。したがって、2020年には「保護品種を正しく知って使用する」のカードニュースと侵害紛争調停制度の案内リーフレットなどを制作して配布した。

また、国立種子院は種子・生命産業分野の専門人材育成のために専門教育機関である国際種子生命教育センターを設立し、2019年7月から運用している。2020年には作物別育種技術、育苗技術、種子加工など33課程（49回）を運用して1,096人に対して教育を実施した。

(2) 「遺伝資源法」履行のための教育及び広報

環境部は名古屋議定書の概念と国際動向、締約国別法制状況、よくある質問などテーマ別に案内書を発行している。遺伝資源法の施行に伴う申告義務を知らせるため、新聞、放送、SNSなど多様な媒体を利用して主要内容などを広報した。

2020年にはケニア、南アフリカ、インドなど78カ国のABS規制手続き、関連政策など海外の最新情報を分析し提供し、国内外の名古屋議定書の最新動向などニュースレターを20回発刊した。また、地域のバイオクラスター（忠北、済州、慶南、京畿の4カ所）などと共同で圏域別「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関するオンライン説明会」を開催した。

オンラインで遺伝資源へのアクセス・利益及び利益配分に関する相談も19回実施し、出張型コンサルティングも44回実施した。

[表 4-6-21]2020年の遺伝資源へのアクセス・利益及び利益配分に関するオンライン相談及び出張型コンサルティング支援

区分	オンライン相談	出張型コンサルティング
回数	19回	44回

出処：環境部

PART

05

今後の展望及び政策提言

第1節 知的財産侵害対応の強化及び紛争解決支援

第2節 中小・ベンチャー企業の知的財産強化

第3節 新知的財産対応体系の構築及び育成

第4節 国際協力による知的財産保護強化

第5節 知的財産保護に対する認識向上

第1節 知的財産侵害対応の強化及び紛争解決支援

第4章で確認したように、2020年の知的財産権違反件数は全体的に減少している¹⁹⁷。これは、政府と関係者とも知的財産保護に努めた成果である。にもかかわらず、オンライン上で知的財産侵害などは増加しており、これに対する積極的な対応が必要である。また、韓国企業の多くを占める中小企業の技術の保護や活用の強化が必要で、人工知能やメタバースなど新技術の登場による対応策を模索する必要がある。

1. オンライン上の知的財産侵害に対する対応策づくり

2020年は新型コロナウイルスが世界で最も重要なイシューであった。さらに、第四次産業革命の技術発展によるデジタル時代への転換やメタバースなど、新たなプラットフォームの登場でオンライン市場が拡大し、それによってオンライン上の知的財産関連犯罪も増加した。これは、2020年に文化体育観光部が運用する違法コピー品追跡管理システムモニタリング件数と、特許庁によるオンライン模倣品流通サイトの遮断・閉鎖の件数が共に増加したことからも確認できる¹⁹⁸。

今後もオンライン産業の活性化が予想されるため、オンライン上の知的財産侵害に対する対応策が必要である。

オンラインでは国境を越えた侵害が容易に起こり得る。警察庁によると、国際協力捜査要請件数は2015年の284件から2019年には858件へと4年で約3倍に増え、同時期の国内サイバー犯罪件数は14万4,679件から18万499件へと24.8%増加した。したがって、このような事例に対する知的財産保護と執行力を強化するためには、国際社会と協力体制の強化が必要である。この点で、2020年のGIPC保護指数で韓国の欠点として指摘された「サイバー犯罪条約（Convention on Cyber crime）」などの条約に参加することも検討することができる。サイバー犯罪条約の適用対象犯罪に著作権侵害罪が含まれているため、国際協力を強化し、国際的な司法協力を導く方策にもなるだろう。

2. 韓流コンテンツ保護支援の強化

2020年、第92回アカデミー授賞式で韓国映画「パラサイト」は作品賞、監督賞など4冠を達成し、防弾少年団（BTS）は韓国大衆音楽史上初めてビルボードのメインシングルチャート1位に入り、ブラックピンクはユーチューブチャンネル登録者数で世界2位となるなど、韓流コンテンツの存在感が高まった。この結果は韓国銀行（韓国の中央銀行）で発表する知的財産権貿易

¹⁹⁷ 2020年、検察庁が受理した知的財産権法違反件数は前年比約16.2ポイント減少し、知的財産権に対する損害賠償請求訴訟の受理件数は前年比約17.02ポイント減少した。

¹⁹⁸ 2020年の違法コピー品追跡管理システムモニタリング件数は前年比289%増の1,495,644件であった（2019年517,179件）。オンライン模倣品流通サイトの遮断・閉鎖件数は昨年比106%増の137,382件であった（2019年129,538件）。

収支でも分かる。2020年の韓国の文化芸術著作権分野の貿易収支は過去最大の黒字（1.6億ドル）を達成した。

このように韓流コンテンツの存在感が高まるにつれ、コンテンツの消費が世界中に拡大しており、これと同時に各国で韓国コンテンツの違法な利用も増え、韓国企業に被害が予想される。これを防ぐために海外での韓流コンテンツの保護の必要性が切実に求められている。

したがって、文化体育観光部は韓流コンテンツが進出している国で韓流コンテンツが効率的に保護されるように「海外著作権保護利用権支援事業」を推進し、「インターポールとの国際協力事業」も2021年から支援する予定であるが¹⁹⁹、持続的な保護努力が必要であると予想される。

3. 知的財産執行力の強化のための特別司法警察の運用拡大

韓国の産業財産権特別司法警察は2010年に発足した後、商標権侵害に対する取り締まりのみ行ってきたが、2019年3月19日に「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律²⁰⁰」の改正後、特許、営業秘密、デザイン侵害及び商品形態模倣行為にまで捜査範囲が拡大した。その結果、2020年の産業財産権特別司法警察の刑事立件取り締まり件数は2019年に比べて72%増加した。

近年、知的財産分野は技術、標識、デザイン、著作物、コンテンツ、ソフトウェアなど、対象と範囲が非常に広く、技術の発展に伴って流通チャンネルも多様化し複雑化し、侵害方法も高度化している。これにより、知的財産分野の場合、当該技術に対する専門知識がなければ侵害判断はいうまでもなく、申告内容すらも正確に理解することが難しい。したがって、高度化する侵害を取り締まり、知的財産に対する執行力を強化するためには、知的財産分野の専門性を持つ特別司法警察の運用拡大が必要である。

4. 代替的紛争解決制度の専門性及び効率性の強化

2020年、特許権侵害差止請求の民事本案（一審）の平均処理日数は506.7日で、過去5年の平均日数は494.5日となった²⁰¹。このように訴訟による知的財産紛争解決にはまだ多くの時間がかかり、多くの費用も発生する。このような限界を乗り越えるために、政府は訴訟に比べて迅速かつ費用の安い代替的紛争解決制度を運用している。

知的財産関連の代替的紛争解決制度の申立件数は2015年から2019年まで14.2%の伸び率を示していたが、2020年は前年に比べて154.7%増加し、今後コロナ禍などによる非対面産業の活

¹⁹⁹ 「海外における韓流コンテンツ保護の強化… インターポールと国際協力事業を推進 - 政府、公共機関、民間権利者からなる『海外知的財産保護協議体』を開催」、2020. 12. 17newspimの記事
<https://www.newspim.com/news/view/20201217000473>

²⁰⁰ 以下では「司法警察職務法」と称する。この法律は2018年12月18日に改正された。

²⁰¹ 特許、実用新案、デザイン、商標、著作権及び営業秘密侵害差止請求の民事本案（一審）処理状況の平均日数

性化により、無形の知的財産のコピー、配布、奪取などの侵害行為が発生する恐れがあると予想される。

このように急増する知的財産分野における代替的紛争解決制度の専門性を強化するために専門教育などを提供し、新規制度の導入などで制度運用の効率性を強化する方策づくりが必要である。

第2節 中小・ベンチャー企業の知的財産強化

1. 中小・ベンチャー企業の技術保護強化

国内企業のうち中小企業は630万社で、全業の99%を占めており、国内の従事者数の約82%が中小企業に従事する。しかし、中小企業の技術流出は毎年発生しているのが現状である。2015年から中小企業の技術流出による被害額は4千242億ウォンを超えることが明らかになった²⁰²。これは、中小企業とベンチャー企業が資本力不足で、大企業に比べて彼らが保有する技術を保護するための環境が劣悪だからである。韓国の産業発展と経済発展のために中小・ベンチャー企業の技術イノベーションが切実に求められているにもかかわらず、彼らが創出した技術を効率的に保護できなければ、韓国の経済成長は伸び悩むだろう。したがって、この企業らが保有している技術が不当に流出、又は奪取されないように、さまざまな政策が施行されなければならない。

また、中小企業が保有する技術が流出や奪取された場合、企業の存亡に直結する場合もある。2020年の中小企業の技術流出及び奪取状況を見ると、2017年から2019年まで中小企業35社が3年間流出した技術は55件で平均1.6件に達するものと調査された。

[表 5-1-1]2020年の中小企業の技術資料の流出や奪取状況（調査対象年度 2017～2019）

（単位：件、億ウォン）

区分	企業数	合計件数	平均件数	平均被害金額	平均被害金額
中小企業	35	55	1.6	290	5.8

これは、中小企業の技術資料の流出や奪取が頻繁に発生していることを示している。このような中小企業の技術流出を防ぐために、政府は中小企業の技術保護支援に関する法律を改正するなど、多様な政策を展開しているが、中小ベンチャー企業部、特許庁、公正取引委員会などの関係部処が中小企業の技術流出や奪取に対して部処間の連携支援策を強化し、実務協議会などを運用し、中小企業保護の実効性を図る必要がある。さらに、実際に技術流出と奪取が発生した場合、迅速に対応するために申告窓口の一元化、協力捜査体系への継続的な努力も必要です。

中小ベンチャー企業部は製品の設計、生産、流通という一連の過程がITでつながり、セキュリティ事故が発生すれば、すべての工程の中核技術が流出する恐れがあるスマート工場（Smart Factory）の場合、セキュリティソリューションを提供することにした²⁰³。また、中小ベンチャー企業部はスマート工場に技術寄託を義務付け、一定のレベル以上のスマート工場はセキュリティシステムを義務的に構築するようにし、専門家による現場診断と諮問を受けることができ

²⁰² デイリーセキュア（<https://www.dailyseco.com>）を参照

²⁰³ 「技術流出防止から被害救済まで全方位で対応する。-『中小企業技術保護の強化策』を発表」、2020.04.02 中小ベンチャー企業部のプレスリリース

るようにした。さらに、専門機関のセキュリティ管制サービスを提供できるようにしている。スマート工場の事例と同様に、中小ベンチャー企業のタイプなどを考慮して企業の特性や水準に合った技術的、制度的な支援策を開発する必要もあるであろう。

また、中小ベンチャー企業部と特許庁を中心に、中小企業の統合的な技術保護管理体系を構築するなど、実効性のある対策も講じなければならない。

2. 中小・ベンチャー企業の技術活用強化

中小・ベンチャー企業の多くは人材・費用に限界があり、あらゆる関連技術を研究開発することはできず、必要な技術は特許を買い取るか、通常実施権を契約して解決する必要がある。ただし、通常実施権の場合、登録手続が面倒で、実施権を設定する際に該当内容を競合他社が知ることができるため、今後製品の方向性などが露出される可能性があり、実施権登録を回避して特許を侵害する場合も頻繁に発生している。

韓国特許法上、通常実施権の場合、登録が第三者対抗要件²⁰⁴となっているが、米国、ドイツ、日本では未登録の通常実施権に対して当然対抗制度をとっている。米国特許法では特許実施権の登録制度がなく²⁰⁵、ドイツ特許法 § 15 (3) は「特許権の譲渡や特許権に対する新しい実施権の設定はその以前に当該特許に関して許可された実施権に影響を及ぼさない」と規定している。この時点で実施権は独占的でも排他的でも構わず、登録の有無も問わない²⁰⁶。

日本特許法第 99 条第 1 項は、「通常実施権は、その発生後にその特許権若しくは専用実施権又はその特許権についての専用実施権を取得した者に対しても、その効力を有する」とし、登録がなくても実施権で特許権の譲受人などに対して当然対抗できることを明記している。

英国とフランスは悪意者対抗制度をとるなど、比較法的にも韓国がとっている「登録対抗」制度は少数の立法例に属する。実施権設定による外部特許の導入や特許移転時でもほとんど独占的形態（専用実施権と独占的通常実施権）からなっており、排他的通常実施権の活性化と実施権設定の多様な経路を法制的に保障する方策を検討する必要がある。

²⁰⁴ 特許法第118条（通常実施権の効力）①通常実施権を登録した場合はその登録後に特許権、又は専用実施権を取得した者に対してもその効力が発生する。

²⁰⁵ 米国特許法 § 261 は特許権の譲渡登録に関しては規定しているが、実施権については言及していない。判例と実務もこの規定が実施権に適用されていないと解釈されている。米国判例法は独占的実施権でも排他的実施権でも、実施権が設定された状態で特許権が譲受又は譲渡される場合、実施権者は登録とは関係なく、譲受人にその実施権を主張する権利を認めている。[特許庁、知的財産基盤創造経済の実現のための特許法全面改正方策研究、2014、9 頁以下参照]

²⁰⁶ 中山信弘・小泉直樹、「新注解特許法（上）」、青林書院（2011）、1,371 頁

第3節 新知的財産対応体系の構築及び育成

1. 人工知能、メタバースの登場による総合対応体系の構築

2020年には人工知能関連の知的財産 이슈が大きく注目された。2019年、米国の人工知能の開発者スティーブン・テイラーが人工知能（DABUS）を発明者と表記して特許を出願したが、2020年には同特許出願に対する米国特許商標庁の審査結果が発表されたためである。

以前から人工知能技術に関する発明は特許として保護されていたが、人工知能が発明に実質的に貢献した発明を特許として保護し、人工知能を発明者として認めることができるかが主な論点であった。米国特許商標庁の審査結果は、発明者は自然人のみ可能であるため、人工知能を発明者として記載することは特許拒絶理由に該当すると判断した。これに対し、出願人は米バージニア州東部地区連邦地方裁判所に控訴し、手続きが進行中である。

2018年度人工知能が描いた絵画がクリスティーズのオークションで約5億ウォンで落札されるなど、人工知能の発展によって人工知能が創作し、発明する事例はさらに多くなると見込まれる。これを受け、韓国も未来志向的な観点から関連産業の発展などを共に考慮することで、人工知能による創作・発明の保護策についての議論を続け、立法案を導き出す必要がある。

人工知能とともに、2020年には新型コロナウイルス感染拡大により、非対面社会が日常化し、XR、5Gなど仮想世界を構成するための基盤技術が発展しつつ、仮想と現実が結合された次世代プラットフォームであるメタバースに対する関心が高まった。

メタバースは利用者自らが創作及び経済活動を行うことができるという点で知的財産を創出し、侵害することができるなどの問題が予想されるが、この創作及び営業活動が現行法令上の知的財産権として保護できるかどうかは明らかになっていない状況である。さらに、現実世界の知的財産権があるものをメタバース内で実施する場合やメタバースでの創作物を現実世界で使用する場合、侵害行為か否かなども明確ではない状況である。また、「特許法」、「商標法」、「デザイン保護法」などの産業財産権は属地主義で、国境のないメタバースで発生する知的財産侵害を処罰して防止するには限界があるため、国際機関などとの積極的な議論が必要である。

今後のメタバースは現実の活動に取って代わるものであり、さらに拡大すると予想されるため、発生可能な法的問題を先行的に検討し、事業者ガイドラインを提供するなど、関連産業の発展のための努力が必要である。これにより、世界中が注目しているメタバース産業にリーディングケースを構築し、韓国が関連産業をリードする必要がある。

2. 種子の優秀品種育成及び海外輸出市場の拡大

世界の種子市場の規模は417億ドル水準で、関連産業まで含めると780億ドル水準に推定される。そのため、種子産業は「農業の半導体」と呼ばれる。高付加価値産業である種子産業の市場が拡大し、韓国の種子業の登録業者も2019年の2,751社から2020年3,315社へと1年で564社が増加した。それでも世界の種子市場に占める韓国市場の割合は5.5億ドルで世界種子市場の1.3%に過ぎない。国内の優秀な品種を育成して海外輸出市場に進出させる新たな戦略が必要な時期であり、何よりも政府の積極的な支援が必要である。

まず、海外の品種展示や博覧会で国内の品種を広報し、先進事例を学ぶ必要がある。中国、ベトナム、インド、米国などの主な輸出国を対象に、地域別品種展示圃・試験圃の設置を支援しなければならない。特に、アジア・太平洋種子協会（APSA）、世界種子協会（ISF）のように大規模な国際種子貿易会議に広報ブースを設置して運用する必要がある。海外現地に国内の育成品種を展示し、輸出・販売に関するコンサルティングを提供するとともに、現地のバイヤーに国内の優秀な品種を積極的に紹介し、広報する。また、民間種子会社は中国の国際花卉博覧会、米国国際種子博覧会などの国際種子関連の博覧会や海外種子関連のセミナーに参加できるように支援が必要である。海外研修で先進種子の生産・加工技術や輸出マーケティング対策などを習得できるように専門教育の機会を提供することもできる。

種子強国への飛躍のため、ゴールデン・シード・プロジェクト（GSP、Golden Seed Project）のような国家戦略型種子のR&Dを積極的に推進する必要がある。ゴールドシードプロジェクトとは、韓国の種子のグローバルな競争力強化のため、野菜・園芸・水産・食糧・種畜分野の輸出及び輸入代替戦略品目（20品目）に対する研究開発事業をいう。タマカイ×クエ（クエタマ）、タマカイ×キジハタ、タマカイ×アカマダラハタの場合、2019年時点で輸出額約216万ドルと国内売上高約11億ウォンを記録した。輸出及び輸入代替品種の開発のようなR&D事業に積極的投資を支援し、目に見える成果を達成し、製品競争力と流通経済力、広報能力などを図らなければならない。さらに、2019年から実施しているミャンマーの稲農業サービス構築事業などのODA事業をさらに発掘し連携すれば、海外輸出市場の開拓と海外ネットワーク構築を図ることができるだろう。

第4節 国際協力による知的財産保護強化

1. グローバルな通商の変化に応える知的財産の通商協定戦略の模索

最近、パリ条約、WTO/TRIPs、マドリッド協定、商標法条約、特許法条約などの国際条約をはじめ、多国間の自由貿易協定でも知的財産に関する議論が活発になっている。特に、地域的な包括的経済連携協定（RCEP）、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）などの多国間貿易協定では知的財産が通商協定のイシューとして取り上げられている。これは、新型コロナウイルスによるデジタル転換、先端技術が主導権の確保に向けた技術競争覇権争いが繰り広げられているなか、急変するグローバル通商環境に対して国が能動的に対応する必要があるということであろう。

パンデミックにより、経済・産業全般でデジタル転換が加速化している中、主要国はデジタル及び先端技術の主導権を確保するための強力な知的財産政策を推進している。特に、D・N・A（データ・ネットワーク・AI）のようなデジタル技術が広がるにつれ、知的財産の領域が大幅に拡大し、通商協定において新たな知的財産イシューが浮き彫りになっている。具体的にUSMCA、CPTPP、RCEPではSW輸出入時の国家機関のソースコード譲渡要求禁止、営業秘密（データ）保護強化、画像デザイン保護などに関する議論が挙げられる。技術・産業トレンドの変化と通商協定締結の内容に基づき、リアルタイムで知的財産権イシューを随時把握し、主要争点を分析・導出して将来の通商協定に備えた知的財産国際協力戦略を積極的に策定する必要がある。また、CPTPPの加盟を推進している韓国の立場では、このような国際機関などでの知的財産に関する議論について継続的にモニタリングし、韓国の規範体系について考えてみる必要がある。

2. 世界知的所有権機関の地域事務所の誘致など国際協力強化

2020年10月、世界知的所有権機関の新事務局長のダレン・タンが公式業務を開始した。国際秩序の変化に伴い、韓国・世界知的所有権機関の協力をさらに強化し、韓国の利益を確保できる具体的な対応戦略を策定する必要がある。

特に、世界知的所有権機関は2022年9月の総会で新たに地域事務所を設置する4カ国を指定する予定である。知的財産をめぐる韓国の国際的な存在感を高めるとともに、国内の出願人に対してより便利な知的財産サービスを提供するために、韓国は世界知的所有権機関の地域事務所の誘致に取り組まなければならない。主要国の特許庁長官及び世界知的所有権機関の高官との面談などで支持を要請し、外交部（ジュネーブ代表部）と協力して韓国に地域事務所を誘致する当位性に対する広報を推進しなければならない。特に、2020年～2021年の会期の間、既存の地域事務所（アルジェリア、日本、中国、ロシア、シンガポール、ブラジル）に対する評価基準の議論に積極的に参加する必要がある。既存の地域事務所に対する評価は新規地域事務所の選定と緊密な関連性があるため、特許出願量や品質の高さ、優秀な知的財産インフラを確保している韓国の強みが反映されるように積極的に訴えなければならない。他にも、世界知的所有

権機関への公務員派遣、知的財産の専門家の進出などのような段階的目標を設定し、新興国・途上国など世界的所有権機関の加盟国から支持を得るための具体的な戦略を策定しなければならないだろう。

第5節 知的財産保護に対する認識向上

1. 知的財産に対する認識向上による韓国の国際知的財産保護順位の改善

特許庁と韓国知的財産保護院が実施した「2020年知的財産保護に対する国民の認識度調査」によると、知的財産保護水準に対する体感度は66.7点、文化体育観光部と韓国著作権委員会が小中高校生を対象に著作権に対する意識レベルを調査した「青少年著作権指数」は2020年には100点満点中82.2点となり、前年比べて上昇した。これは、韓国政府が知的財産法制度の補完と執行力を強化した成果だといえるだろう。

それにもかかわらず、海外で発表される代表的な国家知的財産保護指数の一つである2020年IMDの知的財産保護指数では38位となった。IMDの知的財産保護指数は経営者や専門家などのアンケート調査に基づいて順位を算出している。一方、IMDの知的財産保護指数とは異なって定量的指標を中心に国別順位を集計しているGIPCの国際知的財産指数では韓国の知的財産保護順位は分析対象53カ国中13位となった。GIPCの国際知的財産指数を詳しく見ると、韓国は制度の効率性部門で3.75点で、米国・英国・フランスなどと共同2位となり、特許権及び関連権利と制限部門で7.5点と、フランス・ドイツ・日本などと共同2位を記録している。商標権及び関連権利及び制限部門では5.55点で3位、著作権及び関連権利と制限部門で5.99点で6位となるなど、高く評価されている。

このような結果は、これまで特許や商標などの故意侵害に対して最大3倍の賠償制度を導入し、音楽著作権分野では権利者の公演権料及び補償金を支給される場所を追加するなど権利者の保護を強化し、継続的な取り締まりを行って知的財産保護環境を積極的に改善しようとしたが、経営者や専門家などにその努力が伝わっていないとみていいだろう。

したがって、企業の経営者や専門家らを対象に、韓国の知的財産保護制度の改善事項及び執行実績などを提示して認識向上につなげ、韓国の国際知的財産保護順位を上げる政策づくりが必要である。例えば、特許庁が実施した「2020年知的財産保護に対する国民の認識度調査」では、「公益広告キャンペーンの放送」や「ブログやSNSなどのオンラインコミュニティ広報」の効果が優れていることが明らかになったため、企業の経営者向けの公益広告キャンペーンを制作したり、よく使うコミュニティ向けの広報も検討していいだろう。また、国内外の主要企業・団体の経営者や実務者を招待する定期的な国際知的財産保護カンファレンスを開催したり、広報冊子を配布する方策なども検討してみる必要がある。

報告書の執筆チーム

企画・編集	国家知識財産委員会知識財産戦略企画団 シン・ジュノ団長、ユン・ジョンソク知的財産振興官、バン・ジナ保護政策課長、キ・ドヒョン保護政策課専門官	
研究・執筆・諮問	韓国知識財産研究院 (責任研究機関) ダレ戦略事業化センター (共同研究機関) 韓国電子通信研究院 知能化融合研究所 韓国知的財産保護院 韓国著作権委員会 韓国著作権保護院 韓国特許情報院 韓国保健産業振興院 特許法院知的財産権研究センター 法務法人常緑 法務法人百日 法務法人太平洋 慶尚大学	チョン・ソンテ創出・活用研究室副研究委員 クァク・ヒョン創出・活用研究室専門委員 キム・シヨル創出・活用研究室副研究委員 チョン・スヨン創出・活用研究室専任研究員 イ・サンウク弁理士、チョン・イルヨン弁護士、 チョン・ハヌル主任研究員 キム・ジンヒ研究員 イ・サンヒ紛争情報分析チーム専門委員 キム・チャンドン通商研究チーム長、 審査調査統計チームシン・ボンギ博士 チョン・ソクチョルオンライン保護局局長 海外事業チームファン・ジョンファングループ長 イ・ジュハ責任研究員 イ・ジュファン研究員 クァク・チョンモク弁護士 イ・スジ弁護士 ソ・コウン研究員 イ・ホンヒ教授
	外交部 法務部 文化体育観光部 農林畜産食品部 農林畜産検疫本部 国立種子院 国立森林品種管理センター 産業資源通商資源部 中小ベンチャー企業部 公正取引委員会 特許庁 関税庁 法院行政処	地域経済機関課ソン・プルン外務行政官 商事法務課キム・ヒョソン事務官 著作権政策課チョン・ヨンウ主務官 科学技術政策課パク・ヨンジュ事務官 研究企画課パク・ヨンジン主務官 品種保護課ソ・ジュヨン事務官 品種審査課イロヨン研究士 技術セキュリティ課イ・ウンイ主務官 技術保護課チュ・ヒョンジュン事務官 技術流用監視チームクォン・ヒョンソプ調査官 産業財産保護政策課チョン・スファン書記官、 リュ・ジョンヒョン事務官 輸出入安全検査課カン・スンヒョン事務官、 ソン・ジョンナム主務官 企画担当官室ナ・ユリ実務官

2020 知的財産保護政策執行年次報告書

発行日	2021年12月
発行人	国家知識財産委員会委員長
発行元	国家知識財産委員会 世宗特別自治区 電話 044) 202-4243 ファックス 044) 202-6050 ウェブサイト http://www.ipkorea.go.kr
発刊登録番号	12-B552783-0000040-10
ISSN	2384-1338
